

令和 8 年 第 1 回

大崎町議会定例会会議録

開会 令和 8 年 3 月 2 日

閉会 令和 8 年 3 月 18 日

大 崎 町 議 会

令和8年第1回大崎町議会定例会

会 期

令和8年 3月 2日（月）から

17日間

令和8年 3月18日（火）まで

月 日	曜 日	時刻	本会議	委員会	摘 要
3月 2日	月	10	第1日		会 期 の 決 定 議 案 等 上 程
3日	火	9		委員会	付 託 案 件 の 審 査
4日	水	9		委員会	特別委員会（一般当初）
5日	木	9		委員会	特別委員会（一般当初）
6日	金	9		委員会	特別委員会（一般当初・陳情）
7日	土				休 会
8日	日				休 会
9日	月	9		委員会	特別委員会（過疎計画）
10日	火				予 備
11日	水				予 備
12日	木	10	第2日		一 般 質 問
13日	金	10	第3日		一 般 質 問
14日	土				休 会
15日	日				休 会
16日	月				予 備
17日	火				予 備
18日	水	10	第4日		付託案件の審査報告

令和 8 年第 1 回大崎町議会定例会会議録目次

第 1 号（3 月 2 日）（月）

1. 開 会	6
2. 開 議	6
3. 日程第 1 会議録署名議員の指名	6
4. 日程第 2 会期の決定	6
5. 日程第 3 諸般の報告	6
6. 日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて （令和 7 年度大崎町一般会計補正予算（第 7 号））	7
中野町長提案理由説明	7
宮本総務課長	7
7. 日程第 5 議案第 7 号 令和 7 年度大崎町一般会計補正予算（第 8 号）	9
中野町長提案理由説明	9
宮本総務課長	9
中山美幸議員	12
中野町長	12
相星教委管理課長	12
中山美幸議員	12
千歳副町長	13
中山美幸議員	13
千歳副町長	13
藤田香澄議員	13
中野町長	13
8. 日程第 6 議案第 8 号 令和 7 年度オオサキポイント事業特別会計補正予 算（第 1 号）	14
中野町長提案理由説明	14
上野商工観光課長	14
9. 日程第 7 議案第 9 号 令和 7 年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第 4 号）	15
中野町長提案理由説明	15
岩元保健福祉課長	15
10. 日程第 8 議案第 10 号 令和 7 年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正 予算（第 1 号）	16

中野町長提案理由説明	16
岩元保健福祉課長	17
11. 日程第 9 議案第 1 1 号 令和 7 年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	17
中野町長提案理由説明	17
岩元保健福祉課長	18
12. 日程第 1 0 議案第 1 2 号 令和 7 年度大崎町水道事業会計補正予算（第 3 号）	19
中野町長提案理由説明	19
川越水道課長	19
13. 日程第 1 1 議案第 1 3 号 大崎町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について	20
中野町長提案理由説明	20
宮本総務課長	20
藤田香澄議員	24
宮本総務課長	24
藤田香澄議員	24
中野町長	24
藤田香澄議員	24
宮本総務課長	24
14. 休 憩	25
15. 日程第 1 2 議案第 1 4 号 大崎町子ども医療費の給付に関する条例及び大崎町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	25
中野町長提案理由説明	25
岩元保健福祉課長	25
16. 日程第 1 3 議案第 1 5 号 大崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	27
中野町長提案理由説明	27
岩元保健福祉課長	27
児玉孝徳議員	29
中野町長	29
岩元保健福祉課長	29
児玉孝徳議員	29

岩元保健福祉課長	29
17. 日程第 1 4 議案第 1 6 号 大崎町火入れに関する条例の一部を改正する 条例の制定について	29
中野町長提案理由説明	29
鎌田農林振興課長	30
18. 日程第 1 5 議案第 1 7 号 令和 8 年度大崎町一般会計予算	31
19. 日程第 1 6 議案第 1 8 号 令和 8 年度オオサキポイント事業特別会計予算	31
20. 日程第 1 7 議案第 1 9 号 令和 8 年度大崎町国民健康保険事業特別会計 予算	31
21. 日程第 1 8 議案第 2 0 号 令和 8 年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算	31
22. 日程第 1 9 議案第 2 1 号 令和 8 年度大崎町介護保険事業特別会計予算	31
23. 日程第 2 0 議案第 2 2 号 令和 8 年度大崎町水道事業会計予算	31
24. 日程第 2 1 議案第 2 3 号 令和 8 年度大崎町公共下水道事業会計予算	31
25. 休 憩	31
中野町長提案理由説明	32
谷迫税務課長	45
本松町民課長	45
岩元保健福祉課長	46
26. 休 憩	48
竹本環境政策課長	48
川越水道課長	48
松元農委事務局長	49
鎌田農林振興課長	49
上野商工観光課長	50
美戸建設課長	51
相星教委管理課長	52
西竹教委社会教育課長	53
渡邊企画政策課長	54
宮本総務課長	54
上野商工観光課長	57
岩元保健福祉課長	58
岩元保健福祉課長	59
岩元保健福祉課長	60
川越水道課長	61

川越水道課長	63
27. 休 憩	65
中山美幸議員	65
28. 休 憩	65
中野町長	65
宮本総務課長	66
29. 休 憩	66
中野町長	66
宮本総務課長	66
30. 休 憩	66
宮本総務課長	66
31. 休 憩	66
宮本総務課長	67
中山美幸議員	67
中野町長	68
岩元保健福祉課長	68
中山美幸議員	69
岩元保健福祉課長	70
中山美幸議員	71
岩元保健福祉課長	72
32. 休 憩	73
33. 日程第 2 2 議案第 2 4 号 大崎町過疎地域持続的発展計画の策定について	73
中野町長提案理由説明	73
渡邊企画政策課長	74
34. 日程第 2 3 陳情第 1 号 医療確保プロジェクトに係る予算及び事業経緯 の慎重審議並びに今後の大崎町の医療確保方針 の十分な検討を求める件	75
35. 散 会	76
第 2 号（3 月 1 2 日）（木）	
1. 開 議	83
2. 日程第 1 会議録署名議員の指名	83
3. 日程第 2 一般質問	83
鷲東慎一議員	83

中野町長	83
鷺東慎一議員	85
中野町長	86
鷺東慎一議員	87
中野町長	87
鷺東慎一議員	88
穂園教育長	89
岩元保健福祉課長	90
鷺東慎一議員	90
中野町長	91
鷺東慎一議員	91
中野町長	92
鷺東慎一議員	92
穂園教育長	93
鷺東慎一議員	93
中野町長	94
鷺東慎一議員	95
中野町長	95
鷺東慎一議員	96
中野町長	96
鷺東慎一議員	96
中野町長	96
鷺東慎一議員	97
中野町長	97
鎌田農林振興課長	97
鷺東慎一議員	98
鎌田農林振興課長	98
中野町長	99
鷺東慎一議員	99
中野町長	100
鷺東慎一議員	100
中野町長	100
鷺東慎一議員	101
中野町長	102

鷺東慎一議員	102
中野町長	102
鷺東慎一議員	103
中野町長	103
鷺東慎一議員	105
竹本環境政策課長	105
鷺東慎一議員	105
中野町長	106
鷺東慎一議員	106
4. 休 憩	106
中山美幸議員	107
中野町長	107
中山美幸議員	108
中野町長	108
中山美幸議員	109
中野町長	110
中山美幸議員	111
中野町長	112
中山美幸議員	112
中野町長	112
中山美幸議員	113
5. 休 憩	113
中野町長	113
中山美幸議員	114
中野町長	114
中山美幸議員	114
中野町長	114
6. 休 憩	115
中山美幸議員	115
中野町長	115
中山美幸議員	116
中野町長	116
中山美幸議員	116
中野町長	116

中山美幸議員	117
中野町長	117
上野商工観光課長	118
中山美幸議員	118
上野商工観光課長	118
中山美幸議員	118
7. 休 憩	118
中野町長	118
中山美幸議員	118
中野町長	119
中山美幸議員	119
中野町長	120
中山美幸議員	120
8. 休 憩	121
中野町長	121
中山美幸議員	121
中野町長	122
中山美幸議員	123
中野町長	123
中山美幸議員	124
藤田香澄議員	124
中野町長	124
藤田香澄議員	125
上野商工観光課長	125
藤田香澄議員	125
上野商工観光課長	125
藤田香澄議員	125
中野町長	126
藤田香澄議員	126
上野商工観光課長	126
藤田香澄議員	126
上野商工観光課長	126
藤田香澄議員	126
中野町長	126

藤田香澄議員	127
中野町長	127
藤田香澄議員	127
中野町長	128
藤田香澄議員	129
中野町長	129
藤田香澄議員	129
9. 休 憩	130
藤田香澄議員	130
中野町長	130
藤田香澄議員	131
中野町長	131
藤田香澄議員	132
中野町長	132
藤田香澄議員	132
中野町長	133
藤田香澄議員	133
中野町長	133
藤田香澄議員	133
中野町長	134
藤田香澄議員	134
中野町長	134
藤田香澄議員	135
上野商工観光課長	135
藤田香澄議員	135
中野町長	136
藤田香澄議員	136
中野町長	136
藤田香澄議員	137
渡邊企画政策課長	137
藤田香澄議員	137
中野町長	138
藤田香澄議員	138
中野町長	139

富重幸博議員	140
中野町長	140
富重幸博議員	141
中野町長	141
富重幸博議員	142
中野町長	142
富重幸博議員	143
中野町長	143
富重幸博議員	144
中野町長	144
富重幸博議員	145
中野町長	145
富重幸博議員	146
中野町長	146
富重幸博議員	147
中野町長	147
富重幸博議員	147
中野町長	147
富重幸博議員	148
中野町長	148
渡邊企画政策課長	149
富重幸博議員	149
中野町長	150
富重幸博議員	150
中野町長	151
富重幸博議員	152
中野町長	152
富重幸博議員	152
中野町長	152
富重幸博議員	152
中野町長	153
富重幸博議員	153
中野町長	153
富重幸博議員	154

中野町長	154
富重幸博議員	154
10. 休 憩	156
11. 日程第3 議案第7号 令和7年度大崎町一般会計補正予算(第8号)	156
稲留総務厚生常任委員長報告	156
12. 日程第4 議案第8号 令和7年度オオサキポイント事業特別会計補正予 算(第1号)	158
中山文教経済常任委員長報告	159
13. 日程第5 議案第9号 令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正 予算(第4号)	160
14. 日程第6 議案第10号 令和7年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)	160
15. 日程第7 議案第11号 令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予 算(第3号)	160
稲留総務厚生常任委員長報告	160
16. 日程第8 議案第12号 令和7年度大崎町水道事業会計補正予算(第3号)	163
中山文教経済常任委員長報告	163
17. 散 会	164

第3号(3月13日)(金)

1. 開 議	171
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	171
3. 日程第2 一般質問	171
稲留光晴議員	171
中野町長	171
穂園教育長	171
稲留光晴議員	172
穂園教育長	172
井元教委管理課長補佐	172
稲留光晴議員	172
中野町長	173
稲留光晴議員	173
中野町長	173
鎌田農林振興課長	173

稲留光晴議員	174
鎌田農林振興課長	174
稲留光晴議員	174
鎌田農林振興課長	174
稲留光晴議員	175
中野町長	175
稲留光晴議員	176
中野町長	176
稲留光晴議員	176
中野町長	176
稲留光晴議員	177
中野町長	177
美戸建設課長	177
稲留光晴議員	177
美戸建設課長	177
稲留光晴議員	177
穂園教育長	178
稲留光晴議員	178
穂園教育長	178
稲留光晴議員	178
穂園教育長	178
稲留光晴議員	179
穂園教育長	179
稲留光晴議員	179
穂園教育長	179
稲留光晴議員	180
穂園教育長	180
稲留光晴議員	181
中野町長	181
稲留光晴議員	182
中野町長	182
稲留光晴議員	183
4. 休 憩	183
児玉孝徳議員	183

中野町長	184
児玉孝徳議員	185
中野町長	185
児玉孝徳議員	186
中野町長	186
児玉孝徳議員	186
中野町長	186
児玉孝徳議員	187
中野町長	187
児玉孝徳議員	188
中野町長	188
児玉孝徳議員	189
穂園教育長	189
児玉孝徳議員	189
中野町長	189
児玉孝徳議員	189
穂園教育長	190
児玉孝徳議員	190
中野町長	190
児玉孝徳議員	191
中野町長	191
児玉孝徳議員	191
中野町長	191
穂園教育長	192
児玉孝徳議員	193
穂園教育長	193
児玉孝徳議員	193
中野町長	193
児玉孝徳議員	194
中野町長	194
児玉孝徳議員	195
中野町長	195
児玉孝徳議員	196
中野町長	196

児玉孝徳議員	197
5. 休 憩	197
中倉広文議員	197
中野町長	197
中倉広文議員	198
中野町長	198
中倉広文議員	198
中野町長	198
中倉広文議員	199
中野町長	199
中倉広文議員	200
中野町長	200
宮本総務課長	200
中倉広文議員	201
中野町長	201
鎌田農林振興課長	201
中倉広文議員	202
鎌田農林振興課長	202
中倉広文議員	202
中野町長	202
中倉広文議員	202
中野町長	203
鎌田農林振興課長	203
中倉広文議員	203
中野町長	203
中倉広文議員	203
中野町長	204
鎌田農林振興課長	204
中倉広文議員	204
中野町長	204
中倉広文議員	205
中野町長	205
中倉広文議員	205
中野町長	206

中倉広文議員	206
中野町長	207
中倉広文議員	208
中野町長	208
中倉広文議員	209
中野町長	209
中倉広文議員	209
中野町長	210
中倉広文議員	210
中野町長	211
中倉広文議員	211
中野町長	211
中倉広文議員	212
中野町長	212
中倉広文議員	213
中野町長	213
岩元保健福祉課長	213
中倉広文議員	214
中野町長	214
川越水道課長	214
中倉広文議員	215
川越水道課長	215
中倉広文議員	215
中野町長	215
中倉広文議員	215
中野町長	216
中倉広文議員	216
6. 休 憩	216
岡元修一議員	217
中野町長	218
岡元修一議員	218
中野町長	218
美戸建設課長	218
岡元修一議員	218

中野町長	218
岡元修一議員	219
中野町長	219
岡元修一議員	220
中野町長	220
岡元修一議員	220
中野町長	220
岡元修一議員	221
中野町長	221
岡元修一議員	222
中野町長	222
岡元修一議員	222
中野町長	222
岡元修一議員	222
中野町長	222
岡元修一議員	223
中野町長	223
岡元修一議員	223
中野町長	224
岡元修一議員	224
中野町長	224
岡元修一議員	225
7. 散 会	225

第4号（3月18日）（水）

1. 開 議	231
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	231
3. 日程第2 議案第13号 大崎町職員等の旅費に関する条例の全部を改正 する条例の制定について	231
稲留総務厚生常任委員長報告	231
4. 日程第3 議案第15号 大崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関 する基準を定める条例の制定について	232
稲留総務厚生常任委員長報告	232
5. 日程第4 陳情第1号 医療確保プロジェクトに係る予算及び事業経緯の	

慎重審議並びに今後の大崎町の医療確保方針の十 分な検討を求める件	233
鷺東特別委員長報告	234
6. 日程第5 議案第17号 令和8年度大崎町一般会計予算	235
鷺東予算審査特別委員長報告	235
7. 日程第6 議案第18号 令和8年度オオサキポイント事業特別会計予算	236
中山文教経済常任委員長報告	237
8. 日程第7 議案第19号 令和8年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算	238
9. 日程第8 議案第20号 令和8年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算	238
10. 日程第9 議案第21号 令和8年度大崎町介護保険事業特別会計予算	238
稲留総務厚生常任委員長報告	238
11. 日程第10 議案第22号 令和8年度大崎町水道事業会計予算	241
12. 日程第11 議案第23号 令和8年度大崎町公共下水道事業会計予算	241
中山文教経済常任委員長報告	241
13. 日程第12 議案第24号 大崎町過疎地域持続的発展計画の策定について	244
鷺東大崎町過疎地域持続的発展計画審査特別委員長	244
14. 日程第13 同意第1号 教育委員会委員の任命について	245
中野町長提案理由説明	245
15. 休 憩	247
16. 日程第14 同意第2号 副町長の選任について	248
中野町長提案理由説明	248
17. 日程第15 選任第1号 大崎町議会改革等調査特別委員会の設置について	250
18. 休 憩	250
19. 日程第16 発議第2号 緊急燃油高騰対策に関する発議の提出について	251
鷺東慎一議員	251
20. 日程第17 議員派遣の件	252
21. 日程第18 閉会中継続審査・調査申出書	252
22. 閉 会	253

第 1 号

3 月 2 日 (月)

令和 8 年第 1 回大崎町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 8 年 3 月 2 日

午前 10 時 20 分開議

於 会 議 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|-----|--------|---|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名（6 番，7 番） |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 | 4 | 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 7 年度大崎町一般会計補正予算（第 7 号）) |
| (総) | 日程第 5 | 議案第 7 号 令和 7 年度大崎町一般会計補正予算（第 8 号） |
| (文) | 日程第 6 | 議案第 8 号 令和 7 年度オオサキポイント事業特別会計補正予算
(第 1 号) |
| (総) | 日程第 7 | 議案第 9 号 令和 7 年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予
算（第 4 号） |
| (総) | 日程第 8 | 議案第 10 号 令和 7 年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号) |
| (総) | 日程第 9 | 議案第 11 号 令和 7 年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算
(第 3 号) |
| (文) | 日程第 10 | 議案第 12 号 令和 7 年度大崎町水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| (総) | 日程第 11 | 議案第 13 号 大崎町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する
条例の制定について |
| | 日程第 12 | 議案第 14 号 大崎町子ども医療費の給付に関する条例及び大崎町
重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条
例の制定について |
| (総) | 日程第 13 | 議案第 15 号 大崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の制定について |
| | 日程第 14 | 議案第 16 号 大崎町火入れに関する条例の一部を改正する条例の
制定について |
| (特) | 日程第 15 | 議案第 17 号 令和 8 年度大崎町一般会計予算 |
| (文) | 日程第 16 | 議案第 18 号 令和 8 年度オオサキポイント事業特別会計予算 |
| (総) | 日程第 17 | 議案第 19 号 令和 8 年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算 |
| (総) | 日程第 18 | 議案第 20 号 令和 8 年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算 |

- (総) 日程第 19 議案第 21 号 令和 8 年度大崎町介護保険事業特別会計予算
 (文) 日程第 20 議案第 22 号 令和 8 年度大崎町水道事業会計予算
 (文) 日程第 21 議案第 23 号 令和 8 年度大崎町公共下水道事業会計予算
 (特) 日程第 22 議案第 24 号 大崎町過疎地域持続的発展計画の策定について
 (特) 日程第 23 陳情第 1 号 医療確保プロジェクトに係る予算及び事業経緯の慎重審議並びに今後の大崎町の医療確保方針の十分な検討を求める件

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1 番 藤 田 香 澄	8 番 宮 本 昭 一
3 番 岡 元 修 一	9 番 中 倉 広 文
4 番 富 重 幸 博	10 番 中 山 美 幸
5 番 児 玉 孝 徳	11 番 鷲 東 慎 一
6 番 稲 留 光 晴	12 番 吉 原 信 雄
7 番 神 崎 文 男	

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	中 野 伸 一	農林振興課長	鎌 田 洋 一
副 町 長	千 歳 史 郎	建 設 課 長	美 戸 博 明
教 育 長	穂 園 正 幸	農委事務局長	松 元 昭 二
会 計 管 理 者	岡 留 和 幸	水 道 課 長	川 越 龍 一
総 務 課 長	宮 本 修 一	教委管理課長	相 星 永 悟
企画政策課長	渡 邊 正 一	教委社会教育課長	西 竹 信 也
商工観光課長	上 野 明 仁	税 務 課 長	谷 迫 利 弘
町 民 課 長	本 松 健一郎		
環境政策課長	竹 本 忠 行		
保健福祉課長	岩 元 貴 幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	久 保 健一朗
次長兼調査係長	上 橋 孝 幸
次長兼議事係長	松 元 幸 紀

庶務係主任 西 ゆ か り

開会 午前１０時２０分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） これより、令和８年第１回大崎町議会定例会を開会いたします。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（吉原信雄議員） これより、本日の会議を開きます。

日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、６番、稲留光晴議員及び
７番、神崎文男議員を指名いたします。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（吉原信雄議員） 日程第２「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付してある日程案のとおり、本日から３月１８
日までの１７日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から３月１８日までの１７日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第３ 諸般の報告

○議長（吉原信雄議員） 日程第３「諸般の報告」を行います。

先般開催されました総務厚生常任委員会において、委員長及び副委員長の変更が
ありましたのでお知らせいたします。委員長に稲留光晴議員、副委員長に富重幸博
議員が選任されたので報告いたします。

次に、去る２月１７日に開催されました第７７回鹿児島県町村議会議長会定期総
会について、皆様方に報告を申し上げます。

この第７７回定期総会は、町村議会議長会会長の中種子町議会議長迫田秀三氏の
挨拶で始まり、引き続き、来賓として、鹿児島県、塩田知事、鹿児島県議会、日高
議長、鹿児島県町村会、高岡会長から、それぞれ祝辞をいただき、その後、自治功
労者表彰として、鹿児島県町村議会議長会表彰と全国町村議会議長会表彰の伝達が
行われました。また、肝付町議会に、町村議会広報全国コンクール表彰の奨励賞の
伝達が行われました。

引き続き、議事に入り、役員の補充選任報告、会務報告及び監査報告に続き、令

和6年度決算の承認、令和8年度事業計画案、同じく予算案の提案説明があり、審議の結果、いずれも原案のとおり可決されました。

なお、令和8年度鹿児島県町村議会議長会会計予算総額は4,799万8,000円であります。

最後に、決議案が朗読され、総力を結集して13項目の事項の実現を期するための決議案が提案され、全会一致で採択されました。

第77回鹿児島県町村議会議長会定期総会については、以上のとおりでございます。

議員派遣の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますのでよろしくお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度大崎町一般会計補正予算（第7号））

○議長（吉原信雄議員） 日程第4、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和7年度大崎町一般会計補正予算（第7号））」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中野伸一君） それでは、御説明いたします。本案は、地方自治法第179条第1項により1月19日付けで専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,320万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を156億5,072万9,000円にするものでございます。補正の内容は、2月8日に執行されました第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に係る経費でございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（宮本修一君） 御説明いたします。

一般会計補正予算（第7号）は、2月8日に執行されました第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に係る経費でございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、歳入歳出補正予算事項別明細書の7ページをお願いいたします。

款2総務費、項4選挙費、目6衆議院議員総選挙費、節1報酬290万2,000円は、選挙管理委員会委員をはじめ、投票管理者や会計年度任用職員など選挙事務に携わる方々の報酬でございます。節3職員手当等345万6,000円は、職員の時間外勤務手当や投開票事務手当が主なものでございます。節7報償費15万9,

〇〇〇円は、投開票事務に係る事務謝礼でございます。節８旅費１４万１,〇〇〇円は、選挙事務に係る委員等の費用弁償、会計年度任用職員の通勤手当でございます。節１０需用費８０万３,〇〇〇円は、事務に要する消耗品費５４万４,〇〇〇円が主なものでございます。節１１役務費１５０万９,〇〇〇円は、入場券及び選挙広報等を郵送するための通信運搬費でございます。節１２委託料１３９万４,〇〇〇円は、選挙看板設置管理業務委託料１０８万３,〇〇〇円、開票時の投票用紙読取分類機等の点検に係る委託料１０万７,〇〇〇円、分類機設定委託料２０万４,〇〇〇円でございます。節１３使用料及び賃借料１９７万８,〇〇〇円は、次のページをお願いいたします、主に投票用紙読み取り分類機リース料１８９万８,〇〇〇円でございます。節１７備品購入費１０２万３,〇〇〇円は、投票に来られた方への投票用紙交付機でございます。最後に予備費でございますが、財源の調整によるものでございます。

これで歳出を終わります。次に歳入について御説明いたしますので６ページをお願いいたします。

款１１地方交付税、項１地方交付税、目１地方交付税２００万円は、財源の調整でございます。款１６県支出金、項３委託金、目１総務費委託金、節５選挙費委託金１,１２０万３,〇〇〇円は、衆議院議員総選挙費委託金、最高裁判所裁判官国民審査委託金及び衆議院議員開票速報事務委託金でございます。

以上で説明を終わりますが、９ページ以降に給与費明細書が添付してございますので御参照いただきたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第１号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和7年度大崎町一般会計補正予算（第7号））」は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和7年度大崎町一般会計補正予算（第7号））」は、承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第5 議案第7号 令和7年度大崎町一般会計補正予算（第8号）

○議長（吉原信雄議員） 日程第5、議案第7号「令和7年度大崎町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中野伸一君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,324万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を159億3,397万1,000円にするものでございます。歳出の主なものは減債基金積立金、施設整備事業基金積立金、障害福祉等サービス費、身体障害者更生医療給付費、農地中間管理機構関連農地整備事業負担金、ふるさと納税事業に係る経費などでございます。歳入は普通交付税及びふるさと納税寄附金の増、国・県支出金、繰入金の増減が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（宮本修一君） それでは、御説明いたします。

今回の補正予算は、人件費をはじめ、事業費の決定や実績見込みによる補正が主なものでございますので、比較的金額の大きいものについて御説明させていただきます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、歳入歳出補正予算事項別明細書の19ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目4財政管理費、節24積立金は、臨時財政対策債の償還財源として追加交付された普通交付税を積み立てるための減債基金積立金1,200万5,000円の増、及び今後の公共施設整備等に備えるための施設整備事業基金積立金1億3,001万1,000円が主なものでございます。目6財産管理費、節10需用費のうち、修繕料139万2,000円は、庁舎敷地内駐車場の白線引き等に係る経費が主なものでございます。

26ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目7障害者福祉費、節19扶助費290万7,000円は、説明欄にございます障害者等に対する助成金を実績見込みにより増減するものでございます。障害福祉等サービス費、身体障害者更生医療給付費の増が主なものでございます。

27ページをお願いいたします。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節18負担金、補助及び交付金は、実績見込みに伴う延長保育事業補助金116万円の増が主なものでございます。

29ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目5保健指導費、節19扶助費は、子ども医療費給付金732万3,000円の増、及び養育医療給付費14万4,000円の増でございますが、いずれも実績見込みによるものでございます。目6介護保険費、31ページをお願いいたします、節27繰出金1,287万円の増は、実績見込みによる介護保険事業特別会計繰出金の補正でございます。

31ページをお願いいたします。款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節1報酬92万9,000円は、主に農地利用の最適化に向けた活動を推進するための農地利用最適化交付金の追加交付に伴う報酬の増でございます。

32ページをお願いいたします。目8農地費、節18負担金、補助及び交付金3,711万5,000円は、国補正に伴い県営海岸保全施設整備事業負担金を1,462万円、県補正に伴い県営農村地域防災減災事業負担金を1,200万円、農地中間管理機構関連農地整備事業負担金を965万6,000円、実績見込みにより曾於南部地区水利施設管理強化事業補助金を615万8,000円、それぞれ補正するものでございます。

34ページをお願いいたします。項2林業費、目1林業振興費、節18負担金、補助及び交付金142万4,000円は、実績見込みによる有害鳥獣捕獲事業補助金の補正でございます。

35ページをお願いいたします。款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費は合計で4億8,590万1,000円の増でございますが、主なものはふるさと納税寄附金の実績見込みに伴う補正でございます。なお、本年度は55億円のふるさと納税寄附金を見込んでおります。

これで歳出を終わります。次に歳入の主なものについて御説明いたします。

11ページをお願いいたします。款1町税、項1町民税、目1個人37万円の減、目2法人1,800万円の減は、実績見込みによる補正でございます。款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税1,200万3,000円の増は、普通交付税の再算定に伴う追加交付額でございます。

款 1 3 分担金及び負担金から款 1 6 県支出金までは、説明欄に記載してございます各事業等の実績見込み及び決定等に併いまして補正をお願いするものでございます。

1 5 ページをお願いいたします。款 1 8 寄附金、項 1 寄附金、目 1 一般寄附金は、各事業等の実績見込み及び決定等に併いまして補正をお願いするものでございます。

1 6 ページをお願いいたします。款 1 9 繰入金、項 1 基金繰入金、目 3 人材育成基金繰入金及び目 4 ふるさと応援基金繰入金は、実績見込みにより減額するものでございます。款 2 1 諸収入、項 5 雑入、目 1 雑入は 3 4 7 万 7, 0 0 0 円の増でございますが、事業実績に伴う返還金や精算金が主なものとなっております。

1 7 ページをお願いいたします。款 2 2 町債は、合計で 4, 8 5 0 万円の減でございますが、説明欄にございます各事業の事業実績等に併い減額するものでございますが、目 1 衛生費と目 5 教育費のうち、節 2 その他教育債の補正については借入事業の変更によるものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、6 ページをお願いいたします。第 2 表継続費補正は変更でございます。款 9 教育費、項 5 保健体育費の総合体育館大規模改修事業でございますが、実績見込みに併い年割額を、補正前の額から補正後の額に変更するものでございます。

第 3 表繰越明許費でございます。まず、款 2 総務費、項 1 総務管理費の菱田中学校跡地残置物撤去事業でございます。旧菱田中学校敷地内の残置物撤去に係る事業でございますが、年度内に事業を完了できないため繰り越すものでございます。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費の物価高対応子育て応援手当支給事業でございます。年度内に事業を完了できないため繰り越すものでございます。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費の畜産関係車両消毒場整備事業でございます。年度内に事業を完了できないため繰り越すものでございます。

次の活動火山周辺地域防災営農対策事業でございます。降灰対策のために必要な機械等の導入を支援する事業でございますが、年度内に事業を完了できないため繰り越すものでございます。

次の農地耕作条件改善事業（病虫害対策型）でございます。病虫害の発生予防や蔓延防止のために行う土層改良や排水対策等に対して助成する事業でございますが、作付面積の大きな耕作者等について、年度内にこの作業を完了できないため繰り越すものでございます。

款 8 消防費、項 1 消防費の防災行政無線設備（親局）更新業務事業でございます。役場庁舎に設置しております防災行政無線設備の更新に係る事業でございますが、年度内に事業を完了できないため繰り越すものでございます。

款10 災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費の農林水産施設災害復旧事業でございますが、国の災害査定に期間を要し、年度内に事業が完了できないため繰り越すものでございます。

7 ページをお願いいたします。第4 表債務負担行為補正でございます。まず、外国語指導業務委託料については、令和8 年度から令和10 年度までをそれぞれ1,095 万6,000 円、3 年間で合計3,286 万8,000 円を限度額として追加するものでございます。

次に、大崎町益丸プール管理運営業務委託料及び大崎町くいの松原キャンプ場管理業務委託料については、各施設について管理運営の手法を見直すため廃止するものでございます。

8 ページをお願いいたします。第5 表地方債補正は変更でございます。まず、起債の目的欄の過疎対策事業（ソフト分を除く分）について、限度額を事業費の確定等に基づき、補正前の額から補正後の額にそれぞれ変更するものでございます。

次に、緊急自然災害防止対策事業債を除く分については、利率条件を年3.0 %から年5.0 %へ変更するものでございます。なお、起債の方法、償還の方法につきましては御覧いただきたいと思います。

以上で説明を終わりますが、46 ページ以降に給与費明細書を添付してございますので御参照いただきたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○10 番（中山美幸議員） 第4 表の債務負担行為の補正の部分ですね、ページ数7 ページです。外国語指導業務の委託3,286 万8,000 円、追加になっているんですが、これの歳出原資についてお示しをください。

○町長（中野伸一君） これについては、担当課長に説明させます。

○教委管理課長（相星永悟君） お答えいたします。

表示がありますように、令和8 年度から向こう3 年間、外国語指導助手、いわゆるALT ですが、この方を現行、今1 名ですが、1 名増員して2 名体制で業務に当たりたいと考えておりますので、当初予算にもそこは計上しておるところでございます。

原資につきましては、資料を持ってきておりませんので後ほどでよろしいでしょうか。

○10 番（中山美幸議員） 資料がないということは、これは総務委員会付託になる予定ですね、私は文教なんです。やはり、この場でびしゃっと説明していただかないと私たち内容がわからない部分が出てくるんじゃないですか。大方、大体どうい

う予算から出ているというのはわかるんじゃないですか。

○副町長（千歳史郎君） ただいまの御質問でございますけども、これについてはふるさと納税、ふるさと応援基金から教育の部門ということで充当をする予定で、8年度の当初予算で上げております。

○10番（中山美幸議員） 確認いたします。全額ふるさと納税ですか。

○副町長（千歳史郎君） 今のところ1,090万円ということで予算では上げております。

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はありませんか。

○1番（藤田香澄議員） 同じく債務負担行為のところで、廃止ということで益丸プール管理とくにの松原管理ということで、次の当初予算のところにもあるかと思うんですけども、今一度、運営管理の体制を見直すということで、今一度こういった形でやっていく予定なのかを御説明をお願いします。

○町長（中野修一君） お答えいたします。

この債務負担行為の廃止の件につきましてでございますが、まず、12月議会におきまして指定管理者の議案が否決となったというふうに、私になる前ですけども、なったというふうに聞いております。

議会からは会計処理の透明性、衛生管理体制、評価基準の明確さなどについて改善を求める具体的な御指摘をいただいております。執行部としては、それらを真摯に受け止めたいと考えております。その上で、すぐに同じ形で再提案することが適切なのかどうなのかということを検討しましたけれども、議会から示された課題に十分答えられる体制を整えるには一定の整理と検証の時間が必要であるという判断をいたしました。

これまで指定管理方式ということで運営をしてまいりましたけれども、今回の否決を受けまして、制度をそのものがこの施設に合っているのか、直営の形がいいのか、あるいはまた別な形があるのかを、一旦冷静に見直す必要があると考えております。

しかし、一方で、利用者への影響とか観光資源としての役割もあることから、施設を閉鎖することだけは避けなければならないということで、当面は町が責任をもって直営で、来年度予算になりますが、直営で運営を継続し、その期間中に収支の精査、見える化ですね、直営ですので明らかになりますけれども、それから衛生管理の具体的な改善、指定管理者制度の適否を含めた運営方式の再検証ということで、持続可能な仕組みを再設計した上で改めて議会にお示ししたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第6 議案第8号 令和7年度オオサキポイント事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長（吉原信雄議員） 日程第6、議案第8号「令和7年度オオサキポイント事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中野伸一君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億8,271万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億895万4,000円とするものであります。補正の主なものは、オオサキポイント利用料の実績見込みによる補正減でございます。

よろしく審議賜り、御可決くださるようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○商工観光課長（上野明仁君） それでは、オオサキポイント事業特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書の7ページをお願いいたします。款1総務費、目1総務管理費、節11総務費1,192万1,000円の減は、チーカ利用手数料及びチャージ手数料の今後の執行見込みにより補正するものでございます。

款2オオサキポイント事業費、目1オオサキポイント事業費、節7報償費4億7,025万8,000円の減は、オオサキポイントの今後の執行見込みにより補正するものでございます。

歳出を終わりました、次に歳入を御説明いたしますので6ページをお願いいたします。款1繰入金、目1一般会計繰入金1,268万5,000円の減と、目2ふるさと応援基金繰入金5,803万8,000円の減は、今後の執行見込みにより補正するものでございます。

款2諸収入、目1オオサキポイントチャージ料4億1,200万円の減につきましても、今後の執行見込みにより補正するものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

なお、8ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので御参照いただきたい

と思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第7 議案第9号 令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第4号)

○議長（吉原信雄議員） 日程第7、議案第9号「令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中野伸一君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,399万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ18億189万円とするものでございます。補正の主なものは、被保険者に係る保険給付費の補正減及び県補助金の見込みに伴い補正するものでございます。

よろしく審議賜り、御可決くださるようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。

今回の補正予算は、事業費の確定または実績見込みにより補正するものでございますので、主なもののみ御説明させていただきます。

歳出から御説明いたしますので、予算書の8ページをお願いいたします。款2保険給付費、項1療養諸費は、合計で9,183万4,000円の減でございますが、説明欄にございます診療報酬や療養費等の実績見込みにより減額するものです。

次の、項2高額療養費は、合計で551万6,000円の増でございますが、高額療養費等の実績見込みによる増が主なものでございます。

9ページをお願いいたします。次の、項4出産育児諸費は、合計で50万円の増でございますが、出産育児一時金の実績見込みにより増額するものです。

款4保健事業費、項1保健事業費は、合計で140万円の減でございますが、目2疾病予防費の節18負担金、補助及び交付金の健康診断費助成金の実績見込みによる減が主なものです。

10ページをお願いいたします。項2特定健康診査等事業費は535万2,000

0円の減でございますが、節12委託料の特定健診業務委託の実績に伴う減が主なものです。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金は、11ページまででございますが、合計で960万8,000円の増でございます。説明欄にございます交付金等の令和6年度実績に伴う返還金でございます。

以上で歳出を終わりました、次に歳入を御説明いたします。6ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税は、合計で710万5,000円の増でございますが、説明欄にございますそれぞれの実績を見込みまして補正するものです。

款4県支出金、目1保険給付費等交付金は、説明欄にございます交付金等の確定及び実績見込みにより補正するものです。

7ページをお願いいたします。款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金15万6,000円の減は、説明欄にありますそれぞれの事業費の実績見込みにより増減するものです。項2基金繰入金、目1国民健康保険基金繰入金の313万5,000円の減は、財源の調整によるものです。

款8諸収入、項3雑入、目1第三者納付金は、第三者行為に係る損害賠償金及び保険者間調整による返納金の実績見込みにより補正するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第8 議案第10号 令和7年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

○議長（吉原信雄議員） 日程第8、議案第10号「令和7年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中野伸一君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ337万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,506万5,000円とするものでございます。補正の主なものは、後期高齢者医療保険料及び広域連合納付金等の見込みに伴い補正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださるようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、予算書の7ページをお願いいたします。款1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金は337万3,000円の増でございますが、県広域連合へ納付いたします後期高齢者医療広域連合納付金及び保険基盤安定分担金の実績見込みにより補正するものです。

以上で歳出を終わります。歳入を御説明いたしますので6ページを御覧ください。

款1後期高齢者医療保険料は、実績見込みにより合計で1,053万1,000円を増額するものです。

次に、款3繰入金、項1一般会計繰入金は、合計で1,213万円の減でございます。そのうち、目1保険基盤安定繰入金1,212万9,000円の減は、低所得者等に係る保険料の軽減に対する保険基盤安定繰入金について、金額確定により減額するものです。

次の、款4繰越金493万8,000円の増は、繰越額の確定によるものです。

次の、款5諸収入は延滞金と預金利子でございますが、いずれも実績見込みにより増額するものです。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第9 議案第11号 令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（吉原信雄議員） 日程第9、議案第11号「令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中野伸一君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,422万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億8,699万7,000円とするものでございます。補正の主なものは、介護保険給付費及び地域支援事業費の実績見込みにより補正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。

今回の補正は、事業費の確定や今後の見込みによる調整が主でございます。

歳出から御説明いたしますので、予算書の８ページをお願いいたします。款２保険給付費、項１介護サービス等諸費は、合計で８,７１０万５,０００円の増でございます。目１居宅介護サービス給付費は、訪問介護や通所介護などのサービス費、目５施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設サービス費、目７居宅介護福祉用具購入費は、ポータブルトイレなどの福祉用具の購入費、目９居宅介護サービス計画給付費は、サービスを受けるための計画書、いわゆるケアプランの作成に係るサービス給付費でございますが、いずれもこれまでの実績と今後を見込んで増額するものです。

項４高額介護サービス等費、目１高額介護サービス費５００万円の増は、利用者負担が一定額を上回った場合の保険給付費でございますが、これまでの実績と今後を見込んで増額するものです。

９ページをお願いいたします。項５高額医療合算介護サービス等費は、合計で２０５万円の減でございます。医療と介護のサービスを受けた場合の自己負担額が一定額を超えないよう利用者の負担軽減を図るための保険給付費でございますが、目１は要介護の認定者、目２は要支援の認定者に係るサービス費でございます。項６特定入所者介護サービス等費は１,０００万円の減でございますが、施設入所などにおける食費や居住費の自己負担額を軽減するためのサービス費でございます。

款３地域支援事業費、項１介護予防・生活支援サービス事業費は、歳入の国及び県支出金支払基金交付金の補正に伴う財源変更でございます。

１０ページをお願いいたします。項２一般介護予防事業費、目１一般介護予防事業費は８６万円の減でございますが、高齢者元気度アップ・ポイント事業及びふれあいサロン活動事業のこれまでの実績と今後を見込んで減額するものです。項３包括的支援事業・任意事業費は、合計で３２９万７,０００円の減でございます。主なものは、目４在宅医療・介護連携推進事業費や目５生活支援体制整備事業費のこれまでの実績や今後を見込んで減額するものです。

１１ページをお願いいたします。款７諸支出金、項１償還金及び還付加算金１５０万円の減は、第１号被保険者の介護保険料還付金のこれまでの実績と今後を見込んで減額するものでございます。

以上で歳出を終わりました、歳入を御説明いたします。６ページをお願いいたします。

款 1 保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料 5 0 0 万円の減は、現年度分の特別徴収及び普通徴収保険料の実績見込みにより減額するものです。

次の、款 3 国庫支出金から、7 ページにございます款 5 県支出金までは、国・県支出金等の交付見込額により補正するものでございます。

款 7 繰入金、目 1 一般会計繰入金 1, 2 8 7 万 1, 0 0 0 円の増は、介護保険給付費等に係る町の法定負担分の繰入れを、実績見込みにより調整するものでございます。

款 8 繰越金 7, 2 0 6 万 6, 0 0 0 円の増は、繰越金の確定に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 1 1 号は、会議規則第 3 9 条第 1 項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第 1 0 議案第 1 2 号 令和 7 年度大崎町水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（吉原信雄議員） 日程第 1 0、議案第 1 2 号「令和 7 年度大崎町水道事業会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中野伸一君） 御説明いたします。本案は、資本的収入の予定額を 3, 7 8 6 万 1, 0 0 0 円にするものでございます。補正の内容は、国道 2 2 0 号菱田地区配水管架設工事に伴う国からの補償金額の確定による補正増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（川越龍一君） それでは、御説明いたします。

現在、国により国道 2 2 0 号の菱田地区の歩道整備が施工中でございますが、これに伴う高尾橋改修の際に配水管の移設要請があり、架設管の設置工事をいたしましたことから、これに伴う国からの補償金額が確定しました。これに伴い、補正増をお願いするものでございます。

それでは、補正予算の 1 ページをお願いします。今回の補正により、資本的収入を 1, 2 6 6 万 3, 0 0 0 円増額し、3, 7 8 6 万 1, 0 0 0 円とするものでございますが、これにより、資本的収入の不足額が減少するため、不足額の補填財源も併せ

て補正するものでございます。不足額１億５，０６９万３，０００円を、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額１，２４８万６，０００円、当年度分損益勘定留保資金６，７４０万９，０００円、減債積立金３２７万２，０００円、建設改良積立金６，７５２万６，０００円で補填するものでございます。

以上で説明を終わりますが、２ページ以降に補正予算書実施計画、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表、補正予算参考資料が添付してございますので御参照ください。よろしくお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第１２号は、会議規則第３９条第１項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第１１ 議案第１３号 大崎町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（吉原信雄議員） 日程第１１、議案第１３号「大崎町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（中野伸一君） 御説明いたします。本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に準拠し、近年の経済社会情勢の変化や多様化する旅行形態に対応するとともに、職員の事務負担軽減を図ることを目的に、大崎町職員等の旅費に関する条例の全部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださるようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（宮本修一君） それでは、大崎町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について御説明いたします。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことに伴い、本町旅費条例を改正後の旅費法に準じた規定に見直しを行うものでございます。

主な改正内容につきましては、１つ目が、旅費の定額支給から原則実費支給に見直し、旅費の種目及び内容に係る規定に簡素化、２つ目が、旅行代理店等に対する直接支払を可能とするものでございます。

第１条は、本条例の目的を規定しておりますが、第１項では地方公務員法第２４条第５項に基づき、旅費に関する事項を定めることとしております。第２項では、

特別職や外部委員の旅費も、個別の定めがない限り、この条例に従うことを定めております。

第2条は、用語の意義を規定しております。第1号では、町長、副町長、教育長などの特別職から常勤職員、さらには会計年度任用職員までを広く対象としております。第2号では、旅費の計算起点を役場、野方支所と定めております。また、自宅等、旅行命令権者が認める場所も在勤公所に含めることを定めております。第5号では、旅行代理店等への直接請求を可能にする規定でございます。

第3条は、旅費の支給についての規定でございます。第1項及び第2項では、支給対象の区分を、職員は命令、外部の方は依頼という形式を使い分けております。第3項では、他条例に特別の定めがある場合や、町費で旅行させる必要がある場合の特例支給について、第4項では、旅行命令の変更や取消しを受けた場合に旅行者の損失となる金額を予備支給により補填する規定を、第5項では、旅行者への支給に替えて旅費に相当する金額を直接、旅行役務提供者に支払うことができることを定めております。

第4条は、旅行命令等についての規定でございます。旅行は、必ず任命権者の命令または依頼に基づいて行われるべきことを定めております。第2項では、電話やメールでする以外は旅行命令を発することができることを規定しております。第3項では、やむを得ない事情で予定が変わる際の手続を定めております。

第5条は、旅行命令等に従わない旅行についての規定でございます。天災などのやむを得ない場合に旅行命令どおりに旅行できない場合の手続を定めており、第1項では、従前対応可能な場合は事前に旅行命令の変更申請を行わなければならないことを、第2項では、従前対応ができない場合において事後申請を可能とすることを、第3項では、旅行命令の変更が認められなかった場合に旅行命令の範囲内の旅費のみ支給することを定めております。

第6条及び第7条は、旅費の計算についての規定でございます。原則として、最も経済的な通常の規定路で計算することを定めております。また、自宅から直接目的地へ向かう場合など、在勤公所から出発するよりも安価となる場合には、その安いほうの額を支給することを規定しております。

第8条は、旅費の請求手続についての規定でございます。第1項では、領収書等の証拠書類がない場合には、原則として支給できないことを定めております。第2項では、概算払で旅費の支給を受けたものに対し、精算期限を1週間以内と規定しております。第3項では、精算の結果、過払い金があった場合には返納させることを定めております。

第9条は、旅費の種目及び内容についての規定でございますが、第2項では、日

額旅費を支給することができることを規定しております。

第10条から第13条は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費について規定しておりますが、実費支給を基本とし、急行料金や座席指定料金については、公務上、必要と認められる場合に限り加算することを定めております。

第13条第1項第2号のタクシー利用は、公共交通空白地域での利用を想定しております。第2項では、私用車を使用した場合の換算額を1キロメートル当たり25円と定めております。

第14条及び、1つ飛びまして第16条は、宿泊費、宿泊手当についての規定でございます。こちらにつきましては、お配りしております資料を基に説明をいたしますので、別紙資料の国家公務員等の旅費支給規定を御覧ください。現行条例では、実際の宿泊費にかかわらず1夜につき、県外1万900円、県内9,800円と定額で支給しておりましたが、改正後は各都道府県ごとに設定された宿泊費基準額を上限として宿泊費の実費額を支給するものでございます。これは、公平性を期すため、国の基準である国家公務員等の旅費支給規定を準用しております。また、宿泊手当につきましては、別表第3になりますが、日当の廃止に伴い、宿泊を伴う旅行に対し必要な朝夕食代の掛かり増し分の手当として、一夜当たり2,400円を支給するものでございます。こちらも、国に準じた取扱いとなっております。

議案書の6ページに戻っていただきまして、第15条は包括宿泊費についての規定でございます。いわゆるパック旅行に該当するものでございますが、出張パックなどのセット料金への対応として、交通費と宿泊費を区分せず、パッケージ価格の範囲内で実費精算を可能としております。

第17条は、転居費、着後滞在費、家族移転費についての規定でございますが、国に伴う諸経費など、鹿児島県の規定を準用することを規定しております。

第18条は、外国旅行の旅費についての規定でございますが、こちらは国の規定を準用することを規定しております。

第19条は、旅費の支給額の上限についての規定でございますが、第1項及び第2項では、条例の計算上の額と実際に支払った額を比較し、いずれか少ない方の額を支給することを定めております。

第20条は、旅費の調整についての規定でございます。第1項では、特別な事情で実費を超える旅費や不用な旅費が生じる場合、その超過分は支給しないことを定めております。第2項では、特別な事情や旅費の性質上、通常の規定による旅費の旅行が困難な場合には、町長が定める旅費を支給できることを定めております。

第21条は、旅費の返納についての規定でございます。第1項では、規定に違反して旅費や旅行相当額を受け取った場合は、その金額を返納させなければならない

ことを規定しております。第2項では、規定違反で旅費を受け取った場合、返納に替えて後に支払う給与や旅費から、その金額を差し引くことができることを規定しております。

第22条でございますが、条例以外の必要事項については町長が別に定めることを規定しております。

最後に、附則において施行期日を令和8年4月1日と定め、本条例を引用する関連条例の一部改正を行っております。

関連条例の一部改正につきましては、お配りしております新旧対照表にて御説明させていただきます。

まず、大崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、第26条第2項中「大崎町職員等の旅費に関する条例（昭和39年大崎町条例第6号）」を、「大崎町職員等の旅費に関する条例（令和8年大崎町条例第何号）」に改めるものでございます。

次に、大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例について、第3条第2項中「大崎町職員等の旅費に関する条例（昭和39年大崎町条例第6号）」を、「大崎町職員等の旅費に関する条例（令和8年大崎町条例第何号）」に改めるものでございます。

次に、大崎町固定資産評価審査委員会条例について、第15条中「大崎町職員等の旅費に関する条例（昭和39年大崎町条例第6号）」を、「大崎町職員等の旅費に関する条例（令和8年大崎町条例第何号）」に改めるものでございます。

次に、大崎町証人等の費用弁償に関する条例について、第2条中、別表に定める旅費を、1回につき5,350円及び大崎町職員等の旅費に関する条例（令和8年大崎町条例第何号）以下、旅費条例という、により支給される旅費相当額に改め、第3条中、大崎町職員等の旅費に関する条例（昭和39年大崎町条例第6号）を、旅費条例に改め、別表第2条関係を削除するものでございます。

次に、大崎町消防団員等の定員、任免、給与、服務等に関する条例について、第13条第3項中「大崎町職員等の旅費に関する条例（昭和39年大崎町条例第6号）」を、「大崎町職員等の旅費に関する条例（令和8年大崎町条例第何号）」に改めるものでございます。

最後に、非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例について、第6条第2項中「大崎町職員等の旅費に関する条例（昭和39年大崎町条例第6号）」を、「大崎町職員等の旅費に関する条例（令和8年大崎町条例第何号）」に、及び第6条第5項中「大崎町職員等の旅費に関する条例第12条」を、「大崎町職員等の旅費に関する条例第13条」に、それぞれ改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○1番（藤田香澄議員） 確認なんですけれども、13条のところで13条2項の職員が私用車を移動に使う場合は1キロメートル当たり25円という単価がありますけれども、こちらの根拠はどういったところから来ていますでしょうか。

○総務課長（宮本修一君） 今、私用車で旅行した場合の1キロメートル当たりの単価25円につきましては、こちらの単価につきましては鹿児島県の条例を準用して設定した単価でございます。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） わかりました。

もう1つ確認で、今、私用車を使って、例えば関東近辺で何か用事があって空港に行くとかで私用車を使う場合にこれに関わると思うんですけども、そういった例はどのくらい発生しているのでしょうか。自分で空港に向かうときというのは、基本的には自分の車で行くのか、公用車を使うのかというのはどういった状況でしょうか。

○町長（中野修一君） ただいまの御質問につきましては、ほぼ100%、今、公用車を使用するように指示をしております。なので、私用車を使ってということは、今のところ、昨年も事例はなかったかと思えます。

○1番（藤田香澄議員） どの職員でもでしょうか、管理職だけじゃなくて、管理職ではない職員も基本的には公用車を使うというような状況でしょうか。

○総務課長（宮本修一君） 今、町長が答弁したように、通常の一般職員については、原則、公用車使用という形で取決めをさせていただいております。

ただ、例外的に、教育現場で事務を執る職員の者については公用車がございませんので、そういった方々についてはキロ25円換算で計算した旅費を支給する形になっております。

以上です。

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（吉原信雄議員） ここで、10分間ほど休憩いたします。再開は11時32分

から行います。

—————○—————

休憩 午前 11 時 22 分

再開 午前 11 時 32 分

—————○—————

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

—————○—————

日程第 12 議案第 14 号 大崎町子ども医療費の給付に関する条例及び大崎町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉原信雄議員） 日程第 12、議案第 14 号「大崎町子ども医療費の給付に関する条例及び大崎町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（中野伸一君） 御説明いたします。本案は、デジタル庁がマイナンバーカードを活用したデジタル化の取組を推進するために開発した医療情報連携システムの導入に伴い、子ども医療費給付費等の受給資格者証の提示に関する取扱いについて整理を行うため、及び総合支援法等の一部改正に伴いまして関係条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。

本案は、デジタル庁がマイナンバーカードを活用したデジタル化の取組を推進するために開発した医療情報連携システムにおいて、令和 5 年度からの先行実施事業を経まして、国としては令和 8 年度中には全国規模での導入を目指しておりまして、鹿児島県においても令和 7 年度中に 7 割以上の市町村が導入を進めており、本町においてもシステム改修が整ったことから関係する条例の一部を改正するものでございます。

これは、自治体、医療機関、薬局などをつなぐための医療情報連携システムであり、マイナンバーカードまたはスマートフォンによるマイナ保険証を医療機関等で提示することで、健康保険の資格情報以外に子ども医療費助成や重度心身障害者医療費助成の受給資格を得ていることの情報を医療機関等に提供できるため、これまで受給資格者証を提示しなければならなかったものが省略できるものであります。

それでは、改正の内容につきましては新旧対照表により御説明いたしますので、

議案書の次にございます新旧対照表を御覧ください。

1 ページをお願いいたします。まず、第 1 条、大崎町子ども医療費の給付に関する条例の第 6 条の 2 は、受給資格者証の提示に関する条文でございますが、現行の条文に但し書き以降を追加するものでございます。これは、現行では医療機関を受診する際の窓口においては、資格確認証等と併せて受給資格者証を提示することを求めておりますが、マイナンバーカードまたはスマートフォンによるマイナ保険証での情報照会により受給資格者証の提示を省略できることを規定しております。

2 ページをお開きください。第 2 条、大崎町重度心身障害者医療費助成条例でございます。第 2 条第 2 項は、この条例での定義の部分でございますが、8 行目の同条第 1 7 項とあるのを、同条第 1 8 項に改めるものでございます。これは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正によりまして、この法律の第 5 に項ずれが生じたため改正するものでございます。

3 ページをお開きください。第 7 条第 3 項は、重度心身障害者医療費の助成金の支給申請に関する条文でございますが、先ほど同様、医療機関等においてマイナ保険証の提示により受給資格者証の提示を省略できることを規定しております。

それでは、議案書にお戻りください。裏面の附則でございますが、この条例は、交付の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 1 4 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第 1 4 号「大崎町子ども医療費の給付に関する条例及び大崎

町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号「大崎町子ども医療費の給付に関する条例及び大崎町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第15号 大崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（吉原信雄議員） 日程第13、議案第15号「大崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（中野伸一君） 御説明いたします。本案は、国のこどもみらい戦略に基づき創設されました乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を実施するに当たり、その設備及び運営に関する基準を定めるものです。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の制定及び児童福祉法の改正により、市町村は国が定める基準に従い、市町村条例でその基準を定めることが規定されているため、令和8年度からの事業実施に向けて条例で定めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださりようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。

本案は、国が進める乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を実施するための条例制定でございます。

令和6年6月に成立いたしました子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の制定により改正されました児童福祉法の規定によりまして、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する係る基準を市町村条例で定めることとされ、その後、一部自治体で試験的に実施されてきましたが、令和8年度からは全国的に実施するよう通知があったことから、今回、提案するものでございます。

条例の内容につきましては、これまでに規定されております保育施設や一時預かり事業等の設備や運営に関する基準に順次、国から示された例をもとに、全国どこでも同じような基準で設置できるよう共通的な内容で作成しております。また、条文中において、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の区分としまして、一般型と余裕活用型の二種類の表記がございますが、このうち余裕活用型に

については、既存の保育所や認定子ども園の空き定員を活用した場合を想定したものであり、本町においても既存保育所等がこの制度を活用したいとの要望を聞いているところであります。

それでは、御説明いたします。議案書をお開きください。

誠に申し訳ありませんが、ページ番号の漏れがございましたので、第何条との説明によりページを御覧くださいますようお願いいたします。

まず、最初のページでございますが、第1条は、本条例の趣旨を定めております。次の第2条から第4条までは、職員等の最低基準等についての規定でございます。

次のページをお願いいたします。第5条では、事業者の社会通念上の一般的な原則を、第6条では、非常災害時に備えた設備の設置と避難訓練等についてを、第7条では、利用乳幼児の安全確保のための計画策定についてを規定しております。

次のページをお願いいたします。第8条では、送迎や事業所外活動における自動車運行の際の利用乳幼児の確実な所在確認についてを、第9条及び第10条では、職員の資質としての一般的な要件や技術向上等についてを、第11条では、事業所を併設して設置する場合の基準についてを、第12条及び第13条では、利用乳幼児を差別することなく平等に扱うことや、虐待の防止についてを規定しております。

次のページをお願いいたします。第14条では食器等の衛生的な管理や感染症の予防等についてを、第15条では食事を提供する際の留意点についてを、第16条では事業所を運営するために必要な内部規定についてを、第17条及び第18条では帳簿の整理や守秘義務についてを規定しております。

次のページをお願いいたします。第19条では苦情への適切な対応についてを、第20条では一般型と余裕活用型の区分についてを説明しており、次の第21条では、一般型乳児等通園支援事業所の設備基準として乳児室やほふく室、便所等に関することを、次のページまでにかけて規定しております。そのページの下段、22条からを御覧ください。第22条では、一般型の職員基準として、職員1人当たりが保育できる人数等についてを規定しております。

次のページをお願いいたします。第23条では、一般型の乳児等通園支援の内容については国の指針に準じて事業を提供することを、第24条では保護者と密接な連絡等について、第25条では、余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備や職員基準として、保育所や認定子ども園などの設備等基準に従うことを規定しております。

次に、最後のページをお願いいたしまして、第26条では、余裕活用型乳児等通園支援事業における支援内容や保護者との連携については第23条及び第24条を準用する旨を記載しております。第27条では、必要な記録や書類作成については、書面に替えて電磁的記録により策定することができることを規定しております。そ

して、第 28 条は委任事項についてを定めております。

最後に附則でございますが、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○5 番（児玉孝徳議員） この条例の第 12 条及び 13 条ですね、利用乳幼児を平等に取り扱う原則、それから虐待等の防止、この管理体制はどのように考えていらっしゃるのか、園任せなのか、そのへんをお示してください。

○町長（中野伸一君） 担当課長に説明させます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 園任せといいますか、通常これが基準でございますので、我々としてはこれをお願いしながら、場合によってはこちらから指導とか訪問したりして状況を確認する場合もあると思います。なるべくそういうことがないように努めていきたいと思っております。

以上です。

○5 番（児玉孝徳議員） もし、そのような場合があった場合に、罰則規定とか、そういった指導をどのようにされていくのか、そのへんをお聞かせください。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 今、ここには罰則等は設けてございませんけれども、県などにも相談しながら、事業所として認定を許可しないなど、そういった状況に応じて対応はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 15 号は、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第 14 議案第 16 号 大崎町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（吉原信雄議員） 日程第 14、議案第 16 号「大崎町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中野伸一君） 御説明いたします。本案は、総務省消防庁により火災予防上例一部改正の例に倣い、大崎町火入れに関する条例の一部を改正する条例を上程する

ものでございます。火入れ行為に起因する火災の未然防止を図り、町民の生命及び財産の安全を確保する観点から所要の改正を行うものであります。

以上の理由により、同条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださるようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○農林振興課長（鎌田洋一君） それでは御説明いたします。

本案は、消防庁による消防防災対策の在り方に関する検討会におきまして、林野火災注意報と林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、消防庁より通知されている火災予防条例の一部改正を参照し、大崎町火入れに関する条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、議案書の次でございます新旧対照表を御覧ください。

第14条、改正案によってございますが、「異常乾燥注意報の異常」を削り、「又は火災警報が発令された場合」を「林野火災に関する注意報又は火災警報（以下、注意報という）が発せられた場合」に改め、同条第2項中「強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合」を「注意報等が発せられた」に改めるものでございます。

それでは、議案書にお戻りください。

附則でございますが、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第16号「大崎町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号「大崎町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第15 議案第17号 令和8年度大崎町一般会計予算

日程第16 議案第18号 令和8年度オオサキポイント事業特別会計予算

日程第17 議案第19号 令和8年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算

日程第18 議案第20号 令和8年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算

日程第19 議案第21号 令和8年度大崎町介護保険事業特別会計予算

日程第20 議案第22号 令和8年度大崎町水道事業会計予算

日程第21 議案第23号 令和8年度大崎町公共下水道事業会計予算

○議長（吉原信雄議員） 日程第15、議案第17号「令和8年度大崎町一般会計予算」、日程第16、議案第18号「令和8年度オオサキポイント事業特別会計予算」、日程第17、議案第19号「令和8年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第18、議案第20号「令和8年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第19、議案第21号「令和8年度大崎町介護保険事業特別会計予算」、日程第20、議案第22号「令和8年度大崎町水道事業会計予算」、日程第21、議案第23号「令和8年度大崎町公共下水道事業会計予算」、以上7件を一括議題といたします。

○10番（中山美幸議員） 今から施政方針及び予算説明の概要があらうかと思いますので、そうしますと10分間では終わらないと思います。ここら辺りで休憩を取られて1時から再開をお願い申し上げます。

○議長（吉原信雄議員） 今の意見に賛成ですか。よろしいでしょうか、そのとおり行つて。

それでは、再開は1時スタートいたします。よろしくお願いいたします。

—————○—————

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

ここで、町長から、提案理由の説明と合わせて令和８年度施政方針について説明を求めます。

○町長（中野伸一君） 令和８年第１回大崎町議会定例会において、令和８年度当初予算及び関連諸議案の御審議をお願いするに当たり、施策に関する所信とともに、当初予算の概要を御説明し、議員各位をはじめ、町民の皆様に町政への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

はじめに、ふるさと納税寄附金につきましては、令和７年度も引き続き５０億円を超える多額の寄附をいただきました。寄附者及び事業者をはじめ、関係するすべての皆様に心から感謝申し上げます。

政府は、令和８年度、国の予算案のポイントとして、「強い経済を実現する」を軸に、物価上昇を上回る賃上げの普及・定着を実現する「成長型経済」へ転換を図ることとし、その上で、将来世代への説明責任を果たす「責任ある積極財政運営」を指針としております。また、構造的な変化と社会課題への対応等を掲げ、骨太方針に基づき、歳出改革の取組を継続していくこととしております。

一方で、ガソリン税の暫定税率について、令和７年１２月をもって廃止とするなど、大胆な税制改革についても取り組まれているところであります。その中で、さきの衆議院議員選挙において議論のありました消費税の動向については、地方財政にも影響があることから、本町としても今後の国政を注視するものでございます。

さて、昨年末に町民の皆様からの信任を賜り、町長としての任を拝命いたしました。前任の東町長をはじめ、多くの先人の御尽力と積み重ねによって築かれてきた確かな基盤のもと、これからの町政を担うに当たり、身の引き締まる思いでございます。これまでの歩みを大切にしながら、町民の皆様が「安心して、健康で、尊厳をもって暮らし続けられる」ことを念頭に、町民の皆様、議会の皆様をはじめ、町政に関係する方々との「対話でつくるみんなの未来」を基本姿勢として進めてまいります。

このような中、町民の皆様との対話をもとにした、私が目指すまちづくりの考えについて述べさせていただきます。

まず、「いくつになっても 安心して暮らせるまち」の実現のために、町内各種機関と連携を基本にした医療・福祉の体制の充実、移動に困っている方の交通手段の整備や地域の利便性向上、そして平時から災害に備えた安心できる地域の見守り体制の充実に努めてまいります。

次に、「農畜産業と環境を守るまち」の実現のため、新規就農者の育成・確保や

鳥獣被害対策、農地整備を進めながら、耕作放棄地を減らし、美しい景観を守りつつ環境にやさしい農業を推進してまいります。また、資源リサイクルなど、本町の特徴を活かして交流と観光につながる取組を推進してまいります。

次は、「町民が主役！地域の力を生かすまち」でございます。自治公民館等の地域の自主的な活動を応援するとともに、集落道路環境の整備等の支援、そして、女性や高齢者、子育て世代など、多様な方々の声を反映する対話の仕組みを整えてまいります。

さらに、「子育てしやすい、住みよいまちづくり」へ取り組むために、中学生の制服無償化など、子育てに係る経費の支援や学校給食への地元食材の利用率向上に努めてまいります。また、空き家改修などで子育て世代の定住を支援し、雨の日も遊べる場所を整えるとともに、確かな学力の定着や特性のある子どもの学びの場の充実を図ってまいります。

また、「地域と将来へ投資するまちづくり」へ向け、物価高対策としてオオサキポイント事業による生活支援や町内事業者への支援を通じて地域経済循環を進めながら、活力ある地域づくりのため、暮らしを支えるインフラ整備などに投資していくとともに、既に町の重要な財源の一つとなっているふるさと納税をさらに魅力あるものとし財源確保に努めてまいります。

これらの実現のために、令和8年度当初予算においては、可能な部分から取組を始められるよう予算編成を行っており、今後、既存事業の効果検証や見直しなどを行い、必要な部分の拡充を行ってまいりたいと考えております。

以上、私の所信について申し上げましたが、こうした考えのもと編成しました令和8年度当初予算につきまして、一般会計予算額は133億6,807万3,000円で、対前年比2.0%の増となっております。

それでは、各課の施策等について御説明申し上げます。

はじめに、農林振興課関係でございます。農業を取り巻く状況は、担い手不足や高齢化の進行に加え資材価格が高騰しており、農業経営に大きな影響を及ぼしております。さらに、豪雨災害等による食料生産の不安定化に起因するリスク増加や気候変動による影響も懸念されております。

このような中、本町が進める農林水産業施策においては、従来の事業に加え、国の方針に添った事業を展開し、第1次産業が抱える課題の解決や持続的発展に向けた取組を進めてまいります。

水田農業関係では、持続可能な水田農業を目指し、従来の経営所得安定対策事業の推進に加え、荒廃農地の発生を抑制するため、条件の悪い農地における新規作物の栽培実証を中心とした、元気な地域創出モデル支援事業を実施いたします。

営農推進関係では、研修用ハウス建設に伴い農業公社研修事業を開始し、移住・定住活動と新規就農者確保対策として、都市部でのPR活動等を行ってまいります。サツマイモ基腐病につきましては、令和8年度も補助事業を活用した防除体制の確立や土壌改良等を行いながら、さらなる発生軽減に努めてまいります。また、令和7年度策定した地域計画は、管理・更新を継続し、担い手等への農地集積を進めてまいります。

耕地計画関係では、農村地域の良好な景観形成や農地保全、水源の涵養等の多面的機能の維持において、多面的機能支払交付金を活用の上、各保全協議会と連携し、水田等の適切な保全管理が図られるよう努めてまいります。

県営事業でございますが、農村地域防災・減災事業につきましては、畑地帯の農地浸食防止を図るため、令和8年度も引き続き、西中沖地区と東中沖地区の排水施設整備事業を県と連携し、進めてまいります。

水田圃場整備事業につきましては、農業者の費用負担を求めない農地中間管理機構関連農地整備事業により、益丸地区、有村下地区及び谷迫地区の整備を実施するとともに、次期整備地区につきましても引き続き取り組んでまいります。

畑地かんがい関係では、農業水路等長寿命化、防災・減災事業など補助事業の活用により水利施設の改修や更新を実施し、また、関係機関で設立した曾於地域畑地かんがい更新事業推進協議会において、曾於地域における水利施設の長寿命化対策を推進してまいります。

畜産関係は、物価高騰等による経営環境の悪化に加え、経営者の高齢化や将来性への不安感から後継者の育成も足踏みの状態となっており、畜産農家戸数及び生産頭数は共に減少傾向にあります。このような厳しい経営環境の中でも、持続可能な経営基盤の維持・発展を推進するために、各種畜産部会の関係機関と連携を図りながら対策を講じてまいります。

家畜防疫におきましては、高病原性鳥インフルエンザの発生や、国内外で依然として豚熱、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している状況に鑑み、消毒等を徹底し、自衛防疫の認識を高めていくように、関係機関と連携し防疫対策に取り組んでまいります。

林業振興につきましては、木材の安定供給体制の整備確立のため、引き続き補助事業を活用し、健全な森林の育成と間伐や主伐後の再造林、下刈り等による林業の成長産業化を推進してまいります。また、本町の観光資源である「くにの松原」の美しい白砂青松の景観を保全し、飛砂防備保安林機能の維持・向上を図ることを目的に、松くい虫等の森林病虫害から松林を守る防除事業を引き続き実施してまいります。

有害鳥獣対策では、近年の農作物の被害増加に鑑み、電気柵等の設置補助事業や、有害鳥獣の捕獲補助金を拡充し、さらに鳥獣被害対策実施隊と連携した、被害の多い地区へのきめ細かい対応の実施等、被害防止対策の強化を図ってまいります。

水産振興につきましては、ウナギやヒラメ等の放流事業を実施し、継続した資源管理型漁業を支援し、関係する漁業団体と連携を図りながら、漁港整備等漁業経営の安定化対策を進めてまいります。

次に、建設課関係でございます。

道路は、地域の社会・経済活動及び、私たちの日常生活を支える社会基盤として大変重要な役割を担っております。この基盤を、より長く、安全に利用していただくために、適切な維持補修、改善を行い、快適な道路環境の保全に努めてまいります。

土地改良関係につきましては、町単独によるメンテナンスフリー事業や農道舗装・補修を行うなど維持管理に努めてまいります。また、農地耕作条件改善事業により、引き続き、中尾2地区農道、長田地区農道の整備を実施するとともに、令和8年度から新たに宇都口地区の農道舗装工事に着手いたします。地域振興推進事業では、引き続き中尾地区農道の整備を進めてまいります。

道路改良関係につきましては、過疎対策道路整備事業により町道持留中沖線、及び道路局所管理補助金事業により、令和8年度も引き続き町道永吉菱田線、三文字西迫線、南中組中村線の改良舗装工事を実施してまいります。これにより、児童・生徒の通学路や地震・津波時の避難路及び緊急輸送道路確保を図ってまいります。

橋りょう関係につきましては、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき修繕工事等を行ってまいります。

河川関係におきましては、防災・減災の観点から、出水期に向けた維持・補修や寄り州除去を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

公園関係につきましては、町民の皆様をはじめ、誰もが利用しやすいこいの場となるよう、公園の維持管理に努めてまいります。

住宅関係につきましては、住民の安全で快適な住まいを長期的に確保するため、適切な住宅環境の維持改善に努めてまいります。また、豪雨等により発生した災害の復旧については、迅速な対応に努めてまいります。

次に、国・県営事業関係でございますが、国営事業につきましては、引き続き国道220号益丸地区及び菱田地区の歩道整備が実施される予定でございます。県営事業では、特定交通安全施設等整備による県道大崎輝北線假宿地区の歩道設置工事が引き続き実施される予定でございます。また、県の道路整備事業により、県道黒石串良線のグリーンロード交差点から東串良町境への区間及び県道高隈内ヶ迫線、

国道４８０号の大丸小学校から東串良町方面に向けての歩道未整備区間につきましても、令和８年度から工事着手される予定でございます。今後も、これら国・県の事業につきましましては、早期完成に向けた要望活動等を行ってまいります。

次に、保健福祉課関係でございます。

出産前から子育て、高齢者福祉まで、あらゆる世代の支援に努めておりますが、喫緊の課題である地域医療の確保につきましましては、令和６年度より医療確保プロジェクトを推進しており、令和７年度に実施した公募審査の結果、サテライト診療所設置運営等支援事業の実施主体として医療法人玲心会を採択いたしました。これを受けまして、令和８年度においては診療所の開設に必要な土地・建物、医療機器の取得費用や開設前後の運営経費の一部を助成するための予算を計上し、町民が将来にわたって安心して受診できる切れ目のない医療提供体制の構築を具体的かつ計画的に進めてまいります。

また、医療法人玲心会から、３月で閉院を予定されている坂元内科クリニックの跡地において５月から、サテライト診療所設置までの開設準備期間中、玲心会クリニックとして開院する旨の報告がございました。町内医療機関を利用されていた方の診療継続と医療関係者の雇用継続を考えての判断とのことでございます。これにより、現在の３医療機関体制は維持される見込みでございます。なお、開業医支援事業補助金に事前申込みされていた事業者につきましましては、辞退の申出がございました。

このような状況の中、今後の地域医療体制の在り方につきましましては、引き続き、町内医療機関と協議を続けてまいります。

町民の健康づくりと活力あるまちづくりにつきましましては、令和８年１月に町制施行９０周年を迎えたことから、記念事業の一環として、夏の巡回ラジオ体操みんなの体操会を８月に開催いたします。この貴重な機会を町民の皆様の健康意識向上の契機と捉え、継続的な健康づくり事業と密接に絡めた計画を進めてまいります。

また、令和７年１１月より導入いたしました健康アプリ「まるけん」を活用し、若い世代から高齢者までの全世代の方々が日々の生活の中でアプリを通じて健康習慣を楽しみながら身につけられるよう促進し、健やかに暮らすことのできるまちづくりの実現を目指し、また、将来的な医療費の適正化や介護予防へとつなげてまいります。

さらに、带状疱疹予防接種費用の助成については、令和７年度に引き続き、国の制度より対象者を拡大し、５０歳以上の方を助成対象とすることで带状疱疹の発症予防及び重症化予防に努めてまいります。

子育て支援につきましましては、子どもの健やかな成長と子育て世帯の安心につな

る施策として、経済的負担の軽減と伴走型相談体制の二本柱で、妊娠期からの切れ目のない取組を実施してまいります。その支援拠点としては、令和8年4月から、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」を統合した「こども家庭センター」を保健福祉課内に設置し、体制強化を図るとともに、「こどもまんなか社会」への協働に取り組み、子ども・子育て支援等の充実を進めてまいります。経済的支援施策としては、これまでどおり、保育園等の保育料や給食費を全額補助し、放課後児童クラブを利用する生活保護世帯や非課税世帯である生活困窮世帯並びに児童扶養手当受給世帯に対しても、利用料を全額助成いたします。また、子どもの誕生を祝う新生児10万円給付金や妊婦のための支援給付金、子どもを望む夫婦への不妊治療助成、令和7年度から、課税世帯を含めた高校3年生までに拡充された子ども医療費窓口無料制度など、引き続き、安心して出産、子育てができるよう体制整備に努めてまいります。併せて、令和8年度から新たに乳児等通園支援事業を加え、認定こども園・保育園の保育事業や子育て支援センター、子どもの居場所づくりなど、これまで以上に子育て施策の充実を図ってまいります。

健康増進対策につきましては、既存の方法に加え、ウェブでの予約や待ち時間の少ない完全予約制の健診を定着させていくことで、若い世代でも受けやすい健診の環境整備に努めてまいります。また、65歳以上及び障害者手帳をお持ちの方に温泉保養利用券を活用した健康増進も、引き続き推進してまいります。

高齢者福祉につきましては、住みなれた地域において安心して暮らせる環境づくりとして、配食サービス、介護手当及び介護用品支給事業を引き続き実施いたします。併せて、人とのつながりを通じたいきがい・やりがいづくりを後押しする施策として、老人クラブ支援に力を入れてまいります。また、3年おきに策定する「老人福祉計画」及び「介護保険事業計画」を策定する年となっており、上昇が予測される高齢化率の中で取り組むべき高齢者福祉や介護保険の施策全般を盛り込む計画を策定してまいります。

障害者福祉につきましては、障害福祉計画に基づき、障がい者が住みなれた地域で共に支え合い、誰もが安心していきいきと暮らせる環境づくりを行うため、引き続き障害福祉サービスの充実や地域生活支援事業に取り組んでまいります。また、町内において療育事業所の開設を促進するため、開設に要する経費への補助制度を引き続き実施し、「育ちにくさを持つ子ども」や「障がい児」とその家族が安心して暮らせるまちを目指してまいります。

次に、町民課関係でございます。

窓口業務につきましては、町民一人一人が安心して行政サービスを利用できる環境づくりに取り組んでまいります。特に、住民票、戸籍、マイナンバー等の基幹業

務の利便性向上や、窓口の待ち時間の短縮を図るため、D Xを活用したオンライン
手続の拡大や、マイナンバーカードでのコンビニ交付の利用促進、健康保険証との
一体化支援、カードの更新手続のサポートなどを、引き続き行ってまいります。

戸籍関係につきましては、令和7年5月の改正戸籍法施行により、これまで記載
がなかった戸籍の氏名に読み仮名を記載する作業を、変更申請に基づいて随時処理
しており、変更の申出のなかった方を含め、令和8年度で遺漏なく業務を完結させ
てまいります。

次に、環境政策課関係でございます。

資源循環の取組に関しては、政府の「第5次循環型社会形成推進基本計画」に呼
応し、令和8年度は、従来の分別による資源化に加え、「リユース」の仕組み構築
を進めてまいります。企業と連携したリユースの取組を実証的に実施し、ごみ総量
量の削減と住民の利便性向上を図ってまいります。また、多様化するライフスタイル
に対応し、これまでの共同分別収集を行いながら共働き世帯や高齢者への公助に
よる拠点回収を引き続き実施いたします。

また、これまで本町の地域美化を支えてこられた衛生自治会の支援の在り方を見
直してまいります。まず、新たに「環境美化推進交付金」を創設し、各地域の自発
的な活動を支援するとともに、環境学習会の開催や普及啓発、住民の負担軽減のため、
個別回収の仕組みの実証を行ってまいります。また、現在、環境政策課で所管
している事務局機能を、順次、移管してまいります。指定ごみ袋に関する事業につ
いては、町へ移行いたします。

地球温暖化対策としては、海岸漂着物を「バイオ炭」へ資源化する事業を本格化
させ、農地還元や河川浄化等への活用を目指すなど、「脱炭素ロードマップ」の実
践を加速させてまいります。

浄化槽の普及に関しましては、生活排水の適正処理の推進のため合併処理浄化槽
の普及啓発を図り、生活環境の保全を図ってまいります。

次に、税務課関係でございます。

昨今の社会経済活動状況は、緩やかな回復傾向にあるものの、円安に起因する物
価高や賃上げなどを背景に、所得環境、企業収益の一部に弱めの動きが見受けられ
るところでございます。このような状況と近年の実績を踏まえ、町税全体の歳入予
算につきましては、令和7年度に対し減額を見込んでおります。町民税につきまし
ては、個人町民税は個人所得の持ち直しが見受けられるものの、法人町民税は円安
による資材等の高騰や賃上げなどの影響により減額を見込んでおります。

固定資産税につきましては、太陽光発電関連施設の設備投資の落ち着きを見せて
いることから減額を見込んでおり、軽自動車税種別割につきましては、車両台数の

減や環境性能割の廃止により減額を見込んでおります。市町村たばこ税につきましては、近年の健康志向の向上により販売本数の減少が見込まれますことから減額を見込んでおります。

町税は、町財政の根幹をなす重要な財源であり、適正な賦課が求められますことから、引き続き課税客体の適正な把握に取り組みながら、公平な税負担を念頭に町税徴収率の向上にも努めてまいります。

次に、企画政策課関係でございます。

はじめに、移住・定住対策についてでございます。人口減少が進行する中、社会増を促すため、引き続き、最大500万円となる定住住宅取得補助制度や、最大200万円となる空き家等リフォーム補助制度を継続いたします。また、若者等の住居を確保するため、民間賃貸住宅等建設補助制度を実施してまいります。実施に当たりましては、1人当たり50万円を支援する移住応援支援金制度と併せながら周知を行い、効果的な活用を図ってまいります。

さらに、企業の誘致にも継続的にも取り組み、地域経済への波及効果と併せ、企業の進出と従業員等の移住・定住を図ってまいります。

また、住宅に関連する分野といたしまして、居住されている住宅へのリフォーム補助制度に係る予算を計上いたしました。総合計画審議会や議会からの御意見等を踏まえ、町民の皆様が現にお住まいの住宅についても支援し、住環境の向上に努めてまいります。

次に、自治組織の方向性についてでございます。

高齢化が進行する中、自治公民館の支援は喫緊の課題でございます。近年では、公民館建物の老朽化が顕著となっていることから、引き続き、建物修繕に対する支援を行うとともに、新たに活動に要する備品購入への補助制度に係る予算を計上いたしました。重ねて、自治公民館活動の重要な財源である運営補助金及びがんばる地域応援交付金につきましても、算定方法を見直し、自治公民館活動の基盤強化を図ってまいります。

また、自治公民館は、地域の自治組織として重要な役割を果たしておりますが、高齢化等の進展から、将来においては組織の機能低下も懸念されております。このような状況の中、菱田地区におきましては、自治公民館が抱える課題について対応できる新しいコミュニティの在り方について協議していただきました。次の段階としては、公民分館との関係性を模索しながら新たな自治組織の設立準備を視野に入れております。地区の協議を踏まえ、コミュニティ組織の事務局機能を備えた人材として、地区からの推薦による集落支援員の活用を予定しております。

次に、多文化共生社会の推進についてでございます。

多くの外国籍の方々がお住まいの中、外国人の皆様にとりましても、国際交流員によるわかりやすい行政情報の伝達等に努めてまいります。また、町民との相互理解を促進するため、日本語を学ぶ場や交流の場を引き続き設けてまいります。

次に、男女共同参画の推進についてでございます。

女性活躍推進会議を継続して開催し、女性の社会進出や活躍につながる取組、並びに魅力あるまちづくりについて、引き続き議論を深めていただきたいと考えております。

次に、商工観光課関係でございます。

はじめに、観光関係でございます。先月開催されました陸上大会「2026 Japan Athlete Games in Osaki」は、令和8年9月に愛知県で開催されるアジア競技大会選考を見据え、国内のトップアスリートに加え、台湾からナショナルチームの選手が参加されたことで、各種報道等により多くの方に注目していただきました。また、台湾とのホストタウン交流の一環として、台湾のナショナルチームが合宿地として毎年訪れておりますので、今後も交流活動に取り組んでまいります。

次に、令和6年7月に設立された一般社団法人スポーツ観光おおさきにおいては、各種スポーツ団体の合宿誘致や大会の誘致活動に取り組んでおります。なお、主催事業として、アルティメット大会、少年サッカー大会、大崎中学生と連携してつくり上げた水鉄砲イベントを開催したほか、くにの松原ミニマラソン大会や分館運動会など、多岐にわたるスポーツイベントの企画運営などが行われており、町内団体との連携や交流人口増加が図られております。

また、アスリート向け・ジュニア向けの食事メニューや記念品などの商品開発などにも取り組んでおり、宿泊、飲食業をはじめとする地域経済へ波及効果をもたらす組織となるよう取り組んでまいります。

次に、商工業振興につきましては、新規創業者や空き店舗を活用するための補助事業に加え、企業価値の向上を通じた事業拡大、販路開拓など伴走型の補助金等により商工業者の挑戦を後押ししてまいります。

また、ふるさと納税は、令和7年度も50億円を超える寄附をいただいております。販売促進イベントへの参加やインターネット等を通じたPRなど、事業者をはじめとする関係者の皆様の御尽力が知名度の向上や寄附実績に結びついているものと考えられます。今後も、引き続き町のPRに注力し、さらなるふるさと納税事業の推進を図ってまいります。

次に総務課関係でございます。

消防防災関係につきましては、住民の生命と財産を守る防火水利を確保するため消火栓の新設を進め、安全に暮らせる環境を整えてまいります。また、激甚化する

自然災害が多発していることから、引き続き、津波避難訓練等を実施し、防災体制の強化に努め、住民や関係者の防災意識の向上を図ってまいります。

防犯対策につきましては、子どもに対するつきまといや声かけ事案が発生しており、住民の安全・安心を確保することが喫緊の課題となっております。今後も、関係機関や団体からの意見・要望を踏まえながら、下校時間帯を中心とした見回りパトロール活動を継続し、地域の防犯力向上に努めてまいります。

交通安全対策につきましては、関係機関と連携を図り、交通安全意識の向上や交通安全施策の推進に努めてまいります。また、交通事故が懸念される危険箇所については、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設を計画的に整備し、安全な道路環境の構築を進めてまいります。

町有地管理につきましては、各施設の使用状況や老朽化の度合いを適正に把握し、人口減少社会に対応するため、更新・統廃合を含めた公共施設の在り方を検討してまいります。これにより財政負担の軽減を図り、持続可能な施設管理に努めます。

また、各自治公民館が管理する防犯灯への補助を継続することで集落の負担を軽減し、明るく住みよいまちづくりを推進してまいります。

電算関係につきましては、急速なデジタル化の進展を踏まえ、令和8年3月に改定予定の「大崎町DX推進計画」に基づき、デジタル技術の活用による社会変革と行政運営の効率化を強力に推進してまいります。特に情報格差、いわゆるデジタルデバイド対策に注力し、誰もが利用しやすいツールの選定や、不慣れな世代への丁寧なサポートを実施することですべての町民がデジタル化の利便性と豊かさを享受できる環境づくりに取り組んでまいります。

また、自治体情報システムの標準化は令和7年度末までに移行を完了する予定であり、今後も国の仕様にに基づき大切に運用してまいります。

職員が安心して働ける職場環境の整備につきましては、全職員を対象としたハラスメント調査や研修会を継続し、服務規律の徹底を図ってまいります。併せて、調査結果を踏まえ、今後の方針等を検討してまいります。

また、仕事と家庭の両立支援や人材育成確保を一体的に進めることで、全職員がいきいきと活躍できる良好な職場環境の実現に努めてまいります。

次に、教育委員会関係でございます。

これからは、社会の在り方が劇的に変わる「ソサイエティ5.0時代」、先行き不透明で予測困難な時代が到来するとされており、変動制、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って「VUCA（ブーカ）」の時代ともいわれております。本町においても、少子高齢化、人口減少、グローバル化の進展、地域自治意識の希薄化など、社会の課題とともにAIやロボットの発達により労働市場の在り方や働きに

必要とされるスキルが今後変容していくことも予想されております。こうした変化の激しい社会を生き抜き、よりよい社会をつくり出すためには、多様性を認め、尊重するとともに、自ら主体的に学び、情報活用能力や創造力を生かし、他者とともに支え合い、チームでこれを解決する能力が今一層求められることが予測され、こうした変化にもたくましく対応し、協調していく人づくりが教育に求められております。

そのために、第4次大崎町教育振興基本計画の基本理念である「夢や希望を持ち、大きく未来をつくる大崎の教育、また主体的に学び、共に支え合い、たくましい自立力・社会力を備えた人づくり」を基本目標として、お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育、未来の社会のつくり手となる資質、能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育、信頼され、地域とともにある学校づくり、協働で子どもを守り、育てる環境づくり、地域コミュニティの基盤を支えるための社会教育環境の推進を、引き続き図ってまいります。

管理課におきましては、学力向上対策として、現行の英語検定料の補助制度を拡充し、漢字と算数、数学の検定料の助成を追加いたします。また、英語力向上アドバイザーの指導助言のもと、外国語指導助手を1名増員することで英語学習の強化を行ってまいります。加えて、台湾の小中学校との教育交流などを通して国際理解教育の充実を図ってまいります。

制服等の購入助成につきましては、中学校に入学する生徒を対象とした制度づくりに取り組み、さらなる子育て支援に努めてまいります。

学校給食関係では、保護者の経済的負担軽減のため、学校給食費の全額無償化を引き続き実施してまいります。併せて、大崎産食材使用を拡大し、有機野菜や特別栽培米の提供に努めてまいります。

学校施設関連におきましては、学校環境の改善を図るため、学校施設整備に取り組んでいるところでございますが、各小中学校屋内運動場への空調設備の設置や照明設備の改修等、児童・生徒が安心・安全に学校生活を過ごすことができる環境づくりに努めてまいります。

また、令和2年度の国のGIGAスクール構想第1期において、本町で整備した各学校の電子黒板につきまして機器更新の時期を迎えることから、電子黒板の更新を行い、児童・生徒の個別最適な学びと共同的な学びのさらなる充実を図ってまいります。

次に、社会教育課関係でございます。

人権教育につきましては、複雑化・多様化する人権課題に対応するため、保護者や社会教育関係団体等へ、研修会等を通じて人権についての学びの場を提供し、人

権意識の高揚を図ってまいります。

青少年教育につきましては、地域の特色を生かし、発達段階に応じた効果的な体験活動や地域間・国際間交流を通じて、広い視野で学校や地域のリーダーとして積極的に活動できる人材の育成に取り組んでまいります。

文化振興につきましては、本町の郷土芸能や伝統行事等の保存・継承と、地域文化の推進をするため、文化協会や地域伝統活動団体等と連携を図ってまいります。併せて、町民参加型の事業である文化祭を通じて、文化芸術活動の推進及び人材の発掘に努めてまいります。また、地域の歴史・文化を次世代へと伝える基盤づくりを進めるため、文化財の適切な保護と活用を行うとともに、引き続き町史編さん事業を進めてまいります。

図書館につきましては、地域の知的資源として住民の学びと文化的成長を支える場を提供するとともに、デジタル化にも対応した多様な世代の利便性向上と図書館機能の充実を図ってまいります。また、1日20分間読書運動や子どもの読書活動推進の中核施設として各学校図書館と連携し、計画的に取り組んでまいります。

生涯スポーツにつきましては、いつでも、どこでも、誰でも、それぞれの関心や適正に応じて、生涯にわたって主体的・継続的にスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組み、体力の向上や健康の保持増進だけでなく、明るく豊かな活力ある生活の実現を目指してまいります。

次に、公営企業会計について御説明いたします。

まず、水道事業会計でございます。水道は、住民生活や産業活動を支える重要な社会基盤であり、将来にわたり安全・安心な水の供給が不可欠でございます。

水道事業は全国的な傾向として、人口減少による使用料収入の減少が懸念されておりますが、本町も同様の状況でございます。このような中で老朽化が進む水道施設等の更新や耐震化を進めていく必要がございます。経営環境は厳しい状況ではありますが、上水道事業基本計画や形成戦略に沿って使用料金の確保に努めながら、令和8年度も老朽化及び耐震化対策を進めてまいります。

また、水質に関しましては、現在まで良好な状態が保たれておりますが、引き続き監視を怠らず、安心な水の供給に努めてまいります。

次に、公共下水道事業会計でございます。公共下水道は、生活排水を処理することにより、生活環境の改善、公衆衛生の向上、河川等の公共用水域の水質保全に貢献する重要な役割を担っております。公共下水道事業においても区域内の人口が減少することが予測され、使用料の減少による財源不足が懸念されておりますが、国の社会資本整備総合交付金を用いて長寿命化対策に係る基本計画であるストックマネジメント計画に沿って、令和8年度より大崎クリーンセンターの電気設備等の更

新を行ってまいります。今後も、引き続き国の交付金と一般会計からの支援を受けながら、更新事業を段階的に進め、適正な施設運営や維持管理及び下水道使用料の確保に努めてまいります。

次に、特別会計について御説明いたします。

まず、国民健康保険事業特別会計でございますが、予算総額は１８億９，０７３万９，０００円でございます。国民健康保険制度を取り巻く環境は、少子高齢化、社会保険適用枠の拡充による現役世代の人数減少、医療の高度化による医療費の増大等、依然として厳しい状況にあります。国保財政の責任主体として国保運営の中心的役割を担う県や国保連合会と連携を図り、国が進める保険料水準統一加速化プランを注視しながら、安定的・効率的で持続可能な事業運営の確保と財政基盤の強化に努めるとともに、引き続き税收確保に向けて取り組んでまいります。

また、デジタル社会の実現に向けた国の方針に基づき、令和７年度にはマイナンバーカードと健康保険証の機能を一体化したマイナ保険証への切替えが本格的に行われ、令和７年９月末時点において、本町のマイナ保険証の所有率は全被保険者のおよそ８割となっているところでございます。今後も引き続き、マイナ保険証の有用性を周知し、利用を促すと同時に、マイナンバーカードの取得や利用が難しい方には紙の資格確認証で病院受診ができるよう、有効期限前に自動で交付するための準備を進めてまいります。

さらに、保健事業におきましては、医療機関からの特定健診情報提供を促進することで特定健診の受診率を向上させ、疾病の早期発見・早期治療の推進や、保健師等による保健指導を強化するとともに、ジェネリック医薬品の普及・啓発や、糖尿病性腎症予備軍となっている方への訪問、栄養指導による医療費適正化対策を講じ、住民の健康寿命の延伸を図ってまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計でございますが、予算総額は２億７，１７３万４，０００円でございます。後期高齢者医療制度は、県内全市町村が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合が保険者となり運営しております。町は、被保険者の身近な窓口といたしまして各種申請を受け付けるとともに、長寿健診等の保健事業を強化し、住民の健康の保持増進に努めることで安定的な事業の運営に努めてまいります。

次に、介護保険事業特別会計でございますが、予算総額は２０億２，５０４万８，０００円でございます。本事業では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・生活支援が一体的に確保される地域包括ケアシステムを深化推進していくことが求められております。そのため、地域全体で支える体制として、在宅医療介護連携推進事業、認知症

対策の総合的な推進事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議の推進を図ってまいります。また、自立支援・重度化防止のため、ころばん体操やマスタースプロジェクトなどの継続事業について、官学連携による質向上を図りながら介護予防に力を注ぎ、介護給付費や保険料を抑制できるよう適正な運営に努めてまいります。

最後に、オオサキポイント事業特別会計でございますが、予算総額は5億8,313万4,000円でございます。オオサキポイント事業は、地域内の課題解決、経済の地域内循環を目的に令和7年度より運用を開始しております。令和8年度につきましても、引き続き、地域内の課題解決や経済の地域循環及び生活者の物価高騰による支援を目的に実施してまいります。

また、今後ともオオサキポイントの利用がなされるよう、利用者や加盟店に対してさらに推進を図ってまいります。

以上、令和8年度の施政方針と各会計の施策等につきまして御説明いたしました。が、これらすべての会計で編成いたしました予算総額は186億5,689万1,000円で、対前年度比1.6%の増となっております。

一般会計、特別会計予算の詳細につきましては担当課長等が説明いたしますので、よろしく御審議いただき、御可決を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

○議長（吉原信雄議員） まず、議案第17号について、補足説明を求めます。

○税務課長（谷迫利弘君） それでは、税務課関係の主なものについて御説明いたします。

40ページを御覧ください。表の中ほどになります。款2総務費、項1総務管理費、目13諸費のうち税務課関係は、節22償還金、利子及び割引料のうち、町税還付金及び還付加算金として650万円を計上いたしました。前年度比で50万円の増となっております。これは、主に法人町民税の決算時確定申告等による還付金及び還付加算金に係るものでございます。

次の41ページになりますが、項2徴税費、目1税務総務費に9,046万円を計上いたしました。前年度比394万5,000円の減額となっております。これは、職員の人件費の減が主な要因でございます。

次に、目2賦課徴収費でございますが、町税の賦課徴収に係る経費でございます。前年度比で2,449万6,000円の増額となっております。増額の主な要因は、節12委託料の、42ページになりますが、令和4年度から取り組んでおります固定資産家屋全棟調査業務委託及び節18負担金、補助及び交付金の下から3番目の、新規事業であります航空写真撮影事業負担金でございます。

以上で、税務課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○町民課長（本松健一郎君） 引き続き、町民課関係の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書、35ページをお願いいたします。款2総務費、目7支所費、野方支所の窓口事務や維持管理に必要な経費でございますが、物価高騰等を受けまして対前年度比7万7,000円の増となっているところでございます。

続きまして、43ページをお願いいたします。款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は前年度比1,308万9,000円の減額でございます。その要因としまして、デジタル庁主導の戸籍付票標準準拠システム移行業務に関するシステム改修及びデータ移行業務が令和7年度中に一定のめどが付いたことや、令和8年度として経過措置の一部の以降業務委託料と戸籍付票の旧氏の振り仮名記載の機能による改修業務になったことによるものでございます。

以上で、町民課関係の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 続きまして、保健福祉課関係の主なものにつきまして御説明いたします。

48ページをお願いいたします。款3民生費、目1社会福祉総務費は、厚生調査委員の報酬や研修会等の費用弁償、職員の人件費、次のページの、社会福祉協議会のほか、各種福祉団体等への補助金などを計上しております。

次の、目2老人福祉費は、高齢者を対象にした施策に係る経費で、主なものは、長寿祝金、次のページの老人福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託料、曾於南部厚生事務組合養護老人ホームの負担金、おでかけタクシー利用助成事業補助金、シルバー人材センター事業運営補助金などでございます。

次の、目3老人福祉センター管理費は、老人福祉センターの管理委託料、目4戦没者追悼式典費は、戦没者並びに消防殉職者の慰霊祭等に係る経費、51ページをお願いいたしまして、目6食の自立支援事業費は、在宅の高齢者に対します配食サービス費でございます。目7障害者福祉費は、障害者支援に係る経費でございますが、前年度比で6,308万1,000円の増となっておりますが、53ページをお願いいたしまして、節19扶助費のうち、障害福祉等サービス費と障害児入所・施設給付費の増が主な要因でございます。目8老人措置費は、主に養護老人ホーム入所に関する措置費でございます。目10物価高騰対応重点支援事業費は、国の物価高騰対策である非課税世帯臨時給付金を活用いたしまして、保健福祉施設等に対する物価高騰対策でございます。ここでは、障害福祉サービスを行う事業所及び介護サービスを行う事業所に対する補助金を計上いたしました。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、次の54、55ページにかけまして、特に幼児期からの子育て支援に係る経費でございますが、子ども家庭支援拠点を充実させるための人件費や延長保育事業等の各種補助金、保育所利用者負担の無償化給付費などが主なものでございます。目2児童措置費は、主に児童手当に関する扶助費でございますが、前

年度比1,416万,000円の減は、対象児童数の減に伴うものでございます。目3物価高騰対応重点支援事業費は、先ほど同様、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業費でございますが、ここでは保育に係る事業所に対する補助金を計上いたしました。項3災害救助費、目1災害救助費は、令和2年7月豪雨災害の被災者に対する災害援護資金の償還金でございます。

次の、款4衛生費、目1保健衛生総務費は、57ページまでにかけて、職員の人件費のほか、大隅地域や曾於地域におきます医療確保対策や救急医療に係る協議会への負担金や温泉保養に係る負担金等を計上しております。また、町制90周年を記念いたしまして、夏期巡回ラジオ体操の実施に係る関連経費を計上いたしました。なお、医療確保プロジェクト関連予算につきましては、57ページの節18負担金、補助及び交付金の説明欄の下から2番目にございますサテライト診療所設置運営等支援事業に係る補助金2億円を計上しております。目2予防費は、主にインフルエンザや新型コロナウイルスなどの各種予防接種に係る業務委託料を計上しております。帯状疱疹につきましては、本町では引き続き、国の定期接種より対象者を拡大し、50歳以上の住民を対象として幅広く実施いたします。

59ページをお願いいたします。目4健康増進費は、主に健康診断等に係る経費で、各種健診及びがん検診等の委託料が主なものでございます。目5保健指導費は、60ページをお願いいたしまして、主に母子健診に係る経費である妊産婦健康診査等の委託料や、子ども医療費給付金などを計上しております。妊婦のための支援給付金は、出産前・出産後を支援するための10万円の給付金であり、町独自の新生児10万円給付金と合わせて20万円の支援は継続して実施いたします。また、子ども医療費給付につきましては、課税、非課税の世帯にかかわらず18歳以下を対象に、窓口負担ゼロを引き続き実施いたします。目6介護保険費は、高齢者元気度アップ・ポイント付与に係る経費や、61ページをお願いいたしまして、曾於地区介護保険組合への負担金、介護保険事業特別会計への繰出金などを計上しております。目7国民健康保険事業総務費は、国民健康保険特別会計への繰出金を計上しております。目9後期高齢者医療費は、次の62ページにかけて、主として長寿健診としての各種検診委託料、後期高齢者医療広域連合への負担金、後期高齢者医療特別会計への法定負担分の繰出金を計上しております。目10物価高騰対応重点支援事業費は、先ほど同様、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業費でございますが、ここでは医療機関等に対する補助金を計上しております。

以上で、保健福祉課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員）　ここで、10分間、暫時休憩いたしたいと思います。再開は、

１４時１１分といたします。

-----○-----

休憩 午後２時０１分

再開 午後２時１１分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

○環境政策課長（竹本忠行君） 続きまして、環境政策課関係の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書の５８ページをお願いいたします。款４衛生費、目３環境衛生費は、ごみの分別に関する経費等でございますが、前年対比２，０８６万８，０００円の増となっております。増の主な要因は、令和８年度から指定ごみ袋の取扱い、会計処理など、町直営で実施することに伴う消耗品の増額や、ごみ出し分別支援活動事業、環境行政委託事業、リサイクルごみステーション管理業務などの環境保全に関する委託業務の見直しによるものでございます。

次に、６１ページをお願いいたします。目８合併処理浄化槽整備費は２５７万円の増となっております。増の主な要因は、合併処理浄化槽補助金の単価の見直しによるものでございます。

次に、６２ページから６３ページにかけてでございます。項２清掃費、目１し尿塵芥処理費は、前年度比で１，９７８万円の増となっております。増の主な要因は、ごみ収集委託料及び生ごみリサイクル委託料と曾於南部厚生事務組合負担金の増によるものでございます。

以上で、環境政策課関係の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○水道課長（川越龍一君） それでは、水道課関係の主なものについて御説明いたします。

最初に、上水道関係でございますが、予算書の６３ページをお願いいたします。款４衛生費、項３水道費、目１水道費、節１８負担金、補助及び交付金６，３０４万２，０００円でございますが、水道事業補助金として対前年度比１，９５４万４，０００円の増額でございます。補助金の内容は、水道課職員の児童手当５４万円に、一般会計からの水道施設等耐震化率向上等補助金６，２５０万２，０００円を加えたもので、増額の要因は、中沖地区の低水压の解消と施設の耐震化を図るため、中沖高架水槽の撤去を含め中沖中継ポンプ場のポンプの増圧を行うための実施設計業務委託２，２０９万２，０００円に対する補助が主なものでございます。

続きまして、公共下水道事業関係でございますが、８３ページをお願いいたします。款７土木費、項４都市計画費、目１都市計画総務費、節１８負担金、補助及び

交付金のうち、公共下水道事業負担金 6,893 万 3,000 円は、主に分流式経費や公営企業適用債の元金利子に充当するものでございます。公共下水道事業補助金 1 億 2,069 万 2,000 円は、今後の処理場などの機械設備の更新計画に基づく交付金事業の裏財源としての積立金や、3 条予算の維持管理費の一部に充当するものでございます。節 2 3 投資及び出資金の公共下水道事業出資金 6,622 万 7,000 円は、公営企業適用債以外の記載の元金償還分に充当し、出資金として処理するものでございます。合わせて 3,922 万 5,000 円の増額ですが、クリーンセンター電気設備改築に係る国庫補助金の裏財源の増額が主な要因でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○農委事務局長（松元昭二君）　続きまして、農業委員会関係の主なものにつきまして御説明いたします。

63 ページをお願いいたします。一番下の表になります。65 ページにかけてになりますが、款 5 農林水産業費、目 1 農業委員会費は、前年度比で 1,053 万円の増となっております。増額の主な要因は、令和 7 年度に農林振興課から事務委任を受けた農地中間管理事業において、農地の貸借期間が 10 年経過し、その更新事務量の増に伴う会計年度任用職員の増員分の人件費と、昨年 12 月に導入したタブレット端末のリース料が 1 年分になったことに伴う増額でございます。ここでは主に、農地法や農地中間管理事業の推進に関する法律等に基づく各種申請に対する現地調査や案件の審議をはじめとする農業委員会としての業務運営管理等に係るものでございます。

以上、農業委員会関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○農林振興課長（鎌田洋一君）　それでは、農林振興課関係につきまして御説明申し上げます。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業総務費は、農林振興課職員の給与等の人件費でございます。

66 ページをお願いします。目 4 農業振興費は、前年度比 7,892 万 5,000 円の増となっております。増額の主な要因は、農業公社運営負担金でございます。目 5 特産振興費は、環境保全型農業直接支払交付金などの負担金、補助及び交付金でございます。目 6 園芸振興費は、前年度比 325 万 2,000 円の減となっております。減額の主な要因は、そお鹿児島農協ピーマン選果機導入負担金でございます。ここでの主なものは、活動火山周辺地域防災営農対策事業などへの補助金や各種事業への負担金でございます。

66 ページから 67 ページにかけてになります。目 7 畜産業費は、前年度比 485 万 8,000 円の増となっております。増額の主な要因は、新規就農者育成総合

対策補助金でございます。ここでの主なものは、町畜産振興協議会など各種協議会への負担金や補助金でございます。

67ページから68ページになりますが、目8農地費は、前年度比2,710万7,000円の増となっております。増額の主な要因は、曾於南部地区水利施設管理に係る補助金や、横瀬頭首工改修等に係る委託料の増でございます。ここでの主なものは、県営海岸保全施設整備事業などの各種事業に係る負担金や補助金及び交付金でございます。

69ページから70ページになります。目10農業研修施設管理費は、前年度比203万7,000円の増となっております。増額の主な要因は、農林振興課で管理する施設等の修繕でございます。ここでの主なものは、農業研修施設に係る需用費と施設の管理委託料及び備品購入費でございます。

70ページから71ページになります。目11水田再編対策費は、前年度比961万1,000円の増となっております。増額の要因は、会計年度任用職員3名分の人件費でございます。

71ページをお願いします。目12営農推進費は、前年度比4,478万2,000円の増となっております。増額の主な要因は、研修ハウス設置の新規就農者誘致環境整備事業補助金でございます。ここでの主なものは、農業公社研修事業委託料や各種協議会への負担金、各種事業などへの補助金でございます。

71ページから74ページにかけてになります。項2林業費、目1林業振興費は、前年度比1,700万9,000円の減となっております。減額の主な要因は、林地崩壊防止工事でございます。ここでの主なものは、鳥獣被害対策実施隊員報酬や松くい虫防除や駆除、地域おこし協力隊員業務に関する委託料、有害鳥獣対策捕獲事業補助金などでございます。

74ページをお願いします。項3水産業費、目1水産振興費は、前年度比4万8,000円の減となっております。減額の要因は、東串良町大崎町水産業振興連絡協議会負担金の減の増でございます。主なものは、各種団体協議会への負担金と補助金でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いします。

○商工観光課長（上野明仁君）　続きまして、商工観光課関係の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書の32ページをお願いします。款2総務費、目3広報費でございます。毎月発行しております広報おおさきの印刷製本費が主なものになります。

続きまして、75ページをお願いします。款6商工費、目1商工総務費は、職員の人件費に関する経費でございます。

次に、目2商工業振興費でございます。77ページにかけてになります。町内事業者に対しての各種補助金やふるさと納税業務に関する経費及び積立金等が主なものでございます。対前年比で1億273万4,000円の減となっております。これは、地域応援商品券発行事業をオオサキポイント事業特別会計に組み替えたことによるものでございます。

77ページから79ページにかけてになります。目3観光費でございます。観光施設の管理委託やイベント関連及び各種事業の補助金や負担金が主な内容となっております。前年比で6,015万3,000円の増となっております。増額の主な要因は、くにの松原キャンプ場の管理運営に要する経費及び新規事業の委託料などでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○建設課長（美戸博明君）　続きまして、建設課関係につきまして御説明いたします。

68ページをお願いいたします。款5農林水産業費、目9土地改良事業費は、前年度比6,740万2,000円の増となっております。増の主な要因は、農業施設整備工事メンテナンス工事などの工事請負費でございます。

次に、79ページから80ページをお願いいたします。款7土木費、目1土木総務費は、職員の人件費、各種協議会負担金等が主なもので、前年度比772万5,000円の増でございます。増の主な要因は、節18負担金、補助及び交付金の県単道路整備事業負担金でございます。

81ページをお願いいたします。目1道路維持費は、年間を通して町道等を良好な状態に保つための維持管理費に係る経費で、前年度比3,317万8,000円の増でございます。増の主な要因は、町道角堂立山線などの維持工事費でございます。目2道路改良費は、前年度比1億3,893万9,000円の増でございます。増の主な要因は、節12委託料の道路局所管補助金事業に係る町道永吉菱田線測量設計委託、節14の工事請負費の増が主な要因でございます。

82ページをお願いいたします。目1河川維持費の前年度比1,058万円の増は、持留川樋門改修工事が主な要因でございます。

83ページをお願いいたします。項3河川費、目1河川維持費は、前年度比890万1,000円の減となっておりますが、減の主な要因は持留川樋門改修工事の完成によるものでございます。項4都市計画費、目2公園費は、ふれあいの里公園などの維持管理に係る経費で、前年度比771万6,000円の増となっております。増の主な要因は、節12委託料のふれあいの里公園等の清掃業務委託、家屋解体等工事設計業務委託料でございます。

83ページから84ページにかけてとなります。項5住宅費につきましては、公

営住宅１８０戸、町営住宅１４戸、特定優良賃貸住宅シャルム文化通り、定住促進住宅なのはなタウンなどの維持管理等に係る経費と、住宅借上料でございます。

１０５ページをお願いいたします。款１０災害復旧費関係でございます。項１農林水産施設災害復旧費、項２公共土木施設災害復旧費は、農道などの農業用施設と町道などの公共土木施設の豪雨や台風による被災時の応急対策経費などを計上いたしました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○教委管理課長（相星永悟君） それでは、管理課関係につきまして御説明いたします。

８８ページをお願いいたします。款９教育費、項１教育総務費、目１教育委員会費は、教育委員の報酬や研修会等の費用弁償でございます。

次の、目２事務局費は、前年度比で４,５３５万６,０００円の増となっております。増額の主な要因は、会計年度任用職員等に係る経費と外国語指導要員の増員、台湾との交流を進めるための学校教育交流事業実行委員会補助金等でございます。ここでは、教育長並びに事務局職員の人件費のほか、外国語指導業務委託料、ＩＣＴ支援業務委託料、各種団体等への負担金、フリースクール等通学支援補助金などでございます。

９１ページをお願いいたします。目３研修費は、陸上記録会や集団宿泊学習など学校行事用送迎バスの借上料や、教職員の資質向上を図るための研修補助金が主なものでございます。

次の、目４学校給食センター管理費は、前年比で１６１万８,０００円の減となっております。減額の主な要因は、調理機器のリース終了によるものでございますが、ほかに給食の調理配送車の車庫のシャッター修繕、食器の購入に係る経費を計上しております。ここでは、職員の人件費のほか、学校給食センターの維持管理に必要な経費と学校給食費補助金が主なものでございます。

９３ページをお願いいたします。項２小学校費、目１学校管理費は、前年比で３億４２０万８,０００円の増となっております。増額の主な要因は、学校ネットワーク等に係る更新業務委託料、小学校の屋内運動場への空調設備設置及びＬＥＤ照明改修工事と、備品購入として電子黒板の更新に係るものでございます。ここでは、職員の人件費、各小学校の維持管理に要する経費が主なものでございます。

９５ページをお願いいたします。目２教育振興費は、前年度比で２６９万６,０００円の増となっております。増額の要因は、要保護及び準要保護児童就学援助費の扶助費でございます。ここでは、教育活動の充実のための必要な経費として、教材備品の整備や要保護及び準要保護児童就学援助費や小学校入学援助金などが主なものでございます。

96ページをお願いいたします。項3中学校費、目1学校管理費は、前年度比で3,285万3,000円の増となっております。増額の主な要因は、中学校技術室長寿命化工事の設計委託料、屋内運動場への空調設備設置及びLED改修工事と、備品購入としての電子黒板の更新に係るものでございます。ここでは、職員の人件費、中学校の維持管理に要する経費で、校医委託料や不登校対策支援業務委託料が主なものでございます。

98ページをお願いいたします。目2教育振興費は、前年度比で954万2,000円の増となっております。増額の主な要因は、スクールバス運行业務委託料、英語等検定料補助金、入学援助金などでございます。ここでは、スクールバスの運行业務委託料や要保護及び準要保護生徒就学援助費や中学校入学援助金などが主なものでございます。

以上で、管理課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○教委社会教育課長（西竹信也君） それでは、社会教育課に関する予算の主なものについて御説明いたします。

98ページの下段からになります。款9教育費、項4社会教育費、目1社会教育総務費は、前年度比で512万1,000円の増となっております。増額の主な要因は、社会教育総務費に計上した社会教育課職員の人件費の増によるものでございます。ここでは主に、郷中学舎事業など、地域学校協働活動事業に要する経費を計上しております。

次に、100ページをお願いいたします。目2公民館費は、前年度比で1,221万1,000円の増となっております。増額の主な要因は、中央公民館の照明機器取替及び弓道場改修に係る修繕料の増によるものでございます。ここでは主に、中央公民館など社会教育施設の維持管理に係る経費や、公民分館運営補助金を計上しております。

次に、101ページをお願いいたします。目3図書館費は、前年度比で2,156万9,000円の減となっております。減額の主な要因は、令和7年度に図書購入基金積立金へ2,000万円の積立を行ったことによる減額でございます。ここでは主に、図書館の運営・維持管理を計上しております。

次に、102ページをお願いいたします。目4文化振興費は、前年度比で1,652万1,000円の増となっております。増額の主な要因は、町史編さんに係る支援業務委託料の増によるものでございます。ここでは主に、町史編さん事業及び文化財の保護や維持管理に係る経費や、町文化協会活動事業補助金を計上しております。

次に、103ページをお願いいたします。目5青少年教育費は、青少年健全育成

事業に係る経費や、海外研修派遣事業に係る人材育成事業補助金などを計上しております。

次に、目6生涯学習振興費は、生涯学習講座に要する経費で、主に生涯学習講座の講師謝礼を計上しております。

次に、103ページから104ページにかけてになります。項5保健体育費、目1保健体育総務費は、スポーツ推進委員等の報酬やスポーツ協会への補助金、スポーツ競技に係る全国大会等出場補助金を主に計上しております。

次に、目2体育施設費は、前年度比で8億2,167万4,000円の減となっております。減額の主な要因は、総合体育館大規模改修工事の完了によるものでございます。ここでは主に、運動公園や総合体育館の維持管理に係る経費を計上しております。

以上で説明を終わります。

○企画政策課長（渡邊正一君） 続きまして、企画政策課関係の主なものについて御説明いたします。

36ページをお願いいたします。ページの下の部分、款2総務費、目10企画費は、前年度比で3,307万円の増となっております。

38ページをお願いいたします。増額の主な要因は、新たに、居住されている方の住宅等のリフォーム費用を助成する居住住宅等リフォーム補助金や、自治公民館の備品購入費用を助成する自治公民館備品購入補助金を計上しましたこと、加えて自治公民館運営補助金の積算方法を見直したこと等による増でございます。

次に、39ページをお願いいたします。目11青少年女性費は、前年度比で2万1,000円の増となっております。主な事業は、男女共同参画社会促進業務委託料でございます。

次に、47ページをお願いいたします。ページの上、目1統計調査総務費は、前年度と同額の8万3,000円でございます。主な事業は、市町村民経済計算事務委託料でございます。また、目2委託統計調査費は前年度比で678万6,000円の減となっております。主な要因は、令和7年国勢調査が完了したための減でございます。

以上で、企画政策課の説明を終わります。

○総務課長（宮本修一君） それでは、総務課関係の主なものについて御説明いたします。

29ページをお願いいたします。款2総務費、目1一般管理費は、前年度比で3,271万5,000円の増となっております。増の主な要因は、一般管理費に計上した職員に係る人件費の増によるものでございます。ここでは主として、町長等の

特別職のほか、職員に係る人件費等を計上しております。

32ページをお願いいたします。目2文書費は、公文書等の発送に係る郵便料や電話料などの通信運搬費のほか、電話交換業務、例規類集データベースシステムの更新に係る委託料などでございます。

33ページをお願いいたします。目4財政管理費は、財政事務に要する経常経費を計上しておりますが、主なものは財政調整基金等の積立金でございます。

次に、目6財産管理費は、主に庁舎等の維持管理に係る諸経費でございますが、前年度比で2,609万8,000円の減となっております。減額の主な要因は、前年度実施いたしました旧大丸コミュニティセンター等の解体工事によるものでございます。新規事業として、老朽化が進む庁舎等について、将来的な整備方針を検討するための庁舎等の在り方検討支援業務委託料を計上しております。

35ページをお願いいたします。目8交通安全対策費でございますが、主なものはカーブミラーやガードレール等に係る交通安全施設の工事費でございます。

36ページをお願いいたします。目9防犯対策費は、前年度比で213万4,000円の減額となっております。主として、志布志地区防犯協会への負担金を計上しておりますが、減額の主な要因は通学路等への防犯カメラ設置に伴う関連経費の減でございます。

39ページをお願いいたします。目12電算情報管理費は、前年度比で2,453万5,000円の減でございます。ここでは主に、電算機器のリース料をはじめ、電算システムの維持管理費を計上しておりますが、減額の主な要因は、国が示す自治体システムの標準化に伴う移行が令和7年度で完了したことによるものでございます。

次に、44ページをお願いいたします。こちらは、選挙管理委員会関係でございます。項4選挙費、目1選挙管理委員会費と目2明るい選挙推進費につきましては、選挙事務に係る経常的な経費でございます。目3県議会議員選挙費及び目4町議会議員選挙費は、来年執行予定のそれぞれの選挙に要する経費を計上しております。

少し飛びまして、85ページをお願いいたします。款8消防費でございます。目1常備消防費は、大隅曾於地区消防組合負担金でございますが、前年度比1,185万9,000円の増でございます。増額の主な要因は、人件費の増でございます。目2非常備消防費は、前年度比で931万5,000円の増となっておりますが、増額の主な要因は、隔年で実施している操法大会が本年度開催されるため、その関連経費を計上したことによるものでございます。ここでは主に、消防団員の出勤報酬のほか、防火水槽や消火栓の修繕料を計上しております。

86ページをお願いいたします。目3防災対策費は、2,542万円を計上して

おります。ここでは主に防災行政無線等の維持管理費を計上しておりますが、新規事業として、菱田地区に整備する避難誘導灯の設置に必要な経費を計上しております。

106ページをお願いいたします。款11公債費は、目1元金と目2利子の合計額で6億2,005万7,000円でございます。

以上で歳出の説明を終わりますが、次は歳入を御説明いたしますので、8ページをお願いいたします。款1町税は、前年度比で2,914万8,000円の減を見込んでおります。主な要因は、原材料価格の高騰、人件費の上昇、円安によるコスト増などの影響による法人町民税の減や、既に設置された太陽光発電設備の償却が進み、課税標準額が年々減少したことに伴う固定資産税の減でございます。

款2地方譲与税から款11地方交付税までは、国の地方財政計画や前年度の実績見込み等を参考に増減しております。

款14使用料及び手数料は6,184万円でございます。前年度比998万6,000円の増でございます。増額の主な要因は、くにの松原キャンプ場及び益丸プールの使用料でございます。

款15国庫支出金は、前年度比2,777万2,000円の増でございます。福祉事業費の増加に伴う負担金や、道路整備に係る交付金、学校施設環境改善に関する交付金の増が主な要因でございます。

款16県支出金は、前年度比4,525万2,000円の増となっております。新規就農者誘致環境整備事業補助金の増などが主な要因でございます。

款18寄附金は、35億8,000万5,000円でございます。このうち、ふるさと納税寄附金を35億円、企業版ふるさと納税寄附金を8,000万円計上しております。

次に、款19繰入金は、前年度比4億845万4,000円の増でございます。主な要因は、ふるさと応援基金や財政調整基金の繰入金の増でございます。

款21諸収入は、前年度比6,940万7,000円の減でございます。主な要因は、総合体育館大規模改修事業に係るスポーツ振興くじ助成金の減でございます。

款22町債は、5億3,770万円でございます。過疎対策事業債など各種事業に応じて計上しておりますが、減の主な要因は総合体育館大規模改修工事の完了によるものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。7ページをお願いいたします。第2表地方債でございますが、起債の目的欄の過疎対策事業から学校教育施設等整備事業までは、合計で5億3,770万円を計上しております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては御覧いただきたいと思います。

また、１０７ページ以降に、給与費明細書、地方債関係資料等を添付してごさいますので御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） 次に、議案第１８号について、補足説明を求めます。

○商工観光課長（上野明仁君） それでは、オオサキポイント事業特別会計について説明いたします。

令和８年度のオオサキポイントは、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などを活用しまして、利用期間を令和８年７月１日から１２月３１日までとし、１人２万円分のポイントを付与する計画でございます。

それでは、オオサキポイント事業特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書の８ページをお願いいたします。款１総務費、目１総務管理費は、１，２９８万２，０００円を計上いたしました。節１報酬から節８旅費までは、会計年度任用職員に係る人件費でございます。節１０需用費５１万円の主なものは、オオサキポイント手順書や加盟店ポスターなどの印刷製本費であります。節１１役務費９６５万２，０００円の主なものは、チーカ手数料やチャージ手数料でございます。

款２オオサキポイント事業費、目１オオサキポイント事業費、節７報償費５億７，０１５万２，０００円は、オオサキポイントの利用のあった町内の事業者へ支出するものでございます。

以上で歳出を終わしまして、次に歳入を御説明いたしますので６ページをお願いいたします。

款１国庫支出金、目１総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金１億９，４４８万５，０００円を計上しております。

款２県支出金、目１商工費補助金は、生活者・事業者応援プレミアム商品券等事業補助金１，７９６万８，０００円を計上しております。

款３繰入金、目１他会計繰入金、節１オオサキポイント事業事務費等繰入金１，２１２万５，０００円は、一般会計からの繰入れでございます。節２オオサキポイント事業繰入金９万円は、国民健康保険特別会計と介護保険特別会計からの繰入れでございます。目２ふるさと応援基金繰入金は６，３３４万１，０００円を計上しております。７ページをお願いします。款５諸収入、目１オオサキポイントチャージ料に２億９，５００万円を見込んで計上いたしました。

以上で、歳入の説明を終わります。

なお、９ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（吉原信雄議員） 次に、議案第19号について補足説明を求めます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、国民健康保険事業特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書の10ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費は、511万2,000円を計上いたしました。主なものは、目1一般管理費、節11役務費の手数料266万4,000円で、国保連合会に支払う手数料等でございます。

11ページをお願いいたします。款2保険給付費、項1療養諸費は、被保険者の療養給付費及び療養費、そしてレセプト審査支払手数料でございまして、合計12億5,924万3,000円を計上いたしました。前年度に対しまして1,129万6,000円の減でございます。

次の項2高額療養費は、一般被保険者の高額療養費及び高額介護合算療養費でございます。合計で2億1,040万円を計上いたしました。

12ページをお願いいたします。項4出産育児諸費は400万2,000円を、項5葬祭諸費は70万円を、それぞれ計上いたしました。

次の款3国民健康保険事業費納付金は、県への納付金に係るものでございます。まず、項1医療給付費分は2億5,956万5,000円を、項1後期高齢者支援金等分は8,758万3,000円を、13ページをお願いいたしまして、項3介護納付金分には2,477万3,000円を計上いたしました。項4は新設でございますが、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う子ども・子育て支援納付金分として804万7,000円を計上いたしました。

以上、納付金の合計額は3億7,996万8,000円となっておりますが、この財源は国民健康保険税及び保険基盤安定繰入金が主なものでございます。

次の款4保健事業費、項1保健事業費は、合計で339万4,000円を計上いたしました。目1保健衛生普及費は医療費通知郵送料などで、目2疾病予防費は人間ドック等の受診に係る健康診断費助成金でございます。項2特定健康診査等事業費は2,422万2,000円でございますが、14ページにかけてでございます、主なものは、会計年度任用職員の人件費及び特定健診業務委託料などでございます。

15ページをお願いいたします。款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金は140万円を計上いたしました。これは、保険税の過誤納金等に伴う還付金でございます。

以上で歳出を終わります。次に歳入をお願いいたしますので7ページをお願いいたします。款1国民健康保険税は、2億1,204万2,000円を計上いたしました。前年度に対しまして516万1,000円の増となっております。このうち、

節４子ども・子育て支援納付金分現年課税分は新設でございますが、特別徴収分、普通徴収分の合わせまして７６２万３、０００円を計上いたしました。

款４県支出金、目１保険給付費等交付金は、８ページにかけてでございますが、１５億２４２万６、０００円を計上しております。前年度に対しまして９６９万４、０００円の減となっております。

款６繰入金、項１他会計繰入金は、１億３、７３１万５、０００円を計上いたしました。主なものは、節１及び節２の保険基盤安定繰入金の合計で９、７９５万４、０００円、節６財政安定化支援事業繰入金の３、２６４万８、０００円でございます。

９ページをお願いいたします。項２基金繰入金は、２、６５０万円を国民健康保険基金から繰り入れるものでございます。この繰入金は、国民健康保険税とともに歳出の国民健康保険事業費納付金の財源に充てるものでございます。

以下、頭出し等による予算計上となっております。

以上で、歳入の説明を終わります。

なお、１６ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） 次に、議案第２０号について補足説明を求めます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、後期高齢者医療特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。予算書の８ページをお願いいたします。

款１後期高齢者医療広域連合納付金は２億７、１３５万７、０００円を計上いたしました。前年度に対しまして４、００４万２、０００円の増となっております。被保険者から徴収した保険料と低所得者等に係る保険料軽減分に対する保険基盤安定分担金を、県の広域連合に納付するものでございます。

次の款２諸支出金、目１後期高齢者保険料還付金は３４万円を計上いたしました。過誤納に係る保険料の還付金で、県の広域連合から受け入れた分を被保険者へ返還するものでございます。

款３予備費は、３万７、０００円を計上いたしました。

以上で、歳出を終わ里まして、歳入を御説明いたします。６ページをお願いいたします。款１後期高齢者医療保険料は、合わせまして１億６、９０８万６、０００円を計上いたしました。前年度比で３、０３１万２、０００円の増となっております。

款３繰入金、目１保険基盤安定繰入金１億２２８万６、０００円は、低所得者等に係る保険料軽減に対して、県と町の負担分を繰り入れるものでございます。目２一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金でございますが、頭出しとして１、０００円を計上いたしました。

以下、頭出しによる予算計上でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） 次に、議案第21号について補足説明を求めます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、介護保険事業特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、予算書の10ページをお願いいたします。款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費は、11ページの目10まででございますが、合計で17億4,739万5,000円を計上いたしました。介護度が要介護1から5までの方に対するサービス費用でございますが、目1の在宅での介護サービスや目3のグループホームなどの地域密着型サービス、目5の特別養護老人ホームなどの施設介護サービスなどが主なものでございます。

次に、11ページの下の方、項2 介護予防サービス等諸費は、次の12ページまででございますが、5,316万6,000円を計上いたしました。要支援1または2の方に対するサービス費用でございますが、目1の、在宅で受ける介護予防サービス給付費などが主なものでございます。

13ページをお願いいたします。項4 高額介護サービス等費は、合計で6,010万8,000円を計上いたしました。利用者負担が一定額を上回った場合に給付する保険給付費でございます。

次の項5 高額医療合算介護サービス等費は、合計で910万8,000円を計上いたしました。これは、介護分と医療分の自己負担を合算して、当該負担が一定額を上回らないように利用者の負担の軽減を図るための保険給付費でございます。

14ページをお願いいたします。項6 特定入所者介護サービス等費は、合計で8,665万5,000円を計上いたしました。これは、特別養護老人ホームや老人保健施設等におきまして介護サービスを受けた場合に、その所得段階に応じて、利用者の居住費及び食費の負担の軽減を図るための保険給付費でございます。

次に、款3 地域支援事業費でございますが、まず、項1 介護予防・生活支援サービス事業費は、合計で2,440万2,000円を計上いたしました。要支援者または事業対象者のサービスのうち、訪問介護及び通所介護サービスに係る経費でございます。

15ページをお願いいたします。項2 一般介護予防事業費は923万9,000円を計上いたしました。介護予防事業などに係る報償費や委託料のほか、介護予防教室に通う高齢者の送迎負担金などが主なものでございます。項3 包括的支援事業・任意事業費は、17ページまででございますが、合計3,046万円を計上いたしました。これは、地域包括支援センター運営事業の委託料や、在宅医療介護連

携推進事業、生活支援体制整備事業等に係る経費が主なものでございます。

18ページをお願いいたします。下から2番目の表になりますが、款7諸支出金、目1第1号被保険者保険料還付金は70万円を、次の款8予備費は100万円を計上いたしました。

以上で歳出を終わりました、次の歳入を説明いたしますので、6ページをお願いいたします。款1保険料は、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございますが、3億2,844万1,000円を計上いたしました。昨年度に対しまして841万7,000円の増額でございます。

款3国庫支出金のうち、項1国庫負担金は3億2,846万3,000円を、項2国庫補助金としては、7ページの上の表まででございますが、合計の1億8,161万9,000円を計上いたしました。

次の款4支払基金交付金は、40歳から64歳までの保険料分でございますが、5億2,189万6,000円を計上いたしました。

款5県支出金のうち、項1県負担金は2億8,881万2,000円を、項2県補助金は、合計の1,006万8,000円を計上いたしました。

8ページをお願いいたします。款7繰入金、目1一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金として2億7,794万1,000円を計上いたしました。

款8繰越金は8,740万5,000円を、款9諸収入は、次の9ページまででございますが、それぞれ頭出しで計上いたしました。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） 次に、議案第22号について補足説明を求めます。

○水道課長（川越龍一君） それでは、御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条は業務の予定量として、（1）給水戸数6,351戸から（4）主要な建設改良事業まで記載してございますので御覧いただきたいと思いますが、主要な建設改良事業は、町道三文字西迫線配水管布設替工事でございます。第3条の収入的収入及び支出でございますが、ここから2ページの第4条資本的収入及び支出までは、4ページから6ページにございます当初予算実施計画で説明いたしますので、最初に4ページをお願いいたします。

款1水道事業収益は2億3,827万4,000円で、項1営業収益1億9,683万円は、水道料金の1億9,603万円と給水工事検査手数料などの80万円の合計でございます。

次に、項2営業外収益は4,144万円で、主なものは目2補助金3,152万1,000円と目4長期前受金戻入818万2,000円でございます。

次に、項3特別利益には、過年度の損益に修正があった場合や、不納欠損見込額

のうち、実際には徴収できた場合や、8年度に受入予定の賞与引当金や法定福利費引当金が状況の変化により不用となった場合の収益化に備え、それぞれ頭出しの合計4,000円を計上いたしました。

次に、5ページをお願いいたします。支出でございますが、款1水道事業費用として2億2,372万8,000円を計上いたしました。そのうち、主なものとして、項1営業費用2億1,728万8,000円には、目1原水及び浄水費として水源地の維持管理費等の経費4,822万5,000円を計上し、目2配水及び給水費として、配水池や配水管などの維持管理費用と工務係職員の人件費など3,663万4,000円を、目3総係費には水道事業運営に必要な一般的経費等として、庶務係等職員の人件費などに6,636万7,000円を計上しております。目4減価償却費には、8年度の予定額として6,454万7,000円を計上しております。

次に、項2営業外費用504万円につきましては、8年度の消費税及び地方消費税納付見込額500万円が主なものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。款1資本的収入額3,802万2,000円の内訳として、項1負担金には消火栓設置工事負担金として3基分の650万円を、項2補助金には職員の児童手当と施設等耐震化率向上等補助金として3,152万1,000円を、項3補償金には国道の道路改良工事に伴う配水管布設替工事に係る国からの補償金の頭出しとして1,000円を計上いたしました。

次に、支出でございます。款1資本的収入2億6,542万1,000円の内訳として、項1建設改良費2億6,442万1,000円は、国道や町道の改良工事に合わせて行う配水管布設替工事や石綿管などの布設替工事等として6件分の工事請負費2億560万円と、中沖の高架水槽の撤去と併せ、中沖中継ポンプ場のポンプ圧を上げることにより施設の耐震化と中沖地区の低水圧の解消を目的とした設計業務委託料と、国から求められております水道管の図面等の電子化に対応するための業務委託料などの合計4,347万2,000円が主なものでございます。

次に、お手数ですが2ページに戻っていただきまして、第4条資本的収入及び支出の本文中の括弧書きには補填財源の説明でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して2億2,739万9,000円不足いたしますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,921万6,000円と当年度分損益勘定留保資金6,605万2,000円と建設改良積立金1億4,213万1,000円で補填するものでございます。

次の第5条には一時借入金の限度額の定めと、第6条には予定支出の流用についての定め、3ページの第7条には、議会の議決を経なければ流用することのできな

い経費についての定め、第8条の他会計補助金には、3条予算と4条予算の一般会計からの補助金の合計6,304万2,000円を定めてございます。

最後の第9条でございますが棚卸資産の購入限度額を481万7,000円と定めております。

以上で説明を終わりますが、7ページ以降に予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、令和8年度予定貸借対照表など添付してございますので御参照願います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） 次に、議案第23号について補足説明を求めます。水道課長。

○水道課長（川越龍一君） それでは、御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条は業務の予定量として、（1）接続戸数から（4）主要な建設改良事業まで記載しておりますので御覧いただきたいと思いますが、主な建設改良事業は、大崎クリーンセンター電気設備の改築でございます。

3条の収益的収入及び支出ですが、ここから2ページの、第4条資本的収入及び支出までは、4ページから6ページにございます当初予算実施設計で説明いたしますので、最初に4ページをお願いいたします。

款1下水道事業費収益は2億7,988万9,000円で、項1営業収益4,402万円は、下水道使用料の4,397万4,000円と督促手数料4万6,000円の合計でございます。

次に、項2営業外収益2億3,586万7,000円の主なものとして、目2補助金1億2,179万2,000円は、今後の処理場等の機械設備の更新計画に基づく交付金事業の裏財源としての積立金や、3条予算の維持管理費等に充当する一般会計からの他会計補助金1億2,069万2,000円と、マンホールの調査委託に係る国庫補助金110万円の合計額を計上し、目3他会計負担金として、主に分流式経費として減価償却費や記載利息の償還分等に充当される6,893万3,000円、目4長期前受金戻入として、施設の建設の際に受けた補助金や負担金を減価償却を行う際に収益化する4,514万円を計上してございます。

次に、5ページをお願いいたします。支出でございますが、款1下水道事業費用1億8,063万1,000円の内訳、項1営業費用1億6,253万6,000円は、施設の維持管理に係る経費である目1管渠費と目2処理場費の合計3,386万2,000円と、事業運営に必要な一般的経費と職員の人件費である目3総係費2,865万3,000円、目4減価償却費1億1万9,000円が主なものでございます。

次に、項2営業外費用1,508万5,000円は、起債の償還利子等の1,068万5,000円、消費税及び地方消費税の納付予定額の440万円を計上してご

ざいます。

次に、6 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。款1 資本的収入1 億5,462 万7,000 円の内訳として、項1 企業債には資本費平準化債を2,400 万円、項2 負担金等には新規接続に係る受益者負担金を90 万円、第3 項出資金には、第3 条予算の負担金で計上した起債元金以外の元金償還分を出資金として処理する6,622 万7,000 円を計上してございます。項4 補助金には、資本的支出で説明します委託料、工事請負費に係る国庫補助金6,350 万円でございます。

次に、支出でございます。款1 資本的支出2 億4,523 万6,000 円の内訳として、項1 建設改良費1 億2,100 万円は、大崎クリーンセンター電気設備改築に係る委託料1 億1,300 万円と、マンホール蓋修繕工事、丸尾地区枝線建設工事に係る工事請負費の合計800 万円を計上してございます。このうち、クリーンセンター電気設備改築に係る委託料1 億1,300 万円とマンホール蓋修繕工事400 万円が、歳入で説明いたしました国庫補助金の対象でございます。

次に、項2 企業債償還金は、起債の元金償還分1 億2,423 万6,000 円でございます。

次に、お手数ですが2 ページに戻っていただきまして、第4 条、資本的収入及び支出の本文中の括弧書きは補填財源の説明でございます。資本的収入額が資本的支出額に対し9,060 万9,000 円不足いたしますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額514 万5,000 円、過年度分損益勘定留保資金5,496 万4,000 円、及び当年度分損益勘定留保資金3,050 万円で補填するものでございます。

次に、第5 条企業債でございますが、起債の目的から起債の方法まで記載しておりますので御覧いただきたいと思います。

次の第6 条一時借入金の限度額は、1,000 万円としております。

3 ページをお願いいたします。第7 条に予定支出の流用の定め、第8 条に議会の議決を経なければ流用することのできない経費についての定め、第9 条の他会計補助金には、一般会計からの補助金として公共下水道事業補助金1 億2,069 万2,000 円が定めてございます。

以上で説明を終わりますが、7 ページ以降に予定キャッシュフロー計算書、給与明細書、令和8 年度予定貸借対照表など添付してございますので御参照願います。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） ここで、暫時休憩、10 分ほど行います。再開は3 時28 分から行います。

-----○-----

休憩 午後３時１７分

再開 午後３時２８分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。

まず、議案第１７号「令和８年度大崎町一般会計予算」について質疑はありますか。

○１０番（中山美幸議員） 予算書の９ページです。歳出のところですが、本年度予算額の財源内訳の部分で５１億６,９０３万８,０００円のうちの経常経費は、本年度はどの程度を予想されて予算組みをされたのか、経常経費充当の一般財源。

それから、令和７年度はまだ出ていないと思うんですが、令和５年度の経常収支比率８４.３％ですよね集計表から見ると。令和６年度の経常収支の比率は出ているんじゃないですか、７月か９月頃には出ると思うんですが、６年度分は出ていると思うんですが、比率として何パーセントを示しているのか。さらに、令和７年度の財政需要額、これは５月が閉帳ですので出ていないかと思うんですが、６年度の基準財政需要額は示されていると思うんです、国のほうでも。

それと、本年度の本町の類似型団体、これはⅢ－０でいいのかどうか。

それから、一般財源５１億６,９３０万８,０００円とあります、これの財政調整基金からの繰入れがあるのかどうか、どの程度あるのか。

それから、その他の財源５４億４８５万３,０００円のうちの特定財源のふるさと応援基金、それからほかの特定財源からの繰入れが想定されて予算が組まれているのかどうか、総額１３３億余りの予算ですね。それがそういう予算で組まれているか。まず、その点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（吉原信雄議員） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後３時３０分

再開 午後３時３１分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

質問が多岐にわたっておりましたので、１つ、１つ、わかるところから言っていきたいと思います。

まず、今年、財政調整基金から幾ら、最後のほうの質問だったかと思うんですが、財政調整基金から幾ら繰り入れているかという質問につきましては、今年、予

算書で見える限り、財政調整基金からの繰入れが6億円となっておりますので、それについては申し上げたいと思います。

それから、令和6年度の経常収支は75.4ということでございました。

あとの部分については総務課のほうで答えたいと思います。

○総務課長（宮本修一君） 今の歳出の財源となっておりますふるさと応援基金からの繰入金額につきましては、16億2,613万円でございます。

以上です。

○議長（吉原信雄議員） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時33分

再開 午後3時36分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

○町長（中野伸一君） すみません、お待たせいたしました。

基準財政需要額でございますが、令和6年度の基準財政需要額が44億3,192万9,000円でございます。令和7年度が44億6,929万5,000円でございます。

○総務課長（宮本修一君） ただいま、御質問の中に類似団体の分類の分野でⅢ－0から、6年度がそれ以降、動いているのかという御質問だったかと思えますけれども、すみません、今、6年度段階ではこの分類表の分類番号が確定していないので、Ⅲ－0というのは令和5年度までという形になります。

以上です。

○議長（吉原信雄議員） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時38分

再開 午後3時39分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

○総務課長（宮本修一君） 先ほどの御質問の中に、特定財源のその他54億円のうち、その他財源が幾ら盛り込まれているかという御質問だったかと、それで間違いないですか。

○議長（吉原信雄議員） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時40分

再開 午後3時45分

—————○—————

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

○総務課長（宮本修一君） すみません、お待たせいたしました。

一般財源に占める経常的な項目につきましては、予算書の8ページを御覧いただきたいと思います。この中で歳入の款が示されておりますけれども、款1から款11までの合計43億3,398万4,000円と、あと款19繰入金の中の財政調整基金からの繰入金、約6億円、合計で約50億円の金額になろうかと思います。

以上です。

○10番（中山美幸議員） 先ほど6年度の財政収支比率が75.4%、前町長は非常に努力されたのかなというふうに思います。その前の年度が、先ほど申しましたように84.3%ですから、かなり圧縮されておりますので非常に経営されたのかなというふうに思っているところです。

これはやはり、本年度は多分、予算規模が大きくなっておりますので、また80を越えているのかなと、2年後がこれが出てくるとまた楽しみだなと思っていますけれども。町の余裕がなくなってくる会計の元になってくるのかなと思ったりもしています。了解しました。

もう1点お伺いします。予算書の57ページ、サテライト診療設置運営支援事業補助金2億円についてお伺いいたします。町長の施政方針の中で先ほどもありましたけども、土地、建物、医療機器の購入費、運営経費の一部助成のための予算計上であるという発言でございました。しますと、この2億円の財源内訳を示していただきたいことと、運営補助金が何年継続されるのか。それと、運営補助金は赤字補填をするつもりなのか、それとも赤字がなくても補填するのかということですね。補助が恒久的に補助されるということになりますと、経常収支比率を圧迫するわけですね、これは当然。そうしますと、ほかの住民サービスにも影響が出てくるということです。まず、うちはふるさと応援基金がありますから、そちらのほうを充当されるのかなという想像もします。しかし、そういう財源を使った場合にはやはり住民サービスに圧迫が来るというふうに私は考えます。

それと、運営経費の問題です。他の医療機関とは平等性がなくなってくるんじゃないですか。サテライトだけの運営補助金を出して、他の診療されている方々については運営補助金が出ていないということになりますと、これは平等性に欠けると。

それと、やはりですね補助経費を出すのであれば、年間の診療報告、どれぐらいの診療があったのか、そういうことを考えているのかどうか。それから住民説明会、やはりこういうのも必要なんじゃないのかなと思っているんですけども、町長のお

考えとしては、この予算を組むに当たってどういうお考えを持っていたのか。そして、私が今提案したようなこと、補助金の要綱をつくられると思うんですけども、その補助金要綱の中に入ってくるかどうか。これは今後、この予算を審議する上で大切な要綱だと思うんですけども。医療機関は必要だと思うんですよ、非常に重要だと思うんですけども、そういったところが見えないと住民サービスに圧迫が来ると、予算上、ということでございます。よって、先ほどの予算に関する質問をしたということでもあります。

○町長（中野伸一君） 御質問ありがとうございます。

サテライト診療所設置運営等事業の補助金の中身につきましては、先ほど、私が施政方針の中でも述べさせていただきました。現在の土地、建物、医療機器の取得費用、運営経費の一部を助成するための予算ということで申し上げましたので、その細部にわたっては担当課のほうで説明させます。

それから、その後に、今いる医療機関とのバランスの話が出されましたけれども、それについて、まだ、今回、予算化はしておりませんが、今後、地域の医療機関、3医療機関、今、何とか存続できる形になりましたけれども、やはり、来た人には補助をしているという形に、新しく建てるとかそういう予算付けになっていますが、今後、そこあたりの既存の医療機関に対する運営経費といいますか、どういう形の支援の形があるのか、医療機関の存続のためにどういうやり方があるのかということとは今後、模索をしていきたいと考えているところでございます。方向性としては、そのように私の考えとしてはあります。

あと、今回の補助金の中身については担当課で説明させます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） まず、今回の補助金の財源でございますが、当初からふるさと応援基金を活用させていただきたいということは説明してきたつもりでしたが、すみません、足りていなかったら申し訳ないところでございます。さらに、クラウドファンディングもさせていただきましたので、その財源も確保していただいておりますので、それも充当させていただきたいと思っております。

それから、補助金の中身につきましては、昨年の特設委員会でも御説明させていただいたつもりだったんですが、すみません、説明が悪かったと思いますので、申し訳ございません。その補助対象の中に、土地、建物等の取得費、医療機器等の取得費、賃借料、固定資産税、それから開業運営費を掲げさせていただいております。その中でも、開業の運営費につきましては、開業前の準備経費及び開業1年後までに要する運営費として町が認める費用、例えば医師や看護師、事務職員等の人件費や研修費、システム等の導入に係る経費ということで、開業をするために、診療所を開設するために必要な経費ということで、そのために必要な経費を認めるとい

うふうに我々は想定しております。

そうということで、今回、先日、審査会をさせていただいたときの状況では、それらを含めて計画をつくっていただいたところです。今回、今のところ、2億全額を、今回1年間で執行するかというのは確定はしておりませんが、実際の補助金申請は4月以降になる見通しでございますので、その補助金の申請をもって補助金額はそれから確定していく予定であります。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） 今後、補助金は確定する、それから確認ですが、1年間ということでもよろしいんですか、1年間に限るといいんですか。恒常的に、2年、3年と続くようなものはないということだと思ってよろしいのかどうか。

しかし、先ほど、町長からの答弁の中には、既存の診療機関、新たな方法で考えるということでもございましたので、そうしないと、やはり住民が求めている医療機関に対して、一方はそういう経営補助を出している、一方はもらっていない。やはり平等性がないと、これは感情の問題ですね、医療機関をずっと続けていただく、たくさんあったほうがいいわけですよ、住民からすると。いろんな医療機関があったほうがいいわけですので、そういったところを考えると、やはり1つの医療機関だけ手厚くやるというよりも、平等性を考えたときにはいかなものかなと思ったところです。

それと、先ほど説明がありましたけど、2億円という金額は大まかな金額が出ていただけであって、これが本予算で上がってきたわけではないんですよ、今までの説明の中では。いろんなところでいろいろ説明されましたが、名前も出てなかったり、病院のですね、サテライトの名前も出てなかったり、まだ決まっていないから名前も出せないとかというような問題もありましたよね。そういうことがあって、今、課長が答弁されましたけども、若干、私はそこらへんも疑義があります。

まず、1点目、1年間でOKなのかどうか、これは恒常的に継続されるようなことはないという確信があるのかどうか、まず、そこを答えていただきたいということと、先ほど町長がおっしゃいましたように、他の病院、運営されている病院、補助事業を考えていくかどうか、はっきりと、考えているようなニュアンスの発言がありましたが、やる予定があるのかないのか答えていただきたい。そして、どれぐらいの時期にそれを実行していくかということ。それと、2億円のうちの経営の補助金はどの程度になるのか、算定されていれば、その基準を示していただきたい。何も基準がないのに2億円出すんですよ、そんなおかしいじゃないですか。しっかりとした基準、行程がなければいけないと思います。その行程を示していただき

たいと思います。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、我々のほうで定めております補助金の交付要綱から申し上げます。

まず、補助対象経費が、1つ目が土地、建物等の取得費等ということで、補助対象経費の3分の2以内としております。ただし、建物の建築に当たりましては、町内に事業所を有する建設業者を利用した場合は100万円を加算するというふうにさせていただいております。

次に、医療機器等の取得費につきましては、こちらも同じく、補助対象経費の3分の2以内としております。

続いて、賃借料です。賃借料については、想定されるのは大きな医療機器とか、場合によっては建物等を賃借することもあるかということで想定しておりますが、月額50万円以内として、開設した日の属する月の翌日から起算して60か月、5年間というのを想定しております。

続いて、固定資産税の補助でございますが、これも開設後のことになりますが、年額100万円を上限として、開設した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までの期間というふうに定めております。

最後に、診療所の運営費につきましては、1つ目が開所するまでに必要な運営費、続いて開所後1年を経過する日までの運営費ということで、補助対象経費の4分の3以内ということで、これらすべてを合わせて、上限2億円とさせていただいております。ですので、開所日が、まだ今のところ確定では、予定は立てられていると思いますが確定ではございませんので、開所からの1年間については、その運営費を考えているところです。

というのも、開所当初で、すぐに患者様がどれだけつくかということを考えますと、診療報酬等が入るまで、やはり時間的な部分もありますし、ある程度、運営が安定しないといけないということで、当初、令和6年のときに計画したときから、来ていただく医師の先生には少しでも大崎でやっていただける体制をつくらないということで、こういった補助内容でさせていただいて、要綱をつくらさせていただいたところで、これについては手を挙げていただいた先生方には御説明させていただいているつもりでございます。要綱等も広く周知させていただいたつもりであります。

ということですので、1年間ということですが、土地、建物とか医療機器等については完成すれば確定するんですけれども、賃借料とか固定資産税につきましては、その後も継続して必要になると。さらに、運営費につきましては、先ほど言ったように開設した日から1年間ということで、それを対象経費というふうにさせていただ

だきたいと思っております。

それから、今後につきましては、我々も、もともと町内の先生たちにも相談させていただきながら、こういった事業をやることについては一応賛同をいただいて始めたわけなんですけれども、おっしゃるとおり、既存の先生方にも今後も継続してやっていただくのが一番ありがたいことですし、そういう意味では、また先生たちと今後、協議を進めたいと思っております、今、調整をさせていただいているところです。町長もまだ替わったばかりですので、そういった場をまだ設けておりませんので、今後、そういった場を設けて先生たちの意見も聞きながら、次の議会以降、いつになるかまだ協議もしておりませんので、今後は先生たちの話も聞きながら、大崎町の医療をきちんと確保できるように考えていきたいと思います。ただ、バランスというのもございますので、地域医療構想とかいろいろございますけれども、断裂すること、場合によっては地域の医療が衰退する可能性もありますので、我々も先生たちの意見を聞きながら慎重にやっていかなければいけないというふうには感じているところです。いろいろ、いろんなところでまた教えていただければと思っているところですのでよろしくお願いいたします。

- 10番（中山美幸議員） 了解しました。恒久的にはならないということですね。2億円の範囲で収めるということではよろしいかと思いますが、やはり冒頭、質問の中に申しましたように、年間のやっぱり診療の報告は要綱の中で義務化すべきですよ。そうでないと町民の税金なんですね、2億円出すといっても。幾らふるさと納税の基金から出すにしても、ふるさと納税も我々町民のお金じゃないですか、そうでしょう、私はそう思っていますけども。町民のお金なんですよ。その使い方についてはやはり行政当局も責任を持たないといけないし、我々議会としても責任を持たないといけない。そういったことを考えると、やはりほかの住民サービスに圧迫を掛けるような予算の組み方というのは若干どうかと疑義を持たれる1つのようけんな。そうしたところでやっぱり住民にはちゃんとした説明をすべき。この前の議会と住民と語る会でも建設について住民説明会がなかったじゃないかというような意見も出ていますので、そういったところはやはりしっかりと対応をしていただいて、納得した上で、本当に医療確保というのは重要だと思っているんです、非常に大切だと思います、我々もそういう時代に来ていますので非常に大切だと思うんですが、そういった予算の組み方についてはやはりしっかりと住民の方が納得できるような予算の組み方、それから運営の仕方は必要じゃないかなと思いますので、是非そういうことをしていただきたい。

それと、先ほど課長のほうから答弁がありました交付要綱については、早急に提出を求めたいと思います。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、後ほど提出をさせていただきます。

以上です。

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第１８号「令和８年度オオサキポイント事業特別会計予算」について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第１９号「令和８年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第２０号「令和８年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第２１号「令和８年度大崎町介護保険事業特別会計予算」について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第２２号「令和８年度大崎町水道事業会計予算」について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第２３号「令和８年度大崎町公共下水道事業会計予算」について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第１９号、議案第２０号、議案第２１号は、会議規則第３９条第１項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

次に、議案第１８号、議案第２２号、議案第２３号は会議規則第３９条第１項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

次に、議案第17号の審査方法についてお諮りします。議案第17号「令和8年度大崎町一般会計予算」については、委員会条例第7条第1項及び第4項の規定により、議長を除く10名の委員で構成する令和8年度大崎町一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました10名を委員とする、令和8年度大崎町一般会計予算審査特別委員会に付託して審査することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長が共にいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めてその互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控室でしていただきます。

これより暫時休憩いたします。

—————○—————

休憩 午後4時07分

再開 午後4時11分

—————○—————

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。

委員長に11番、鷲東慎一議員、副委員長に6番、稲留光晴議員が選任されました。

—————○—————

日程第22 議案第24号 大崎町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（吉原信雄議員） 日程第22、議案第24号「大崎町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中野伸一君） 御説明いたします。本案は、令和3年に策定いたしました大崎町過疎地域持続的発展計画の期間が本年度で期間満了となることから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項に規定に基づき、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする大崎町過疎地域持続的発展計画を策

定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○企画政策課長（渡邊正一君） それでは、御説明いたします。

まず、策定の背景でございます。令和３年４月から１０年間を期限とする過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されました。現行の大崎町過疎地域持続的発展計画は、法に基づき令和３年度から令和７年度までの５年間を計画期間とする計画を策定したところでございます。

現計画の期間が本年度で期間満了となりますことから、新たに令和８年度から特別措置法の期限である令和１２年度までの５年間を期間とする計画を策定するものでございます。

また、策定に当たりましては、総合計画との整合性を図りながら、現行の計画を継承するとともに、社会情勢の変化や、今後５年間の財政状況の予測等を踏まえまして必要な見直しを行っております。

次に、計画の概要について御説明いたします。今回お諮りする計画案は、現計画を継承し見直しを行いましたことから、最新の統計情報等を反映させましたほかは大きな変更点はないところでございます。

それでは、計画案をお願いいたします。１ページから３ページが目次となっております、４ページをお願いいたします。基本的な事項といたしまして、このページから、町の概況や過疎の状況、行財政の状況、持続的発展の基本更新など、１５ページにかけまして基本的な事項を記載しております。

次に、１６ページをお願いいたします。こちらのページから、見出しの２、移住・定住、地域間交流の促進、人材育成に始まる現状と問題点、その対策、次の１７ページをお願いいたしまして、計画を記載しております。

また、１９ページから５４ページまでにつきましても、各分野において同様の記載をしておりますので御確認いただきたいと存じます。

なお、計画案の策定に当たりましては、特別措置法によりましてあらかじめ県と協議することとされておりますことから、令和８年１月９日付けで異議なしとの回答がありましたことを御報告申し上げます。

また、最後になりますが、今後の社会情勢によりましては、状況に応じた事業及び計画の見直しが必要であると思われますので、その都度、議会にお諮りしたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第24号は、大崎町過疎地域持続的発展計画審査特別委員会を設置し、これに付託し審査いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、大崎町過疎地域持続的発展計画審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定いたしました。

ここでお諮りします。特別委員会の特別委員会の委員長及び副委員長の互選については、議案第17号において選任された委員長及び副委員長と同様の取扱いといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、特別委員会の委員長及び副委員長は、議案第17号と同様の取扱いすることに決定いたしました。

—————○—————

日程第23 陳情第1号 医療確保プロジェクトに係る予算及び事業経緯の慎重審議並びに今後の大崎町の医療確保方針の十分な検討を求める件

○議長（吉原信雄議員） 日程第23、陳情第1号「医療確保プロジェクトに係る予算及び事業経緯の慎重審議並びに今後の大崎町の医療確保方針の十分な検討を求める件」を議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情はお手元に配付の陳情文書表のとおり特別委員会を設置し、付託いたしたいと思いますので報告いたします。

ここでお諮りします。特別委員長及び副委員長の互選については、議案第17号において選任された委員長及び副委員長と同様の取扱いといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、特別委員会の委員長及び副委員長は、議案第17号と同様の取扱いとすることに決定いたしました。

—————○—————

○議長（吉原信雄議員） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、

本日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

散会 午後4時15分

第 2 号

3 月 1 2 日 (木)

令和 8 年第 1 回大崎町議会定例会会議録（第 2 号）

令和 8 年 3 月 1 2 日
午前 1 0 時 0 0 分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（8 番，9 番）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 7 号 令和 7 年度大崎町一般会計補正予算（第 8 号）
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 4 議案第 8 号 令和 7 年度オオサキポイント事業特別会計補正予算
(第 1 号)
(文教経済常任委員長報告)
- 日程第 5 議案第 9 号 令和 7 年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 4 号)
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 6 議案第 1 0 号 令和 7 年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号)
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 7 議案第 1 1 号 令和 7 年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算
(第 3 号)
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 8 議案第 1 2 号 令和 7 年度大崎町水道事業会計補正予算（第 3 号）
(文教経済常任委員長報告)

2. 出席議員は次のとおりである。（11 名）

1 番 藤 田 香 澄	8 番 宮 本 昭 一
3 番 岡 元 修 一	9 番 中 倉 広 文
4 番 富 重 幸 博	1 0 番 中 山 美 幸
5 番 児 玉 孝 徳	1 1 番 鷲 東 慎 一
6 番 稲 留 光 晴	1 2 番 吉 原 信 雄
7 番 神 崎 文 男	

3. 欠席議員は次のとおりである。（0 名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	中 野 伸 一	農林振興課長	鎌 田 洋 一
副 町 長	千 歳 史 郎	建 設 課 長	美 戸 博 明
教 育 長	穂 園 正 幸	農委事務局長	松 元 昭 二
会 計 管 理 者	岡 留 和 幸	水 道 課 長	川 越 龍 一
総 務 課 長	宮 本 修 一	教委管理課長	相 星 永 悟
企画政策課長	渡 邊 正 一	教委社会教育課長	西 竹 信 也
商工観光課長	上 野 明 仁	税 務 課 長	谷 迫 利 弘
町 民 課 長	本 松 健一郎		
環境政策課長	竹 本 忠 行		
保健福祉課長	岩 元 貴 幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	久 保 健一郎
次長兼調査係長	上 橋 孝 幸
次長兼議事係長	松 元 幸 紀
庶 務 係 主 任	西 ゆ か り

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） これより、本日の会を開き、直ちに開議いたします。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（吉原信雄議員） 日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、８番、宮本昭一議員及び
９番、中倉広文議員を指名いたします。

-----○-----

日程第２ 一般質問

○議長（吉原信雄議員） 日程第２「一般質問」を行います。

一般質問は通告順により許可いたします。

まず、１１番、鷲東慎一議員の質問を許可いたします。

○１１番（鷲東慎一議員） 私は、通告してあるとおり、中野町長の公約及び施政方針
について質問してまいります。まずもって、対話によるまちづくり、継続と新しい
町政を掲げ、昨年１２月に２４年ぶりの新しい町長に就任されましたこと、そして、
重ねて御息女の御婚礼に対しましてお祝いをまず申し上げます。

対話によるまちづくりを掲げ、南日本新聞、これはデジタル新聞ですが、あと読
売オンライン等に掲載されておりますが、対話によって子育てしやすいまち、年を
取っても暮らしていけるまちを目指し、世界一の幸せなまちにしていこうと決意を語
っております。ゴールではなくスタート、東町政を引き継ぎ、いいところを伸ばし、
変えるべきは変え、新しい時代を築きたいと力を込めて発信されております。新し
い大崎町をつくっていききたい、大崎町を日本一ではなく世界一幸せなまちにしてい
きたいなど、選挙前、選挙後、メディアに対して情報発信しておりますが、どのよ
うな大崎町の進むべき道を指しているのか、具体的ビジョンをお示しいただきたい
と思います。

また、東町政を引き継ぎ、いいところを伸ばし、変えるべきは変え、新しい時代
を築きたいとは、どこを伸ばし、どこを変えていききたいのか。日本一ではなく世界
一の幸せなまちにしていきたいとは、どのような町を描いているのかを、まず、最
初にお聞きいたします。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

まず、大崎町を、日本一ではなく世界一幸せなまちにしていきたいという言葉に
つきましては、私が、公約ではなく町長就任直後のインタビューの中で申し上げた
ものでございます。本町はこれまで、町民の皆様の長年の努力と御協力によりまし

てリサイクル率日本一という客観的な評価を得ております。

そうした中で、私は、この誇るべき取組を、リサイクルまたは環境保全という特定の分野だけにとどめるのではなく、町民の暮らし全体という視点で幸せという概念に広げ、大崎町が世界に誇れる町になっていけばいいという思いを申し上げたところでございます。

そこで、私なりに考える幸せとは何かという点でございますが、まず、生活の基盤となる経済的な安定や健康など、安心して暮らすことができる環境が整っていること。さらに、人権が尊重され、一人一人の尊厳が守られている社会であること。こうした条件がそろうことで人が心理的にも安心して生活できる、いわゆる心理的安全性が確保された状態が、幸せな社会につながるのではないかと考えるところでございます。

その実現に向けましては、施政方針でも申し上げましたとおり、対話を基本としながら町政を進めていくことが重要であると考えておりますが、まずは実行できるところから着実に取り組んでいくことが大切であるというふうに考えております。

具体的には、公約に掲げております医療確保プロジェクトの着実な推進、中学生制服の無償化をはじめ、地域活動の支援や子育て支援の充実など、今回の当初予算にも計上しております様々な施策を1つ1つ着実に進めていくことが、現段階における具体的な取組であると考えております。今後も、町民の皆さんとの対話を重ねながら、本町にとっての幸せな社会づくりに努めてまいりたいと考えております。

それから、質問の中でございました、よいところを伸ばし、変えるべきは変え、新しい時代を築きたいとの具体策ということでございましたので、2つ目の通告かと思いますが、それについてもお答えしたいと思います。

まず、いいところを伸ばすという点でございます。本町はこれまで築いてきた大きな強みは、日本有数の農畜産業やふるさと納税など多々あると認識しております。その中でも、先ほど申し上げました、町民の皆さんの長年の努力によって確立された資源リサイクルの取組が大きいというふうに考えております。先ほど申しましたように、客観的な評価をいただき、国内外からも注目される町となっております。この高い評価は、本町のブランド力を高め、ふるさと納税の伸張など地域外からの資金の流入、いわゆる外貨の獲得にもつながっているものと考えております。

今後は、この強みをさらに生かしながら、本町が取り組んできた循環型経済の考え方、いわゆるサーキュラーヴィレッジの取組を国内外へ発信していくことが重要というふうに考えております。そのためには、教育の分野においても本町の取組を、強みを生かしていきたいと考えておりまして、今回、教育委員会におきまして、英語力の向上、学力の向上に向けた予算を計上しておりますけれども、将来的には本

町が進めている循環型社会の取組の理念を、将来的には英語で世界に発信できるような子どもたちが育つ町を目指していきたいと考えております。教育力の高い自治体には人が集まるというふうにいわれております。こうした教育環境の充実を通じて、教育を軸とした移住・定住の促進にもつなげていければというふうに考えております。

一方で、変えるべきは変えるという点につきましては、リサイクルに対する町民の皆様の負担感につきましては、これまでも議会から再三指摘をいただいているところでございます。本町がリサイクルに取り組み始めた平成10年当時は、高齢化率がおよそ25%程度でございましたが、現在は40%を超える状況となっております。このような人口構成の変化によりまして、分別はできるけれどもごみステーションまで運ぶことが身体的に難しいというような高齢者の方々も増えてきていると認識しております。また、生活様式の変化によりまして、子育て世代の中には従来の時間帯や場所でのごみ出しが難しいという声も伺っておりますので、このような状況を踏まえ、現在実施しております3箇所の拠点回収に加えて、本年度の当初予算におきまして個別回収に向けた実証実験を開始することとしておりまして、町民の皆様の負担軽減に向けた取組を進めてまいります。

さらに、新しい時代を築くという観点では、本町が掲げるサーキュラーヴィレッジ構想のもとに、循環型社会の取組を生かした企業誘致や、新たな産業による雇用の創出や税収の確保などにより、これまで取り組んできた資源循環の取組を地域の発展や暮らしの豊かさにつなげていくことが重要であると考えております。

しかしながら、人口減少や職員数の減少が進む中で、従来の行政体制だけでは対応が難しい面もあることから、外部人材の活用であるとか企業との連携、民間団体や地域との協働などを進めながら、新しい時代に対応した行政体制づくりも取り組んでまいりたいと考えております。

このように本町の強みはしっかりと伸ばしながら、時代の変化に合わせて見直すべきところは見直し、新しい大崎町づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（鷲東慎一議員） 大枠の総論について、まずお聞きいたしました。もうちょっとしたら各論に入りたいんですけども、余り細かく言うとですねほかの議員の皆さんの質問事項と被る関係がありますので、なるべくそこには触れないように質問していきたいと思います。

今、町長のお考えを大枠でお聞きいたしました。幸せな町の定義的なものとしては生活基盤の強化、人権の尊厳等を踏まえた幸せな町として大枠としてつくってい

きたいという形の御答弁でございました。

いいところを伸ばし、変えるべきは変えるというのは、大枠では農畜産やふるさと納税の部分を大きく伸ばしていきたいというお考えなのかなと。あと、サーキュラーヴィレッジ、この環境の取組というのを発信して企業誘致につなげていきたいのかなと認識させていただきました。変えたい部分につきましては、先ほど町長が力を入れて言われましたけども、リサイクルの部分、大分、今変わってきております。この詳細につきましては、また後ほど質問させていただきますけども、次に、もう1つ、子育てしやすいまち、幾つになっても安心して暮らしていけるまちの目指す方向性、若干、町長が触れているところがありますけども、教育分野についてですね伸ばしていきたいというお話がありましたが、子育てしやすいまち、幾つになっても安心して暮らしていけるまちの目指す方向性をお示しいただければと思います。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

公約にも掲げておりますが、子育てしやすいまち、幾つになっても安心して暮らしていけるまちとは、子どもから高齢者まですべての世代が安心して生活できる環境が整っている町であると考えております。

まず、子育て支援の分野であります。子どもを安心して産み、育てることができる環境づくりが重要であると考えております。そのため、本町では保健福祉課内に子ども・家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の充実を図ってまいります。また、子育て世代の経済的負担の軽減を図るために、出産時に10万円を給付する事業を実施するとともに、学校給食の無償化を継続して実施しているところでございます。さらに、今回の当初予算におきましては、中学校制服の無償化を実施することとしております。

加えて、令和8年度からは、新たに乳児通園支援事業を実施することとしており、保護者の育児負担の軽減や子育て環境の充実を図ってまいります。

また、子どもたちの教育環境の充実も重要であることから、学力向上や英語力向上など教育内容の充実にも取り組み、子育て世代にとって魅力ある環境づくりに教育環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

一方で、高齢者の方々が安心して暮らし続けることができる環境づくりも重要でございます。本町は高齢化率が40%を超えておりまして、医療や福祉、生活支援などの充実がこれまで以上に求められていると認識しております。そのため、地域医療の確保に努めるとともに、移動手段の確保策といたしまして、これまで75歳以上を対象としていたタクシーチケット制度を、免許をお持ちでない65歳以上の方にも拡充しようと考えております。

また、健康づくりや介護予防の取組として、ころばん体操、マスターズプロジェクトなどの事業を継続して実施し、高齢者の皆様が元気に地域で生活できる環境づくりにも力を入れてまいります。

さらに、これらの施策を進めていく上では、行政ではなく地域の力も重要であると考えております。自治会や地域コミュニティの活動を支援しながら地域全体で子育てや高齢者を支え合う環境づくりというものを進めてまいりたいと考えております。今後も、子どもから高齢者まで、お年寄りまで誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（鷺東慎一議員） 是非ですね、期待しておりますので実効性のある施策を進めていただきたいなというふうに思います。

また、今回の所信を拝見させていただきましたけども、やはり、前の東町長から引き継いでいる部分が多岐にありますので、まだ、中野町長自体の色をですね完全に出す部分はまだ難しいのかなと、次の会計年度からかなというふうには思っておりますけども。

今、中野町長がお話されましたところに、若干説明はありましたけども、ふるさと納税をやはり進めていく、生かしていくと、財源確保のですね、そのの部分による医療福祉や子育て支援充実策を進めていきたいと表明されておりましたけども、先ほちょっと子育て政策とか若干触れた部分はございますが、医療福祉を含めたですね、ふるさと納税をどのように財源確保とし、そしてまた歳入に生かしていくのか、そこを利用して医療福祉や子育て支援策、足りない部分を補っていただければいいんですけども、答弁としてですね。そこをお示しいただきたいと思います。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

本町ではこれまでもふるさと応援基金を活用し、医療、福祉、子育て支援の充実に取り組んでまいりました。具体的には、学校給食費や保育料の無償化、出産祝い金の支給、子ども医療費の助成など、子育て世帯の負担軽減を図る施策を実施しているほか、地域医療の確保に向けた取組として、ガバメントクラウドファンディングを活用した医療確保プロジェクトというものを進めて、その財源確保に努めてきたところでございます。

ふるさと納税は、単なる寄附制度ではなく、大崎町の未来を支える貴重な重要な財源であると認識しております。そのため、魅力をさらに図るということはもちろんのこと、この財源を最大限に活用しながら、町民の暮らしを支える医療、福祉、そして次世代を担う子どもたちへの投資を、今後さらに強化していく必要があると考えております。

特に医療分野につきましては、現在進めております医療確保プロジェクトを着実に推進しながら、既存医療機関との連携強化や、医療環境の充実に努めまして、持続可能な地域医療体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

また、子育ての支援につきましても、重要な政策の1つとして位置づけ、教育、保育、子育て環境のさらなる充実に取り組んでまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、医療、福祉、そして子育て支援は町民生活の基盤でございます。ふるさと納税をはじめとする財源を有効に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（鷲東慎一議員） 本町はですね本当に東町長が今までされた、もちろん職員も含めてですけども、75億から80億というふるさと納税の基金を積み立てていらっしゃると思います。やはり、今後はですね中野町長がそれをどのように生かして未来への投資、現役世代への投資を考えていくか、やはり、ここは肝になっていくのかなと。さらに、やはり、ふるさと納税を今後どうやって伸ばしていくかを含めて考えていく必要があるのかなと。その部分では、今、医療関係、今回の補正と、当初予算でも出ております医療確保プロジェクトですね、これが大体2億の補助が来て春別府先生が入ってくるということで、サテライトで大体決まっていくのかなと思っておりますが、やはり、そこだけでは足りない今の医療の現場というのが大崎町の喫緊の課題でもあるのかなというふうに思っております。

一般の当初のときの委員会でもお話をちょっとさせていただきました。やはり大隅半島全体で抱える医療の問題は多岐にわたると思います。私が話をしたのは、救急車を呼んだときに1時間も2時間も待たされるですね。何でかといったら救急病院が受入れをしてくれないんですよ。やはり、その現場というのは、私もまざまざと見ました、実際ですね。大隅半島、医療過疎という、やはり命に関わる部分というのは、これは広域でもやっぱり考えていっていただきたい部分になるんじゃないかなというふうに思います。消防隊の方々もですね電話にずっと何十件も電話をして受け入れてください、受け入れてくださいというのを見ておりますが、消防隊員に対してもそういう御苦労というのはあるんじゃないかなと。いろんな波及的なマイナスの負の部分が出てきている現状を見ております。

また、曾於郡医師会がありますが、あそこは緊急は余り受け入れてくれない部分がございます。新しいお医者さんが来たときにですね医師会の保証人にならないという規定があるらしいですね、開業医の方。調べてみたらわかるんですけど、嫌といったら多分、医師会に入らなければそれをしなくてもいいと思いますけども、やはり、その辺りの、お医者さんの中でもいろんな課題があるのかと、そのへんを抽

出しながら改善していくところは改善していただきたい。本町の医療に関しましては既存のお医者さんとかも含めた丁寧な説明責任と今後の方向性もですね、また考えていただきたいなどお伝えしておきます。

子育てに関しましては、先に町長のほうが御説明がちょっとありましたので、また後ほどお聞きしたい部分もございますが。子育て施策ですね、この前、議員と語る会というのがありまして、これもまた小学校入学時の教育相談、発達のお願いやとか、あと、現在、言葉の通級教育が大崎町はできないかという話がちょっとあったんですけど、これは香月小学校ですね、隣の志布志市のほうでされておりますが、そういった部分を含めた、今、児童発達支援放課後デイサービスはぐはぐがございますが、これがずっと満床の状態です、ずっとですね。新しく新規で受け入れられない。百何人というとてもない数の方がはぐはぐのほうにいらしてございまして、大崎町の子どもさんが三十何名登録されているということなんですけど。私もこの前、インターネットでちょっと調べたらですね発達障害の支援のデイサービスとかを含めたですね、大崎町は何件あるのかなと、はぐはぐしかありません。志布志市が十何件、東串良が2件か3件あるのかな。だから、人口に対してもやっぱり数が少ない現状を改善していかないといけないんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺りの認識は町長はどのように持っているのか。教育長に対してもどのように考えていらっしゃるのか。幼保連携も含めた部分もちょっとお聞きしたいと思います。

○教育長（穂園正幸君） ただいま質問がありました、小学校入学前の教育相談の件でございました。現在、教育委員会では就学に伴う、1年生に上がる年長さんの就学前の教育相談は、9月頃に4日間行っております。2日間は指導主事と教育相談員の2名で対応しておりまして、残りの2日間は鹿屋特別支援学校の先生も加わりまして3名体制で対応しているところでございます。

本年度は、保護者からの要望がございまして、相談するお子さんが利用されている事業所の方も同席して教育相談を1件ほど行っております。保護者の方からの要望がありましたら、園の先生方も同席していただき、教育相談を行っていきたいと考えているところでございます。

なお、いろいろな視点からの入学後の方向性についてもすごく大事なことであると思っておりますので、今後、研究してまいりたいと思っております。

また、通級指導教室の件でお尋ねもありましたのでお答えいたします。大隅地区4市5町には、小学校に12校、中学校に3校、計15校の通級指導教室がございます。大崎町には、大崎小学校にLD、いわゆる学習障害、それからADHD、注意欠陥多動性障害の通級指導教室がございます。志布志市の香月小学校に言語障害

の通級指導教室、いわゆる言葉の教室がございます。大崎町の児童が香月小学校の言葉の教室の通うのは、他校通級というふうにいわれております。現段階では大崎に専門の先生が来られる制度はございませんが、令和7年度から県の教育委員会は、巡回型通級指導教室開設のためのモデル事業を推進しているところでございます。令和7年5月現在、薩摩川内市、鹿屋市、奄美市と、3つのモデル校区を設定し、取組が進められているところでございます。

他校通級につきましては、原則保護者の方が送迎となっております。このモデル事業は、指導者が子どもの学校を訪問することから、今後拡充が図られていきますと、保護者の送迎による負担も軽減されるものと考えているところでございます。

また、送迎サービスの導入等につきましては、いろんな財源等も含めながら、今後、研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 児童発達支援及び放課後等デイサービスの件でございますが、議員がおっしゃるとおり、町内にははぐはぐ1箇所でありまして、登録者数も30人程度となっておりますが、本町でサービスが必要な児童数につきましては、現在103名の方がいらっしゃいます。その方々がサービスを受けるためには町内の事業所では足りずに、町外の施設を利用しているというのが現状でございます。

我々としましても、町内に新たにサービス事業所をつくっていただきたいという思いはございまして、補助制度を打ち出しながら相談等にも対応しているところですが、なかなか、やはり場所が決まらないということで、空き家等の紹介はさせていただいておりますが、新規は今のところ決まっていない状況であります。

また、令和8年度中には報酬改定等もございまして、8年度中の新規設立はなかなか厳しい面がありますというような事業所からのお話も伺っておりますが、また、その翌年度あたりには新たに設置したいというような要望も伺っておりますが、まだ現実には至っていないところですので、また、そういった事業所と打合せを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○11番（鷲東慎一議員） 今の質問は、教育長が答えられた部分が、発達の専門の先生方が入学当時、担任の先生が参加する方を増やしていろんな視点から入学後の方向性を決められないかと親御さんのお話があって、そこを教育長にどうだかと今、説明を求めたのと、あと大崎にも専門の先生を呼んだり、送迎サービスの導入ができないかということを親御さんが言われています。

今、課長からの答弁もありましたけども、実際、その施設に入りたいという方は

まだたくさんいらっしゃる。でも、まだその施設ができていない、1件しかないという現状があったときに、やはり送迎ぐらいは出してもいいんじゃないかなと思うんですよ。それが子どもたちを育てる上で必要不可欠な部分、今後の親御さんの負担を軽減する部分も含めてすべきじゃないかな。

これもよく委員会等で私も質問していますけども、スクールバスが余りにも値段が高すぎるから、その分を競争入札できちんと落として、今回、三者入って、大分金額が落ちていますけど、その落ちた分の予算を使ってこういう送迎とかという部分に活用する方法があるんじゃないかなと、何度も指摘はしているんですけども。

今、教育長が、送迎は通級の場合は原則親御さんが送迎しないといけないとありました。これはあくまでも原則ですので、本町は率先してですね、志布志までの送迎でしたらそこまで時間も予算もかかりません。その部分は町長として補填して送迎は出して、予算を付けるとかですね考えることはできないかというのをちょっとお聞きします、町長にあえて。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

ただいま、これは議会と住民と語る会で出された御意見ということでしたけども、実は私のほうにもそういうお話がございまして直接お話を、該当されている方とお話をしたところでございます。やっぱり保護者としては、送迎の負担であるとかそういうことをおっしゃっておりまして、今の現時点の制度としては、町のほうとしてもっているわけではございませんけども、普通に費用対効果を求めているわけではない部分といいますか、結局、コストがどうこうとかいう話ではなくて、子育てだとか医療福祉というところに余り費用対効果という資本主義的な考え方を持ち込む、果たして暮らしやすい町ということから考えるとどうなのかという観点から、ちょっと私たちのほうとしても研究させていただきたいと思っております。提案としてはなるほどという部分もございましたので、受け止めさせていただきたいと思います。以上でございます。

○11番（驚東慎一議員） 是非ですね考えていっていただきたい。これは東町長のときから療育親の会から請願等もでておりました。それは進めるべきだということを前東町長が言っておりましたし、それによつてはぐはぐが開設された経緯もございます。中野町長になって、また新しい施策として、やっぱりそういった部分を、研究だけでなく実際予算を付けて考えていっていただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

あとですね、もう1つ、喫緊の課題としては小学校の統廃合、これも前、東町長に一般質問したときにお答えいただきました、今の現状をとりあえず維持していくというのが東町長の答弁でした、当時ですね。中野町長としては小学校統廃合につ

いてどのように考えていらっしゃるのか。現在、複式学級が増えている、生徒数も減っている部分を鑑みただ、どのような考えをお持ちなのかお聞きいたします。

○町長（中野伸一君） 小学校の統廃合についての御質問でございます。

学校の適正規模、適正配置等に関する手引きというのが教育委員会サイドではあると思いますが、ただいまの御質問は私の考えということでしたので、ちょっと法律的なことは除いて、私の感覚的なものでお話をさせていただきたいと思います。

私は、結論から言いますと、地元からそういう統廃合をしてほしいという要望がない以上、行政のほうから促進するというか、そういう考えは持っておりません。私の考えとしましては、確かにコンパクトシティ的な考え方でどこかに集約して行政コストを安くできないのかという考えを、私も企画課長とかしていましたので、そういうときに考えたことはありました。ところが、やっぱり小学校というものが地域の光といいますか、地域のやっぱり拠点施設だということがあります。

立小野小学校が確か廃校になったときに、特認校制度を使って地元の児童が2人になるまで何とか頑張ったというのがありました。私、ちょうど大崎小学校のPTA会長をしていましたので、その当時。廃校式典にも行きましたが、非常にやっぱりあのときの式典に来られた方々のやるせないという時代を受け入れざるを得ないというような表情を見たときに、地域の火が消えるといいますか、そういう部分をすごく感じたところがあります。

できるところは、今回、私も公約でも言っておりますけども、空き家を改修した子育て世代の子育ての住宅といいますか、まだ、今回、予算には上がっておりませんけども、いわゆる複式学級を持っている校区の空き家を活用して、構想レベルでいいですと中間管理住宅という名前になりますけども、町が民間の住宅を借りて、そこをリフォームして町営住宅として小学校とか中学校に子どもが通う御家庭に低家賃で住んでいただいて、複式学級の防止であったりとか、そこに住んでいただくことによる地域の担い手の確保という形で、逆に小規模多機能自治といいますか、小学校を拠点とした地域づくりというものに行政としてしていくべきじゃないのかなと、これは私のまだ政策として予算として上がっておりませんけども、公約に上げた子育て支援、住みよい町というのはそういう考えのもとでつくらせていただいたところでございます。

以上でございます。

○11番（鷲東慎一議員） 中野町長の考えはお聞きいたしました。その地域のコミュニティの学校があるところからの要請がなければ、今のところ考えていないということでお聞きしました。私は東町長に対しては学校自体は残すべきなんじゃないかなというふうにはいいました。でも、そこは誤解を招くとあれなんですけども、

コミュニティ施設として残す部分はいいと思うんですよ。でも、学校はですね複式学級に行きたくないという方々もやっぱりいらっしゃるだろうし、親御さんや子どもの考え、やはりそこも加味しながら、例えば民間の私立の高校を持ってくるとか、統廃合して隣の学校にそういうのを持ってくるとか。例えば、もう1つわかりやすく言えば、今度、霧島に林業大学校ができるんですよ、曾於市にも畜産のができますよね。だから、そういった部分の活用方法、民間の活用も含んで、それで地域の学校の校舎自体を残していくという考え方もあるんじゃないかな。火が消えるのが皆さん一番嫌なわけですが、地域、民間とかの考えとしてもですね。そこをいかに残す方法で次の方策を考えていくのか、是非、皆さんも考えていただいて、我々も知恵を出したりしますけども、そのへんを調べていただいてやっていくべきなんじゃないかと思います。特に立地状況とか場所とかも考えればですね、大崎町は決してほかに劣っているようなことはないのです、やはりそのへんは十分考えてやってやっていていただきたいなと思います。今の御発言について、教育長は統廃合についてどう思われますか。

○教育長（穂園正幸君） 統廃合につきまして、以前からいろいろ議会でも御質問いただいているところでございます。

先ほど町長の答弁がございましたように、これまでも何らかの地域住民とか保護者の方々からそういう統廃合に向けた御意見とか要望が寄せられる状況であれば、統廃合を含めて検討していきたいというふうに、今の現段階ではそのように思っているところです。そういう意見の中で、先ほど議員がおっしゃるように、じゃあ、次の統廃合になったときの跡地を含めてどんな活用があるかという議論等につきましては、また、そういう進捗の状況を見ながら検討していけばいいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○11番（鷲東慎一議員） 教育委員会として率先して統廃合しますと言えない部分も多分あると思います。やはり、そこは決定権者である町長がそこは決断する部分だと思います。

なかなかですね、地域で統廃合をお願いしますと声を出すのは難しいと思います。なかなかそういう声は出てこないと思います。中学校の統廃合のときも、多分ほとんど出てこなかったと思います。だからこそ、東町長が決断されて大崎中学校1本にしたんだろうというふうに私は思っているんですけども。やはりそういう決断というのにも必要な時期が来るんじゃないかなと思っておりますので、十分今後も検討課題として考えていていただきたいなというふうにはお伝えしておきます。

余り言うと、同僚議員も多分、質問事項に入っていると思うので中身は余り詳し

く言わずに、次の、特にこれは所信のほうに入りますけど、中野町長が一番最初に農林水産業、1次産業を所信の考えに持ってきていただいて、特に長い文書で詳細にわたって言うておりました。そこについては私も感謝しております。1次産業の発展なくして本町の発展はないと、一番の土台ですから、そこについて、各論で質問していきたいというふうに思っております。

農畜産業と環境を守る町の実現と町長が所信のほうに出しております。具体的施策と目指す方向性はどのように考えていらっしゃるのか質問していきたいんですけども。まず、最初に、第1次産業が抱える課題の解決や持続的発展に向けた取組をしていくと所信のほうに書いておりますけれども、これは一体どういうことを指しているのかを御説明いただきたいと思います。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

本町の農林水産業は地域経済や雇用を支える基幹産業でありまして、町の自然環境や景観の維持にも大きな役割を果たしている重要な産業であると認識しております。

しかしながら、全国的な傾向と同様に、本町におきましても担い手の高齢化や後継者不足、資材価格の高騰など農林水産業を取り巻く環境というのは決して優しいものではない、厳しさを増している状況にあると考えております。

農業の分野では、本町の基幹産業である畜産業をはじめ、野菜や飼料作物など多様な農業が営まれておりますけれども、今後は担い手の確保や農地の維持、経営の安定を図ることが重要であると考えております。また、林業分野では森林の適切な管理や保全を図りながら、関係機関と連携して担い手の確保や技術向上を進め、森林の持つ多面的機能の発揮につなげていく必要があると考えております。さらに、水産業におきましても、関係機関と連携し、養鰻業など地域の水産業の持続的な発展に向けた取組を進めていくことが重要であると認識しております。

今後とも関係団体や生産者の皆さんと連携しながら、本町の農林水産業が持続的に発展し、地域を支える産業として将来に引き継がれていくように取り組んでまいりたいと考えております。

これは用意した答弁とはまた追加いたしますけれども、私が農畜産業と環境を守るまちと入れたのは、町内をずっと回る中でやはり荒廃農地であったり、農家の方々の悲痛な声というのを多く聞きました。例えば畜産でいきますと、畜産農家が廃業がかなり多く進んでいると、畜産農家が1件なくなるごとに飼料とかつくらなくなるので、耕作放棄地が2ヘクタール、3ヘクタールというレベルで増えていく。結局、そういうところが例えば有害鳥獣の巣になったりして、そこで暮らしているイノシシ、有害鳥獣が人の家の庭まで出てくるとかいう状況があって、非常に負の

連鎖が始まっている。なので、いわゆる農業というものは、ただ農業という1つの産業と言うだけでは、ほかの産業もそうなんでしょうけど、1つの産業だけで見るのだけではなく、多面的な機能がある、国土保全という意味からも大きな意味を持っている産業なので、ここはやっぱり持続させていかないと、守っていかないと大崎町は将来成り立っていかないんだらうなということで、この公約を掲げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○11番（鷲東慎一議員） わかりました。

農林水産業の抱える課題の認識を、中野町長の認識を今、お聞きいたしました。基本的に、農家さんというのは減っていくというのが大前提です。今は70歳を超えそうですね、平均年齢がですね。畜産業も、また後で畜産業にも入っていきますけど、畜産は今、子牛の値段が高いのは、ただ単に生産者が減っているから、生産者の数がないから、絶対数が少ないから値段が上がっているだけであって、じゃあ枝肉は上がっているかという、枝肉は全然上がっていない、肉も売れていない、輸出もできていない、それが現状なんです。ということは、今後どうなっていくのか、ただ生産者が減っていったら値段が上がるだけで、農家さんはずっと全体的に落ちていく。

水田の場合も去年ちょっと値段が高かったですけど、実際、今後どうなっていくのかは、やはり見通せない部分が多々あるというふうに思います。それも踏まえながら、今、本町は持続可能な水田農業を目指して大規模の水田事業を行っておりますけども、このあたりの方向性、まず水田事業の方向性をですねお示しいただければと思います。

○町長（中野伸一君） 持続可能な水田農業についてでございます。これは、条件の悪い農地の栽培実証を中心とした地域創出モデル支援事業のことかと思って答弁いたします。

元気な地域創出モデル支援事業につきましては、令和6年度から3年間、農林水産省の農産漁村振興交付金を活用いたしまして、耕作放棄地の抑制と農地の有効活用を目的として取り組んでいる事業でございます。本町では、条件の悪い農地でも継続的に栽培が可能な作物として、現在、山椒及びマコモダケの実証栽培を行っているところでございます。

この事業は単なる栽培実験ではなくて、栽培、商品開発、販売、販売開拓というこの3つを柱といたしまして、地域資源を活用した新たな農業モデルを構築することを目的としております。また、栽培管理には福祉事業所とも連携し、農業と福祉が連携した地域づくり、いわゆる農福連携にも取り組んでいるところでございます。

現在、山椒につきましては順調に生育しておりまして、マコモダケにつきましても一定の収穫が得られているところでございます。

今後は、生産から販売までの体制を構築しながら、協力農家を増やし、耕作放棄地の抑制と農地の保全につながる持続的な取組として発展させてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○11番（鷺東慎一議員） 地域創出モデル支援事業のですね詳細な部分をお示しいただきましたが、山椒とかマコモダケ、これに対しまして耕作放棄地の小さい部分、水田の余りできない何畝とか小さい圃場の実証実験という形ではいいと思うんです。でも、今から必要なのは大規模化、大きい区画の圃場をつくっていくことと、そこに対する作付け、何を作付け、戦略的にしていくか、やはりここが一番重要になってくるんじゃないか。それによって農家さんが生かされる部分が出てくるんじゃないか。これも併用して進めていく部分があると思うんですが、そこについては町長、どう思われますか。

○町長（中野伸一君） 先ほど申しました答弁は、耕作条件不利地の話でしたけれども、今、鷺東議員のほうからございましたように、水田の大規模化、大型区画化と圃場整備等と並行してやっぱりやっていくべきものだろうと考えております。

以上でございます。

○11番（鷺東慎一議員） 是非、そこも考えていっていただきたい。今からどんどん、何箇所か圃場整備をしていきますが、数名の方が反対してできないとか、やっぱりそういう部分もあるようにお聞きしております。やはり、そこは行政が積極的にですね、そこは残してでも大規模化していくんだと号令をかけることによって進めていくべき、今後50年、100年見据えた考え方。

もう1つ、FOEASシステムをいってなかった部分が益丸圃場整備はあります。それによって手間がかかる部分がやはり出てきている。その検証も含めたですね今後の展開というのは考えていかれるべきなんじゃないかと伝えておきます。

次に、営農推進の営農公社をお聞きしたいんですけど。当初、農業公社は新規就農者を含めた育てていくことを含めて考えていくということだったんですけど、まだそこまで進んでいなくて機械を入れて、その作業を大体メインにしていた部分があると思いますけど、今後どのような方向で中野町長は考えていらっしゃるのか、公社の活用方法をお示しいただければ。

○町長（中野伸一君） 営農推進の農業公社の今後の在り方についての御質問でございます。

本町の農業を取り巻く状況は、担い手の減少、高齢化が進む中、農地の維持管理

や作業の担い手確保が大きな課題となっております。そのような中で、現在、運用を開始しております農業公社が、非常に地域農業を支える作業支援組織として重要な役割を担っているものと考えております。

現在はロータリー作業とかフレールモア作業などの受託作業を中心に事業を展開しておりますけども、今後は農家のニーズを踏まえながら、作業受託の拡充や農地の維持管理など地域農業を支える取組を広げていく必要があるだろうと考えております。また、農地の集積や耕作放棄地の抑制など地域農業の課題解決に資する組織として、関係機関とも連携しながら農業公社の機能強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○11番（鷺東慎一議員） 前回の予算に出ていました、今回の予算ですね、ピーマンの新規就農者用のハウスを建てるということだったんですけども。やはりピーマンにこだわる必要なくて、本町はマンゴーとかパッションとかそういう果樹系もございます。いろんな部分で多様な農業経営のを新規就農で支援していくような仕組みをですね早く構築していつていただきたいとお伝えしておきます。

あと、地域計画の現状と農地集積の方向性とはいつてありますけども、農地集積の現状を今後の方向性についてお示しいただきたいのと、多面的機能の現況と課題を含めた方向性も併せてお示しいただければと思います。

○町長（中野伸一君） ただいまの質問につきましては、農林水産課長からの答弁とさせていただきます。

○農林振興課長（鎌田洋一君） 地域計画の現状と農地集積の方向性ということでございます。地域計画につきましては、令和7年3月に策定をしております。町内24地区、農業振興地域内の農地2,825ヘクタールを対象としてしております。

この計画は、将来の担い手不足を見据えまして、10年後に誰が農地を担うのかを地域で話し合いながら整理したものでございます。

現在の農地集積率は約42%でございます。将来的には90%程度まで集積を進めることを目標としております。この90%は、県からの指導の数字でありまして、大体、県内のどの市町村も90%を目標としておるところでございます。

それから、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも、将来的にはこの90%の目標というのも掲載してございます。

今後は、担い手への農地集積を進めるとともに、農地中間管理機構を活用しながら、地域の実情に応じた多様な担い手による農地利用を進めてまいりたいと思っております。

あと、多面的機能の現状と課題ということでございます。多面的機能の現状と課

題については、現在、本町では多面的機能支払交付金事業に取り組む団体が、令和8年度から12団体となる予定でございます。地域ぐるみで地域や農道、水路などの維持管理に取り組んでいただいておりますが、一方では各団体においては構成員の高齢化、担い手不足により活動の継続に課題が生じている状況であると認識しております。町といたしましても、地域の実績を踏まえながら、活動の継続が図られるよう支援を行っていくことが重要であると考えております。

今後も、農地や農業用施設の維持管理を通して、農業の多面的機能が発揮されるよう取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○11番（鷲東慎一議員） 地域計画の現況と農地集積の方向性で聞いたのは、地域計画というのは、その地域の田畑をどの農業経営者が何人いて、その方々がどうやって集積していくかという多分計画だったと私は認識しているですけども、その辺りで24地区あるということなんですが、この地域はこの経営者の方々が引き継いでいくという話までできているのか。これは当初計画してから数年、結構たっていますよね。そのへんの話が進んでいるのかというのが1点と、併せて、多面的機能を聞いたのは、1団体減って12団体であるということなんですけども、やはり高齢化しているんですよね。皆さん、なかなか、今まで出席していた方が来れなくなっている現状があります。それは重々御存じだと思うんですけど。じゃあどうしていけばいいのかといたら、私のところの多面的機能でいうと、やっぱり機械化です。機械を持っている、例えば乗用カートみたいな、あれを借りてきて先に刈ったりとか、農業用のスライドモアがありますよね、あれを出して先に刈って行って、機械が届かないところだけみんなでしまししょうと、機械化していくことによってそういうふうにしていく。

あと、もう1つ言ったらですね、大型重機でアースシェイバーってあります、コンボに付いている砕くやつです、ああいう機器をですねやっぱり1台か2台、そこまで高額でないと思うので、アタッチメントは。農業公社でも取り入れてもらって多面的機能の補佐としてそれを活用するとかですね、そういう方法を考えていかないと、やはり作業をする方がどんどん減っています。無理にまた女性とか高齢者とか呼んで怪我をする場合もございますので、そのへんの危惧もありますので、今後の方向性というのをどのように考えていらっしゃるか。今の質問2点ですね、機械導入と農業後継者、ちゃんと把握されているのか、二十何箇所ですね。そこを答弁をお願いします。

○農林振興課長（鎌田洋一君） 今御質問がありましたのは、24地区の10年後の地域計画ということでございます。農地中間管理機構を通して契約が行われるごとに

担い手の方が確定しますけども、それに基づいて地域計画に落とし込んで、その地域の計画ということで今させていただいております。

地域計画としては、その地域を守る計画としては成り立っているとは思っております。ただ、集積ができておりますけども、一番懸念されているのは、集約がまだなかなかできないというのが現状でございますけども、集積は今のところできている、その24地域につきましてはできているのではないかと考えております。

以上です。

○町長（中野伸一君） 草木の伐採可能な機械、先ほどアースシェイバーの購入ができないのか、農業公社等で購入できないかと言われました。農地・水多面的交付金の事業で、私たちの地区も農地・水とありますけど、本当に高齢化が進んでなかなか担い手がない、作業に参加する人がいなくなってきた、なかなか回らなくて機械化を図る必要性は私も本当、重々承知しているところでございます。

ただ、運用の仕方ですね、購入してどのような運用する方法があるのか、また予算もかかることでございますので、どういうやり方がいいのか、こちらのほうでも検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○11番（鷲東慎一議員） 地域計画の24地区ですね、集積ができています、集約がまだ思うように進んでいないとございましたが、これに対して24地区に農業後継者が指定されているのかどうか、本当は聞きたかったですけど。これを何でいうかといったら、結局、農業法人を優先してそういう指定をされますよね、大体どこの市町村もだと思うんですけども。これで問題なのは、農業法人が潰れた場合は、本町もありました、辞めた会社は何箇所もありました。そのときにすさまじい、50ヘクタールとかが一気に空くわけです。そこを引き継いでくれる人が果たして、全部埋まることが可能なのかどうか。うちの地域でいうと、やっぱりなかなか耕作しにくい悪条件なところ、1反とか2反とか、山際とか、竹林の横とかやはりそういうところがどんどん空いていく。特に農業法人さんがなくなった場合、ごっそりいきますから、そういう懸念も含めた今後の展開は考えていかれるべきだというふうに思います。

多面的で言ったのは、機械を入れるべきだと言ったのは、今度、本町でも昨年、草刈りの乗用カートを2台、確かそこに入れましたよね。農地・水で使えないかといったら、それは貸出しはできませんということだったんですけども、そこは多分、一般に貸出ししますと壊してしまうのが多分にあると思うんですよ、使い方を知らないわけですから、誰にでも貸したらですね。そこはオペレーターを決めて、借り手の機械の使用をですね許していただければものすごくスムーズにいくんじゃない

かなと思います。

我々の場合は、うちの多面的機能でいうと西平石油さんから乗用カートを借りて田んぼのほうにも貸し出したりとか、うちの畑のほうの農地・水のほうにも貸し出したりして、拍手しています、高齢者の方々は。バツと刈ってくれるからですね。そういう現状を見たときに、やはりそういう機械を貸し出しすべきだと。本町の場合は昨年入れてるわけです、2台、合計三、四台ぐらいあるんですかね。そういうのを有効活用しながら使っていくことが必要なんじゃないかなと思って、今、質問したんですけど、その2点について、もう一度、再度お答えください。

○町長（中野伸一君） すみません、前の町長のときに購入されているというお話だったんですけども、町有地の管理のために購入した機械だというふうにお聞きしておりますが、今、聞いたところだったんですけども。

いわゆる行政の縦割りといいますか、町有地管理のために使うものだからということで、多分、今のところは借用とかそういう形を取っていないんじゃないかなという気がいたします。今後、メンテナンスの面も含めて、オペレーターの配置だとかいろんなクリアしないといけない問題はかなりあると思うんですけれども、どういふうな持って行き方がいいのか、ちょっと検討させていただければと思います。以上でございます。

○11番（鷲東慎一議員） よくよく検討していただきたい。

ちなみに言うところでですね、その機械も実は地域の公園とかグラウンドとかを公民館の方々が草刈りをしたいということで貸したりしているんです、特例としてですね。だからそういう使い方も多分されていると思うので、そこは積極的に町長も考えていただいて、町民の福祉の向上に寄与するような方向で持っていただきたいなというふうに思います。

あと、畜産関係の現況は町長がお話をされて、私も若干触れましたので、あと鳥獣被害があるんですけど、これは同僚議員が質問項目で書いていますので、余り言うとなのでそこはスルーして、農林水産業の余り皆さん触れない林業と水産業の振興についてどのように考えていらっしゃるのかをお示しいただければ。

○町長（中野伸一君） 林業と水産についてということでございます。まず、林業振興についてお答えいたします。

本町の森林面積が約3,148ヘクタールございまして、町全体の約31%を占めております。森林は水源涵養や災害防止など重要な役割を担っております。その一方で、林業の従事者は減少しておりまして、国勢調査によりますと、平成22年に29人であった従事者が、令和2年の調査では18人となるなど担い手不足が課題となっております。

また、利用期を迎えた人工林が増える中で、伐採後の再生林や適切な森林管理が進まない森林も見受けられる状況でございます。このような状況を踏まえ、今後は曾於地区森林組合など関係機関と連携しながら林業労働力の確保や担い手育成を進めるとともに、森林の保全や適切な間伐などを通じて森林の多面的機能の維持に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、水産につきましてでございますが、水産業につきまして、本町の漁業従事者の推移につきましては、平成22年度の国勢調査におきましては126人、令和2年では147人と、10年間で21人増加しているところでございます。

増加の要因といたしましては、養鰻業の従業者数が増加しているものと考えられます。現在、町内で稼働しているチリメン業者は3業者、養鰻業者は16業者でございます。近年、チリメンの漁獲量が減少しておりまして、令和6年度では約133トンとなっております、対前年度比が49.2%となっております、チリメン業者におきましては非常に厳しい状況であると認識をしております。町といたしましては、漁協と関係機関と連携しながら、漁業経営の安定と水産業の持続的な発展に向けた支援に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

- 11番（鷲東慎一議員） 林業振興についてはですね林業従事者は本町は少ない人数でございますが、多分、直近でこの前見たときに2名ぐらいまで減っているという林業の関係。働いていらっしゃる方とかそういう方々はまたいらっしゃると思うんですけども、林業の林道整備とか、例えば伐採の後の植林とかですね、そのあたりも含めた今後の対応、対策はやっぱり考えていくべきかなと。この前問題があったのは、山の間に水路があって、側溝とかですね用配水があって、そこが林業で伐採した後にはどうしても土砂崩れで埋まってしまう、これはもともとあるんですけども、特に伐採した後というのは大雨が降れば流れますから、やはりその部分で苦情が出るとか、民有地なんだけど民有地の間の山の間に側溝が入っているとか、やはりそういう課題があるのかな。今、林業というのは、ちょうど高度経済成長時期に植えたのが、今切らないといけないわけです。これが、また5年後になつてしまうと木が腐れていくから商品価値がなくなっていくので、今切らないといけない状況があつて再植林を含んだことをしていけないといけないんだという認識のもと、今後、そういう展開を考えていつていただきたい。

林道整備もですね新しく整備して、また次に使うのは10年後、20年後だったりしますが、やはりそのへんはよく見ながらですね整備を国と県と協力しながら進めていつていただきたいなと思います。

水産業につきましては、前も質問しておりましたけども、町のチリメン業者はど

んどん減っていつている状況。併せて、東串良漁協を使っていますけども、東串良の漁協を使う水産業者も減っている現況はどのように認識されているのか。漁協の使い方ですね、そこも含めた御答弁をお願いします。

○町長（中野伸一君） 今後の東串良漁協についてということでございますけれども、東串良漁業協同組合は、令和8年4月1日から県内29の漁業協同組合と合併して新たに鹿児島県漁業協同組合東串良支所として歩み出すことになるとお聞きしております。

また、話を聞いてみますと、詳細については決定し次第お知らせしますとのことでございましたが、基本的な業務等については変更はないということでもございましたので、これまでどおりの水産振興における協力関係を図ってまいりたいと考えているところでございます。

ちなみに、県内で41の漁協があるらしく、そのうちの29漁協が合併に参加しているということでもございました。

以上でございます。

○11番（鷺東慎一議員） 水産業もですね現況としてウナギの養殖が伸びている部分がございます。今イランの情勢で重油も相当高くなっている状況、燃料も高騰している状況がありますので、やはりそのへんの的確な施策をやっていっていただきたいなというふうに思います。

最後に、環境資源の取組についてなんですけども、リサイクルシステムの町民負担に対する軽減対策の現況と課題、今後の目指す方向性をどのように考えているか。これは、前、東町長にも聞いたんですけども、東町長から替わって中野町長がですね、今、改善していく部分が多岐にあるということで最初のほうに御説明がございました。そこも含めて今後の目指す方向性、リサイクルシステム、をお示しいただければと思います。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

今後のリサイクルシステムの、通告でいきますとリサイクルシステムの町民負担に対する軽減対策の現況と課題、今後の目指すべき方向性ということなんですけれども、今後の目指す方向性ということで大きな観点でお話したいと思います。

私はリサイクルの取組ということから、さらに昇華させるべきだと思っておりまして、本町の将来像、サーキュラーヴィレッジ、何回かお伝えしておりますけどもサーキュラーヴィレッジであると考えております。これは、単に現在行っております資源を循環させる環境政策ということだけではなくて、産業、教育、地域経済、人との交流など様々な分野において循環を生み出すまちづくりの考え方だと考えております。

本町はこれまで、町民の皆様の御協力のもと、資源リサイクルの取組を進め、全国でも高いリサイクル率を達成するなど、循環型社会の取組において非常に高い客観的評価を得ております。しかしながら、その評価が必ずしも町民の皆様の暮らしの豊かさとして十分に実感されていない部分もあるということも、そういう御意見があるということも承知はしております。

私は、これまで町民の皆さんが積み重ねてこられました資源循環の取組を、次の段階へ発展させていくことが重要であるというふうに考えております。具体的には、現在進めております資源ごみの拠点回収や、新たに実施を行う個別回収の取組などにより町民の皆様の負担軽減と利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。そして、この仕組みを基盤といたしまして、先ほども申しました新たな産業や企業連携、企業誘致につなげていくことを目指しております。

また、本町の取組は国内外から注目をいただいております、この取組に関心を持つ企業や研究機関、様々な分野の人材が本町に既に来られておりますし、関わる可能性はまだまだ大きいと思っております。こうした流れを生かしながら、人や物、そして知恵が集まり、新しい産業や価値が生まれる町へと発展させていくことが、サーキュラーヴィレッジの考え方だと認識しております。その結果として、地域経済の活性化や、新たな雇用の創出につながりまして、町民の皆様がこれまで取り組んできた資源循環の取組が、地域の発展や暮らしの豊かさにつながっていると実感していただける町になっていくことが大切であると考えております。

私は、この理念を具体的な施策として進めていくことで、人口減少社会においても持続可能で、そして町民の皆様が誇りと幸せを実感できるまちづくりというものを進めてまいりたいと考えているところでございます。

大きな方向性としては、以上でございます。

- 11番（鷲東慎一議員） サークュラーヴィレッジですね、横文字だとわかりにくい循環型社会なんですけども。我々が言っているのは、リサイクルが悪いわけじゃなくて、要は町民に対する住民負担がやっぱり多大に大きいと。やはり、その軽減をしていていただきたい。だからこそ、上勝町のような常設ステーションを1箇所設けて、常に出せるようなですね、そこで研修開発できるような仕組みをつくったほうがいいんじゃないか、これは東町長もそういう部分は考えて行かないといけないと、前、御答弁をいただいているんですけども、そのあたりはどう考えていらっしゃるのか。それに対して、常設ごみステーションの現状、2回収も含めたですね、その現状はどうなっているか。また、リサイクルありがとう商品券とか資源ごみ益金の推移と活用方法を併せてお示しいただければと思います。

- 町長（中野伸一君） 質問が多岐にわたりますので、少しずつお話ししていきたいと

思います。

まず、常設ごみステーションの現況と2回収につまましてですが、現在の従来の各自治会で置いています拠点回収、ステーション回収を補完する形で、令和6年度より町内の3箇所資源リサイクルごみステーション、常設ステーションを設置しているところでございます。

これによりまして、仕事の都合などで指定日に排出できない方々へのサポート体制が構築されております。令和7年度の搬入台数でいきますと、3拠点の合計ですが、8,565台、延べ利用者数が9,638名に達しておりまして、非常に高いニーズといいますか利用者がいると認識しております。

また、自治会での回収につまましても、収集につまましても、現在、約70の自治会において月の2回収は、これは自治会からの申出によりますけども、月2回収というのを実施しておりまして、排出機会の拡大に努めているところでございます。

続きまして、益金の推移、活用方法につまましてですが、資源ごみ売買益金の推移につまましては、近年の実績で申しますと、令和3年度が約817万円、4年度が992万円、5年度が929万円、6年度が1,037万円となっているところでございます。この益金はリサイクル奨学金の財源でありますとか、自治会への協力金の財源として還元しているところでございます。

また、8年度におきましては、冒頭申し上げました資源リサイクルごみステーション事業や生ごみ処理機購入補助の財源に充当することとしているところでございます。

これにつまましては、前の東町長もおっしゃっておりました。今、3箇所、拠点回収場所がありますけども、その総本山といいますか、ただ持ってくる場所ではなくて研修とか交流機能を持った、うちの今までの取組の歴史が見られたり、学びの場になるところというのは集合ステーションの考え方と、非常に重要な視点であると私も思っております。

現在、3箇所の常設ステーションにおいてシルバー人材センターによる丁寧な文節指導を行っていただいておりますけれども、今後、転入者や外国人居住者への指導、さらには地域コミュニティの活性化に資する、学ぶ、集う、出すというものが一体となった新たなステーションの在り方というのを、財源も含めて検討させていただきたいと考えております。

私も町内を回るときに感じたことが、やはりもっとリサイクルのことを言われる方が多いのかなと思いましたが、私が聞いた中で、多くの方と会いましたが、リサイクルについて言われたのは5名でした。どちらかというとお医者さんの話と

イノシシの話がほとんどで、困りごとは何ですかという話になると、ごみのことについては5人、そのうちの4人は回収の話でした。分別は特に問題はないんだと、ただ、ステーションまで持って行けないとか、赤ちゃんが生まれたばかりのお子さんを持つお母さんが、その時間に持って行けないということで、回収の選択肢が広がることというのが大事なんだろうなと思いましたので、今、ステーション回収を自治会でやっているのが2回のところもある、1回のところもある、それから大崎、菱田、野方でやっている拠点回収、それで選択肢が広がったわけです。

さらに、今後、驚東議員から御提案のありました学ぶ場所、研修ステーション的なものができると、さらに選択肢が広がるし、今回実証を行います個別回収、玄関先に出してくれれば取りにいったりあげるよというような仕組みができれば、特に高齢者対策にもなるし、そのときに持って行けない人たちへの対応もできるのではないかなと考えていますので、そういう選択肢を増やすという作業を推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○11番（驚東慎一議員） 聞きに回ったら5名しかいなかったということなんですけど、これは前も東町長にも言ったけど、サイレントマジョリティーといって声に出せない人、面と向かって言える人は言います、でも、なかなか面と向かって言える人はほとんどいないです、特にお母さん方とか、働き世代とか、そのとき間もないし。それであれば、全戸アンケート調査をしていただきたい、どう思っているのか、逆に。そういうふうに言われるのであれば私は単純に今思いました。5名だけじゃないですよ。やはり回収のやり方に対してやっぱり不満を持っていらっしゃる方は多いです。我々は議会としても直接聞きます。町長になかなか直接言われる方もいらっしゃる。その現状はやっぱり認識していただきたい。それを踏まえた上で5名とっていただきたいというふうに私は単純に今思ったところでございます。

資源ごみの益金はデータでいただきました。単価的にですね結構高いんですけども、単純にいただいた資料は、要はプレスした値段ですよね。空き缶とかそのまま出すわけじゃなくて、洗って出すわけじゃなくてプレスして固まりを排出した金額なんですか。そこを先にお聞きします。

○環境政策課長（竹本忠行君） お答えいたします。

今御質問のございましたプレスですね、圧縮処理をした部分も含まれているということでございます。

以上でございます。

○11番（驚東慎一議員） わかりました。

これを調べに回ったときに異様に高かったので、大崎町は高いですね、多分プレスして圧縮した金額だからこれじゃないですかねという御意見だったものですから、今確認したんです。前、私が質疑して、3倍とか10倍とか値段が安くで買いたたかれていることがありました。あれからすると、相当、今の単価で合っていると。だから、担当課が御尽力されたのかなというふうに思っております。そこは評価したいと思っております。今後も引き続きやっていただきたい。

その中で1つあったんですけども、私が調べる中で、業者がどこからこの情報を誰が出したのか、各会社に聞いて回っている状況があったんですけども、それは法律的に独禁法とか、不当な圧力等を含めた違反になるんじゃないかと思うんですが、そのへんの御認識、御理解はどのように考えていらっしゃるのか御答弁いただければ。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

ただいま業者間のお話があったということですが、議員からほかの業者との関係性とか独禁法に関する御指摘がありましたけれども、本町として、現時点においてそのような違法行為を、違法であればですね、そういう行為を確認している事実はありません。また、特定の事業者が法令違反を行っているかのような御発言になると、非常に信用にも関わる問題でございますので、そういう部分には慎重に発言をお願いしたいなと思っておりますのでございます。いずれにいたしましても、本町といたしましては、今後も、資源の適正処理と安定的な資源循環というものを基本としながら、町民の皆さんの利益につながる形で運用してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○11番（鷲東慎一議員） ここはきっちり裏付けを取って、また言っていきたいと思えます。やはり優越的地位の濫用とか規定がございます。これは公取が判断する部分ではございますけども、やはりそのへんは重々気をつけて、入札等も含めて考えていっていただきたいなというふうに思います。不当な圧力がないようにやっていっていただきたいというのはお伝え申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉原信雄議員） ここで、暫時休憩いたします。11時27分から再開いたします。

—————○—————

休憩 午前11時17分

再開 午前11時27分

—————○—————

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、10番、中山議員の質問を許可いたします。

○10番（中山美幸議員） 今議会は、新町長就任初めての本格的な議会であります。

町民は新しい町政の方向性と具体的な変化に大きな期待を寄せております。町長は、長年、町行政の実務に携わってこられた経験をお持ちであり、その経験は本町にとって大きな財産であると私は考えております。

一方で、内部を熟知している立場だからこそ、これまでの町政の課題も十分認識されているものと思います。

そこで、まず、1回目の質問として、これまでの町政運営における最大の課題をどのように分析されているのか。また、その課題に対して、令和8年度において新規事業、既存事業の見直しや廃止を含めた具体的事業名を上げてお示しをいただきたいと思います。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

これまでの本町の課題をどのように分析し、その課題に対し、令和8年度において具体的にどの分野から着手するののかとの御質問をいただきました。お答えいたします。

まず、本町を取り巻く状況を分析いたしますと、まず、人口減少と少子高齢化の進行により地域社会を支える基盤そのものが大きく変化していることが、本町のもっとも大きな課題であると認識しております。人口減少は地域産業の担い手不足、地域コミュニティの維持、医療は福祉など生活基盤の確保など、あらゆる分野に影響を及ぼす構造的な課題でございます。

このような状況の中で、これからのまちづくりは単に人口の増減だけを目標とするのではなく、人口減少の時代においても地域が存続していく、持続していく仕組みをどのように築いていくかという視点が重要であるのではないかと考えているところでございます。

その観点から本町の課題を整理いたしますと、まず第1に、人口減少と担い手不足への対応、第2に、地域医療をはじめとする生活基盤の確保、第3に、農畜産業など基幹産業の持続可能性の確保、さらに地域の活力を維持するための地域経済の活性化と外貨獲得、そして高齢社会における生活インフラと地域コミュニティの維持であると考えております。

こうした課題を踏まえ、令和8年度におきましては特に次の分野から重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

まず、地域医療の確保と高齢者が安心して暮らし続ける生活環境づくりでございます。医療機関との連携による地域医療体制の維持に取り組むとともに、高齢者の

移動手段確保としてタクシーチケット制度の拡充など、生活支援施策を進めてまいります。

次に、子育て支援と教育環境の充実による人口減少への対応でございます。子ども・家庭センターの設置をはじめ、中学校制服の無償化など若い世代が安心して子育てできる環境づくりを進め、子育てしやすいまちづくりに取り組んでまいります。

さらに、農畜産業の持続可能性の確保と地域経済の活性化でございます。担い手確保や農家所得の向上に向けた取組を進めるとともに、本町がこれまで取り組んでまいりました資源循環の理念を生かしながら、企業連携や地域資源を生かした新たな産業づくりにも取り組んでまいりたいと考えております。

これらの施策を進めるに当たりましては、これまで築いてきた健全な財政基盤を大切にしながら、将来の地域の持続性につながる施策に着実に取り組んでいくことが重要でございます。今後も、人口減少社会において安心して暮らし続けることができる持続可能なまちづくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） 今、町長のほうから、説明がございました。町長は1年お休みになりましたけども、ずっと大崎町の政策に携わってこられたわけでございますが、その中で今まで運営されていた、本町に勤務されていたな中で、本町の課題はやはり人口減少だけ、高齢化が進むだけとお考えでしょうか。私が問いたいのはですね政策的な問題で本町はどうあるべきなのかということはどういうふうに認識されていたのかということ、町政の運営をされていたわけですよ、実際。中野町長が大崎町はこういうところがちょっと問題だよねということはどういうふうに分析をされているのかということをお伺いしたわけであって、その分析の結果についてもう少しお話しただけませんか。

○町長（中野伸一君） 非常に難しい問いでございますけれども、お答えしたいと思います。

もちろん職員として37年間勤務してまいりましたので、それぞれのポジションでいろいろなことをやってまいりました。そこで思っているのが、先ほど人口減少とかよくある話であります、担い手不足、それ以上ということでもっと深く突っ込んでということなのかなと思っておりますけれども。確かに、人口減少、担い手不足というのは現象として既に起こっていることであって、それは皆さんわかっていることだと、それに対してどういうふうに対応していくかということが問われているんだろうと考えております。

これは私の考えですけども、ものすごくいいポテンシャルというか、自然環境であり、農畜産業であり、いい潜在能力を有している町だと思います、本当にすば

らしい良い町だなど、これまでの先人の御尽力の賜物で、今の我々が生活できているんだということを本当、日々感謝しながら生活をしているわけですが、なかなか、時代がどんどん変わっていく、世の中の社会環境が変わっていくものですから、今までどおりのやり方ではなかなかできない。そこに、いわゆるひずみ的なものが出てきていて、議員さん方も先ほどごみの回収の話とかありましたけれども、やっぱり世の中が変わっていくものですから、その対するひずみの不平不満的な声を、議員の皆さん方に寄せられ、もちろん行政にも寄せられておりますけども、そういうところの解消策が問われているんだろうなと思っております。

ただ、そこを、誰々が悪くて、誰々がいいとかいう話ではなくて、お互いのいいところを持ち出して未来志向の対話を行っていくことが大事なんだろうなと私は思っているところでございます。ですから、ポテンシャルを生かしきってなかった、生かしきれていないということが課題としては課題なのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） 先ほど町長も触れられましたけれども、人口減少、それから高齢化率について予算も組んでいらっしゃるということですね。子どもを育てやすい環境、それからタクシーチケット等々いろいろありますが、その中で若干触れられたんですよ、人口減少は今までの大崎町の計画、総合計画等を見てみましても、人口を増やそう、増やそうとしている政策が大半であるんですね。現実的には人口減少は進むだろうと私は思います。人口問題研究所においてもかなりの減少量が出ております。それも本町の計画からしますとかなりの差があります、人口問題研究所のほうが割と当たっているんじゃないかなと認識しているんですが。

そういうところから考えると、やはり、先ほど町長若干触れられましたけども、人口減少を見据えた政策、それも問題の1つだと思っているですよ、大きな課題の1つじゃないかなと。先ほど言ったように人口を増加させようという手段、住宅手当とかいろんなのを組んでいらっしゃいますが、それだけじゃなくて、人口が減ったときの対策、どういう行政を、最低でもあと4年間は町長としてやられるわけじゃないですか、その間でどのような政策を、人口減少だんだん進んでくるんですよ、今から4年後、2030年ですね、そういったところでも人口問題研究所はかなりの、1万人を切る推計になっています、高齢化率は50に近い状態です。そうすると10人のうちの半分は65歳以上の方々だというふうになってきたときに、それを今の時点で、現時点から考えていかないと、そうなってしまってからどうしましょうかという政策を考えたにしても、これは遅いんじゃないかなと思いますけども。そういったところの視点を町長はどう思っているのかな。だから、その

最大の課題をどういうふうに考えていらっしゃるかということをお伺いしているんです。

○町長（中野伸一君）　ただいま、人口減少を見据えた政策が必要なんじゃないかというお話でした。

私が2012年だったと思うんですけど、総合計画を企画のときに担当者としてつくったことがあります。そのときに、それまでの計画は右肩上がり、人口は上がっていくということで、そういう時代でしたけど、初めてそこは見据えるべきだろうということで、初めてそのときの計画を人口は減る前提で人口のビジョンとしては減る方向のグラフを書いた覚えがあります。

ただ、今の世の中の仕組みというのが、皆さんそうだと思うんですけど、人口が伸びゆく段階で、拡大していく段階でのいろんな市場であったり、仕組みがすべてそういう仕組みでできあがっていて、初めて、人口が縮小する、経済が縮小するという、今まで日本が、世界もそうなんでしょうけど、経験したことのない、誰もが前人未踏の状況にあるかと思っております。そこはやっぱり知恵比べなんだろうなというふうに思っております。

おっしゃった、人口が1万人を切る、それに見据えた計画をつくるというのは、当然そのとおりでございます。そこに対して、減った後どうなるのかという、なかなかそこまでのイメージとか想像力というか、そこまでがまだできていないというのが正直なところあります。

ただ、一方で、減るのをただ待っているだけではなくて、定住住宅取得の補助金であったり、今回計上しております移住応援金だとか、そうやって人口のある程度流出の抑制であるとか、流入人口を増やす施策だとかそういうのも行いながら、一方で、確実に、おっしゃったとおり減るだろうと思っておりますので、それに向けた対策を練らないといけないなと考えております。

何かの本でいろいろ見たときに、今の日本が明治維新、要するに開国した当時、日本全体が3,000万人ぐらいの人口であったと聞いております。3,000万人というのが鎖国をしていても、日本全体で循環というか自給率100%で済んでいたときだったと、それがペリーが来て、黒船が来て開国を迫られて、開国して世界と渡り合うようになった。そのときにやっぱり産めよ増やせよという政策であったり人口を増やさないと、貿易という輸入輸出の関係ができたものだから、今の制度ができあがっているわけであって、3,000万人というのは余り極端な例かもしれませんが、初めて右肩上がりから下がっていく時代に突入しているわけであって、明治以前、江戸時代までの日本という国がどういう国だったのかというのを考えたときに、先ほど申し上げましたが資源があるもので循環していたという、今

のリサイクルとかそういうものでなくて、資源が循環していた、あるもので暮らしていたというものが需要だと思いますので、そのためには、いろいろ横断的になりますけど、考える力であったり、生きる力であったり、議員がNPOとかでいろいろやっっていращやる青少年教育だったりとか、次世代を担う子どもたちが生きる力、どういう経済状態にあっても考える力、生きていく力というのを育むことが大事であろうし、今それを育てる側にいる我々大人も、やっぱり学び続けることが必要なんだろうと思っております。

今おっしゃることに対して、明確にこうしますという答えを今持ち合わせているわけではございませんけれども、この大きなお題といいますか、人口減少社会においてどういう対策をとっていくのかということはずっと将来にわたっての課題であると思いますので、日々努力して、情報収集にも努めて改善策を練っていきたいと考えております。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員）　そうしますと、やはり考えていくということなんですが、勉強しながらじゃなくてですね既に考えないとおかしいと思っているんですよ。さっきも、くどいようですけども、非常にくどいようで申し訳ないですけども、人口が1万人を切って8,000人、9,000人になったときに、今からやりましょうといったんじゃ遅いと思うんです。だから、事前に今の状況の中で徐々に考えていく必要があるということを申し上げています。そういうふうに町長も考えていらっしゃるようですので、努力をしていただくように申し上げておきます。

全体として、本町のお金の使い方、これは誤解を招く可能性もございます。私が言っているのはサービスを少なくしなさい、サービスを狭めなさいということじゃなくて、本町の未来像といいますか将来像についてということで題目を目に上げておりますので、財政についてもお伺いしたいというふうに思います。

新年度の予算を組むに当たって、先ほどから町長とも話をしておりますが、2月1日現在の人口は1万1,743人です、総合計画では1万2,000人ということを目標とされております。先ほど言いましたように、国の人口問題研究所では1万1,463人、高齢化率40.6%を予測している。これに今は近い状態ですね。先ほどの町長の同僚議員に対しても41%の高齢化率と言うような話をされております。この中で高齢化の進行を考えたときに、人口減、それから高齢化の進行を考える、まだ今からずっと進んでいくだろうということを考えたときに、8年度の予算、総額が133億6,807万3,000円ですけども、この予算編成に当たって、町長の考えですよ、積極的投資型の政策を考えられたのか、あるいは財政健全性を重視する堅実運営を基本とする考えを持っていращやるのか、町長はどちらを考

えながら今回の令和8年度の新年度予算の町長査定に当たられたのかお示しをいただきたいと考えます。

○町長（中野伸一君） 新年度予算の編成方針についての御質問かと思います。

今、御質問がありました観点という形ではなくて、今、まず東町長の時代からの継続事業的なものをまず基本としてありましたので、それについてはそのまま、一方ではタクシーチケットの拡充とかそういうものは行いました。それと、まず、私が町長就任に当たって掲げた公約がございました。なので中学校制服の無償化だとかそういう公約を少しでも、まだ全部はできておりませんけれども、できるところからやっていこうということで、そこをまず重点的に上程しているというのが事実でございます。

確かに、財政健全化については別に財政を無視しているわけではなくて、財政の健全化を死守しつつ、だけど投資すべきところには投資すべきだろうということで、ただ100%、私の思い、公約が今回の予算にすべて反映されているかということ、そうではないということだけは申し添えておきたいと思います。これから補正とか、また来年の当初とか、そういう形でお示しすることになろうかと思っております。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） 町長も総務課、財政は担当された経験があったと思うんですが、そういったことを考えるとですね、町長は政策的な問題をどういうふうに考えられるか。住民の方々からはタクシーチケットなり中学校の制服を無償化する、給食費も無償化するということを非常に喜ばれると思うんですよ。しかし、大崎町の未来、5年後、10年後を考えたときに、それが継続してずっとできるか、そういうことを考えたときに、現町長の一般会計133億円あまりの金額、これを計上してありますが、これがさっき言ったように町長はどちらを目指しているのか、積極的な財政投資を目指すのか、それとも堅実に考えて若干抑えていくという考えをお持ちなのか。当初で4年間の目標なんですよ。さっき、町長の考えている約束したことに対しての投資はまだ入っていないということをおっしゃったようですが、それをするによりと堅実な経営が向こうできるのかどうか。町長がどういう考えを持っていらっしゃるのか、そこのところをもう一回お話しいただけますか。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

ほとんどフリートークになりますけれども。ただいまの御質問につきましてどちらを向いているのか、積極投資なのか、財政健全なのかという話ですが、答えから一言で言いますとどちらともという考え方としか答えようがないです。

財政の財政規律は保持しつつも積極的に行っていくとしか言いようがないです。

ということかと言いますと、本町は今の財政運営を考えたときに、平成二十何年度からのふるさと納税制度が始まりましたので、ふるさと納税に伴う財源、応援基金というのが70億を超える数字になってこようかと思えますけども、積み上がっております。それは、ただ一方で、毎年15億から16億ぐらいのふるさと応援基金から一般会計の施策に充当しておりますので、ふるさと納税依存度というのが非常にやっぱり高くなっていて恒久的財源じゃないわけです。いただいた浄財を使っているという話ですので、これがじゃあ、制度が国の指導でも経費率40%とすごく締め付けが、総務省からの通達でも今後来そう感じがしますので、なかなか今までどおりの運営は難しくなってくるのかなと、もちろんその中では努力をしていますが、ふるさと納税依存率が高いというのは、非常に私としては危惧しているところでございます。

ただ、今、積極投資と申しましたのは、このふるさと納税があるうちにといいますか、この財源を生かして定住取得関係、人を呼ぶこと、家をつくっていただくこと、企業を呼ぶこと、そのような形で固定資産税であるとか交付税であるとか、人が住むことによる経済活動を行ったり、税という恒久的財源に変えていく仕組みが必要なんだろうと思ひまして、その部分については、今後積極的に考えていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） 今、町長の言われることも私も心配していたわけです、実際は。だから、今回の質問はそういう質問にしたわけです。

まず、先日、財政当局と私も話をしました。8年度の経常経費充当一般財源は45億3,000万ぐらいだというようなお話をお伺いしました。町長は、政策的に自由に活用できる一般財源は幾らと認識をされていますか。

○議長（吉原信雄議員） 暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時52分

再開 午前11時52分

—————○—————

○議長（吉原信雄議員） 再開します。

○町長（中野伸一君） 経常収支の話、初日でも議員がおっしゃいましたけども、令和6年度の数字は75.4%なわけですね、であるならば、一般財源のうち75%は経常的な経費に回っているんで、残りの2割、25%ぐらいが政策的経費に回せる財源ではないかと認識しております。

その財源については、経常一般財源が49億、これは6年度の数値ですけども、

49億3,000万程度ありますので、このうちの2割程度から12億程度が政策的に回せる数字というふうに統計上はでているところでございます。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） 町長、勘違いをされて答えをいただいたんじゃないかなと思いますけれども。私も若干試算してみました。8年度の一般会計の予算書の中の8ページに記載してあります数字を、すべて計算してみました。133億6,800万のうちの一般財源総額は、計算しますと50億8,000万程度だというふうに推測するわけですが。これらの数字を含めた経済収支比率は、私の計算では89%に、現時点ですよ、新年度予算に対しての財調いろいろなものを計算した時点で89%。そうすると、自由に使えるお金というのが5億5,000万程度かなというふうな予測なんですけど、これは正しくないとお考えですか。どうでしょうか。

○町長（中野伸一君） ちょっとこちらの勘違いもありました。申し訳ないです。

今、中山議員のおっしゃったことで正しいかと思います。一般財源があって、そのうち予算ベースで大体90%に近い数字が経常収支だろうということで、そのとおりだと思います。

そこで、これまでの結果でいきますと、ふるさと応援基金から予算に充当しているものだから経常収支比率が下がっているという形になりますので、実際、今、ふるさと納税を除いての自由に使えるといいますか政策的に持っていけるのは、今おっしゃった、ちょっと数字はわかりませんが、5億というそのあたりは大方そういう認識で正しいかと思います。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） そうしますとですね、今町長がおっしゃったように、6億、ふるさと納税から繰入れをしております。財政調整基金から6億、ふるさと納税から16億2,000万、合計22億、繰入れをしているんですよ。そうしたときに、大崎町の133億の総予算に対して16.5%の繰入れなんですよ。町長も先ほど、ふるさと納税に頼っている部分が非常に多いということを申されました。そうしたときに、こういう多様な財政の予算の組み方、ふるさと納税、もしくは財政調整基金からの繰入れを16%、約2割近くの繰入れをしなければならないような基金の依存型の予算の組み方について、町長はどう考えていらっしゃるか。

そして、こういう予算の組み方が何年ぐらい継続できるのかというようなことも伺いしたいと思いますが、町長の見解を求めます。

○町長（中野伸一君） 今、基金依存型の、特にふるさと納税依存型の予算編成が果たしてどうなのかということについては、財政係にいた人間としては、やはり非常に危険といいますか、余り好ましくないという気はしております、依存度が高いとい

うのはですね。

だからこそ、先ほどの答弁でも申し上げましたけども、繰り入れた分を固定資産税に変わるような形での投資を行って、恒久的財源に変えていく取組というのが今後求められるというか、今からやらないといけない話だなと思っております。

継続年数につきましては、ふるさと納税制度が、今、ほかに入るすべというのがふるさと納税しか今のところないものですからそれで行っておりますけれども、この制度自体がいつまで続くのか、地方税法上は非常にイレギュラーな制度でございますので、この制度がいつまで続くのかというのが非常に危惧しているところでございます。今積み上がっている金額70億近くだと思うんですけども、これが毎年、例えば15億だったときに、仮に75億だとしたときに、5年とかそういう計算になろうかと思えます。結局、ふるさと納税が止まったときに今のサービス水準を維持できるというのは、もう5年か6年しかないという話になってきますので、ですから、そういうこともずっと頭の中に入れながら、一方では、災害とか起こったときのリスク回避的なものも考えておかないといけないし、ですから、両にらみを行っていかざるをえないんだろうなということで、非常に私としても苦慮はしているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉原信雄議員） 暫時休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

—————○—————

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

—————○—————

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

○10番（中山美幸議員） 午前中のほうで町長は基金のいろいろな繰入れ、ふるさと納税、それから財政調整基金繰入れ等に頼っている部分あるということで、将来的にはかなり苦慮するというような発言があったというふうに認識しております。

そこでお伺いしますけども、現在の133億6,000万円余りの予算計上されておりますが、これから基金の繰入額22億円を除しますと110億円規模となるわけですね。この110億円規模が本町の実力予算ではないかなと思うんですけども、これについて町長はどういうふうな見解をお持ちですか。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

基金の繰入れを除いた111億が本町の適正な規模ではないかということですが、繰入金を除いた、繰入れに基づく入りと出がイコールの部分もあったりしますので、確かに繰入れを除いた部分が本来、うちの地方税、地方交付税等で賄え

る部分なんだろうと認識しております。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） 今、町長の答弁によると、110億円が本町の実力といいたいまいしょうか、でも110億円については交付税だとかいろんな部分が入ってきていてひも付きの部分ですね、国からこの事業をなささいというようなもので交付措置をされている部分ということになりますよね。先ほど申しましたように、本町で自主財源として現在の133億円余りの中で自由に本町が自主財源として運営できるのは5億円余りということになってくると認識しているんですが、これで間違いはないですね。

○町長（中野伸一君） 先ほど申したとおり、予算ベースでいきますとやっぱり5億から6億、そういうところになるのかなと思っております。

以上です。

○10番（中山美幸議員） そうしますと、先ほどの町長の答弁によりますと、住民の方々に移住していただいて、その部分の納税といったもので補っていただくようなお話もいたしました。住民サービスを小さくしなさいとか削りなさいというふうに誤解されたら困るんですが、将来的な大崎町のビジョン、将来の大崎町を考えたときにどうあるべきかということを基に質問を申し上げておりますので誤解のないようお願いしたいと思います。

非常に厳しい状況が来るのではないかなと思います。また、16億円のふるさと納税、繰入れをしておりますが、これはかなりの比率なんですね、大崎町の財政、133億円のうちの。といいますと、先ほど町長も申されましたけども、国ではふるさと納税制度の見直しということが進められていることは御案内のとおりだと思います。ポータルサイトのポイントの付与の禁止だとか、それから返礼品の地場産品の基準の厳格化、それから高所得者優遇制のための控除については、全般の臨時議会の中で全議員の同意をいただいて国には意見書を提出したということはありませんが、寄附同項の改正案について、これがもし出てくると大きな我々の自主財源、現在76億8,000万あります預貯金が。これを基金を積み立てるためにも大きな財源の1つなんですね。こういったときの影響が大と考えるんですが、町長は、今審議されておりますが、これが出てきた場合の対策、それから影響をどのような可能性があるかということをどのように認識されているかお伺い申し上げます。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

ふるさと納税の改正についての影響についての認識ということでございます。確かに、今おっしゃるとおり、経費率、ポータルサイトの手数料の見直し、国で審議があるようでございまして、関東からの寄附額が最も多いわけでありまして。そこに

行く返礼品の郵送料を考えると、やっぱり遠方に行けば行くほど非常に大きな影響、ダメージを受けるだろうという認識をしております。

その一方で、ルールはルールでやっぱり守らないといけないという部分がありますので、そこは国・県に対して強く議会からも要望とか陳情をいろいろと採択していただきましたけれども、ありがたいとは思っております。地方としても、どこの地方もやっぱり苦勞するだろうと思っています。私もやっぱり苦勞していて、そこを補うためにはどうしたらいいかというと、寄附額を上げるしかないわけです。今まで、例えばウナギがウチは主力商品ですので、例えば1万円で2匹だったものを2万円で2匹になるとか、そういうやり方しか多分賄えないだろうと。

ただ、そうなったときに、お得感という言い方は本来の趣旨とちょっと違うんですけど、ふるさと納税のですね、カタログショッピングではないのでそういうのとは違うんでしょうけども、やはりお得感的なところもあって皆さん納税を大崎にしてくださってるということがありますので、非常にやっぱりそこは改正されたときにどうするかというと値段を上げざるをえない、値段を上げることによつての寄附額が減っていく可能性というのは、悲觀的に見れば当然あるだろうと。

その一方で、今は、もはやふるさと納税そのものが1兆円産業と全国でなっているわけでございまして、ただ、所得税に納税するよりも返礼品があるほうがお得だというのがあるのであれば、全国どこも手数料が見直しがあれば同じように上げざるを得ないはずなので、同じ土俵で勝負できるのであれば、うちの豊富な農畜産品というのは非常に魅力あるものであると思っておりますので、そういうところで勝負していくしかないのかなというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） 非常にこれは難しい問題だと思っているんです。しかし、将来的にはというか、近い将来、国の税調の中では話し合われておりますので、多分それに近い状態が出てくるんじゃないかなというふうな予測をしております。本町のふるさと納税は非常に多くの方々から寄附をいただいておりますけども、これは各自治体間の税金のやりとりといいましようか、原則的にはそういったものだろうというふうに認識しております。

そこでふるさと納税について若干伺います。現在76億8,000万程度、ふるさと納税の寄附があるんですが、全体としてこれはうちの基金の残高ですね、2月現在の基金残高ですので、ふるさと納税額、全体の額はどれぐらいになっているのか。それから返礼品の経費、それから実質、町に残る金額など、どの程度になっているのか。大方で結構ですので、お示しをいただければ幸いです。

○町長（中野伸一君） これにつきましては、担当課長に答弁させます。

○商工観光課長（上野明仁君） ふるさと納税の額ですけれども、令和6年度が55億8,000万、令和7年度が現在55億、去年並みの寄附額をいただいているところでございます。

残る額につきましては、約3割程度でございます。

以上です。

○10番（中山美幸議員） 3点お伺いしましたけれども、1点だけ、返礼品等の係る経費でお示しをいただけませんか。

○商工観光課長（上野明仁君） 失礼しました。経費につきましても約3割程度ということでございます。

以上です。

○10番（中山美幸議員） 了解しました。3割、3割、6割、残りの4割ぐらいが預貯金に回せるということですね。そうしますと、8年度予算でも計上がしてありましたけれども、24億、預貯金に回せるということでもいいんですか。3割、3割で残り40%です。30、30の60%、40%が預貯金に回せるということによろしいんですか。

○議長（吉原信雄議員） 暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午後1時11分

再開 午後1時11分

—————○—————

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

○町長（中野伸一君） お待たせいたしました。

町に基金として残るのは3割です。なので、54億だったときに3分の1ですから18億ぐらいが基金として町に残るという計算になります。

○10番（中山美幸議員） 是非、こういうところもですね、先ほど申しましたように、法令改正があった場合のことも予想しながら、先ほど町長が言われましたけれども、ウナギが多いと、そのウナギの値段を上げるということなんですけれども、それで納税者のほうが納得できるかどうかというようなこともありますので、もう少し政策的なところも考えていただかないと将来的にはふるさと納税も減収になってくる可能性が大じゃないかなと思いますので、そういったところももう少し慎重に考えていきながら進めていただきたい。これは、先ほどから申しますとおり、本町の一般財源の中の大きな繰入金額を示しています。ということを考えながら進めていただきたいというふうに思います。

そうしますと、大崎町の人口が現在、1万1,700ぐらいだったと思いますが、

一般会計が１３３億６，０００万、本町の予算は町民１人当たりで割ってみますと１２１万円。それから一般財源として５８億８，０００万ということは、町民１人当たり自由に使えるお金を計算しますと４６万１，０００円ということになります。それから、政策余力を考えますと、約５万円、１人の住民に使えるお金、余力は５万円しかないということなんですよ。こういう財政構造を町長はどういうふうにお考えなのか。余力は５万円しかないということです。借金のほうも五十数億ありましたよね。そういったいろいろな部分を考えると、余力は５万円ぐらいしかないということなんです。そういったことを考えて予算措置、それから今後の運営をどう考えていらっしゃるか、財政的に。将来を考えての質問ですけど、いかがでしょうか。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

ただいま御指摘のありました、１人当たり４６万１，０００円で、自由に使えるのが１人当たり５万円というようなお話。そういう観点での試算を今まで、１人当たりという試算をしたことがなかったので、なるほどなというふうに認識したところでございます。

ふるさと納税の金額だと思いますけども、私が財政係にいたときに、平成１９年から２３年、５年間いたんですけれども、その間、その頃はふるさと納税という制度がまだでき始めで、うちがふるさと納税で名前が出だしたのが平成２７年度からだと思っていたんですが、それまで本当に苦しい台所事情といいますか、前の町長もおっしゃいましたけども、やりたいことは何もできなかったというお話をされたことがあるかと思います。今のふるさと納税の充当のいろんな、先ほどから言っていますタクシーチケット、給食費の無償化、そういうものを考えますとそういうものが全くできていなかった。結局、その時代に戻るのかという話になってくると思いますので、ですから、先ほど申しましたように、自由に使えるお金の部分、恒久的財源に切り替えるというところを、今、定住住宅取得補助金とか先ほど申しましたけども、そういうものを早急に行っていくことが、力を入れていく必要があるのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○１０番（中山美幸議員） 恒久的に使える財源を増やしていくとなると、やはり、一般財源の部分の５０億をかなり増やしていかないといけないということになるかなと思いますので、そういう政策はどのような考えを持っていらっしゃいますか。先ほど住環境を整えたりして子育てをやったりしながら定住人口を増やしていくというような政策を述べられておりましたけども、それだけで一般財源といわれる部分が膨らんでくるかどうか。

財政調整基金が、現在１５億７，０００万ほどあるようですけど、これが８年度末では私の計算では８億程度になるんじゃないかなと。今回の１５億７，０００万円の中から本年度の予算４億６，０００万、まだ引いてありませんけども、現在、４億６，０００万が確実に基金として繰り出されるかどうかというのはわかりませんが、計算上でいきますと予算がちゃんと４億６，０００万組んであるわけですから、４億６，０００万がすべて使われたとすると１１億ぐらいですよ。そうしますと、本年度の繰入れが６億ですよ。そうすると、令和８年度末の５月３１日の閉帳時には８億程度しか残らなくなってくるんじゃないかなと予測しているんですが。そして、今年は１，１００万、財調に繰入れが予算化されていますね。１，１００万の財調の積立てが計上されているようですが、それを足してもその数字は余り変わらないというふうに思います。町長はそのへんをどのような考えを持って予算査定されたのでしょうか。

○町長（中野伸一君） 非常に細かい査定の話になるのかなと、予算編成の考え方かなと思っております。

予算ベースで見ると、今御指摘のあったとおりでございます。予算の毎年の編成の仕方としては、交付税であるとか税であるとかかなり少なめに見積もって予算を組むということがあります。実際のところ、毎年予算ベースでいくと、確かに、中山議員、今おっしゃったそのとおりでございまして間違いはないんです、そういう予算になりますけど。結局、決算のときになりますと、途中で交付税の確定が来たり、税収が予算よりも決算中は多くなってくるというやり方をしているのと、歳出のほうで例えば１億組んでいたけど執行残が例えば２，０００万あったとかそういう形で繰越金という形で残ってきて、財調とかに積み立てていくものが多くございますので、おおむね、毎年そういう予算の組み方をしておりますから、今の段階の健全財政は維持されているものと考えております。

なので、今後もそのようなやり方は、そのような考え方は踏襲していきたいと。ただし、先ほど来、言われておりますように、ふるさと納税という、うちでいう稼ぎ頭といいますか、そういう部分が本当に失われたときのことも一方では考えておかなければならないので、そういうあたりの健全財政を維持していく方策も考えておきたいと思っております。

以上でございます。

○１０番（中山美幸議員） 今年の歳入歳出の予算事項別明細書を見ますとですね町税も去年より少なく組んであるんですね。それから法人税事業所得、ゴルフ利用税、それから環境割、これなんかも少なく組んであるのでちょっと心配しているんですが。そうしますと、先ほどの町長の答弁にありましたように、最初は決算が済んで

余剰金が出てくるということなんです、じゃあ最終的に町長は、私の申し上げました財調が8億ぐらいしかないんじゃないかというような予想なんです、現在の数字でいくとですね。最終的に町長は8年度末、5月31日の閉帳を迎えた時点でどれぐらいの財調が残るとお考えですか。

○議長（吉原信雄議員） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後1時21分

再開 午後1時21分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

○町長（中野伸一君） ただいま御質問のありました、これを昨年度の決算の考え方でいきますと、現金の財調の15億があって、取崩しが4億6,000万ぐらいあった。それが繰越しとか、地方交付税がその分多めに来たりして、結局、貯金に回せる部分があったということで2億ぐらい積み増しをしているようでございます。なので、2億6,000万ほどは減ったのかなという感じはしておりますが。概算ですけれども、12億4,000万という形で2億4,000ぐらい目減りをしているという計算になります。

ただ、先ほど申しましたように、あくまでも予算は本当に少なめに見ているので、実際入ってきたお金が幾らになるかによって変動してまいりますので、そこあたりは注意しておきたいと思っております。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） 目標額として12億程度と、5月31日の閉帳時期でということでした。

それは大体ですね15億ぐらいの線、12億ぐらいであれば国のいつている標準より若干余裕のある財政状況かなと思われまいますので、そういうふうに向かって努力をしていただきたいというふうに申し上げておきます。

財政については、本当に将来の、未来の私たちの子どもや孫の時代に負債を残すような経営だったというのは非常に厳しい部分があります、高齢化が進んできたりしてですね。そういうことのないように確実な財政状況を踏んでいただきたいというふうに要望申し上げます。

それから、続きまして、町長はこれまで行政組織の中で長年勤務をされているわけですが、そして行政のこういった実務にも精通されていると考えますが、また、今回は職員じゃなくて町長という立場で行政組織を統轄したり、それから組織を管理する立場になろうかと思いますが、人口減少だったりとか財政制約が進む中で町長

の組織運営について、どのようなことに重点を置いて組織運営をなされていくのかということですね。先ほどの同僚議員の質問に対しても、対話を基にした考えを持っているというような考えでしたけども。そこで、組織をどう考えて、組織をどういうふうに運営しようと考えていらっしゃるのかお伺いします。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

人口減少や少子高齢化の進行によりまして、本町を取り巻く社会環境というのは大きく変化しておりまして、行政に求められる役割というものも年々変化、多様化している状況でございます。

一方で、行政を取り巻く人員体制におきましては、人口減少社会の中で大幅な増員というのが難しいという状況もありまして、現在の人員体制のままでは従来どおりの行政運営を続けていくことは非常に難しいのかなと考えているところでございます。そのため、まず、行政組織の運営ということでございますが、デジタル化とかD X化というような形での業務効率化を図るとともに、外部人材の登用、地域との連携を含めて外部の新しい人材の力を取り入れていくことが必要なんだろうなと思っております。

それと、いろいろ議会からも御指摘いただいておりますけども、いろんな課題というのが1つの担当課だけで解決できる部分が本当に少なくなっているといえますか、横串を指さなければならない、一緒にやっていかないといけないところも多々あるかと思っております。それにつきましては、横断的な組織体制の構築ということで、今回上げているわけじゃないんですけど、組織の見直しというようなところも今後、議会のほうに御提案できればなと考えているところでございます。

それと、中山議員もN P Oとかされておりますけれども、当然、行政だけじゃなくてN P Oだったり地域の団体だったりいろんな方々の外の力も借りないといけない。地域の自治会とかそういうところをお願いするとなると、ボランティアに頼るというような形が多かったと思うんですけども、私も町内いろいろ回ってみて、自助共助というところが非常に壊滅状態といえますか、そういう段階は既に過ぎているのかなと思っておりますので、そういうところにはやはり財源と人を注ぐといえますか、お願いするといえますか、そういう形をしないといけないだろうなと。その上で、今回、企画課のほうで出ておりますコミュニティ協議会とか公民分館の強化だとかそういうところもまた力を入れていきたいなと思っております。

あとは職員との対話の部分ですけども、社会環境の変化が早いものですから、今、私58ですけども、前の町長が今81か2ですので、町長のときの時代と私の時代と、また考え方が若干異なります。また一方で、今の20代、30代の職員との考え方、地域との関わり方とか、いろいろ発想も違ってくると思いますので、

そういうところとの、会計年度任用職員の皆さんとの対話もお一人、お一人と進めながら、いろんな情報なり考え方というものを私としても吸収していきたい。行政組織というのは町長1人で動くものではなくて、職員一人一人の力によって支えられておりますので、まず職員が働きやすい環境づくり、職員の満足度が町民サービスの向上に直結すると思っておりますので、先ほどから申し上げました対話によるまちづくりというものを、まず職員のほうから進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） 各担当課の連携、今、町長申されましたけども、これは私は非常に重要だというふうに思いますし、それから、若い人たちも能力のある方々がいっぱいいらっしゃるんですね。政策能力の提案型といったものも求める必要もあるんじゃないかなというふうに思いますし、やはり若い職員との対話をやりながら、新しい視点も見いだしていただきたいというふうに思っております。

行政は長い年月の中で、今までの制度だとか慣行だとかが積み重なって、時として前例主義やそういったものをいわれる可能性は非常に大きいんですよ。やはりそういうところも考えていただきたいというふうに思いますので、町長が現在、役場の組織の中で課題と感じられていること、今ちょっと述べられましたが、それはどこにあるのか。また、そして、その課題を今後どういうふうに改善していきたいとお思いなのか。自分も職員として長い間勤められていました、東町長の下で働いていましたから、職員同士のそういった部分も感じられているんじゃないかなと思います。そういったところをどういうふうに感じて、どういうふうに改善していくと考えていらっしゃるか伺います。

○町長（中野伸一君） 先ほどの答弁でも申し上げましたけども、職員が安心して、意欲を持って仕事に取り組める環境を整えることが重要であるとは思っています。先ほど御質問にありましたけども、前例踏襲主義といいますか慣例でこうなっていますよと、もちろん守らないといけない部分は当然あるんですけども、それだけじゃなくてちょっと違う解釈という言い方は変でしょうけど、こういうやり方をすれば、これは住民のサービスのためにつながるよねとかということを、今まで日々改善、工夫している職員ももちろんおります。

ただ、そこで気になるのが職員として思ったときに、全然踏襲じゃ駄目だよというろいろ外からも言われて新しいことをやります。やったときに、そんなことをやっていいのかと、逆にお叱りを受けたり、それはもちろん職員だけではなくて、議会の皆さん、住民の皆さんから上げたときに、いわゆる挑戦する意欲というのを失ってしまうというのが一番私は怖いことだと思っていて、なので、やはり挑戦できる

環境づくりを行うことが大事なのかなと。町長としては職員を守るべきところはしっかりと守りながら、職員が安心して挑戦できる組織づくりに努めてまいりたいと思っておりますので、そのへんは私の町長としての大きな責任の1つであると考えております。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） 今、チャレンジするのにその環境がというお話をいただきました。いろんなことにチャレンジする、よく議会でも問題になりますね、議会を指摘をしたりしますが、それは、そのチャレンジの基となる基礎的なアセスメント、調査が行われていて、こういうことになりますよ、失敗してもいいんですよ、こういう課程があります、こういうことも考えられますということがちゃんと調査できて、資料として出していただければですね議員の方々も納得できるし、住民の方々も納得できる。やはり、そこには町長が言われております対話を基本としていらっしゃらないから、そういうことがでてくる可能性が大なんです。今後は、そういうところも含めて職員の方々と大崎町の未来をつくっていただきたい。

それと、先ほどの答弁の中で1つ気になったのが人材のところですけども、人材に与えている我々大崎町の133億円余りの予算の中で人件費がどれだけあるかというのをまだ計算していなかったんですが、そういったところも考えるべきですね。うちは類似団体と比べると人件費の割合が少ないようです。それは給料も若干、ほかのところより安いというような、この前の一般質問もございましたけども、大体同じような、類似団体と傾向にあります。若干その比率は低いようですので、そういったところも併せて、両方を調査しながら進めていただくこと、そして予算的にも未来に負債を残さない運営の仕方というのも必要だろうし、補助事業の付くところをもうちょっと勇気を持って取り入れていただくというようなことも必要じゃないかなというふうに要望申し上げて私の質問を終わります。

○議長（吉原信雄議員） 次に、1番、藤田香澄議員の質問を許可します。

○1番（藤田香澄議員） 皆様、お疲れさまです。私は、さきに通告させていただきました4つのことについて質問していければと思います。

まず、初めに、オオサキポイント利用促進についてということで、令和7年度から始まったオオサキポイント事業は、町民の暮らしをより便利に、よりお得にし、さらに地域経済の循環を図ることを目的として導入されたものであると認識しております。本日は、その導入状況と今後の活用方針について、まず質問していければと思います。初めに、初年度の実績についてお答えいただければと思います。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

初年度の実績はどうかとの御質問でございます。令和8年2月28日現在、オオ

サキポイント発行総額は1億6,870万8,465ポイントでございます。このうち、利用人数は1万267名で1億2,500万4,963ポイントが利用されておりまして、利用率は74.10%でございます。

チャージ件数につきましては1,126件で、チャージ額は3,518万7,000円でございます。

65歳以上の高齢者の利用状況につきましては、4,868人中、4,336の方が利用され、利用率は89%となっております。

以上でございます。

○1番（藤田香澄議員） 今、幾つか数字をいただきました。

まず、利用人数が1万2,000人ということでカードを全町民に配布した中で、ほぼすべての方が開封にいたって実際に何らかの形で利用されているのかなと認識をいたしました。

また、高齢者の利用状況についても、事前に担当課とのお話ですとちょっと数字を出すのが難しいかもしれないということだったんですけれども、今回出させていただいてありがとうございます。4,860人中、4,300ほどの利用があるということで、かなり高齢者の利用が大丈夫かという心配の声もありましたけれども、実際は何らかの形で利用されているかなと思っております。

1点だけ確認なんですけれども、今お答えいただいた利用状況、高齢者や全町民の利用状況なんですけど、これはどういった行為をしたら利用されたということになっている数字でしょうか。

○商工観光課長（上野明仁君） お答えします。

まず、町内の加盟店さんで消費していただいたら、利用したということでカウントしております。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） 事前のお話ですと、例えば家族三、四人いるとして、皆さんに1万ポイントずつ付与されたと思うんですけれども、それをほかのカードに移行したとしても利用したということに数えられるという認識でよろしいでしょうか。例えば、おじいちゃんが自分のポイントを孫に渡したいということで、そっくりそのまま1万を移行したということについても、利用という認識でよろしいですか。

○商工観光課長（上野明仁君） 今、藤田議員が言ったものも利用として含まれております。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） はい、わかりました。

そういったポイントの移行も含めて利用率が、高齢者で89%、全町民で74%

ということだと認識をいたしました。

そうしましたら、次の質問で、初年度の導入にかかった財政コストと費用対効果はどのように見られていますでしょうか。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

オオサキポイント事業に係る主な経費でございますが、システム利用料や印刷製本費、通信運搬費、チャージ手数料などでありまして、令和8年2月末日現在でございますが、予算執行額は806万6,276円でございます。

費用対効果につきましては、オオサキポイント発行数数は1億6,870万8,465ポイントで、このうち、利用人数は1万267名で、1億2,500万4,963ポイントが利用されておりまして、加盟店での消費を促進し地域内の経済循環の活性化につながっているものと考えております。

以上でございます。

○1番（藤田香澄議員） わかりました。

今ありました加盟店数も、わかりましたら教えていただければと思います。

○商工観光課長（上野明仁君） 今現在の登録加盟店数につきましては、184店舗でございます。

○1番（藤田香澄議員） 184店舗ということで、今、事業所数は総数ではどのぐらいでしょうか。

○商工観光課長（上野明仁君） 事業所総数は捉えていないんですけれども、昨年度は紙で商品券の発行をしておりましたけれども、そのときに194店舗でございまして、今年度につきましては10店舗ほど加盟してもらっていないんですけれども、今現在のところ184店舗ということで利用してもらっております。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） わかりました。当初想定されていた店舗数の大体大半にわたっているのかなというふうに理解いたしました。

ここまでの実績とかかかっているコストなども踏まえて、この浸透状況とか利用傾向などは、今のところ、町長としてはどのように理解をされておりますでしょうか。

○町長（中野伸一君） 浸透状況ということでよろしいでしょうか。私の感覚ですが、オオサキポイントということで、今までの紙の商品券からデジタル通貨という、新しい時代の流れといいましょうか、さすがに不慣れの方とかいらっちゃって、最初の頃は困惑されているのかなと思いましたが、先ほど申しました利用率というのを考えますと、そちらのほうにだんだん、皆さん浸透してきているんだろうと。

ただ、やっぱり必要なのか、デジタル情報格差といいますけど、デジタルデバイ

ド対策として親身になった相談窓口というか相談体制はずっと続けていく必要があるだろうなと考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（藤田香澄議員）　ありがとうございます。

私も、今回、担当課からも数字をいろいろと教えていただく中で、想定していたより、カードが発送されましたけど、もう少し未開封なものとかも結構残るのかなと思っていたところ、9割超の方々が実際に開封をされて、何らかの形でポイントが動いているというところであったり、実際、チャージ件数も1,100人ということで、1人が何回かしている可能性もあるんですけども、大体、町民の1割の方々が実際チャージまでされて10%のポイント還元を受けているということで、初年度としては、個人的にはとてもいい状況で進んでいるのかなというふうに思っております。

事業者の方からも、先日、議会と町民と語る会がありましたけれども、実際、事業者の方からも、せっかくここまで導入をしているので、ポイント付与だけにとどまらず、もっと積極的に活用していったり、本町の通貨として実際にもっと、もっと流通させていってほしいんだけど、今後どのようにしていくかというような御質問をいただいたりしました。なので、今回、質問させていただいております。

次の質問に移りますけれども、令和8年度以降の活用方針をどのように想定されておりますでしょうか。

○町長（中野伸一君）　お答えいたします。

令和8年度のオオサキポイントは、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金等を活用いたしまして、利用期間を令和8年7月1日から12月31日までとし、お一人2万円分のポイントを付与する計画でございます。

また、令和7年度に引き続き、スマホの購入ポイントが2万ポイント、また地域通貨促進ポイントが3,000ポイント、健康促進ポイントが月最大1,000ポイント、地域活性化チャージポイントが10%、あと、ウォーキング大会等での各種イベント参加ポイント等を実施する計画でございます。

次年度以降につきましては、ポイントの付与実績でございますとか、利用状況、町民や事業者などの御意見を参考にしながら検討してまいりたいと思っております。可能性としては非常に大きいのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（藤田香澄議員）　わかりました。

今、お伺いした感じだと、初年度と同じような内容でやっていくのかなと認識いたしました。

最後の質問にも移っていくんですけれども、もう少しいろいろな活用の仕方を是非考えていただきたいなと思っております。まず、本町が関係するイベント等でのポイント発行ということで、先ほどおっしゃっていたウォーキングイベント等でもポイントを付与する形も考えているということだったんですけれども、そういった健康関係のポイントだけでなく、例えば海岸のビーチクリーンのイベントもあると思いますし、商工関係のイベントもあると思います。だから、そういったもので何かしら町の財源が少しでも関わっている部分に関しては、財源の一部を人に参加してもらうことを促すために、来てくれた人にポイントを付与するとか何か、ビーチクリーンとかそういった地域貢献をしてくれた人にポイントを付与するというようなそういった形の活用の仕方もあるのではないかなと思っております。

あと、質問にも書かせていただいたんですけれども、事業者と本町が連携をしたポイント発行ということで、商工会関係の企画もそうですし、あるいは例えば商店街とか有志の事業者さんが集まって、例えば飲食店関係だったら飲食店関係だけで何店舗か回ったらポイントが付与されるというような、そういったはしごをしてももらえるようなイベントを企画するなど、そういったことも横のつながりもしつつ、事業者さんにお客さんが行くようなポイント発行の仕方もあるのではないかなと考えております。

あとは、観光者や関係人口などに対するポイント発行ということで、大崎町には住んでいないけれども大崎町のことに興味がある、あるいは出身だけでも町外に住んでいるというような方々に対してもポイントを送っておくことで、今度大崎町に来たときに、例えば何か月以内に大崎町に来たときに使ってもらえるというような、ちょっとでも大崎町にまた戻ってきてもらったりとか遊びに来てもらえるようなポイント発行の仕方もあるかなと思っております。

いろいろと調べておりますと、ふるさと納税の返礼品としてポイントを発行しているような事例もあつたりするので、そういった形で関係人口の創出にもつながるのではないかなと考えております。今の点に関してはいかがでしょうか、4つ目の質問にはなります。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

非常に重要な御提案をいただいたところでございます。本町といたしましては、オオサキポイントの発行や活用は、地域内経済循環の促進とデジタルを活用した暮らしの質の向上を図る上で非常に重要な施策であると考えておりまして、町の主催のイベントとか、御指摘のありました事業者と連携を図りながらの今後の活用促進に取り組んでまいりたいというふうには考えております。

7年度につきましては、各種イベントで多くの方々に参加していただいております。

して、参加ポイントを発行し、御利用いただきました。また、8年度につきましても、同じように各種イベントで実施したいと考えております。

それと、事業者と本町が連携したポイント発行につきましては、セールやイベント、キャンペーンなどに対応できるように商工会とも連携しながら進めてまいりたいというふうには考えております。

それから、御提案のありました、観光客、観光人口へのポイント活用につきましては、おっしゃるように、町外の方が大崎でお金を落としていただけるように、経済効果、波及効果があるように、本町と多様な形で関わる方々に対しても、オオサキポイントをきっかけに町内での消費、滞在を促す仕組みづくりを検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（藤田香澄議員） 是非、御検討をいただきたいと思っております。

例えば、団体ごとにこういった使い方とかどういったキャンペーンができるかと考えるような機会をつくることも、そこでまた横のつながりが生まれたりしてくると思うので、是非、そういった機会をつくっていくところも含めて御検討いただきたいと思います。

あとは、先ほど町長からありました、この事業の目的がデジタル活用の推進ということだったんですけれども、今回の当初予算の予算委員会のほうでも私のほうからも発言させていただいたんですけど、今、オオサキポイントはチャージの上限が決まっていると思います。5万円までチャージできるということで1割のキャッシュバックがあるということなんですけれども、そこにチャージの上限を設ける必要があるのかなと思っております。もちろん、10%の還元が付くのは5万円までということでもいいと思うんですけれども、それ以外のキャッシュレスになるための通貨として考えていけば、特にチャージ額の上限を設ける必要はなく、10万円入れたければ10万円入れてもらって、うち5万円分だけ10%のバックが付くという、そういったことも考えられるのではないかなと思っておりますので、是非、御検討いただければと思っております。そこに関していかがでしょうか。

○町長（中野伸一君） ただいま、5万円上限、5万円のチャージ金額を、還元率はもちろん5万円までの10%でもいいけれども、上限をもっと大きくできないのかという御質問ですが、これはシステムのものなのか、今、担当課長とも話をしましたけど、今はこの5万円ですり出しているところでございますので、それについてはまた調べておきたいと思っております。

以上でございます。

○1番（藤田香澄議員） よろしく申し上げます。

この質問はこれで終わるんですけども、オオサキポイントはオオサキポイントという名称で始まっていますが、個人的にはポイントというふうに付いたことによって一過性というか、その年度の1年の中で1万ポイントが付与されて、それを消費するまでみたいな感覚になりがちだなと思っているんですけども、これは多分地域通貨として導入されていると思うので、通貨と同じように使えるけれども、使える地域が町内に限定していくということが、全国的に取り組まれている地域通貨の趣旨でもあると思うので、名称はオオサキポイントはオオサキポイントでいいと思うんですけど、地域通貨とは何かということも含めて改めて御理解をいただけたらいいなと思っております。

実際に、ほかの地域のチーカさんが導入されている地域通貨も、何とかポイントと付いているところは逆に少ないかなと思っていて、何々ペイとか何々コインと付いているので、やっぱりお金と同等に町内で消費するというのが趣旨だと思うので、そこはちょっと改めて御理解いただければと思っております。

では、この質問は以上にして、次の質問に移っていきたいと思います。

○議長（吉原信雄議員） 藤田議員、次の質問に入る前に暫時休憩をしていいでしょうか。次は、2時5分から再開いたします。

—————○—————

休憩 午後1時55分

再開 午後2時05分

—————○—————

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

○1番（藤田香澄議員） 次の質問に移らせていただきます。

プロスポーツ事業における地域おこし協力隊制度活用状況についてです。株式会社デルフィーノスポーツさん及び合同会社カタナドリームスさんと連携協定と結びながら、そちら経由で地域おこし協力隊等も多数採用されていると思いますが、その採用経緯と連携目的をお示しいただければと思います。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

バレーボールのVリーグに所属しておりました兵庫デルフィーノを運営していた株式会社デルフィーノスポーツと、同チームのホームタウンとしてスポーツを通じた地域活性化を推進し、相互に発展することを目的として地域連携協定を、令和5年10月に締結したところでございます。

同チームが体育館内で行うインバレーだけでなく、ビーチバレーの推進もしており、本町としても体育館の大規模改修後の活用や、鹿児島特別国体において会場となったビーチスポーツの発展など、同チームと連携した活性化を図るため、地域お

こし協力隊制度を活用しまして令和6年5月に4名採用したところでございます。

また、令和7年度から、同チームの運営会社が合同会社カタナドリームスへと替わりまして、チーム名をカタナブルズとして、本拠地を大崎町と東串良町に変更されました。それに伴い、新たに合同会社カタナドリームスとスポーツを通じた地域活性化を推進し、総合に発展することを目的として地域連携協定を令和7年8月に締結したところでございます。

なお、令和7年度からの第3次総合計画後期計画に、国の支援制度等も活用し、アスリートやスポーツチームの移住・定住、大会等の誘致開催、町民との交流など地域活動を推進し、スポーツをする・見る・支えることに取り組むこととしており、令和7年度も、新たに4名採用しております。

今後は、協力隊員個々の活動や行政のフォロー体制を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（藤田香澄議員） 最初、株式会社デルフィーノスポーツさんとはインドアバレーとビーチバレーも通じたビーチスポーツの発展ということで連携をされていて、その後、合同会社カタナドリームスさんとは、今お伺いした感じだと、少し広く捉えてスポーツを通じた地域おこしということで、連携目的や協力隊の採用目的が少し広がったのかなというふうに理解いたしました。

次の質問なんですけれども、本件に関わる地域活性化起業人と地域おこし協力隊のこれまでの採用状況を教えていただければと思います。先ほど協力隊員の採用人数がありましたけれども、途中で残念ながら辞められた方もいらっしゃると思いますので、そういった流れも含めて御説明いただければと思います。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

本件に関わる地域活性化企業人、地域おこし協力隊のこれまでの採用状況はどうかとの御質問でございます。地域活性化起業人につきましては、令和7年度から2名採用しておりまして、スポーツ観光の振興について依頼をしているところでございます。スポーツを軸とした地域資源の活用や新たな人流の創出を図り、スポーツ観光の普及を図っていただいているところでございます。

地域おこし協力隊につきましては、先ほど申し上げましたけれども、令和6年度に4名、令和7年度に4名採用し、最長で3年間の採用予定となっております。地域おこし協力隊員の意向も確認し、退任される方もいる状況でございますが、ビーチスポーツの普及活動や本町のPR活動を主に活動していただいているところでございます。

令和7年度の方につきましては、お一人退任されている状況でございます。

以上でございます。

○1番（藤田香澄議員） 令和7年度にお一人退任されていて、もう1人採用されたという認識で、今は総勢、本件に関しては8名いらっしゃるという認識でよろしいでしょうか。

3つ目の質問に移りたいと思いますが、各協力隊の業務仕様書の内容と、これまでの成果というのはどういったものがありますでしょうか。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

地域おこし協力隊の業務仕様書の内容につきましては、協力隊員によって違いはございますけれども、すべての協力隊員に共通する仕様書の内容につきましては、本町が進めるビーチスポーツの振興によるまちづくり、ビーチスポーツ関係事業の企画・運営及び従事、本町の広報宣伝、その他事業推進に必要な業務となっております。

また、個別で相違する仕様書の内容といたしましては、本町の児童・生徒との相互交流の推進、健康増進の推進、本町への観光誘客、特産品PRの推進があります。

これまでの成果でございますが、選手や関係者と接点を持ち、本町の紹介、視察等の誘致、くにの松原ビーチスポーツフェスタでの従事や、ビーチスポーツの企画・運営によるビーチスポーツの振興、SNSによる本町の情報発信、大崎中男子バレー部や大崎ソフトボールの指導、保育園の勤務や不登校の児童・生徒に対する支援、地域イベントの参加・手伝いによる地域貢献活動のほか、ストレッチ教室を開催し健康増進を図っているところでございます。

以上でございます。

○1番（藤田香澄議員） 協力隊の業務仕様書で皆さん共通しているものがビーチバレーの推進ということだったんですけれども、ここから少し深掘っていただければと思うのですが。今、いろんな方にヒアリングをする中で、昨年退任された方はバレーの選手でいらっちゃって、プロのチームでもされていた方と認識しております。その方が退任された理由としても担当課のほうでもお話されていましたが、バレーが思っていたより十分にできる環境ではなかったというようなお話もあったようです。

今、まだ残っていらっしゃる8名のうち、1名はインドアホッケー、フィールドホッケーを選手としてされている方なんだろうと思うのですが、その方も、いろいろ話を聞く中でホッケーが十分にできる環境がなかなかないというようなお話も伺っております、この地域ですね、というお話も伺っております。

なかなか、この事業について私の理解もなかなか追いつかないんですけれども、本町の協力隊の仕様書としてはビーチスポーツの推進というふうにあって、ただ、一方で来ていただく方はバレーボールであったりホッケーであったり、こちらが想

定している内容と、いらっしゃる方々ができると思って来ていることが合っているのかどうかというところがちょっと疑問に思う部分が多々あるんですけれども、その状況については、まず町長のほうでは御認識はされておりますでしょうか。認識していらっしゃる場合は、その点についてどのように考えていらっしゃるか教えていただければと思います。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

本町といたしましては、先ほど申し上げましたように、ビーチスポーツの振興によるまちづくりということで仕様書に書いてあるとおりでございまして、おっしゃる方がどういうことで退任されたのか、詳しいところまで私も把握しているわけではございませんけれども、もし、そのようにミスマッチがあったのであれば、そこは今後の、ほかの方でそういうことが起こらないように注意はするべきなんだろうなとは思っております。私の今の現状の認識としてはそういうことでございます。

以上でございます。

○1番（藤田香澄議員） この方のドリームズさんとの連携については、東串良町さんも同じような座組みで連携協定を結んで地域活性化起業人を派遣されて、協力隊も何名か採用されているんですけれども、大崎町と同じような座組みでされていて、東串良町では令和7年度に5名の協力隊と2名の地域活性化起業人を採用されています。

ただ、この間、ちょっと状況が気になって東串良町の役場の方にも確認させていただいたところ、この3月末で5名の協力隊と2名の地域活性化起業人が辞められるということでした。協力隊に関しては、新たに3名は募集されるということなんですけれども、やはり、東串良町の状況をお伺いしても、バレーができると思ってきたとか、ホッケーができると思って来た方もいらっしゃったんですけど、そこが思っていた練習環境がなかった、練習するチームがそもそもなかったりとか、ホッケーに関しては、東串良町の体育館も埋まることも多いのでなかなか使えなかったりとかというので練習環境が思っていたものと違ったということで辞められるというお話を伺っております。大崎町もそういった状況になりかねないのではないかなというふうに危惧をしているんですけれども、東串良町の状況というのは町長は把握されていますでしょうか。

○町長（中野伸一君） いえ、私は初めてお聞きしたところでございます。

○1番（藤田香澄議員） 同じ座組みでされているので、大崎町と東串良町と、なので状況を確認いただければと思います。

4つ目の質問に一旦移らせていただきますと、協力隊に関しては、いらっしゃった方々には地域協力活動をしっかりしてもらうことが条件の1つにあると思うんで

すけれども、その取組状況は、今どういったものがあるかというのを教えてください。先ほどこちちょっとお話された部分もあるかもしれませんが、改めてお願いします。

○町長（中野伸一君） 制度として求められる地域協力活動の取組状況はどうかとの御質問でございます。地域イベントにつきましては、七夕さあとか野方ふるさとふれあい祭りなどの各種イベントの準備や片付けなどの従事、手伝いといいますか、そのような地域貢献活動を行っているところでございます。

また、本町の児童・生徒との相互交流の推進としましては、大崎中の男子バレー部、大崎ソフトボールチームの指導、不登校の児童・生徒に対する支援等を行っているところでございます。

以上でございます。

○1番（藤田香澄議員） 私も、それぞれの協力隊の方々とお話しする中で、バレーの活動であったり教えていらっしゃったりとか、子どもたちと関わられている方もすごく多くて、いい取組をしているなと思っております。

その一方で、今ちちょっとお話にありましたイベントの手伝いであったり片付けであったりとかそういったところもすごく大事な部分ではあるんですけれども、本件をいろいろと調べていく中で、ビーチスポーツの振興に関しても、ビーチスポーツイベントを運営するためにいろいろと役割が充てられているというような部分もちょっと見受けられるのではないかなというふうに思っていて、もう少しそれぞれが大崎町でもうちちょっと深めたいことが、人手として、それぞれが地域でやりたいことを尊重するという部分が少し足りなくて、どこか人手として協力隊の採用になっていってしまっているのではないかなというふうにちょっと勝手ながら印象を受けているところです。

最後の質問に移れたらと思うんですけれども、本件に関する地域活性化起業人、地域おこし協力隊については、制度趣旨に沿った適切な運用がなされているかというところを改めて確認させてください。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

本件に関する地域活性化起業人、地域おこし協力隊については、制度趣旨に沿った適切な運用がなされているのかとの御質問でございます。活性化起業人につきましては、都市部に所在する企業等と地方圏の地方自治体が協定書等に基づき、社員を地方自治体に一定期間、6か月から3年となっておりますけれども、派遣しまして、地方自治体に取り組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を生かしながら即戦力人材として業務に従事することで地域活性化を図る取組でございます。

現在、民間企業の専門知識、業務経験、人脈、ノウハウを活用し、スポーツ振興

に向けた地域活性化に取り組んでいただいているところでございます。

協力隊につきましては、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PRの地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住定着を図る取組でございます。

また、経験、能力を生かした地域活性化の仕事に就きながら、理想とする暮らしや生きがいを見つけることができることも、制度上はされているところでございます。

現在、本町の場合は、業務仕様書にある活動を行っていただいて地域活性化を図っているところでございます。

活性化起業人、協力隊の給与等に係る経費につきましては、国が支援する上限額があり、その範囲内で支出しております。また、活動報告書や領収書の写しの確認を行っておりまして、制度趣旨に沿った適切な運用をしているものと考えております。

ただ、今、藤田議員のほうから御指摘のありました、募集の内容と業務内容のミスマッチに伴って、先ほど東串良町さんのお話がありましたけれども、そういうのがあるのであれば、本人の人生とまではいわないですけれども、仕事であるとか生活がやっぱりかかっていく、非常に大きな影響を与えるゆゆしき事態だとは考えておりますので、本町の場合の令和8年度、今回予算は上程しておりますけれども、予算が可決された際には8年度の業務委託の内容については、こちらとしては再度精査したいと考えております。

以上でございます。

○1番（藤田香澄議員） 確認ですけれども、合同会社カタナドリームスさんは、地域おこし協力隊の採用にどういった感じで関わっていらっしゃるのでしょうか。

○商工観光課長（上野明仁君） カタナドリームスさんにつきましては、地域おこし協力隊を紹介していただく。採用するほうは町のほうですので、採用は町のほうでやっております。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） すみ分けはわかりました。協力隊を声をかけてきてくださって、実際に採用と予算は町からということなんですけれども、報道とかで大崎町とカタナドリームスさんの連携内容が報道とかで出ている内容、バレーのスポーツチームをつくるとかホッケーのチームをつくるんですかね、そういった表に出ている情報と本町が最終的に委託の内容で示しているものがずれていて、どこを基準にプロスポーツ事業の方針をつくっていくか、ちょっといまいち見えない部分もあると考えているので、先ほど町長がおっしゃったように、是非、ミスマッチが何で発生

しているか改めて御検討いただければと思います。

今回気になったのが、町長の施政方針においてプロスポーツの件であったり、バレーの件など一切出てこなかったんですね。地域活性化起業人とか協力隊予算は6,000万円ほど、合わせると計上されていると思うんですけども、それだけ大きな事業である中で、なぜ施政方針にその件が出てきていないのかちょっと疑問でした。

先ほどスポーツ観光の推進というお話もあったんですけども、スポーツ観光おさきさんが取り組んでいる内容とのすみ分けもちょっといまいわからない部分もあるので、そのあたりを改めて町民に対してわかるように示していただきたいと思います。今の件を踏まえて、最後、町長いかがでしょうか。

○町長（中野伸一君） ただいま御質問のあった件でございます。まず、施政方針に何で載っていないのかということについては、特に他意はございません。隠しているつもりもないし、予算にも上げていますので、ただ施政方針に意識的に漏らしたことは全く思っておりませんので、ただ、載っていなかったということで御理解いただければと思います。

採用の方法については、先ほど申し上げましたとおり、スポーツによる地域振興というのは非常に大事なことで思っておりまして、それに向けて本町として必要な人材を獲得したいというような形で使っていることかと思いますが、その中で、募集の課程において説明がなかなか付かない部分とかミスマッチが発生しているのであれば、それは正すべきであろうと思いますので、そこについては努めて修正をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○1番（藤田香澄議員） よろしく願いいたします。

それでは、3つ目の質問に移りたいと思います。本町の空き家対策についてということで、空き家バンクの活用状況をまず教えていただければと思います。

○町長（中野伸一君） 大崎町空き家等バンクにつきまして、直近3年間の状況を申し上げます。令和5年度登録の物件数は37件です。このうち、建物の賃貸物件は15件、売買物件は16件、土地の賃貸物件は3件、売買物件は8件となっております。

また、令和5年度登録物件の成約数は24件で、成約率は64.9%でございます。このうち、建物の賃貸物件は10件、売買物件は13件、土地の賃貸物件は2件、売買物件は1件となっております。

次に、令和6年度登録の物件数は44件でございます。このうち、建物の賃貸物件は16件、売買物件は10件、土地の賃貸物件は2件、売買物件は18件となっ

ております。6年度の登録物件の成約数は25件で、成約率は56.8%でございます。このうち、建物の賃貸物件は6件、売買物件は12件、土地の賃貸物件は7件、売買物件は1件でございました。

次に、7年度登録でございます。物件数は36件、このうち、建物の賃貸物件が20件、売買物件が7件、土地の賃貸物件はなく、売買物件は10件でございます。

また、令和7年度登録物件の成約数は4件でございまして、成約率は11.1%でございます。このうち、建物の賃貸物件は2件、売買物件は2件となっております。

なお、それぞれの年度において、内数の総数が登録物件及び成約数を上回りますけれども、賃貸、売買の双方で登録された物件があるためでございます。

以上でございます。

○1番（藤田香澄議員） 成約率、ちょっと令和7年度は今のところ少ない形なんですけれども、5年度、6年度と、全国平均が半数ぐらいだったと思うので、それは少し越えているのかなと思っております。

ちなみに、空き家バンクの利用登録されている方々のうち、現状で利用目的などは把握できているのでしょうか。

○企画政策課長（渡邊正一君） 利用登録に関する御質問でございます。空き家等バンクの利用登録者における利用目的別の件数を申し上げます。

令和5年度における利用登録者数は19人。目的別では移住目的が9件、町内転居が9件、その他、法人等からの技能実習生向けの住宅に関するもの等が1件でございます。

令和6年度につきましては、利用登録者数35人で、目的別では移住目的が14件、町内転居が15件、その他が6件でございます。

令和7年度につきましては、利用登録者数は19人で、目的別では移住4件、町内転居9件、その他6件となります。

以上でございます。

○1番（藤田香澄議員） 利用登録の中で移住目的の方が令和5年が9人、6年が14人、7年が4人ということで、決して小さくない数字だなというふうに私のほうでは認識をしております。本町が今年もされる移住応援支援金も10名分の予算を出されていると思うんですけれども、大体そのぐらいの人数が実際に空き家等バンクをまずは登録して見られているのかなというふうに思っておりますので、最後の3つ目の質問に移れたらと思うんですけれども。

空き家等バンク、まだまだ改善の余地があると思っておりまして、サイトの見え方であったり、あるいは移住環境の情報提供なども含めて、もう少し活性化させて

いく考えはないかお伺いできればと思います。例えば隣の志布志さんに関しては、空き家等バンクの運用を民間に委託されています、サイトの構築も含めてですね。実際見てみると、写真の枚数が1件につき10枚ぐらいあったりとか、あとは地区ごとに物件を絞れたりとか、あるいは、これはすごくいいなと思ったのが、売買価格とか賃貸価格がちゃんとどの物件にも出ているんですね。大崎町は要相談というのがすごく多いなと思っていて、なかなか要相談から交渉していくというところが結構ハードルが高いなと思っているので、そういったところも含めてサイトの運営を活性化できないか、お伺いできればと思います。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

空き家バンクの成立を踏まえてサイトの改善、移住環境情報など、より活性化させる考えはないかということでございます。現在も、先ほど中山議員の質問のときもありました、いわゆる横断的な組織といいますか、それも必要な分野なんだろうと思っておりまして、例えば転入してきたときに町民課の窓口であるし、ごみ出しはどうなるのといったら環境政策課である、学校に子どもがいれば教育委員会であるとかそのようなことがあって、非常に来られた方が困惑することがないように、いろいろ企画政策課のほうを中心となっていろいろそういう配慮はしているところなんですけれども、サイトの改善とか移住定住に向けてのワンストップサービスというものがやっぱり必要なのかなというのは考えているところでございます。

空き家バンク等のサイトについては、移住を検討している方にとっては本町を印象づける非常に重要な媒体であると認識はしております。サイトの改善、移住環境情報などの掲載については、見やすさであるとか情報の探しやすさ、利便性の向上などの改善の余地があるということは認識しております。

一方で、サイトの大幅な見直し、機能強化を行う場合には、改修に係る予算措置とか人員、期間の確保等が必要であることから、ほかの業務の優先順位、役場でやるとすれば費用等を十分に整理した上で判断をしなければならないと思っております。

それと、先ほどワンストップサービスの導入についてお話しましたけども、今のところは必要に応じて関係課が連携しているところでございますが、新たにワンストップ窓口を設置する場合には継続的な運営体制が必要となることから、現行の職員数だけではなかなか難しいので、いろいろそういうところも含めて外部に委託するのか、自分たちでやるのかを含めて十分に整理した上で判断したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（藤田香澄議員） もちろん、窓口もすごく大事だと思います。それだけじゃな

くて移住者は移住する前になかなか現地に行ってから話を聞くというより、事前に情報を収集して、サイトでわかるものは自分でチェックしてという形で移住を検討されていると思うので、窓口よりも、さらに入り口の部分でホームページとか情報の提供の仕方を、是非改善していく御検討をしていただければと思います。

おっしゃっていただいたように、外部委託の可能性も十分にあると思うので、是非、御検討いただければと思います。

最後の4つ目にいければと思います。本町の都市計画についてなんですけれども、都市計画区域は特に指定されていないと私のほうでも認識しております。最後の質問にいければと思うんですけれども、先ほどもありました人口減少が大きな課題と認識されている中で、ただ一方で、大崎町の土地利用の方針が示されないと、なかなか事業者さんも、例えば企画政策課のほうでも企業誘致をまたさらに今年も力を入れていかれると思うんですけれども、そういった誘致される企業がどこに、どういうふうに事業を展開していこうとか、医療関係とか商業などが、大崎町が今、横に点、点、点と広がっている中で方針がなかなか見えないと思うので、そのあたりをどのように考えていくかをどうお考えかを最後、お聞かせいただければと思います。

○町長（中野伸一君） 将来の人口減少を踏まえた都市利用方針はどうかということでございます。先ほど質問でありましたけど、都市計画区域がないわけじゃなくて都市計画区域はありますけども、用途区域がないということで御理解いただきたいと思います。

そこで、用途区域、いわゆる医療機関はどのへんだよ、企業はどのへんだよ、住宅地はどのへんだよというような形での土地利用のマスタープラン的なものなのかなと思っておりますけども、適正化計画というようなものですが、今のところ、用途地域の指定とか町独自の都市計画に関する策定には至っていないところでございます。と申しますのも、非常に重要なことではあるんですけれども、地域指定をするということは個人の資産に網をかけるという、一定の制限をかけるということになることもあって、軽々に、簡単にこうします、ああします、そこの地域はこうしますよというのがなかなか難しい、非常に地域の方の理解を得られるという作業に時間を要するのかなと思っているところでございます。

ただ、人口減少とかを考えますと、どの時点でやるかという話ではないですけど、まず用途をしないとできないということでもないと思っているんですが、今の段階ではマスタープランをつくる予定としてはないと。今のところ、認識はしているんですけども、やはり制限をかけてしまうというところでちょっと躊躇しているのかなという状況ではございます。

以上でございます。

○議長（吉原信雄議員） 次に、4番、富重幸博議員の質問を許可します。

○4番（富重幸博議員） 中野町長におかれましては、37年間の役場職員としての経験を踏まえ、このたび公約として、対話でつくるみんなの未来ということで現職に就かれたわけでございます。

それでは、これらを踏まえて、通告に基づいて質問をしてみたいです。

まず、最初に、我が町の置かれている現況と課題について、特に政治信条というところでお尋ねいたします。町長は、さきの選挙で大きく分けて5つの約束を公約として上げておられます。それは、どのようなまちづくりかという点でまとめられたものであります。

順不同で取り上げますと、まず、幾つになっても安心して暮らせるまち、農畜産業、環境を守る町、子育てしやすい町へ、地域と将来へ投資する町へ、町民が主役、地域の力を生かす町へ、というものであります。このような公約について、さきの選挙において多くの町民の支持のもと、当選され、今日、町長としての重責を担う立場にあるわけですが、そこで、具体的に質問を進めていく前に、どのような政治姿勢、信条をお持ちかお示してください。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

私は、今回の町長選挙におきまして、幾つになっても安心して暮らせる町、農畜産業と環境を守る町、子育てしやすく住みよい町、地域と将来へ投資する町、そして町民が主役、地域の力を生かす町という5つの約束を掲げ、町民の皆様の御指示をいただき、町政を担う重責をお預かりいたしました。

私は、町政運営において最も大切にすべきことは、町民の皆様との対話と信頼関係であると考えております。これまでのまちづくりは、行政が主体となり進めてきた部分も少なくありませんでしたが、人口減少や社会構造の変化が進むこれからの時代においては、行政だけで地域の課題を解決することは非常に難しく、町民、地域、企業、団体などあらゆる主体が力を合わせる総力戦のまちづくりが必要であると考えております。

そのため、私は対立よりも対話を、批判よりも共感を大切にしながら、町民の皆様の声を丁寧に聞き、政策に反映していく町政運営を進めてまいりたいと考えております。

また、町政の責任者として、現実の課題から目をそらすことなく、将来世代に責任を持った政策判断を行い、持続可能な大崎町の未来を築いていくことが私の使命であると考えております。

人口減少や高齢化、医療や産業の課題など、町を取り巻く状況は決して容易では

ございませんが、大崎町にはこれまで培ってきた地域の力、農業や環境の強み、そして何より町民の皆様があります。これらの力を結集し、町民一人一人が、この町に誇りと希望を持てるようなまちづくりを進めていくことが私の政治姿勢であり、信条でございます。

今後とも町民の皆様と共に歩む町政を進めてまいりますので、御理解と御協力をお願いしたいところでございます。

以上です。

○4番（富重幸博議員） 町長という思い職責をこれからになっていくに当たり、町長としての町政執行に当たる上での認識をお示しいただきました。これらを踏まえて、我が町の現況と課題について、町政の最高責任者としてどのように認識しておられるかお示ください。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

町長として町政を担うに当たりまして、本町の現状と課題を正確に認識し、その解決に向けて取り組むことが極めて重要であると考えております。私は、先ほどの一般質問でもございましたけれども、本町の課題を整理いたしますと大きく3つの柱があると考えております。

第一に、人口減少と担い手不足への対応でございます。出生数の減少や生産年齢人口の減少は、地域産業や地域コミュニティの維持に大きな影響を与える課題でありまして、町の将来を考える上で避けて通ることのできない問題であると認識しております。

第二に、地域医療をはじめとする生活基盤の確保であります。高齢化が進む中で、地域医療の確保、移動手段の確保、福祉サービスの充実など、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整えることが重要な課題であると考えております。

第三に、農業、畜産業など基幹産業の持続可能性の確保であります。本町は、農畜産業を基幹産業として発展してきた町であります。担い手の高齢化や後継者不足などの課題があり、地域産業をどのように持続発展させていくかが重要であると認識しております。

さらに、これらの課題と密接に関わるものとして、地域経済の活性化と外貨獲得、そして高齢社会における生活インフラと地域コミュニティの維持も重要な課題であると考えております。

一方で、本町には、これまで長年わたり取り組んできたリサイクルの先進的な取組、豊かな農地、温暖な気候、そして地域の力など、ほかの地域にはない多くの強みがまだまだあります。こうした強みを生かしながら、町民の皆様との対話を重ね、

地域の力を結集していくことが、これからのまちづくりにおいては重要であると考えております。

人口減少社会の中にあっても、町民一人一人が安心して暮らし、地域産業が持続し、将来世代に希望をつなぐことができるまちを目指し、町政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） ただいまお示しのとおり、特に引き続く少子高齢化の流れに伴う人口減少については喫緊の課題となっております。広報おおさき2月号の人口世帯数を見ますと、本年1月末で1万1,743人となっており、前年12月末と比較して23人の減となっております。内訳として、自然動態人口区分で、1月の出生は3人に対し、死亡が22人、これでマイナス19人。これ以外は社会動態による人口減であります。年間移動の実態は、各月における実数を積み上げる必要がありますが、年平均にしますと200人を超える人数が毎年減少しているのではないかと考えております。

令和7年度自治公民館長説明会資料によりますと、同年3月31日現在で、人口1万1,853人中、65歳以上の人口は4,926人で、全人口の41.56%を占め、75歳以上の高齢者となると2,712人で全体の22.9%となっております。先ほど来、人口問題で同僚議員も取り上げておりますが、我が町における第3次大崎町総合計画では、2021年を基準年として2030年の人口を1万1,843人、2035年で1万1,459人と見ていますが、現在は2030年計画の見込みを若干上回っているのみであります。国の社会保障人口問題研究所、いわゆる社人研の予想についても同僚議員もやはり触れておりますが、2030年の人口予測は9,891人、2035年になると8,847人となるものであります。

この人口減少問題について、町長も先ほど来、取り上げておられますが、改めてまちづくりの観点からゆゆしき問題ではないかと私は思います。国の機関による予測と我が町の総合計画による予測との乖離の問題について、どのようにお考えでしょうか。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

本町のまちづくりにおいて、人口減少は最も重要な課題の1つであると認識しております。御質問のとおり、町の人口は年間約200人のペースで減少しております。年少人口や生産年齢人口が大きく減少している状況でございます。この影響は、地域の活力や産業における担い手の確保、地域経済等に影響があるものと考えております。

また、令和7年3月31日現在の人口は、1万1,853人でございます。この

値を基準にすると、国立社会保障人口問題研究所による予測よりも860人は上回っておりますが、総合計画で掲げる人口ビジョンよりも414人下回っている状況でございます。まずは、この人口ビジョンに近づけていきたいと考えているところでございます。

また、近づけていきたいとする考え方についてでございますが、施策による人口増加の効果が得られやすいのは、やはり社会増であると認識しております。このため、定住住宅取得補助金をはじめ、民間賃貸住宅等建設補助金、移住応援支援金、空き家等リフォーム補助金、企業誘致など、社会増につながるような施策を進めてまいりたいと存じております。

以上で終わります。

○4番（富重幸博議員） 4番目に入りますが、出生児人口と生産年齢人口の急激な減少について、どのような影響が出ると考えているかということでございます。

生産年齢人口は15歳から64歳ですね、第3次大崎町総合計画では2015年の6,964人から、2040年には3,437人との見通しを示しております。この間の人口減少は3,527人に上ります。25年間で約半分ですね、働き手が。このような今後の人口動態の急激な変動に対してどのように我が町を導こうと考えておられるかお示してください。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

出生児数及び生産年齢人口の減少は喫緊の課題であると認識しております。出生児減少の影響としては、小中学校における学級数の減少や小規模化が加速する可能性があり、子どもたちが多様な集団の中で切磋琢磨する機会や教育の質の確保が課題であると考えております。

また、生産年齢人口減少の影響としましては、産業等における人手不足を招き、町内企業の経営が困難となっていくほか、新たな投資や産業の創出が停滞し、地域経済の活力が低下するおそれがあります。

また、町民税など税収の減少や高齢化の進展に伴う社会保障費は増加を続け、サービス費の需要増と収益源の乖離により行政サービスの維持が困難となってくる可能性がございます。

さらに、消防団や自治会活動などの担い手が不足し、地域の防災力やコミュニティ活動が低下していくこと、高校生の通学など公共交通の利用者数減少により住環境の質の維持が困難になってくることなどが考えられます。

これらを踏まえまして、将来に対する認識の部分でございます。1つは、今申し上げました出生児人口と生産年齢人口が約半数になったとしても、町民の皆様が安心して暮らし続けることができる環境を可能なところから整えていきたいと考えて

おります。もう1つは、移住定住政策など人口減少の進行を少しでも緩やかにするための施策を継続して実施してまいりたいと考えております。

いずれにしても、町民の皆様が安心して暮らしていける持続可能なまちづくりに向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） 人口問題については、幾ら論を尽くしても切りがないぐらいです。

次の5番目に入りますが、外国人労働者の問題ですね。我が町の人口は、先ほどお話ししたとおりでございますが、外国人の人口というのが担当課に聞きますと、令和8年1月時点で622人ということでした。町総合計画で見ますと基準年の2021年で313人の外国人について、計画目標年次の2030年には1,000人を想定しております。場合によっては、もっと早い段階でこの大台に達するのではないかと危惧しております。人口減少問題に関連して取り上げたいのは、外国人の技能実習生、特定技能実習者の増加が、町長としてこれについてどのようにお考えか、どのような影響が出てくるのか、そういうことについて、現時点で町長の認識をお示してください。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

まず、外国人労働者の増加についての認識でございます。本町でも少子高齢化や人口減少が進む中、農林水産業や製造業など本町の基幹産業を維持していくためには労働力の確保が課題となっております。

現状といたしまして、地域産業の持続的な発展の観点から技能実習生の皆さんをはじめとする外国人材の受入れなど、重要な施策の1つであると考えております。

また、外国人材の受入れは、単に労働力の補充というだけではなく、地域経済を支える大切な担い手、共に暮らす地域の一員として受け入れること、並びに共生の質を高めることが大切であろうというふうに考えております。

次に、影響についての認識でございますが、1つ目は、やはり言語、コミュニケーションでございます。日本語での意思疎通が難しい場合に、行政手続や医療受診、防災情報の伝達等に支障が生じる可能性があります。

2つ目に、生活習慣、それから文化の違いに伴うトラブルでございます。ゴミ搬出のルールであるとか交通ルールなど、生活習慣の違いによる誤解やトラブルが増加する可能性があります。

3つ目は、教育環境への対応でございます。特定技能実習生等の在留資格によっては御家族を日本へ移住させる方々や、外国人同士での婚姻が増加する可能性もあることから、今後、学校生活において母国語で会話する子どもへの対応というもの

が考えられてくるのではないかと考えております。

最後に、4つ目は、やはり地域住民が抱く不安感への対応でございます。外国人が増えることに対して不安を感じる町民の方々がいらっしゃることも確かでございます。その不安感の払拭のために我々は正確な情報発信と丁寧な対話が重要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） 関連してですね、私ども議会で令和7年度住民と議会と語る会において、出席された住民の方から、この質問の段階では多文化共生ということでのお尋ねでしたが、その中で一番気にされていたことは、イスラム圏から来られる方々の土葬による土地問題についての質問をいただいたところでございます。ほかの回答も準備してはいたんですが、これらについては議会のほうからも、今後また執行部の担当課のほうにも、この件についてはまた連絡があるかと思えます。

多文化共生というのは、まだほかの問題をひっくるめていろいろ、我が町が本当に共生を図っていくためには災害のための取り残さないようにとか、それから先ほど町長が羅列されましたその問題がでございます。

この中で私どもも墓地問題については議会も、出席された住民の方から宿題をいただいておりますので、先進地事例を十分研究していただいて、そのときになっていきなり対応を迫られるというのは、大変、全国的な事例として課題になってまいりますので、検討を早い段階から進めておいていただきたいと要望しておきます。

次に入ります。地域の力を生かすまちづくりでございます。実際の話、少子高齢化と人口減少問題、もろもろのことが我が町に相当な課題としてのしかかっております。それを共通理解するために、最初の質問で人口問題を取り上げたところでございます。今度は自治会です。

自治会などの地域活動支援策についてでございます。町長の5つの約束、先ほども申し上げられました。今回は、町長にとって最初の議会となりますので、他の質問者と重複を避けて、まず自治会についてちょっとお尋ねをしていきます。それに関連して、①です、「町民が主役！地域の力を生かすまちづくりへ」の基本的な考え方は何か。町民が主役であることは、執行部並びに議会にとりましても地方自治の本旨にのっとり当然のことと思います。公約に地域の力を生かすまちづくりへとして取り上げられたことについて、実際に町長としてどのような基本認識を持っておられるかお示してください。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

町民が主役！地域の力を生かすまちづくりという考え方は、今回の選挙を通じまして、町内の各地域を回らせていただきまして、多くの町民の皆様の声を直接お聞

きする中で、私自身が強く感じた思いをもとに掲げたものでございます。地域を歩く中で、人口減少や高齢化の進行により、これまで地域を支えてこられてきた共助の仕組みが大変厳しい状況に置かれているということは目の当たりにしたところでございます。自治会活動や地域の行事の担い手不足、草刈りなどの共同作業の負担の増大など、地域の皆様が大きな課題を抱えておられる現状を実感したところでございます。

一方で、地域の方々とお話をする中で、地域のことを真剣に考え、地域を支えようと努力されている方々が数多くいらっしゃることも改めて感じたところでございます。それぞれの地域には経験や知恵を持った方々、地域を思う気持ちを持った方々など、まだまだ大きな力があるということを強く認識したところでございますが、このような経験から、これからのまちづくりにおいては行政がすべてを担うのではなく、町民の皆様の力や地域の知恵を出しながら、行政がそれをしっかりと支えて共にまちづくりを進めていくことが重要であると考え、今回の町民が主役、地域の力を生かすまちづくりという考え方を掲げたものでございます。

行政の役割は、地域の活動を押しつけるものではなく、地域の皆様が持つ力を引き出し、それを支える仕組みを整えることであると考えております。今後も、地域の実情に寄り添ったまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） 2番目になりますが、自治会などの地域活動の応援についてでございます。今までも自治公民館運営補助金、それから大崎町ががんばる地域応援交付金、また交付対象事業として、活性化事業、自主防災もろもろ取り上げてございます。

具体的な交付基準については、新年度予算で措置されておりますので割愛いたします。自治会などの地域活動支援とは、具体的に何を想定しているのか。少子高齢化の中で自治公民館内でも加入者の減少や高齢化が進み、各種活動がますます困難になってきております。このようなことを踏まえ、令和8年度予算においてどのように予算措置をされたのか、その説明を求めます。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

まず、自治会などの地域活動支援とは、具体的に何を想定しているかとの御質問であります。自治公民館の活動としては、一般的に防災、防犯、環境美化、高齢者の見守り、子どもの健全育成など、地域暮らしの安心と活力を支える様々な取組が考えられます。いわゆる自治組織としての活動をしっかりと応援したいと考えておりまして、応援の在り方といたしましては、活動に当たっての安心感や推進力の維持、あるいは負担軽減を図りたいという認識でございます。

次に、令和8年度予算において自治公民館への補助金等支援の引上げ等についての予算措置がされているのかという、検討されたかという御質問でございます。まず、例年実施しております自治公民館の運営補助金でございますが、予算の説明にもありましたとおり、支援措置といたしまして算定基準の見直しを行いました。令和8年度当初予算案として上程させていただいております。見直し案の内容といたしましては、従来までの年間の基本額1万9,000円を2万4,000円に、世帯数割、1世帯当たり2,000円だったところを3,000円に、それぞれ引き上げたところでございます。

これによりまして、1自治公民館当たりの補助金の金額はおおむね1.4倍程度になるという見込みでございまして、自治公民館の経済的な負担軽減につながるものと認識しております。

次に、がんばる地域応援交付金につきましても検討を行ったところでございます。こちら、自治公民館活動を支援するために活性化事業における算定基準等を見直し、令和9年度の予算に反映できますよう関係要項の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） 令和8年度予算に、そのような形で配慮したということでございます。

ここで関連して、自治公民館の加入率ですが、未加入者の状況、町全体での戸数は現在どのようになっているでしょうか。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

令和7年5月1日現在の加入率でございますが、60.58%でございます。町全体の6,538世帯に対して、自治公民館の加入世帯が3,961戸、未加入世帯が2,577戸となっております。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） 関連します。全戸配布文書について、町全体における町の広報紙とかもろもろの配布希望状況はどのような状況か。

それと、配布を希望されない方々に対する行政情報の伝達不足に対する補完措置についてはどのようにお考えか、説明を求めます。

○町長（中野伸一君） 令和8年2月の全戸配布文書の配布状況でございます。自治公民館の加入されている世帯につきましては、3,445世帯中2,888世帯が配布を希望されておまして、配布率が86.73%でございます。

また、未加入世帯につきましては、日本人の世帯に限りますと2,063世帯のうち327世帯が配布を希望されておまして、配布率が15.85%となっております。

ります。

また、配布を希望されない方々に対する行政情報伝達の補完措置についてでございます。現在、町が発行する町の広報紙や行政文書は、町のホームページとかSNSとかで情報発信を行っているところでございますが、インターネット環境のない御家庭とかデジタル媒体を利用されない方々に取りましては、情報が十分に得られにくい現状があるということも認識しております。

このため、情報発信の在り方については、非常にこれは大きな課題だろうというふうに認識はしておりまして、発信手段の多様化について研究させていただきたいというふうに存じます。

以上で終わります。

○4番（富重幸博議員） 100%近くになり、行政情報が円滑に伝達できることが一番いいかと思いますが、これらについてはまた今後とも研究をいただきたいと思います。

3番目で、少子高齢化、加入者数の総体的な減少を踏まえて、ますます自治公民館支援が必要ではないのかなということも考えるわけですが、それらを踏まえて、今後の支援策の強化についてどのようにお考えか。先ほど、令和9年に見送ったのが1件、自治公民館活性化事業とかございましたが、そこらあたりについてはどのようなお考えでしょうか。

○町長（中野伸一君） まずは、支援策の強化についての質問についてでございます。本町におきましては、少子高齢化の進行によりまして公民館役員の高齢化や担い手不足が深刻化しておりまして、これまで公民館単位で担ってきた地域活動の継続が今後難しくなることが懸念されます。特に防災活動とか見守り活動、環境美化に係る共同作業など、地域に欠かせない機能の維持が将来における課題となっております。

こうした状況を踏まえ、大きな枠組みで申し上げますと、従来の単一自治会ごとの運営ということから一歩進めて、複数の自治公民館や各種団体を包括した新たな地域自治の仕組みづくりについて検討を進めてまいります。

具体的には、予算でも説明しておりますけれども、菱田地区をモデルに協議を進めておりますが、自治公民館に加え、民生委員・児童委員、消防団、PTA、老人クラブ、地域ボランティア団体、企業など多様な主体が連携協働する包括型コミュニティの形成というものを目指すものでございます。これにより、役割分担と負担の分散を図り、自治公民館のみでは解決できない課題への対応とか持続可能な地域運営体制の構築につなげていければと考えているところでございます。

また、先ほどのがんばる地域応援交付金のことにつきましては、担当課長の答弁

とさせていただきます。

○企画政策課長（渡邊正一君） 御質問にありました、がんばる地域応援交付金の改正の案でございます。こちらにつきましては、当初予算の審議の際にもさせていただいた部分ですが、主だったところを申し上げます。

まず、現行7年度と8年度の改正内容の部分でございます。現行の7年度分までの自治公民館活性化事業につきましては、世帯割りというのがございまして、事業を1、2実施した場合は単価が世帯割り1,000円でございます。それから、3以上実施した場合は1,500円となっておりますが、これを改正案としましては、1、2実施した場合は単価2,000円、3、4実施した場合は2,500円、5以上実施した場合は3,000円と、事業の実施数に応じての段階を1つ増やしたということと、世帯割額そのものを見直したということで、案として持っているところでございます。

それから、2つ目に、自主防災組織の運営事業、自主防災組織を設立した場合は、均等割額初回のみ2万円という従来までの規定がございましたが、これが、今、私たちが考えているのが、未設置のところが大分少なくなつてまいりましたので、8年度で事業周知を行って、それをもって8年度で申請の受付を終了したいというふうな考えを持っております。

それから、自主防災活動の助成ということで、活動をした場合には世帯割額が一律500円が現行でございますけれども、これを、今考えている改正案としましては一律1,000円に引き上げたいという案を持っております。

そのほか、最後でございますが、現行、自治公民館加入促進事業がございます。自治公民館が行う活動に参加した自治公民館未加入世帯数に応じて、世帯割額500円というものがございましたけれども、これを改めまして、実際に新規に加入した世帯数に対して5,000円というふうに改正をしたいと思っております。

最後でございますが、これを8年度に予算計上しなかった理由でございます。こちらにつきましては、前年度の集落活動の実績が交付金となる仕組みでございますので、まずは議会への説明と、それを踏まえた後で実際に自治公民館長説明会が年度明けに4月に開催される予定でございますので、まずは自治公民館長の皆様に説明をしてから、それをもって最終的に1年後の当初予算審議で、9年度の予算案として計上したいという案を持っているところでございます。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） 次に、4番目のですね自治公民館建設補助金の引上げですね。町内の自治公民館においては、過去において農水省などの補助事業で建設された建物や、人口が多かった時代にですね拠出金などで、自治体の、そういう多様な形態

になっております。

自治公民館は地方自治の最先端の話合いの場であり、地域の連帯の基となるものですが、建物等の実態はそれぞれ建築年次が古くなった中で改築とか増築とか修繕の必要があったり、トイレを備えていなかったり、あっても旧来の汲み取り式で老朽化が著しくなっているなど様々な実態で格差も大きいものがあります。

そこで、現行の自治公民館建設等補助金についての仕組みを見直し、補助の引上げを行う考えはないか。現行制度の説明を含め、町長のお考えをお示してください。

○町長（中野伸一君） まず、初めに、現行の自治公民館建設等事業補助金の制度についてお答えいたします。

現行の制度は、令和7年度、今年度から改正施行しておりまして、自治公民館の改修等に要する経費に対して、補助率が3分の2で、10年間で200万円を上限とする助成制度でございます。

これに対して、今年度の令和8年度の当初予算におきましては、補助率が変わらず3分の2でございますけれども、10年間で300万円を上限とし、上限額を100万円引き上げる改正案を提案させていただいているところでございます。

また、当初予算案では、自治公民館の支援策といたしまして、公民館活動に係るエアコンやテーブル等備品の購入を補助対象とする備品購入補助制度も提案させていただいております。今後も自治公民館活動の継続と支援に努めてまいりますので、まずは当初予算案に対する御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で終わります。

○4番（富重幸博議員） そのような形で補助を引き上げていただいたということは、大変歓迎すべき事態であります。実際に自治公民館の加入率、また未加入者もいらっしゃる中で、資金の手当てなどそういうのは大変なことになっていくんじゃないかなと、高齢者の方々が相当数いらっしゃいますから、どの自治公民館も。これについては、実際に3分の2補助がもうちょっと引き上げられたらと思うんですけど、それらについては、また今後検討いただくとして、とにかくいろんな形で自治公民館の建屋等の実態を十分調査し、住民の方々の思いに沿った方策にもうちょっとこれが切り替わっていただければいいなと。自治公民館で定期預金とか持っているところもそんなに少なかったり、体力がないんです、自治公民館の実態は。そして高齢者が多くて、そして今後の建物とか設備の更新とか、これについては大変だと思います。

先ほど人口問題を共通認識して話をした始まりは、老いた集落、そういう感じにどこも、皆さん方のところもなっていると思います。そこあたりはまた、十分、今後、それでも申込みをされるところがあるかもしれませんが、できるだけ手当てし

ていただく方法があれば、またそこらあたりを研究をしていただきたいなと思います。これは要望です。

次に、多様な方々の声を反映する対話の仕組み活用策についてです。質問のところに上げてありますように、対話の仕組みを創出し、どのように生かそうと考えておられるか。町長は、女性や高齢者、子育て世代など、そういう方々の声を汲み上げて町政を行いたいということでございます。それからいきますと、私ども町議会は、毎年、住民と議会と語る会を開催し、直接住民の方々の生の声をお聞きし、議会活動に反映していくこととしております。その都度、要望を取りまとめ、町長のほうに提言を行っているところであります。

過去においても、よく自治体の首長さん方の公約に、対話と実行というのがございました。中野町長の場合も対話を大事にされているということでございます。質問ですが、どのように対話の仕組みを整えた後、対話の場を創出し、また得られた貴重な対話の成果を実際の町政に生かそうとお考えか、説明を求めます。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

私が町政運営において重視しております対話とは、単に意見を聞く場を設けるということではなくて、町民の皆様の声を丁寧に聞き、その思いや課題を町政に反映していくための重要な手段であると考えております。

町内の各地域を回る中で多くの町民の皆様とお話をさせていただきましたけれども、地域ごとに抱えている課題とか思いは実に多様でございまして、それぞれの立場の声を丁寧に受け止めることの重要性ということを改めて感じたところでございます。

私が考える対話は、単に議論をする場ではなく、まず相手の話をよく聞き、お互いの立場を理解しながら共通点を見いだしていく課程にあると考えております。そのためには、誰もが安心して意見を述べることができる環境、いわゆる心理的安全性が確保された対話の場づくりが重要であります。これは、必要に応じてファシリテーター、いわゆる進行役の役割が非常に重要でありまして、この役割などを取り入れながら建設的な対話を詰めていくことが大事だろうと考えております。

その上で、女性や高齢者、子育て世代、若者、地域活動に係る方々など、多様な立場の方々の声を町政に反映していくため、テーマや対象を工夫しながら対話の機会を設けていきたいと考えているところでございます。

また、対話の場で得られた意見や課題につきましては、単に意見として受け止めるだけではなく、庁内において整理共有を行い、政策や事業の検討につなげていくことが重要であると考えております。対話はそれ自体が目的ではなくて、町民の皆様の声を町政に生かしていくことに意味があると考えておりますので、今後もその

ような思いで町政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） 次に、対話と実行までのフローチャートの考え方ですね。議会におきましても、これまで、サロンや老人クラブ、畜産関係、養鰻関係、小中学生や対話の場をつくりながらいろいろ提言につなげていくよう努力をしてみいました。町長として、対話と実行を基本に一層の力を注いでいくということで目的と手段をちゃんと分けながらですねお話してくださいました。

そうすると、そういう町長の対話と実行までの具体的な工程表とか、こういう感じとかというフローチャートとかそういうのをつくって、それを見える化していただくというようなことはできないでしょうか。

○町長（中野伸一君） 対話の場でいただいた御意見とか課題につきまして、庁舎内で共有し、担当部署において整理検討を行い、実現可能なものについては政策や事業に反映していくことが基本であるというふうには考えております。

一方で、地域課題が非常に内容も多様であることから、すべての対話について一律の工程表とかフローチャートを作成することは、現時点では難しいのかなと考えておりませんが、町民の皆様の声を町政に行かしていく仕組みづくりには早めに引き続き努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） 仕組みづくりを、是非早めに進めていただきたいと思います。

これに関連して、早期の住民対話を実施すべきではないかということでの質問でございます。町民の皆さんから相談いただいて、スピード感を持って対応してもらうということは大事なことでございます。そのような形で執行部内部のほうでできるだけ早く、町民いろんな多様な層がどのようなお考えをお持ちか把握するための努力をしてもらいたいと思いますが、そのような機会づくりを急ぐということに対して、どのような考えでしょうか。

○町長（中野伸一君） 多様な町民の皆様との対話の機会を設けていくことは、町政を進める上で大変重要なことであると考えております。

議員御提案のとおり、できるだけ早い時期にそのような対話の場を設けていくことは望ましいと考えておりますが、先ほど申しましたように、実施に当たりましてはテーマの設定、円滑な対話を進めるためのファシリテーターの確保など、一定の準備も必要であると考えておりますので、そのため、準備が整い次第、順次対話の機会を設けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） 次の（3）ですね、道路沿いの草刈りなどの作業支援等につ

いてお尋ねします。

道路等の草刈り、集落内のはいろいろな形で町の助成をもらいながら各自治公民館努力をしておりますが、農道や水路等の維持管理に関する労働力の弱体化、動員力の脆弱化が年々進行しております。例えば土地改良区でも水利組合でも、農地を貸していても、その耕作者だけじゃなくて農地の所有者も出席して一緒に作業するというのが実態でございます。そして、例外なく、どこの水利組合、土地改良区もそうでしょうけれども、後期高齢者にならんとする方々が一生懸命がんばっているということでございます。

そこで、道路沿いということで上げておりますが、道路、水路を含めて、今後ますます困難の度合いが増えていくと想定されます。どのようにお考えでしょうか。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

道路沿いの草刈りへの作業支援ということでお伺いしております。本町におきましては、地域の過疎化、高齢化等の進行に伴いまして集落機能も低下しております。年々、地域の協働活動が困難となっている状況にあると認識しております。私の集落におきまして、私が世帯主で下から2番目に若いというような世代で、ほとんど草刈り機を持っていらっしゃる方が後期高齢の方だったり、そういう状況になっていますので、その状況は非常に認識しているところでございます。

また、今までは集落内の草刈りとか側溝の泥上げなどのように日常的な維持管理というものは地域の方々の御協力のもと、維持されておりましたけども、自助・共助にも限界が感じられ、公助の支援ということも必要となってきたと思われることから、今年度は建設課の土木の関係とか土地改良事業費とかで予算を若干増額しました。メンテナンスフリーとか防草対策などの予算を増額しており、農道を含める道路の維持管理に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） 先ほど来、同僚議員のほうでもいろいろ質問の中で触れられておりますが、次の①、建設事業者、農業法人や担い手農家などの協力を求める予算措置が考えられないか。これは、先ほど同僚議員の質問にもありましたが、重ねてやっぱり私などもこういう動員で私ら以上に難儀をしている方々の実態を見ております。こういう場合に、水路問題も含めて建設事業者、農業法人や担い手農家など、機械装備の充実されている方々に予算措置を含めて連携協力を求めるようなことは考えられないかお尋ねします。

○町長（中野伸一君） これまでも、通行に支障のある道路及び排水路等の維持管理につきましては、町内の建設業者さんに依頼しまして迅速に対応していただいているところでございます。

伐採業務等を農業法人とか担い手農家の方々に協力を求めることにつきましては、関係法令であるとか安全管理、実績報告などから事務的業務も多いということで、事務的な課題というのは解決することが多いだろうと思っております。御指摘のあった部分と合わせて、農業公社とか障害者支援事業者等の法人等を含めて、業務の内容、委託方法についての検討が必要であるかと思しますので、この部分については検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） そのようにですねぜひ検討を進めていただきたいと思います。

現場の実態は加速度的に高齢化が進む中で80歳以上の方でどうしても、欠席すれば負担金を取られたりあるものだから出てこられる方々も結構いらっしゃるんですよ。そういうのを実際見て、強く要望をしておきます。

それから、道路を含め、水路等のり面など危険箇所に機械借上料等の予算措置等の充実は考えられないかということでございます。町道や農道、水路など盛土や掘削工を施したことにより勾配のあるところでは、特にのり面の除草や伐採の際、大きな危険が伴うことになります。いろいろ自治公民館長さんからも相談を受けて、担当課に要望書を提出してきておりますが、予算等の兼ね合いでなかなかできないケースがございます。関係住民の方々が事故に遭うことのないように、しっかりと予算措置の増額ですね、中野町長としてやはりそこらあたりに対してどのようなお考えをお持ちですか。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

個別具体的な場所はちょっとあれなので、一般論として申し上げたいと思います。町道や農道、排水路などの危険箇所については、これまでも現地確認を行い、通行に支障を及ぼすなど危険と判断している場所から優先的に補修等の対応をしております。

令和8年度の当初予算では、農林水産業費、土木費で防草対策、メンテナンスフリー工事など工事費を前年度より増額したところでございますので、一般の通行に支障のないように維持管理に努めたいと思います。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） 個別具体というところで、今、町長お話ございました。私は令和4年4月20日に、町道308号、正坂宇都口線を要望を上げてあります。この道路の延長は国道220から正坂中沖線、それから正坂宇都口線、二股に分かれますが、その二股のところの高速まで行く水路なんですね。この水路は、私、今朝も見てタブレットで写真を改めて撮りました。その水路がですね有明のほうから中沖をって、恵誠園の裏をって原田つとむさんの精米所の跡をって、岡下公民

館の横に来て、そして流れていく。また、上流側から来るのも当然ございます、蓬原土地改良区の水路なんですけど。そこが一番大きな水路断面のところ幅900、深さ2メートルぐらいあります。水路の西側のほうがのり面になっていて、のり面から転落されたケースがありまして、除草作業で。これは副町長も御存じだけど、その場所を見ていただいたところでのり面の高さが2メートル以上あって、そして水路の断面が用水が入って、この問題点はこの用排水路は家庭の排水も引き受けての用排水路。蓋が全くないんです。私たちは蓬原土地改良区の区役でそれぞれ持分の分担のところを行います。でも、水路から西側ののり面は公共用地なんです。このところの危険性が非常に高い。中には1メートルぐらいの水路であれば、水路の中に入って斜面に沿ってビーバーをかけてという除草作業をしております。8人の地元の自治公民館長さんから要望を受けて、そして令和4年に出して、今ずっとそのままです。毎年、皆さんきつい思いをされております。これのメンテナンスフリーはやはりするべきです。

というのは、先ほど言いましたように蓋がないこと、断面が大きいこと、用排水路です。昔、耕地課に町長もおられたことがあります、水田の圃場整備のときには用排水路は地元負担は求めないんですよ。それは町のほうでも持ちますよということで、ここは用排水路なんです。用水路だけじゃない。そういうところに対して、現場を見ていただいて、もし必要だったら地元の同僚議員と関係者の印鑑を全部もらって要望書を上げてもいいけど、4年間せずにきたやつ、是非、私は見ていただいて、自分も水路の中に入って上のビーバーを、のり面が2メートル幅ありますから、そういうのをできるかということをよく判断いただければなと。

これはどうしてもですね、今から高齢化していく中で、その水路に落ちた人の話や何件か聞いているんです、私も。いつ誰が落ちるかもしれません。そういうところがやっぱりですね後回しになってきたきらいもあるんじゃないかなと。私も昔、蓬原土地改良区の水田圃場整備を推進したことがあるんですが、今年、宇都口水路が計画で舗装されますね。昔、蓬原土地改良区を推進する頃は補助事業の中で3本に1本ぐらいは舗装して、間の中2本は将来的に圃場整備賛同いただいた方々には舗装しますよと。私が20代後半の頃ですよ。一緒に仕事をした方もいらっしゃいますけど、図面づくりをですね。今やっとなったかと、宇都口道路が舗装に。

だから住民の皆さん方の要望というものを本当に引き出すのは、やはり対話しかないんですよ、対話と実行。とにかくしっかり聞いて、一体どのような形でお悩みなのか、そういうところを捉えてですね政治をしていただきたいと。

それと、私は前町長の後で変えるところは変えてと、やはりアングルという英語がありますね、角度、アングル、これはやっぱりニューアングルという形で、中野

町長なりのものの見方、考え方を出示していただきたい、アングルは角度です。写真の映像のカメラの視点とか、それから撮影角度とかそういうのを指すわけですが、物事の見方、視点という意味で頻繁に使われる。できればマルチアングル、多様な、先ほど申されました女性や高齢者やあまり政治的な発言のできない幼児、子ども、もろもろのをいろんなマルチアングルで聞いて、是非、そのための対話と実行を実施していただいて、是非、いい政治ができますように努力されますよう要望いたしますして質問を終わります。

○議長（吉原信雄議員） 以上で、本日の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。次は、３時５０分から再開いたします。

—————○—————

休憩 午後３時４１分

再開 午後３時５０分

—————○—————

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

—————○—————

日程第３ 議案第７号 令和７年度大崎町一般会計補正予算（第８号）

○議長（吉原信雄議員） 日程第３、議案第７号「令和７年度大崎町一般会計補正予算（第８号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（稲留光晴議員） ただいま議題となりました議案第７号、令和７年度大崎町一般会計補正予算（第８号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、３月２日の本会議において当委員会に付託されたもので、３月３日に、全委員出席のもと委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ２億８，３２４万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１５９億３，３９７万１，０００円とするものであります。

補正予算の内容については本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、歳出の款２、項１、目６財産管理費、節１４工事請負費の菱田中学校跡地残置物撤去等工事１２０万円の減について、残置物撤去工事による騒音・振動など、地域住民に与える影響が心配されていたが、現状はどうかとの問いに対し、工事現場に騒音と振動を測定できる器械を設置しているが、工事による影響は今のところ

見られない。また、地域住民からの苦情等も受けていない状況であるとの答弁でありました。

次に、款４、項１、目１保健衛生総務費、節１８負担金、補助及び交付金の温泉保養所利用料負担金８５万８,０００円の減について、温泉保養施設利用権は、町内限定券が２０枚、町内外共通券が２０枚交付されているが、町内と町外の温泉保養施設における利用券の利用割合はどの程度かとの問いに対し、６割程度の方々が町内の温泉保養施設を利用されていると答弁。

さらに、委員から、住民と議会と語る会の中で、すべての温泉保養施設利用券を町内外の温泉保養施設で利用できるよう、共通券にしていきたいとの要望を受けたが、担当課としての考えはとの問いに対し、温泉保養施設利用券は町民の方々の健康の保持増進と併せ、町内での経済循環を図ることも目的としているため、現行の形を維持させていただきたいとの答弁でありました。

次に、款５、項１、目１２営農推進費、節１２委託料の事業継承就農研修事業委託料３３６万１,０００円の減について、この事業の減額の理由と進捗状況はとの問いに対し、果樹農家で研修を行っていたが、自分の目指すところと現実との相違から研修を断念することになったことから減額した。また、現在の取組状況は、事業継承を希望される果樹農家が２件あるため、県外で行われる就農フェアでの周知活動や、町のホームページで募集を行っている状況であるとの答弁でありました。

次に、款７、項４、目１都市計画総務費、節１２委託料の大規模盛土造成地変動予測調査業務委託料１,２３８万５,０００円の減について、調査の実施箇所と調査対象の要件はとの問いに対し、今年度は仮宿地区と横瀬地区の２箇所を調査した。大規模盛土造成地と思われる場所は国が選定し、町は詳細調査を行うことになっているが、大崎町には大規模盛土造成地と思われる場所が１１箇所あり、今回、人家があり早急に調査しなければならない２箇所を実施した。

さらに、委員から、今後の調査予定はとの問いに対し、今年度、優先的に調査した２箇所以外は人家に影響を与えないことから、経過観察という形を取っていると答弁でありました。

次に、款８、項１、目３防災対策費、節１８負担金、補助及び交付金の防災士研修費等補助金１０万４,０００円の減について、この事業を活用し防災士の資格を取得された人数はとの問いに対し、令和６年度が３名、令和７年度が２名、合計で５名となっているとの答弁。

さらに、委員から、町内にはほかにも防災士の資格を持った方もいると思うが、そういった方を対象とした研修会であるとか、組織化も含めて検討できないか要望しました。

次に、款 9、項 4、目 1 社会教育総務費、節 7 報償費の各種謝礼 3 5 3 万 9, 0 0 0 円の減について、減額は郷中学舎推進事業に係る見守り員への謝金とのことであるが、この事業の進捗状況はとの問いに対し、現在、持留小学校と菱田小学校が開設しており、各学校 5 名から 6 名の見守り員に活動していただいているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第 7 号、令和 7 年度大崎町一般会計補正予算(第 8 号)は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長(吉原信雄議員) これより質疑に入ります。

議案第 7 号「令和 7 年度大崎町一般会計補正予算(第 8 号)」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉原信雄議員) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉原信雄議員) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第 7 号「令和 7 年度大崎町一般会計補正予算(第 8 号)」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉原信雄議員) 御異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号「令和 7 年度大崎町一般会計補正予算(第 8 号)」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 4 議案第 8 号 令和 7 年度オオサキポイント事業特別会計補正予算 (第 1 号)

○議長(吉原信雄議員) 日程第 4、議案第 8 号「令和 7 年度オオサキポイント事業特別会計補正予算(第 1 号)」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（中山美幸議員） ただいま議題となりました議案第8号、令和7年度オオサキポイント事業特別会計補正予算（第1号）について、文教経済常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、去る3月2日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月3日に、全委員出席のもと委員会を開催し、商工観光課長及び関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億8,271万円6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億8,271万6,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議で説明がありましたので省略いたしますが、委員会での主な質疑について報告いたします。

補正減額の要因はどのように考えているかの問いに対して、当初は町民の9割が現金によるチャージを行うと想定し予算を計上したが、大幅に予想を下回ったことが要因であり、実際のチャージ件数は2月末現在で1,126件で、約1割にとどまったとの答弁でした。

委員からは、広告宣伝、周知が足りないのではないかと指摘があり、担当課も、来年度に向けて改善策を講じるとの回答であります。

以上、質疑を終結し、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第8号、令和7年度オオサキポイント事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。

議案第8号「令和7年度オオサキポイント事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第 8 号「令和 7 年度オオサキポイント事業特別会計補正予算（第 1 号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号「令和 7 年度オオサキポイント事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 5 議案第 9 号 令和 7 年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 4 号）

日程第 6 議案第 10 号 令和 7 年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 1 号）

日程第 7 議案第 11 号 令和 7 年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（吉原信雄議員） 日程第 5、議案第 9 号「令和 7 年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）」について、日程第 6、議案第 10 号「令和 7 年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」について、日程第 7、議案第 11 号「令和 7 年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」について、以上 3 件を一括議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（稲留光晴議員） ただいま議題となりました議案第 9 号、令和 7 年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、3 月 2 日の本会議において当委員会に付託されたもので、3 月 3 日に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から 8,399 万円 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 18 億 189 万円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議での説明のとおり、療養給付費や高額医療費等の増減が主なものであります。

特筆すべき質疑はなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第 9 号、令和 7 年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

続きまして、議案第 10 号、令和 7 年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、3月2日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月3日に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ337万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億3,506万5,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議での説明のとおり、後期高齢者医療広域連合への納付金等の確定及び実績見込みに伴うものが主なものであります。

特筆すべき質疑はなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第10号、令和7年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、議案第11号、令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、3月2日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月3日に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,422万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ20億8,699万7,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議での説明のとおり、保険給付費の実績見込みに伴う補正が主なものであります。

特筆すべき質疑はなく、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第11号、令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長(吉原信雄議員) これより質疑に入ります。

まず、議案第9号「令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉原信雄議員) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第9号「令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」は、委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号「令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「令和7年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第10号「令和7年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号「令和7年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 11 号「令和 7 年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」は、委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号「令和 7 年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 8 議案第 12 号 令和 7 年度大崎町水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（吉原信雄議員） 日程第 8、議案第 12 号「令和 7 年度大崎町水道事業会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（中山美幸議員） ただいま議題となりました、議案第 12 号、令和 7 年度大崎町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、文教経済常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、去る 3 月 2 日の本会議において当委員会に付託されたもので、3 月 3 日に全委員出席のもと委員会を開催し、水道課長及び関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、収入の第 1 款資本的収入を 1,266 万 3,000 円増額し、予定額を 3,786 万 1,000 円とするもので、補正予算の内容については、本会議で提案のとおりであります。国道 220 号菱田地区配水管架設工事に伴う国からの補償金額の確定による補正増であります。

特筆すべき質疑はなく、その後、討論を求めましたが、討論もなく、採決の結果、議案第 12 号、令和 7 年度大崎町水道事業会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

す。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。

議案第12号「令和7年度大崎町水道事業会計補正予算（第3号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第12号「令和7年度大崎町水道事業会計補正予算（第3号）」について、委員長報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって議案第12号「令和7年度大崎町水道事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

————○————

○議長（吉原信雄議員） 以上をもって、本日の日程を全部終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

————○————

散会 午後4時17分

第 3 号

3 月 1 3 日 (金)

令和8年第1回大崎町議会定例会会議録（第3号）

令和8年3月13 日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（10番，11番）

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番 藤 田 香 澄	8番 宮 本 昭 一
3番 岡 元 修 一	9番 中 倉 広 文
4番 富 重 幸 博	10番 中 山 美 幸
5番 児 玉 孝 徳	11番 鷲 東 慎 一
6番 稲 留 光 晴	12番 吉 原 信 雄
7番 神 崎 文 男	

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	中 野 伸 一	農林振興課長	鎌 田 洋 一
副 町 長	千 歳 史 郎	建 設 課 長	美 戸 博 明
教 育 長	穂 園 正 幸	農委事務局長	松 元 昭 二
会 計 管 理 者	岡 留 和 幸	水 道 課 長	川 越 龍 一
総 務 課 長	宮 本 修 一	教委管理課長補佐	井 元 享 一 朗
企画政策課長	渡 邊 正 一	教委社会教育課長	西 竹 信 也
商工観光課長	上 野 明 仁	税 務 課 長	谷 迫 利 弘
町 民 課 長	本 松 健 一 郎		
環境政策課長	竹 本 忠 行		
保健福祉課長	岩 元 貴 幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	久 保 健 一 朗
次長兼調査係長	上 橋 孝 幸

次長兼議事係長	松 元 幸 紀
庶務係主任	西 ゆ か り

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） これより、本日の会を開き、直ちに開議いたします。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（吉原信雄議員） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、10 番、中山美幸議員及び 11 番、鷲東慎一議員を指名いたします。

-----○-----

日程第 2 一般質問

○議長（吉原信雄議員） 日程第 2 「一般質問」を行います。

一般質問は通告順により許可します。

まず、6 番、稲留光晴議員の質問を許可いたします。

○6 番（稲留光晴議員） 皆さん、おはようございます。通告書に基づきますが、今回、私は、1 つ目には町長の施政方針について、2 つ目はスクールバス発着場への自転車通学、3 つ目として道路交通法改正での自転車通行について質問をいたします。

初めに、中野町長の施政方針の中身についてであります。2 ページの中ほどになりますが、子育てしやすい、住みよいまちづくりへ取り組むために、中学生の制服無償化など子育てに係る経費の支援とあります。今、入学時には小学校、中学校 1 人当たり 3 万円を支給しております。令和 8 年度から 3 万円に加えて 7 万円追加し、10 万円となります。保護者の方からの話では、新 1 年生になる中学生の娘のことに、制服等の寸法取りが終わって今月の中旬には受取時に支払になるとのことです。

今回、支援金がまた増えましたけど、支援金に対して町から保護者への支援金支払はいつになるのかお尋ねをして、最初の質問といたします。

○町長（中野伸一君） ただいまの入学支援金の支給について、いつになるのかという御質問でございましたので、これについては教育委員会の答弁とさせていただきます。

○教育長（穂園正幸君） 議員のほうからお尋ねのありました、学校の入学援助金につきましてでございます。

御案内のとおり、議員のほうからもありましたように、小学校のほうでは令和 5 年度から、中学校におきましては平成 29 年度から、一人につき 3 万円を支給しているところでございます。そして、中学校につきましては、これまでの援助金により一定の負担軽減の効果は認められるものの、入学時には制服、体操服、学用品な

ど、依然として相応の費用負担が生じている現状でございます。

特に物価高騰の影響もありまして、入学準備に要する経費は増加傾向にあることから、保護者への支援の充実は重要な課題であると認識しております。このような状況を総合的に勘案いたしまして、入学時の実質的な保護者負担の軽減を一層図るために、先ほど議員のほうからもありましたように、令和8年度につきましては中学校援助金の総支給額を10万円に増額するよう予算に計上しているところでございます。

しかしながら、中学校入学時における制服等の購入費用は高額でございまして、子育て世帯にとっては大きな負担となっていることから、支援の在り方につきましては検討すべきと考えておりますし、また、町長の公約でもありますので、制服無償化の実現を目指して具体的な制度設計を含めて、今後検討を進めてまいりたいと思っております。

なお、小学校につきましては制度開始から3年を経過いたしましたが、当面は現行の支給額を維持してまいりたいと考えております。子育て世帯が安心して入学準備を進められる環境を整えることは本町の重要な責務であると考え、今後とも教育の機会均等の確保と子育て支援の充実に全力で取り組んでまいりたいと思っております。

なお、支給の時期につきましての御質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり、8年度の当初予算に計上しているところでございます。まずもっては個人の負担が支払をされるかと思いますが、早急に保護者の手元に届くように、教育委員会としても事務のほうをしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 準備が整い次第ということでありました。日にち的には4月何日と、そこ辺をお尋ねしたいんですが、決められた保護者への入金という日には、今のところは決まっていないんですか。今日はそれをお尋ねしにまいりましたもんですからですね、是非お答えいただければと思います。

○教育長（穂園正幸君） 事務手続等に関することなので、管理課の課長補佐がまいっておりますので答弁いたします。

○教委管理課長補佐（井元享一郎君） 支払の時期につきましては、4月に入りましたら早急に保護者等の確認をいたしまして、5月中には振り込むような形で準備を進めていきたいと考えております。

○6番（稲留光晴議員） 4月中ではなく、5月中ということですね。それは確認をさせていただきました。

それでは、次に入りたいんですが、施政方針の4ページになりますけども、畜産

関係の中身ですが、私のほうは畜産関係者・生産者への補助金の拡充ということで出しております。先月も子牛の競り市ではですね価格が上昇しておりました。3月に入りまして去勢ともにですね10万ほど値上がりになっております。

しかし、価格変動の中で飼料価格が度々値上げになっているという現状がありまして、施政方針の中でもありますけども、厳しい経営環境の中で経営基盤の維持・発展を推進するために畜産部会の関係機関との連携を図り、対策を講じていくとあります。この文章は、前東町長の施政方針の中でも度々言われている内容でございますけど、畜産部会との関係機関との連携を図って対策をやるというふうなことで、本町ではこの件に対してですね独自の具体策を示していただきたいと思いますが、いかがですか。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

畜産は本町の基幹産業であり、地域経済や農業の持続性を支える極めて重要な産業であると認識しております。

しかしながら、先ほど来、御指摘もありましたように、近年は飼料価格の高騰や資材価格の上昇などにより畜産農家の経営環境は大変厳しい状況にあるものと受け止めております。

このような状況を踏まえまして、本町では令和7年度、今年度より町単独事業として酪肉生産基盤維持対策事業というものを創設し、導入牛及び自家保留牛に対して、1頭当たり上限3万円の補助を実施しているところでございます。令和7年度の実績につきましては、繁殖用が219頭、肥育用が73頭、乳用15頭、合計307頭への支援を行っておりまして、畜産農家の経営基盤の維持に一定の効果があつたものと認識しております。

今後におきましても、畜産農家の経営状況や国・県の支援制度の動向を注視しながら本町の基幹産業である畜産を守り、持続可能な畜産経営につながる施策について必要な支援を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 今、町長からございました。前、住民と語る会でですね自家保留牛にも補助金を出してほしいということから自家保留等の支援をやると、3万円というような話がありました。自家保留牛は、私の担当のほうから聞いた話では、優秀牛と一般の自家保留牛、優秀牛を自家保留するのと一般の牛を保留するのと金額的に違いがあるんでしょうか。そのへんをお尋ねしたいんですけど。

○町長（中野伸一君） それにつきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○農林振興課長（鎌田洋一君） 一般の牛の導入と、それから特別なのか、の導入の違いということでございますが、今、町長のほうから答弁がありました一般牛

の保留に関しましては上限3万円を上限として自家保留に対しまして、申請があれば補助している状況であります。

あと、もう1つは、畜産振興協議会という大きな組織がありますけども、そちらに大崎町のほうから補助金を出しております。協議会の中で曾於地区の子牛展示会の品評会が毎月あるんですけれども、そちらで最優秀になった牛は1頭につき11万を上限で支給をして、その牛を保留した場合ということです、11万円を補助しております。

それから、最優秀でなくて優秀です、その次の優秀牛に関しましては1頭につき6万円を補助しているという状況です。

乳用牛に関しましても、6万円以下の補助をしております。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 今の課長からの答弁で理解をいたしました。

それとですね今月、曾於市の中央市場で競り市が終わったんですが、10万円以上、かなり値上げに価格が上がっているんですが、生産者にとっては非常にありがたいことなんですが、昨日の質問でもありましたように、枝肉は上昇しているのか、上昇の原因といいますか、今、子牛が上がっていますけども、その原因がわかれば示していただきたいと思います。

○農林振興課長（鎌田洋一君） それははっきりとは明確には言えないところですが、我々担当課、それからJA関係、県の関係と予測しているところは、全国的に子牛の個体が激減しているということで子牛の価格が上昇しているという分析はしているところでございます。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 私も以前は市場に出向いて頭数とか、生産者と話をしておりました時点では、競り市名簿を見ますと、本町では1日80頭ぐらい競り市に出たんじゃないかなと思いますけども、今は三日間ありますから、今現在でも頭数的に三日間で本町の生産者が子牛を出される総数は200頭いつているのかどうか、私もちょっとわかりませんが、ここ3か月ぐらいの本町の競り市に出す総数的には何頭ぐらいになっている状況でしょうか、それがわかりであれば教えていただきたいと思います。

○農林振興課長（鎌田洋一君） すみません。今、手元に明確な数のある資料は持っておりませんが、私も初めて昨年、時間のあるときには足を運んでいるんですが、例年1,200頭、1回の競りで出ていたんですけど、今は1,000頭ちょっと、もしくは1,000頭を切るかもしれない状況になっているということです。1日計算でいくと、曾於地区で三日間ありますの400頭ほど出ていたのが、もう

400頭を切っているような状態がここ数か月続いているような状態だったと思います。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） 私は本町の生産者の名簿を見て1日だけは何頭出ているとかそういうようなことでやっていましたけども。1日当たり七、八十頭、多分少なくなっているんでしょうけど。そこへんはまた、後日でもお尋ねしたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

次に入りたいと思いますけども、施政方針の10ページになりますけども、10ページの住宅に関する分野としてですね今回、令和8年度から居住されている住宅リフォーム補助制度に係る予算を計上していただきました。私のずっと政策提言としてですね念願の政策だったわけです。ですから、今回、令和8年度から計上していただいてですね、本当に深く感謝をしております。感謝申し上げます。

平成31年3月から私は一般質問で、住宅リフォーム助成事業によってですね経済効果が活性化の一翼を担っている、それで近隣自治体の経済波及効果はどうなっているかという質問をしたときにですね、当時の建設課長が調べていただいて、交付額に対して工事費の割合は10倍程度になっているという答弁をさせていただきました。これは平成30年度で建設課の調べで数字をいただいたわけです。本町も、これによる経済効果が活性化に一躍を担ってほしいと考えておりますけども、今回の令和8年度の居住されている住宅へのリフォームとしては、建物が上限30万、敷地が50万というような数字ということで聞いたんですが、ここに関しては数字はこれでよかったですか、お尋ねです。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

御質問の、居住されている住宅へのリフォーム助成につきましては、御案内のとおり、令和8年度の当初予算案に計上させていただいたところでございます。

制度の概要でございますが、要件として、築20年以上で自己所有、かつ現在居住している住宅であること、工事の施工者は町内業者であることなどとしておりまして、補助率は対象経費の2分の1以内で、限度額を30万円としております。

また、これに加えて、敷地内の擁壁の撤去、植物の除去につきましても対象としておりまして、補助率は同じく2分の1以内で限度額を20万円としております。

住宅のリフォーム分と敷地内の擁壁、植物の除去部分を合わせまして、限度額の合計が50万円となる制度でございます。

また、当初予算案に計上した背景としましては、先ほどおっしゃいましたけども、議員から御提案をいただいたことに加えて、総合計画審議会からの御意見とし

て、転入者だけでなく、現在居住している町民の方々へのリフォームと補助金の拡充を要望されておりまして、現にお住まいの方の住環境の向上を図るため計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） ちょっと私は勘違いしておりました。家屋のほうが30万で、敷地等が、家屋とは別に50万ということだったんですが、2つ合わせて上限が50万ということですね。

先ほども申しました、本町で居住住宅へのリフォーム助成というのがなかったわけですね、今まで。本町に残されたリフォームは居住住宅へのリフォームを何とかしてほしいということでしたけど、これによって経済効果がですね出てくることを願っておるんですが、このことに対して町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っています。

○町長（中野伸一君） これを計上したことによる経済効果等について、私の考えということですが、まだ、今年計上して予算が可決されてから執行されて、どういうふうになっていくかという話ですが、これまで要望があったこととか総合計画の審議員の皆さんからも住民の方々からもそういう要望があったということであれば一定の需要が見込めるのではないかと考えております。

予算としましても、今年2,500万程度は計上しておりますけれども、これを補正増になるぐらい経済効果が出てくればありがたいというふうに逆に考えているところでございます。

以上でございます。

制度の普及等にも努めてまいりたいと思います。

○6番（稲留光晴議員） よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後になりますけれども、施政方針のですね11ページになりますけれども、多文化共生社会推進での外国の方に対しての件なんです、この件で私のほうはですね質問内容は、多文化共生社会推進での外国人の公営住宅への入居についてお尋ねをしております。担当のほうにもお聞きをいたしましたけれども、これ以外にもですね本町に住まわれている外国人の住宅環境についてわかっておればお示しをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（中野伸一君） 入居の状況ということでお答えさせていただきたいと思います。

現在、建設課で管理しております住宅が、公営住宅180戸、そのほか町営住宅が14戸、シャルム文化通りが24戸、なのはなタウンが12戸、旭ヶ丘の一般賃貸住宅が12戸、合計で242戸を管理しております。

令和8年3月1日現在であります、このうちの外国人の方の入居状況におきま

しては6世帯が入居している状況でございます。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 6世帯と言われました。外国人の方が公営住宅に入居を申し込むに当たってですね申請を町にするんですが、公営住宅への申請数というのが今までおわかりになれば示していただきたい、入居したいという申込書、申込数。入居条件等が合わずに入居ができなかったとかいうことなどがあれば示していただけますか。

○町長（中野伸一君） 詳細につきましては、担当課長の答弁とさせていただきたいと思います。

○建設課長（美戸博明君） 外国人の方が、今、公営住宅に申込みをされて断ったという件数は、今年度はございません。

ただ、公営住宅につきましては、低所得者世帯に向けての公営住宅の措置でございますので、外国人の収入が多かった場合には公営住宅に入居できない場合がありますので、その場合につきましては一般賃貸住宅のほうに案内をさせていただいて一般賃貸住宅のほうに入居していただいている状況でございます。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 今、課長からの答弁ですが、公営住宅に入れなかったら一般住宅を紹介ということがありますが、農業法人とかそういった方のオーナーの方が外国人の方の住まいを確保して住んでもらって働いてもらうという事例もありますし、あと、本町等はですね商売にしていたところが空き家になって、それをオーナーの方に、外国人の方が四、五人ずつ、月幾らで借りていると、そういった状況もあると思うんですが。

先ほど課長がおっしゃったような紹介というのは、本町の不動産関係者への紹介ということになるんでしょうか。一般の紹介をしていると今おっしゃいましたけど、そのへんはどうか。

○建設課長（美戸博明君） 私が申し上げました一般賃貸住宅につきましては、あくまでも町が管理をしている一般賃貸住宅でございます。公営住宅法に基づかない住宅を、今、旭ヶ丘の住宅を管理をしておりますが、この住宅が所得に制限なく低額でお貸ししている物件でございますので、ここが12戸ございますので、ここが空いているときにはここを紹介しているということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○6番（稲留光晴議員） わかりました、今、課長の答弁でですね。

以上で、町長の施政方針については質問を終わりたいと思います。

次の大きな2番目になりますけど、スクールバス発着所への自転車通学について

ですね、これは菱田の発着場についてです。私が聞いたところ、菱田の改善センターにですね現在既存の生徒さん方は、菱田改善センター、屋根は付いておってですね自転車通学の方が自転車を止めて、そこから学校へスクールバスで通学されているということでもありますけども、現在は中型バスで、現在の生徒数が31名ということで中型のバスで中学校まで通われているんですが、今時点での生徒数、その中で自転車通学の生徒数というのは何人いらっしゃるか教えていただきたい。

○教育長（穂園正幸君） 菱田のバス停留所を利用する場合には、利用する生徒のうち、自転車で通学している生徒は10名でございます。

○6番（稲留光晴議員） 10名ですね。この前、私、そこに昼過ぎぐらいに見に行っただけです。そのときは5台ぐらいしか駐輪していなかったんですね。駐輪しているところのガラス戸が鍵が壊れておって、そこから中に入れる状況だったんですけど、これは別の質問になりますけれどもですね。日に日によって、皆さん、生徒数決まった人が改善センターに自転車で行って、そこからバスで行かれると、ここへんは変動というか、たまたま私が行ったときは5台しかなかったんですが、いかがですか。

○教育長（穂園正幸君） 一応、学校のほうに自転車でバス停まで行くという登録をしている子どもが10名ということでございますので、例えば、日によって保護者のほうが送迎されたり、そういう場合もあって変動があり得るのかなというところはございます。

私も改善センターのほうの、ちょうどピロティの屋根付きになっておりまして、ピロティのところのちょっと外からもよく見えるところに自転車がおいてありまして、自転車の数につきましては毎回10人がいつも来るということでなくて、そこまで送ってもらったりとかもあるし、学校まで送り届けてという場合もあって、少し変動はあるのではないかなとそんなふうに思います。

○6番（稲留光晴議員） わかりました。

菱田改善センターは農林振興課から臨時に管理課は借りているということでもあります。それで、管理課のほうは正式な発着場を探しているということなんでしょうけども、正式な発着場は決定しなきゃいけないと思いますけども、いつまでに正式な発着場が見つかるかどうか、そのへんをお尋ねしたいと思います。

○教育長（穂園正幸君） 菱田のスクールバスのバス停のことにつきまして、いつになったら正式にという期間のことでございますが、まずもって改善センターのほうにバスの停留所にした経緯を御説明したいと思います。

御案内のとおり、旧菱田中学校跡地が株式会社トライアルカンパニーの店舗予定用地になるということから、令和7年10月に菱田農村環境改善センターへ変更し、

今現在、運行しているところでございます。

この経緯につきましては、菱田校区内の停留所として対応可能な土地で、公共の用地として管理されている場所であることなどから菱田線のバス停留所として、この改善センターを選定しているところでございます。この校区の停留所につきましては、当面の間、菱田農村環境改善センターを利用していく予定でございまして、現在、停留所としてバスが来れる場所、そして公共的な用地であるとか、適当な場所を見つけている段階でございますので、見つかるまでは当面の間、改善センターを停留所として利用していく予定でございます。

○6番（稲留光晴議員） 今、教育長がおっしゃいました、見つかるまでという、見つからない場合はどうされるんですか、菱田改善センターにずっと借りるということなんですか。私はよくわかりません、見つかるまでとおっしゃっても。

○教育長（穂園正幸君） 安全面とか、子どもたちが自転車でどのような通学手段、あるいは徒歩で来るのかとかいろんな部分もあると思いますが、利用できないことにはスクールバスが運行できませんので、今現在のところは見つけながら、並行しながら、土地を見つめながら、見つかるまでは、それがいつなのかということはちょっと言えませんけれども、最大限、見つけていきながら、そして見つかるまでは改善センターのほうのバス停でというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 了解いたしました。

それと、もう1点なんですが、私の知り合いの中学校に入る女子生徒、新一年生がいるということですね、自転車で行く予定にしているんだけど、自転車も、今、非常に高価になった、10万円を超す自転車とかですね。近くで盗難に遭ったというような話をされまして、中学1年生が自転車で改善センターまで行くのにも国道を突っ切るというような感じでですね行かなきゃいけない。1回、娘について行くというような話もされておりました。

盗難についてですね、自転車置場の安全対策及び盗難防止ということでお母さんがおっしゃっていましたが、今、改善センターの駐輪場は盗難防止とかそういうのはなく、この前行ったときには5台止まっていますが、勝手に生徒たちが止めておったという状況ですが、そういう策が必要なのかどうか。今まで自転車置場で、ほかの箇所もそうなんですが、そういう防止策が必要かどうかについてお考えをお尋ねしたいんです。

○教育長（穂園正幸君） 女生徒が自転車が通学にするに当たって、親御さんとしてはやはりどうだろうかと、自転車で安全に通学できるだろうとか心配ではないかなと思うところでございます。

今、御指摘の改善センターの駐輪場の安全対策につきましては、先ほどもちょっと申し上げました、私も見に行きましたが、改善センターの屋根付きのピロティ、屋根があつて広くなっておりますが、外からよく見える場所で割と広いスペースになっているところでございます。

盗難防止につきましては、停留所における駐輪状況を確認いたしまして、議員さんも見に行かれたということでございましたが、盗難防止用の鍵そのものが自転車に付いていない、そういう自転車もありましたし、あるいは鍵があつても、それをかけていないというようなのも多数見受けられたところでございました。

本町がスクールバスの運行を開始した平成26年以降、バス停留所における生徒の自転車盗難被害、あるいは駐輪場付近での事件とか事故というのは、現在のところは発生していないところではございますが、盗難防止策につきましては、自転車は基本的に個人の所有物であることから、鍵の施錠、それから二重ロックの励行、盗難防止グッズの活用などは一定の自己管理責任が生ずるものであると考えております。ただし、先ほども申し上げたとおり、生徒の安心や安全、通学環境の確認については、教育委員会としても安全に通学できるかということにつきましては一定の配慮が必要であると認識しているところでございます。

そのために、スクールガードリーダーがいらっしゃいますので、巡回をしていただくなど、地域の協力を得ながら実施可能な対策、盗難防止策、安全策等を検討してまいりたいと思っております。

また、学校と連携して、盗難防止の周知を図りまして防犯意識の徹底でありますとか盗難保険の加入とか適切な対策を講じるよう、引き続き学校とも連携して指導してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 今、教育長の答弁は最後の生徒への安全指導ということを私、残っているんですが、今答弁されたほかにもございますか。

○教育長（穂園正幸君） 生徒への学校での安全指導等についてだと思います。1学期初めに、年度初めに、全生徒への交通安全指導を実施しておりまして、その中で自転車の安全な乗り方、あるいは正しい走行及び交通ルールの遵守などを指導しているところでございます。

特に自転車利用者に対しては、ヘルメットの着用、それから夜間のライトの点灯、二人乗りの禁止など基本的なマナーやルールの徹底を図っているところでございます。

自転車の利用者が加害者となる事故は高額な賠償事案になるおそれがあることから、先ほども少し触れましたが、自転車保険の加入促進にも努めているところでござ

ざいます。

また、地域の道路状況や交通量、地域住民からの状況提供を踏まえた上で、危険箇所の把握、その周知にも努めているところでございます。

交通安全指導は年に1回実施しておりますが、春・秋の交通安全週間や、あるいは道路交通法の改正時、あるいは自転車に関わる事故が発生した場合などに適宜指導を行い、交通ルールの遵守を繰り返し指導しているところでございます。

なお、自転車の日常的な点検や施錠の徹底、交通ルールの実践などについては、家庭の理解と協力が不可欠であることから、教育委員会といたしましても学校を通じて保護者に対し家庭での声かけ、あるいは学校だより等での周知を継続して図ってまいりたいと思っております。今後とも、学校、家庭、地域一体となって子どもたちの安全な通学環境を整えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後の道路交通法改正での自転車通行についてですね。新聞、マスコミ上でも去年あたりから取り上げられておりました。本年4月1日から改正になります。道路交通法が改正されて、自転車の交通違反に対して自動車と同様の青切符、交通反則通告制度が導入されます。これは16歳以上の運転者による信号無視、携帯電話ながらスマホ、飲酒運転など113種類の違反が対象になるというのであります。来月から施行されるんですが、本町では施行に関しての問題点はどういうことを考えられていらっしゃるかお答えください。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

今年4月1日からの道路交通法改正によりまして、16歳以上の自転車運転者による交通違反に対し、いわゆる青切符による反則金制度が導入されることとなっております。

これまで自転車の交通違反につきましては、重大な違反を除き警告や指導が中心でございましたけれども、今回の制度では信号無視や一時不停止、携帯電話使用などの違反行為に対し、反則金を課すことにより交通ルールの遵守と交通事故防止を図ることが目的とされております。

この改正に伴い、本町において想定される主な課題といたしましては、まず第一に、制度の内容や違反となる行為について、住民の皆様に十分に周知されていない場合、知らないうちに違反となってしまう可能性があるということでございます。

第二に、自転車は日常生活において身近な移動手段であり、中高生や外国籍の方などの利用も多いことから、今回の制度の対象となる行為についての理解の普及啓発が必要であると考えております。

第三に、本町におきまして幅員が比較的狭い道路も多く、自転車の車道走行が増えた場合には、自動車や歩行者との接触リスクなど安全面への配慮も必要となるものと認識しております。

このように制度の趣旨である交通安全の向上を図る一方で、住民の皆様が戸惑うことがないように制度内容の周知と交通ルールを理解促進が重要な課題であると考えております。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 自転車は軽車両となって左側通行ということになるんですが、反則金、例えば傘さし運転、これが反則金が5,000円、ながらスマホ1万2,000円というふうになっておるみたいです。私は今、三文字に住んでいますけど、成人の方、男性、女性を問わず、平然と歩道を、徐行に近いスピードじゃなくて人間が走っているスピード以上のスピードで走られる方が結構、商店街は多いんですね。一回、私が車のバック運転で後ろの横を当たってへこみましたけども、当たられた方は倒れられましたから、大丈夫ですかという話をしたんですが。そういった方々はヘルメットもされていない状況なんですね。私の周りにはですね、歩道には人間の形をした標識、歩道ですというだけの標識が立っているんですね。今後としては自転車の通行禁止というの歩道に標識が必要ではないかと私はそう考えたりしているんですね。

今、町長から言われましたけど、本町の総務課としてもですね交通安全対策として志布志警察署とか公安委員会等、そういった会議等で、今の改正に伴った問題点ありますが、こういったことも会議等でですね提案して、今、私が申し上げました標識等とかですねそういったことなど、特に商店街は外国人の方なんかも空き地から歩道に入り、速いスピードで通行されているんですね。ですから、自分たちが住まれている周りがそうでないにしてもですね、商店街、ダイワの辺りとかですね非常にそういった事例が多くあります。

今申しましたことでですね行政としての事故防止策、16歳以上と外国人の方、教育、啓発広報、今、町長がおっしゃられましたけれども、啓発と広報は課題とおっしゃいましたが、これはわかっているわけですから、町としても対策、警察とのそういった連携とかですねということで進めていかなければいけないと思うんです。課題というか、実際やらなきゃいけないと私は思いますが、その点どうですか。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

今回の道路交通法改正の趣旨は、自転車利用者の交通ルールの遵守を促し、交通事故の防止を図ることにあると認識しております。自転車は子どもから高齢者まで幅広い世代の方が利用する身近な交通手段ではありますが、一方で歩行者に対しては

加害者となる可能性もあることから、交通ルール理解と安全意識の向上が重要であると考えております。

このため、本町といたしましては、今回の法改正を契機として交通安全に関する教育、啓発をより一層推進してまいりたいと考えております。

具体的には、第一に、広報誌やホームページ等を活用し、今回の制度改正の内容や違反となる行為について、住民の皆様に関わりやすく周知を図ってまいります。

第二に、特に自転車利用の多い高校生や中学生に対しては、教育委員会や学校と、それから外国籍の方に対しては採用企業等と連携しまして、交通安全教育の機会を通じて法改正の趣旨や安全な走行マナーについての指導の充実を図ってまいりたいと考えております。

第三に、先ほどありましたけれども、警察や交通安全協会など関係機関と連携いたしまして交通安全運動や街頭指導などを通じまして、町民全体の交通安全意識の向上に努めてまいります。

本町といたしましては、自転車利用の安全確保は地域全体で取り組むべき課題であると考えておりまして、関係機関と連携しながら交通事故の防止と安全な交通環境の確保に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○6番（稲留光晴議員） 迅速に、今、町長が言われましたが、迅速に対処していただくようお願いをして、私の質問を終わります。

○議長（吉原信雄議員） ここで、暫時休憩いたします。11時5分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、5番、児玉孝徳議員の質問を許可します。

○5番（児玉孝徳議員） 皆さん、おはようございます。

私は、今回通告しました、町長の施政方針について質問いたします。施政方針については、同僚議員も質問し重複するところもありますが、再度お答えいただきたいと思います。

町長は、これまでの歩みを大切にしながら、町民の皆様が安心して健康で、尊厳を持って暮らし続けられることを念頭に、対話でつくるみんなの未来を基本姿勢として進めるとおっしゃっています。

そこで、まず、就任されて本町の現状をどう考えていらっしゃるのか。前町長が今まで進められてきた施策はどうだったのか、よかったところ、続けていきたいところ、または改善しなければならない点、これからの課題などを率直な思いをお聞かせください。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

本町の現状といたしましては、人口減少や少子高齢化の進行、地域医療の確保、農畜産業を取り巻く環境の変化など、地方自治体の共通の課題を抱えていると認識しております。

一方で、本町は長年にわたり取り組んできた資源循環の取組により、全国から注目される地域資源や強み、また温暖な気候と豊かな農地に支えられた農畜産業、地域コミュニティの結びつきの強さなど、本町にはまだ大きな潜在能力があると感じております。

しかしながら、人口減少や社会構造の変化が進む中で、これらの課題に対応していくためには、行政の体制や取組の進め方についても、これまでの延長だけではなく、時代の変化に応じた体制づくりや連携の在り方を改めて考えていく必要があると認識しております。

本町の持つ強みを生かしながら、地域の力や民間の知恵も取り入れ、人口減少社会の中でも安心して暮らし続けることができるまちをどのように築いていくのかということが、これからの町政の大きな課題であると感じております。

東町長の時代、よかった点と悪い点ということでございますが、特に私が評価できるような立場ではございませんけれども、やはり平成の市町村合併の荒波を乗り越えて、その中で非常に財政が厳しい時代から辛抱に辛抱を重ねてこられた、その上で、昨日の質問でもございましたけれども、健全財政を堅持されてきたということ、それから、今は各種サービスが行えるようになってきた、その基盤をつくられたということは非常に私たち後輩にとってもありがたいことだと思っております。

それと、悪かった点というのは特にはないですけれども、特に思われるのが、先ほどの答弁でも申し上げましたが、やはり、これまでの時代と相当時代の変化が、スピードがかなり変わってきているということがあって、非常に臨機応変といいますか、スピードが求められる、それと情報が求められるということで、我々の行政マンとしての対応もすごく変わってくるんだろうと思いますので、それに向けた組織の在り方、地域の方々との関わり方ということも変化していく必要があるのではないかと考えているところが私の評価ではないですけれども、私の感想として述べさせていただきます。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 今、町長からですね前町長の悪いところはなかったけど、時代の変化についてスピードを持ってですね変化していく必要があるのではないかと
いう点がこれからの課題だというようなお答えでした。

それでは、幾つになっても安心して暮らせるまちについて質問します。まず、医療福祉体制の充実とありますが、具体的なことをお聞かせください。

○町長（中野伸一君） 私が考えます、幾つになっても安心して暮らせるまちとは、住み慣れた地域で最後まで自分らしく暮らせるまち、年齢や生活環境にかかわらず、住み慣れた地域で安心して生活が続けることができる環境が整っているまちであると考えております。

そのためには、質問にもありましたように、まず地域医療の確保が大変重要でございます。本町におきましては、現在、医療機関の維持確保に取り組んでいるところでありまして、今回、予算にも計上しました医療確保プロジェクトの着実な推進ということを進めてまいりますし、町民の皆様が今後も安心して医療が続けられる体制づくりを引き続き進めてまいりたいと考えております。

また、医療につきましては、議会の初日に同僚議員の方から質問もありましたけれども、地域の既存の医療機関に対する支援ということも含めた医療の充実というのが大事であろうと考えております。

また、高齢化が進む中で移動手段の確保も重要な課題でございますので、現在実施しておりますタクシーチケット制度につきましては、これまでの75歳以上という制限から65歳以上ということで、運転免許をお持ちでない方を対象としておりますけれども、適用範囲を拡充しまして移動支援の充実を図っているところでございます。

さらに、健康で元気に暮らし続けるためには、介護予防の取組も重要であると考えております。本町で取り組んでいるころばん体操、マスターズプロジェクトなどの健康づくりなどの取組を継続し、御高齢になっても元気で地域で活躍できる環境づくりを進めてまいりたいと思います。

加えて、安心して暮らせる地域をつくるためには、行政だけでなく地域の支え合いの力も大変重要でございます。児玉議員の地元で行われます、菱田地区の新しい自治組織の取組もそうですけれども、自治会や地域の活動を大切にしながら地域で支え合う仕組みづくりにも取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、医療、移動、健康づくり、地域の支え合いといった取組を総合的に進めることで、幾つになっても安心して暮らせるまちづくりというものを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 今、医療体制の充実と、それから移動についてのお答えをいただきました。移動はですねデマンドタクシーを以前から、私は要望をいたしております。そういった方向もですね考えていってほしいと思います。

それでは、平時から災害に備えた安心できる地域の見守り体制の充実とありますが、これはどのようなことをお考えでしょうか。

○町長（中野伸一君） 施政方針に述べました、平時から災害に備えた安心できる地域の見守り体制の充実ということでございます。これに向けましては、先ほどしました自治会とか地域の見守り体制を支援していく、自治会の強化というんでしょうか、そのようなものがまず大事だろうと。

それから、特にイメージとして載っていないんですが、消防団とか地域で頑張られている消防団の支援、充実、そういうこともやっぱり必要なんだろうと考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 地域の強化ということで、前日、企画のほうと一緒に始良地区、重富のコミュニティの視察に行きました。昨年の8月豪雨で山のほうからの土砂とか河川の越水とかで非常な災害があったんですけど、その場合に消防団とか行政のほうの支援よりは地域コミュニティの援助がいち早くできたということでそういった地域の方々のつながりも非常に大切だと感じたところでした。すぐに断水したところがいっぱいあったみたいですけど、井戸水を使ってですね給水したとか、地域コミュニティの方々が床下の土砂を撤去したりとか、あと送風機を借りてきてそこを乾燥させたとかですね、行政が行う前にそういうことができるという組織も大切だなと思いますので、今後、それも進めていってほしいと思います。

次の質問です。町民が主役、地域の力を活かすまちについてですが、自治公民館などの地域の自主的な活動を応援するとともに、集落道路環境の整備などの支援とあります。自主的な活動の応援の内容と、集落道路環境の整備の具体的な対応をお聞かせください。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

私が考えます「町民が主役、地域の力を活かすまち」とは、行政がすべてを担うのではなく、地域の皆様が主体となり、それぞれの地域の実情に応じて地域づくりに関わっていただくことで地域の課題を地域の力で解決していくことができる町であらうと考えております。

本町では、これまで自治会を中心とした地域活動によりまして地域コミュニティが支えられてきましたけれども、人口減少や高齢化の進行により、従来の仕組みだけでは地域活動の維持が難しくなっている地域も見受けられるところでござい

ます。

このような状況を踏まえまして、今年度の予算、令和8年度の予算におきましては、これまでの自治会活動を大切にしながら、地域の皆様が主体となって地域課題の解決や地域づくりに取り組むことができる新たな基礎組織としてコミュニティ協議会の設立に向けた取組を進めることとしております。まずは、先ほど申しましたけれども、菱田地区をモデル地区として地域の皆様と対話を重ねながら、地域の人材や知恵を生かした地域運営の在り方というものを検討してまいりたいと考えております。

また、集落道路環境の整備等の支援のための関連予算も増額したところでございます。ほかにも自治公民館運営補助金の増額も図っております。

私の公約や施政方針においても、地域の力を活かしたまちづくりを掲げておりますけれども、これからのまちづくりは行政だけでなく地域の皆様と一緒にあって主体的に参加していただき、お互いに協力していくということが不可欠であろうと考えておりますので、今後は多様な地域の皆様との対話を大切にしながら、それぞれの地域の実情に応じた形で地域活動を支えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 今、町長から支えていくというお言葉がありました。自治公民館、これは自治ですので、住民自らが行うべき組織でありますので、そういったところをですね意識を高めていただいて、集落未加入者が非常に多い、未加入者が4割ぐらいということで、先ほど申しました始良のところの集落加入率が92%ということで非常にびっくりしたんですけど。自治だから自分たちでやらないといけないという意識を皆さん持っていて、始良小学校校区で1万5,000人ぐらい人口があるらしいんですけど、そんな大きなコミュニティというか小学校区がですね92%も集落加入率があるというのは、やはり行政だけではなくて住民同士が助け合う、そういった災害のときとかですねいろんなことについて、道路清掃なんかもそうですけど、いろんなことを自分たちでやるんだという意識があってこそその加入率だと思います。そういったところを考えてですねこれからの集落の在り方とかも検討していただいて、こういったところで助け合いが大切だということのをですね行政のほうでもお示ししていただきたいと思います。

それでは、次の質問です。女性や高齢者、子育て世代など多様な方々の声を反映する対話の仕組みとは、どのような内容をお考えなのかお答えください。

○町長（中野伸一君） 女性や高齢者、子育て世代など多様な方々の声を反映する対話の仕組みを整えると、これはどういうことかということでございます。

私に対話でつくるみんなの未来ということで対話を基本姿勢としていることは事

実でございますし、そのような思いは強いところです。昨日の答弁でもいろいろ申し上げました、対話をするに当たって、やはり心理的安全性が確保された状態でいろんな未来志向の建設的な議論といいますか、そういう話し合いをできればと思っていますので、そのために、私が個人的に感じた、例えば田舎の集落とか、うちの集落でもそうですけど、今は大分解消されておりますが、昔は皆さん経験されたこともあるかと思いますが、やはり力を持った重鎮の方がいらっしゃって、その人たちが「若い者は黙っておけ」とか、「おなごのしゅうは下がっておけ」とか、そういう時代があったこともあります、今は大分解消されていると思いますが。そういうことじゃなくて、いろんな多様な人たちがやはりフラットな関係性で未来志向の、こうしたいいんじゃないかと提案型の対話ができるということが今後の時代をつくっていく大きな力になると思っていますので、そのような対話の仕組みをつくっていききたい、対話の文化をつくっていききたいと考えているところです。

ただ、そのためには、昨日の答弁でも言いましたけど、やはり場を取り持つファシリテーターというんですか、それなりの技術というものが要するかと思いますので、そのような、ほかの自治体とかで行っている事例もございますので、そこあたりを私なりに研究しているところでございまして、令和8年度の早い段階で関係予算とか仕組みとかお示しできればと考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） そういった多様な方々の意見をですね反映する対話の仕組みを早く構築していただきたいと思います。

それでは、次の質問です。地域と将来へ投資するまちについて、ふるさと納税をさらに魅力あるものとすると思いますが、具体的にはどのようなことをお考えですか。

○町長（中野伸一君） ふるさと納税の魅力化につきましてでございます。本町のふるさと納税、昨日も財政の関係で御質問がありましたけれども、今、総務省とか国からの通達でかなり厳しくなっていくだろうということは予測されております。

ところが、やはり全国でも有数の、うちは特産品を有している町といいますか、そこにさらに、まずふるさと納税の仕組みそのものがインターネットを通じて大体申し込まれる方がほとんどだと思うんですけども、大崎町というものを知ってもらう必要がまだあるだろうと思っておりまして、いろんな施策を通じて情報発信、これがなかなか行政が弱い部分というか、なかなか不得手な部分ではございますけれども、大崎町の知名度向上というものを、環境の部分であったり、和牛であったり、アピールできる材料もそろっておりますので、そういうところを通じて大崎町というものの知名度を上げていくことが、もちろん、ふるさと納税の特産品その

ものもいいものであるということは大前提なんですけれども、そこはしっかりしていると私は思っておりますので、事業者の方々と協力しながら、さらなる魅力度アップにつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 大崎町の知名度アップですね、そのへんの周知を徹底して行ってもらって、さらなるふるさと納税の魅力を伝えていってほしいと思います。

では、子育てしやすい住みよいまちについて、先ほどもありましたが、中学生の制服無償化ということですが、これは大変ありがたいことです。まず、私立に通う生徒へも行う考えなのか、お聞かせください。

○教育長（穂園正幸君） 制服の無償化につきましては、私立、公立を問わず、全員に支給していく予定でございます。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 私立の生徒にも行うということで、今やですね多様性を重んじる時代になり、制服の選択肢、ジェンダーレス制服を導入している学校が増えてきています。これは、単に服を選ぶ以上の意味があると思います。それは、性別にかかわらず、自分らしい生きられる権利を認めるというメッセージとなると思います。スカート、またはスラックスというだけでなく、性別を問わず、誰でも自由な組合せを選べる、壁をなくすことが重要だと考えます。町長のお考えをお聞かせください。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

今、ジェンダーレス制服ということでありました。私たちの時代でいけば、男子生徒はスラックス、女性はスカート、ランドセルにおいても、我々の時代は男子は黒、女性は赤というのが定番というかそういう時代だったんですけども。今は選択の自由といいますか、そこが性別によって区別されることがないようにということで、そういう時代になっておりますので、そこに対する考え方というんでしょうか、これも結局、憲法でいう人権の部分に関わる問題かと思われまますので、人権尊重という観点からは必要なことではないかなと考えております。

具体的に、じゃあどうするということについて、今、答えは持ち合わせておりませんが、基本的な考え方としては、人権という観点から見ていく必要があるのかなと思っております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 今ですね、自転車通学の女子生徒はスカートの下に体育服のズボンを着たりとか、長ズボンですね、着たりとかしてですね、自転車に乗るとき、スカートはちょっと危ない面もありますので、そんなときのスラックスもいいのか

などはおもったりしています。今後はですね、学校、保護者、生徒、地域の方々の意見を伺い、当たり前の選択肢となるように定着させることも重要と思います。十分に検討されるよう要望しておきます。

併せてですね、小学校では標準服の学校がございます、そちらについての無償化のお考えはないかお尋ねいたします。

○教育長（穂園正幸君） 先ほど議員のほう、お答えをいたしました。現在のところ、令和5年度から小学校のほうは3万円支給しているところでございます。おっしゃるとおり標準服とかございますが、そのことも含めまして、今、令和5年から始まったばかりですので、経緯を見ながら実態に応じた形でどのようにしたほうがいいのか、あるいはどのくらいのお金が発生して保護者がしているか、学校ごとにも若干違うと思いますので、そのへんを検討してまいりたいと思っております。

○5番（児玉孝徳議員） 標準服の無償化が行われたら、私服から標準服に移行する学校も増えると思います。保護者の負担も少なくなると思いますので、これからの課題として考えていただくよう要望しておきます。

では、雨の日も遊べる場所を整えるとありますが、具体的な施策をお聞かせください。

○町長（中野伸一君） これにつきましては、私も公約、施政方針等でも書いているかと思えます。雨の日も遊べる場所を整えるということで書いてございます。

これにつきましては、今までも天候に左右されずに、それとインクルーシブ公園という質問もあったかと記憶しているんですけども、また、そういう声を私も町内を回らる中で、子育て世代の方々から直接お聞きしたこともございました。

具体的な形につきましては、御存じだと思いますけど、東串良の柏原にある改善センターの中に、見に行ったんですけど、エア遊具を活用した屋内型の遊び場であったり、もしくは既存の公園施設に屋根を設けることで雨の日も遊べる空間を確保するとか様々な可能性があるかと思えます。

ただし、この施設の在り方というものについては、実際に利用されます子育て世代の方々の御意見をしっかりと聞きすることが大変重要であると思っております。行政だけで計画を立てて、これじゃなかったんだよなという御意見をいただくこと、行政が施策を行う上でミスマッチ的なことが発生する可能性もございますので、そこについては意見をしっかりと聞きしたいと思っております。

今後も子育て世代の皆様の御意見を丁寧にお聞きしながら、本町にとって最もふさわしい形というものを検討し、子育てしやすい環境づくりにつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 私も、以前、何回か質問しております。児童館とかです子ども館ですね、こちらのほうを、是非検討していただくように要望しておきます。小さい子どもは子ども館ですね、中学生、高校生になったら、集えて、その場でバンドとか、いろんな読書とか勉強とかもできますので、そのへんのところをですね十分に。そういう施設ができたらすね利用する方は結構いらっしゃると思います。町内だけでなく、町外からもですねいらっしゃる方もいると思いますので、是非検討してください。

雨の日の遊べる場所ということで、先ほどありました。屋内施設だけでなく、屋根付きのドームですね、そういったところの整備も進めていただければ、子どもだけではなくてですねグラウンドゴルフとかできるような屋根付きの施設を考えていただきたいと思います、そのドームのお考えは、先ほど町長おっしゃいました、どうでしょうか。

○町長（中野伸一君） ただいま初めて御意見をお伺いしましたので、グラウンドゴルフができるぐらいのところに屋根をかける、何と答弁すればいいのか、非常に迷っておりますけども。非常に大切な視点であるとは思っておりますが、財源とか、昨日の鷲東議員の拠点回収施設であったり、今おっしゃいますような施設であったりとか、児童館とか子ども館とか今お話もありましたけど、そういう要望もありますけども、逆に、中山議員との昨日、答弁の中でお話ししました財政規律とのバランスというものをやっぱり考えていかなければいけないだろうと思いますが、そういう中でちょっと検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 是非ですね全部つくれというわけじゃございません、できるところをですね検討していただくよう要望いたします。

それでは、確かな学力の定着や特性のある子どもの学びの場の充実を図るとあります。まず、町長のお考えからお聞かせください。

○町長（中野伸一君） 確かな学力の定着、それから特性のある子どもの学びの場の充実ということでございます。

まず、私の考えということで、後ほど、また教育長のほうから詳しいところについては説明いただきたいと思います、私としましては、昨日の答弁でも申し上げましたけれども、教育力の向上というのが移住定住につながるという事例があるというふうにお聞きしております。例えば島根県海士町という離島がありますけども、そこは高校でしたけれども、魅力化で、廃校になるかどうかというときに逆に魅力化を図ることで、今、全国から生徒が応募してきて人口が増えつつあるというような非常に成功事例としてそういう事例もあります。

大崎町においても過去に、例えばお医者さんだとかそういういろんなところが、医学部とか行くためには鹿児島市内の学校に行ったりだとか、学力がどの程度高かったか数値は持っていませんけども、そういうところに行くという、親としてはちょっとでもいい教育環境のところで育てたいという部分がございますので、もちろん、学力だけでなくて心であったり、体力であったり、そういうところも大事なんですけれども、そういう部分を向上させていくことが、大崎町への移住定住の1つの切り札といいますか、1つの魅力になるのではないかなと思っています。

それから、特性ある子どもの学びの場の充実ですが、現在、学校に行きたくても行けない子どものためのなないろキャンパスということ、それから、学校には行けるけど教室に入れないお子様のための支援という形も行っております。そういうところは、いわゆるセーフティネット的な形で、今、文科省のほうも、最終的には教室に入って勉強ができるのが一番いいんでしょうけども、どういう環境にあっても、学ぶ環境だけはちゃんと備えなさいという通知等も来ておりますので、そういう条件をそろえていくということが大事であろうということでこういう表現とさせていただきます。

個別具体のことにつきましては、教育長の答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○教育長（穂園正幸君） 今、町長のほうで答弁がございましたが、まず、1点目の確かな学力の定着の件につきましてですが、大きくは学力向上の取組として3点ほどございます。

1点目が授業改善ということで、すべての学校がテストとか調査物、そういう結果を分析いたしまして、得点率の低い問題とか誤答傾向、そういうのを全職員で把握して授業の改善を行っているというのが1点目でございます。

それから、2点目は、演習問題に取り組むということで、ポイントを絞った演習問題に取り組ませたり、児童・生徒ができなかった問題をできるようになるまで見届けたりするというようなことで、教育事務所のほうが「よかもん」という問題をつくっておりますし、県教委のほうで学力向上のウェブ問題というのがありますので、そういうのに取り組ませていっております。

来年度から、1人1台のタブレット端末を使ってデジタルドリルとかそういうのも活用してまいります。

3点目は、英語検定の補助制度の拡充ということで、英検だけでなくて日本漢字能力検定とか算数、数学検定の検定料の助成を行っていきたいと思っております。

それから、特色のある子どもの学びの場の充実については、町長のほうでも答弁されましたが、なないろキャンパスでありますとか、あるいは学校まで行けない子

どもたちがなないろキャンパスに行ったりしますが、学校にも行けないし、なないろキャンパスにもつながっていない、学びの保障を考えると、例えばオンラインとかそういう方法も今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 特色ある教育ですね、そういったのを進めていただきたいと思います。隣の志布志市がですね子ども園、保育園、それから学童で教育に力を入れておりまして、そこに全国から移住してこられる方がいらっしゃいます。やはり本町としてもそれに負けないようなですね制度にさせていただいて、学童に通って学力が伸びたというような形をつくっていただくとですね、また移住者も増えてくるのではないかと思います。

先ほど、町長にお伺いいたしましたジェンダーレス制服の考えを、教育長はどのようにお考えになるのかお聞かせください。

○教育長（穂園正幸君） ジェンダーレスの先ほど御指摘がございましたように、スラックスとかスカート、そういう部分の中で併用したりとかいうのが各学校で、今も検討されて導入されているというのも報道等で知っているところでございます。

そういう部分の中では、先ほど町長も申されたとおり、いろんなジェンダーレスの考え方、先ほど議員もおっしゃったように、女生徒がスカートをはいて自転車、安全面とかいろんな部分がありますので、多様性の中でどのような選択を自分が自己決定していくかという場面をつくっていくというのは、非常にこれからの社会で大事な部分ではないのかなと思っております。そういうようなジェンダーレスのいろんな多様化の部分を含めて、あるいは人権的な尊重の部分を含めていく社会というのはすごくこれから大事になるのではないかなと認識しております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 今、教育長がおっしゃったとおりですね多様性の時代となりました。あの子はズボンをはいているから男っぽいとかそういう考えではなくてですね、その子の個性を大事にしてそういった施策も進めていってほしいと思います。

それでは、次にですね農畜産業と環境を守るまちについて、新規就農者の育成確保や鳥獣被害対策、農地整備を進めながら耕作放棄地を減らすとありますが、ほかの議員も質問しております、もう一回ですね町長のほうで答えをいただきたいと思っております。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

農畜産業と環境を守るまちについて、総合的にお話をしたいと思います。農畜産業は地域経済を支える基幹産業であり、持続可能な形で守り育てていくことが重要であると考えております。

しかしながら、担い手不足や高齢化の進行、資材価格の高騰などにより農業経営を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。このため、農業分野におきましては、新規就農者の育成や農業公社による研修事業などを通じて担い手の確保に努めるとともに、農地中間管理機構を活用した農地整備や農地集積を進め、荒廃農地の発生抑制と持続可能な農業経営の基盤づくりに取り組んでまいります。

畜産分野におきましても、厳しい経営環境の中で持続可能な畜産経営を維持できるよう関係機関と連携しながら支援を行うとともに、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病に対する防疫対策を徹底してまいります。

また、近年増加しております鳥獣被害対策につきましても、電気柵設置補助や有害鳥獣捕獲の取組を強化し、農作物被害の防止に努めてまいりたいと思っております。

環境の面におきましては、本町では資源循環型社会の取組の中で生ごみ等から生まれた有機堆肥を農地に還元するなど、地域資源を循環させながら環境に優しい農業を進めているところもございます。こうした取組は、全国からも注目されておりまして、多くの自治体や団体の皆様が視察研修に訪れていただいております。

今後は、このような取組を通じて環境保全と農業振興の両立を図るとともに、交流人口の拡大などを通じて町内経済への波及にもつなげていきたいと考えております。

本町の農畜産業は地域産業を支える産業であると同時に、美しい農村景観や自然環境を守る役割も担う大変重要な産業でございます。さらに、農地は、食料生産だけでなく水源の涵養や災害防止など国土を守る多面的な機能を有しております。今後も本町の農畜産業と環境を守りながら、持続可能な地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） それでは、本町の特長を生かした交流と観光につながる取組とは、具体的にどのようなものか、お考えをお聞かせください。

○町長（中野伸一君） 既に始まっておりますけれども、うちのリサイクル、資源循環の取組を基軸とした視察研修が年間何百人か来ていらっしゃるということ、これについては、さらに町民の皆さんの負担を軽減することと並行しながら、大崎町外の皆さんが大崎町を訪れる仕掛けの1つではございますので、ここによる交流人口を図っていきたい。

それから、本町の特徴でスポーツ観光まちづくり、スポーツコミッションもできておりますが、先日もジャパンアスリートトレーニングセンターにおいて室内陸上で多くの方々が見学に来られておりましたので、あのような地域イベント、スポー

ツであるとか環境であるとか、もしくは農業で新しい取組を行ったりしていく中で、農業後継者の担い手確保の対策事業とかで交流人口の増加につなげていければと考えているところでございます。

具体的なことにつきましては、それぞれの事業において補正なり、来年の当初なりでこういう提案していくことになろうかと思いますが、私の基本的な考え方としては以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 交流人口がですね移住・定住、それから町内に宿泊したりしてですね町内にお金を落としていくという方向に持っていけるような施策を要望しておきます。

それでは、課題を本質的に捉え、対話でつくるみんなの未来を基本姿勢として進めるとありますが、具体的な施策をお答えください。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

私が申し上げております、課題を本質的に捉え、対話でつくるみんなの未来という考え方は、施政方針でももちろん述べておりますけれども、町民が主役、地域の力を活かすまちづくりや多様な方々の意見を反映する対話の仕組みを整えるという考え方に基づくものでございます。

例えば、人口が減っている、リサイクルの分別が大変だと、農業の後継者が不足しているなどといった御意見は多々ございますけれども、それらは1つの現象でございまして、その背景にある本来の課題が何なのかということを丁寧に見つめていくことが重要であると考えております。

そのためには、行政だけ、我々だけで判断するのではなくて、町民の皆様、関係団体の皆様、事業者の皆様と多様な方々と意見を交わしながら課題の本質というものを共有していく必要があると考えております。

また、対話におきましては、先ほど来申し上げておりますように、これまでどうだったかという過去の議論にとどまるだけでなく、この町をこれからどうしていくかという未来志向の視点で話し合っていくことが大切であろうと考えております。

さらに、これからの社会は政府の指針等でもいわれておりますように、施政方針でも申し上げました、いわゆるVUCA（ブーカ）の時代ともいわれておりまして、何が正解なのかわからない、不確実性の高い時代に入っていると認識しております。そうした中では導き出した答えが必ずしも正解とは限らない場合もございますけれども、それでも前に進んでいかなければならないんだと考えております。

そのためには挑戦した結果が失敗であったからといって責めるのではなく、昨日、ちゃんと根拠を示してくれという話でしたので、そういうところには十分注意しながら、むしろ挑戦しないことのほうが問題であるという考え方のもとに様々な挑戦

ができる環境の中でまちづくりを進めていくことが大変重要であると考えております。

今後も、多様な方々との対話を大切にしながら、課題の本質を共有し、挑戦を重ねながら町民の皆様とともに大崎町の未来をつくっていく町政運営を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 是非ですね多くの町民の方々の意見を取り入れていただいて施政方針に取り入れてほしいと思います。

それでは、最後にですね、これまでお尋ねいたしました中で、町政運営で中野町長の考えている最重要視していくことは何か、そのことについては何が何でもやりぬくと考えていらっしゃることをお聞かせいただきたいと思います。

○町長（中野伸一君） 町政運営で最重要視することは何かということで、私の考えということですので申し上げたいと思います。

具体的な施策をする前に、まず、それを誰が行うのかという話になったときに、まず肝となるのは職員だろうと思っております。町政運営において私が最も最重要視していることということでございますが、まず行政運営を担う職員の労働環境を守る、職員が誇りと意欲を持って安心して仕事に取り組む環境を整えることでございます。

多様化する町民の皆様からの要望や複雑化する行政課題に対応していくためには、その調整役を担う職員一人一人が力を発揮できる環境、成長することが不可欠であろうと考えております。これは、決して職員を甘やかすとかそういうことではなくて、町民の皆様の声にしっかりと向き合って課題解決に取り組んでいくための大切な基盤であると考えております。

職員が誇りを持って働ける環境を整えることが、結果として町民サービスの向上につながっていくものと考えております。その上で、町政運営においては地域の団体や事業者など多様な方々の御意見を踏まえながら、未来志向でまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、人口減少、少子高齢化、本町を取り巻く環境は決して楽ではないと言いますか、大変困難ではございますが、これまでの延長だけでは解決できない課題も多々ございます。先ほども申しました不確実性の高い時代でもございまして、正解が見えているわけではございませんが、挑戦を重ねながら前に進んでいく姿勢が大切であると考えております。町民の皆様、議会の皆様、そして職員と力を合わせながら大崎町の未来というものを着実に切り拓いてまいりたいと考えております。それが、私の考え方でございます。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） ただいまですね町長の強いお言葉をお聞かせいただきました。大崎町発展のため、町民の豊かな生活のため、安心して健康で尊厳を持って暮らし続けるように努力していただくことを要望し、また、期待しまして、私の質問を終わります。

○議長（吉原信雄議員） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、9番、中倉広文議員の質問を許可します。

○9番（中倉広文議員） 町長におかれましては、昨年末に住民の方々の信任を受け、新たに本町のかじ取り役として町長に着任されたところでございます。本町のまちづくりについて、いろんな熱い思いがおりだと思えます。今回は、町長自らが住民の皆さんに示された公約、それらの実現のために町長の思い描いている範囲内で構いませんが、その具体策などを示していただきたいと思えます。

それぞれの公約については、住民との対話をもとにまちづくりを進めていかれることと思えます。これまで同僚議員からもありましたが、大きく5つの項目について掲げてありました。重複する部分もございしますが、その場合は割愛しますので御了承いただきたいと思えます。

まず、初めに、幾つになっても安心してらせるまちへについて、その住民の皆様の安心感をどのように確保するのかをお聞きし、1回目の質問といたします。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

住民の皆様の安心感を確保するために、日常生活の中で感じる不安を1つ1つ解消していくことが重要であると考えております。令和8年度の予算の中から幾つか申し上げますが、まず、安心して暮らし続けるための基盤として、地域医療の確保に取り組んでまいります。現在進めております医療確保プロジェクトにより、既存医療機関との連携を図りながら地域医療体制の維持強化に努めてまいります。

また、高齢化が進む本町においては、移動手段の確保も重要な課題でございます。タクシーチケット制度の拡充などを通じて買物や通院など、日常生活に必要な移動を支援し、住み慣れた地域で安心して生活を続けられる環境づくりを進めてまいります。

さらに、町民サービスを支える行政体制の充実にも努め、町民の皆様の声を丁寧に受け止めながら生活に寄り添った施策を着実に進めてまいりたいと考えております。

町民の安心とは、特別な施策だけで生まれるものではなく、日々の暮らしの中で、この町なら大丈夫だと感じていただく積み重ねだと考えておりますので、安心感を感じていただくように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○9番（中倉広文議員） 住民の皆さんと共に進めていくというような感想を持ったところです。

施政方針の中で町内各種機関との連携を基本というような文言がございました。この各種機関、こういったものを考えられて想定されてこういった文言になったのか。具体的にどういった機関を想定しているのかお聞かせください。

○町長（中野伸一君） 幾つになっても安心して暮らせるまちの実現のためのところかと思えますけども、この町内各種機関とここで申し上げておりますのは、既存の医療機関とか介護福祉施設等でございます。医療福祉体制の充実という観点から見た場合に、既存の医療機関、各種機関等の連携は必要不可欠だろうということからこのような文言になっているところでございます。

以上でございます。

○9番（中倉広文議員） 恐らくそういった答弁になろうかと思いました。例えばソフト的な部分でいえば、例えば支援センターの方々とか、いろんなところとやっぱり連携を図って進めていかないといけないというふうに私も考えるところです。

さらにお伺いいたします。先ほど、これまで同僚議員からの質問にも重複しますが、交通手段の整備ということでタクシーの件も新年度予算のほうにも計上されているようでございます。大分拡充されている、そしてまた、年齢のほうも65歳のほうに下げられたというような提案でございました。非常に喜ばしいことかなというふうに思います。

先ほど同僚議員からもございましたけれども、これまでも何回も質問をされておりますが、デマンドタクシー、あるいは現在周回しております福祉バス、この使い方の方のさらなる工夫といいますか、そういったものについてどのように考えられるかお答えください。

○町長（中野伸一君） 移動手段についての御質問だと認識しております。

まず、先ほども申し上げておりますように、タクシーチケットの制度の拡充、75歳以上だったものを65歳以上に拡大したところでございます。

それから、福祉バス、ただいま町内を巡回しておりますけども、福祉バスについ

ては、今、保健福祉課のほうで対応しておりますが、路線の見直しとかそのようなものが必要なかなと思っております。

それからデマンドタクシーとかがこれまでもいろいろ出ておりますけれども、ほかの自治体の事情だとかそういうものを鑑みた上で、まずはタクシーチケットからスタートさせたということがございます。

これをやればすべて大丈夫というような100%の施策というのではないと思っておりますので、今のところ、福祉バスの充実とタクシーチケットの拡充ということで、選択肢を持った上で検証をしていきたい。バスはバスでいいと思うんですけども、バス停まで行けない方とかそういう問題があったので、タクシーチケットというのがいわゆるドアツードアに近い、御高齢の方が歩く距離が少なくて済むというようなことで非常に喜ばれている施策なかなと思っておりまして、今回、対象と、それから金額を拡充したところでございます。

以上でございます。

○9番（中倉広文議員） 理解しました。

住民の方々が持つ課題、その本質はどこなのかということを考えていただいて、町長もおっしゃっているように、住民の利便性の向上というのが基本だろうと思えますので、またいろいろ検討を重ねながらこの施策については進めていただきたいと思います。

それから、答弁の中で、行政体制の充実ということがございましたが、もうちょっと詳しくお聞きしたいと思うんですが、具体的にどういったところに力を入れていくのか、もうちょっと明確に御答弁いただければと思います。

○町長（中野伸一君） 行政体制の充実という部分につきましては、まず庁舎内の機構でいきますと、今までの体制で一生懸命職員も頑張っているところですが、どうしても、昨日の答弁でございましたけれども、横断的な施策、包括的な施策になったときに、どうも機能がなかなかうまくいかない部分、一生懸命頑張っておりますが、やはり、そこがうまく連携が取れない事例とかいうのもあって、議会の皆さんから御指摘を受けたこともあります。

ただ、そろそろ人事異動の時期でもありましていろいろ検討はしておりますが、どうしてもマンパワーが足りなくなっているというところは否めないところがございます。会計年度任用職員さんとか地域おこし協力隊の方、外部の人材、委託、業者さん、いろんな方々と連携は取っているところですけども、まずは生活に密着している保健福祉の部門、もちろんそこだけじゃないんですけども、定住促進とかいろんなところやらなければならないことが多々山積しておりますので、機動性を持った機構改革的なものも考えていかないといけないのかなというのは考えてい

るところでございます。

以上でございます。

○9番（中倉広文議員） わかりました。横断的な対応、課を越えた対応ということで理解したところです。

住民の方々が持つ疑問とか、あるいはいろんな要望、課題なんかがあるかと思っています。まだ口に出して言える方はいいですけども、いいといたらちょっと言い方はおかしいですけども、なかなか声に出せない、思いがあってもなかなか言えない方々もいらっしゃる、そういった方々の思いというのをすくい上げる、そういった気持ちですね、接し方をまた心がけていただければというふうに思います。

次に、これは先ほど同僚議員からありましたけれども、災害に備えた地域の見守り体制ですね、先ほど答弁で私も理解したところでございます。消防団等や様々な機関ということでやるところなんでしょうけども、それぞれの機関、連携をやっぱりうまくやってほしい、それぞれが独立した活動ではなくて、その間の連携というのはとても大事なことで、特に災害時においてはとても重要なことなので、そこにはやっぱり留意していただきたい。

私が今回言いたいのは、新年度予算の特別委員会でも申し上げましたけれども、防災士の立ち位置ですね、先般、職員の方々も防災士の資格を取られたということで報告がございましたが、そういった方々の災害時の立ち位置、どういった活動に携わればいいのか、どういった立ち位置でやればいいのかということがなかなか明確でないということ。それから、民間資格でありますけど、そういった資格を取られてからなかなか自分たちの技術、知識を見直す機会というのが、個人的にやればいいんでしょうけれどもなかなか始まらないというのが現実なので、こういった研修の機会とか、防災士の皆さんの組織化ですね、そういう命令系統というのは今後の課題になるかと思いますが、そういった部分も含めて検討されないかどうか伺いたします。

○町長（中野伸一君） 防災士に関連しての災害における見守り体制についての質問だと思います。それにつきましては、総務課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（宮本修一君） 今の御質問に対しましては、さきの特別委員会でも同じような御質問をいただいて、庁内の中で防災士の資格を持っていられる方々の組織化、あるいは研修の機会を設けられないかという御質問だったと思います。

そのことにつきましては、我々も前向きな考えでおりまして、今、防災アドバイザーとして鹿児島大学の井村先生にお願いしている関係で、そういった方々にお願いしてそういった組織化をした中での研修会ができないか、そういったことは今検討している段階でございます。

以上でございます。

○9番（中倉広文議員） 是非ともそういった部分を前に進めていただきたいと思います。こういった研修とかですね、組織化も皆さんにPRすることで、住民の皆さんの中でも災害に対する構えといいますか備えというのはやっぱりより増すんじゃないかなと私自身も考えますので、その企画については進めていただきたいというふうに思います。

それでは、次の項目に入ります。農畜産業と環境を守るまちとございました。それらの基盤、農地保全ですね、それから資源リサイクルの活用法についてお聞きをいたします。

まず、新規就農の部分については先ほど同僚議員の質問にもございました、町長からも答弁がございましたので、この部分については割愛します。農業公社が新年度予算でまた行う研修事業ですね、ハウスを使ってピーマンを作付けするというような計画があったと思いますけれども、特別委員会の中でも恐らく要望があったと思いますが、ピーマンがもちろん一番やりやすいのかなというふうに過去の答弁の中であったと思うんですが、本町の特産品であるマンゴー、それからパッションフルーツですねそういったものをつくりたいというような、町外から本町に来られる方もやっぱりいらっしゃると思うんですね。うちの売りとは何か、特産品とは何かといったときにはやはりマンゴー、パッションというのはものすごく魅力ある作物だと思いますので、そういった部分にもシフトできるような体制というのは検討できないかどうか、答弁願います。

○町長（中野伸一君） その質問に対しましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○農林振興課長（鎌田洋一君） お答えいたします。

令和8年度の当初予算につきましてはピーマンということで特別委員会のほうでも説明させていただきました。ピーマンは4月から公社のほうでもピーマンの技術者の採用を行いまして、ピーマンの栽培に関する募集を行っているところでございます。方向性としましては、もちろんピーマンではなく、類似の野菜のキュウリとかそういうのも十分考えられることから方向転換は十分に考えております。

そして、果樹関係ということでもありますけども、現在、千葉のほうからも学生さんが1人、もう研修まで終えております。ただ、3年生であるということから、来年度4年生ということで先があることですが、鹿児島市内からも2組、農家の研修、これは事業承継としての研修も終えて、面接も終えておりますので、そういう形で果樹のほうも現在ある農家戸数の維持とか、それから、もし辞められたときのその施設の承継という意味では非常に価格的にも承継される方には優遇される

んじゃないかなと思いますので、そういうところを随時進めていきながら、また状況によっては増員というか増やしていきたいなと、まだ先のことですけれどもそういうふうを考えております。

以上です。

○9番（中倉広文議員） 事業承継のことが出たので、ちょっとまたお聞きします。

過去にもいろいろあったというふうにお聞きしておりますけれども、この制度の趣旨、それから目的、そのことを対象者の方と考え方の相違がないように、研修も当初から、申込みの段階から十分に打合せをしていただきたいなというふうに思いますが、この件についてはいかがですか。

○農林振興課長（鎌田洋一君） 今、言われたとおりだと思います。7年度、途中で先に進めなくなったときも、本当、十分に打合せをして大丈夫な予定で行っておりましたけれども、どうしてもやっぱり作業をしていく中、従事する中で双方の相違というのが表れまして、今後続けていくことが困難という判断に達したものですからやむを得なく断念することになりました。

今後その経験を生かして、こういうことがないように我々としては努めていきたいと思っております。

以上です。

○9番（中倉広文議員） わかりました。

併せてですね、町長も何回も言いますけれども、本町の売りといいますかそういった部分がやっぱりあるかと思っておりますので、循環型農業を意識した大崎ブランドというんですか、農業の分野でもですね、そういったものの構築というのも、やはりある程度は頭の中におきながらそういった研修の機会の中に取り入れていただければと、これは要望ですけれども、検討していただきたいと思います。

次に入ります。鳥獣被害については先ほど御説明をいただきました。取組については確認をしたところでございます。本年度は鳥獣被害の実施隊の効果、実績等について、もし数字等をお持ち合わせがありましたら示していただければと思います。

○町長（中野伸一君） 鳥獣被害対策実施隊の効果についての御質問でございます。

令和7年度から、大崎町猟友会及び野方猟友会から4名ずつの計8名を御推薦していただきました。鳥獣被害防止対策実施隊員として活動していただいておりますが、実施隊員のイノシシの捕獲頭数につきましては前年度比291%増となっております、一定数の効果は上げていると思います。

以上でございます。

○9番（中倉広文議員） 大変大幅な増ということで確認をいたしました。被害もですね各地にやっぱりあるということで、私も住民の皆さんからいろいろ連絡を受けた

り、そしてまた担当課や実施隊の皆さんに直接お話をしたりというような場面も結構あったんですけども、今8名ということで進めておりますが、隊員の皆さんも、それ以外にも捕獲されている方もいらっしゃるんでしょうけど、8名の方の実施隊ですけれども、負担が結構増えているんじゃないかなというふうに私自身感じます。

実施隊員の増員ということの検討には至らないのかどうか、その部分について回答をください。

○町長（中野伸一君） これにつきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○農林振興課長（鎌田洋一君） お答えいたします。

現状、本当、言われるとおり、実施隊8名の方がフル稼働していただきまして、住民の方々の対応をしていただいております。現時点でも捕獲数も相当増えております。実施隊員の任期が7年度から8年度となっておりますので、8年度の様子を見ながら来年度へ検討していきたいと思っております。

以上です。

○9番（中倉広文議員） 是非とも実態を確認されて、必要であれば新たな施策も講じていただければというふうに思います。

次に、農地整備、それから耕作放棄地対策について若干お聞きします。答弁の中で農業公社の耕作放棄地活用というようなこと、これは施政方針の中にもあったと思うんですけども、このことについてもうちょっと具体的に説明いただければと思います。

○町長（中野伸一君） 農業公社との連携強化による、公社を中心とした耕作放棄地の活用を進めるということで私は申し上げたと思いますけれども、これにつきましては、まだ具体的な施策として始まったわけではございませんが、考え方としては条件不利地域というんでしょうか耕作放棄地になったところというのを誰が守るのかとなったときに、行政の支援が入った形でないとなかなか復元は難しいだろうということもありまして、そういうところを畜産の粗飼料とかそういうものをつくれることができれば、農家さんに循環率を考えた地元産の飼料を供給できることができれば、農家負担も下がっていくのではないかなということでこのような思いを書かせていただいた、訴えさせていただいているところでございます。

具体的な施策につきましては今後出てくるかと思えます。農業公社等とも、またこれから連携を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○9番（中倉広文議員） 農業公社の運営については、過去も私も何回も、自主事業はやっぱり必要だと、公社自体のですね。そういった中で回答としては、なかなか法的に難しい部分があるという回答も過去いただいたことがありましたので、その部

分もしっかりと調べていただいて、できましたらこういったところが普通の方々が手を付けられない、着手できないような条件不利地の圃場については活用していただくような施策というのは本当に大事なかなと思いますので、是非とも進めていただきたいと思います。

それから、農地整備についてお聞きします。これも各答弁でございましたが、現在3箇所農地中間管理事業を活用して進めているということでございます。その後も計画されている地域が複数あるということでお聞きしておりますけれども、現在3箇所ということで、この3箇所になったということは、予算的な問題なのか、あるいは対応される業者さんの問題なのか、どこに課題があるのかお聞かせください。

○町長（中野伸一君） ただいまの御質問につきましては担当課長の答弁とさせていただきます。

○農林振興課長（鎌田洋一君） お答えいたします。

まず、その場所の選定は、御存じのとおり中間管理機構の制度に沿いまして場所の選定をしておりますけれども、工事自体が県との協議となっております、いっぺんにできればいいんでしょうけれども、県との協議、国との協議で順次その場所をしていくということとなっております。そこと並行して、また次の要望も一緒に出しているという状況でございます。

以上でございます。

○9番（中倉広文議員） ありがとうございます。もちろん県、これは国の事業ですので当然そこは調整していかないといけないというのは理解しております。

結局、結構年数がかかっているわけですが、御存じのことと思いますけれども、長期間にわたる工事になるかと思っておりますので、できましたら国もまた別途事業等をつくっておりますけれども、前、私は小規模の圃場整備を提案したことがございましたが、今、国もそうやって動いているようでございますけれども。圃場間の段差の少ないところを、例えば2枚、3枚を1枚にする、畦畔を取るというような事業がありますが、そういったものの活用はできないのか。あるいは、町単独でも、そこに補助金の投入はできないのか、その考え方について町長の見解を伺います。

○町長（中野伸一君） 畦畔の撤去に関する補助についての御質問でございます。

大規模な圃場、今、3地区行われておりますけれども、そのような大規模な国営事業だとか、国庫補助をいただくような事業になりますと、同意を得たり、事業化になるまでに相当時間がかかるということで、なかなか今から始めるとすると、事業が始まった頃には担い手がいなくなっている可能性もあるんじゃないかというようなことは、よくお声をいただいているところでございます。

畦畔の撤去につきましては、農地の集約化や作業効率の向上に資する取組である

と認識しております。現在、町単の制度創設についても検討しているところございまして、ほかの自治体の事例でありますとか国の制度なども参考にしながら、本町の実情に即した支援策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（中倉広文議員） 検討をしていくというようなことでございます。是非とも前に進めていただきたいと思います。

その際に、課題になってくる部分が農地の集約の部分についてもものすごくネックになってきます、これも再三要望してきた部分でもございますけれども、なかなか耕作者間での調整というのが難しい部分があって、ある程度はわかりますけれども、いっぺんに俯瞰したマップ上でどういった感じで圃場が点在しているのは確認できるのは、やっぱり行政が持っているそういった情報を活用すべきかなというふうに思いますので、集約の作業について、是非ともまたいろんな意見を伺いながら進めていってほしい、これは要望にしますが、進めていってほしいということです。それが、先ほど言われた畦畔除去の事業の推進にもどんどん、どんどんつながっていくのかなと思いますので、是非とも検討方よろしく願いをいたします。

それから、検討されるということですが、その事業化についてはいかがでしょうか。どういったスケジュールというかプランを持って、まだなかなか難しい部分もありますでしょうけれども、どれぐらい時間をかけて検討をされていくのか、その部分について回答ください。

○町長（中野伸一君） 畦畔撤去の町単の補助であれば、町がどれぐらい、1反当たり1つの畦畔を取るのにどれぐらいかかるか、それに対してどれぐらいの補助をするかというところの方向性が決まれば、すぐできるものかと思っておりますけれども。先ほど申しましたように検討はしております。ほかの自治体の事例とか、町単の畦畔撤去の事業を行っている自治体もあるようでございますので、そことのバランス、それと本町の財政状況等も考えながら行ってまいりたいと思います。なるべく早い方向で実現できればいいと私としては考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（中倉広文議員） 参考程度に、畦畔除去補助金ということで岡山県倉敷市が20アール以上の対象面積に対し、これは20筆以上ですね、20アール以上の対象面積に対して1反当たり5万円の補助金を出しているようでございます。これは参考ですけど、ほかの自治体も実施しているところは結構あるかと思いますので、また参考にされて制度設計のほうをよろしく願いをしておきたいと思います。

次に、農村環境の保持、それから前町長も進めてこられておりましたが、有機農業の推進について、町長の今の所感をお聞かせください。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

有機農業の推進につきましては、農林水産省が示しております緑の食料システム戦略の趣旨も踏まえ、本町におきましても取組を進めていく必要があるものと認識しております。

また、有機農業の推進と併せて地産地消の推進や食育の充実にも取り組んでいくことが重要であると考えております。地産地消や有機農業の推進は、地域の食糧供給力の向上や環境負荷の低減、地域農業の振興、さらには食育の推進など多方面にわたる意義を有する取組であると認識しております。

一方で、有機農業につきましては、販路の確保や生産管理に係るコストなどの課題もあることから、地域の実情を踏まえながら地道な取組を積み重ねていくことが重要であると考えております。

そのような中、有機や減農薬生産物の需要創出の取組の1つとして、昨年より学校給食において有機野菜の使用を開始したところでございます。学校給食において地元農産物を活用することは、子どもたちが地域の農業や食への理解を深める食育の推進につながるとともに、地域農産物の安定的な需要の確保にも寄与するものと考えております。

さらに、令和8年度におきましては、有機野菜の品目拡大に向けた取組や農薬及び化学肥料の使用を低減した特別栽培米の学校給食への活用を進めてまいります。こうした取組を通じて、学校給食を核とした地産地消を進めることにより地域農業の維持、振興にもつなげてまいりたいと考えております。

また、昨年は消費者や生産者など関係者が連携し、食育や地産地消、有機農業の推進などを通じて人も町も元気になる地域づくりを目的として、大崎未来へつなぐ食と農推進協議会が設立されたところであります。

今後は、このような関係団体とも連携を図りながら食や農に対する理解を深める機会や体験の場の創出に取り組み、本町における有機農業の推進や地産地消、食育の充実につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（中倉広文議員） 町長がおっしゃる資源リサイクル日本一という本町のネームバリューというんですか、ございます。環境に優しいイメージというのが定着しつつあるというふうに考えます。そういった資源循環型農業、環境保全型農業、いろんな言い方はありますけれども、こういったものを是非とも推進して、もっともっと推進していただきたいというふうに思います。

それから、食育の充実ということがございました。学校給食で昨年から野菜等について実施しているということで地元農産物を活用していただいておりますが、食

育の目的を考えると、今度は児童・生徒の皆さんにですね自分たちが食べている食材はどういったところでつくられて、どういった思いがあってというようなところも含めて体験などを、今日は教育長に答弁求めませんが、学校教育の中にも取り入れていく必要も出てくるんじゃないか、それこそがやっぱり食育につながっていくのではないかなというふうに私自身、現場の人間として思いますので、それは御検討いただければというふうに思います。

引き続き、以前、いろんな本町の計画を示す中でサーキュラーヴィレッジ構想というのがございました。その部分について、その実現性について確認させていただきたいと思うんですが。当初、イメージ図を見て、すごいな、こういった町ができたらいいよなと、ただ直感的に思ったんですけれども、微力ながら私自身も農業をやっておりますので、そういった資源循環型の農業を目指して少しずつでも今実践しているところでありますが、サーキュラーヴィレッジの歯車の1つでも、一部でも回せる役割が担えたらというふうに実践しているところです。

イメージ図がありますけれども、現状として、今、本町はどういった状態にあるのか、現状の取り組みと、それから今後の方向性といった部分についてお示しいただければと思います。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

サーキュラーヴィレッジの構想の現状と展望についてということでございます。

まず、サーキュラーヴィレッジとは、大崎町のリサイクル率の高さを基盤に、地域に無理のない資源循環の仕組みが確立され、生ごみの堆肥化やエネルギー利用の最適化などを通じて環境負荷の少ない暮らしを実現している地域の姿でございます。

本構想は令和3年4月に、一般社団法人大崎町SDGs推進協議会を設立するとともに、事業展開を進め、早5年が経過するところでございます。

御質問の、現在地でございますが、言い換えますと、この5年間の総括になろうと思っております。この5年間は、本町がリサイクルの町から循環型社会を実装する町へと、一歩前進した期間であると捉えております。

意図といたしましては、例えば企業からの企業版ふるさと納税を通じて、使用済み紙おむつが商品化されたことや、本町のリサイクルが体験できる宿泊施設ができたこと、生ごみ堆肥化の温度管理工程においてデジタル化が実践できたことなど、循環型社会における実証フィールドとしての価値を高められたのではないかと考えております。

また、もう1点加えるならば、全国の自治体、議会関係者、企業、大学関係者の皆様など、毎年度500名を超える方々の視察が定着し、学びの場としてのブランド化が進んできたと捉えております。

また、サーキュラーヴィレッジのこれからでございますが、昨日からも申し上げておりますとおり、1つ目に実証事例を社会に実装し、企業誘致などにつなげて社会的、経済的な価値につなげられないのかと望んでいるところでございます。

2つ目に、町民の皆様へのサーキュラーヴィレッジの浸透度という点では、まだまだ深化の余地があるものと思っておりますので、住民参加のさらなる拡大を図りたいと考えております。

3つ目に、資源の循環は意識しながらも、人の循環にも重きを置いてまいりたいと思っております。例えば、本町での体験を通じて実際に移住定住につながることや、本町を一時的に離れた若者が我が町の魅力を改めて実感し、やがては返ってくるなど、人の循環を機能させたいと考えているところでございます。

以上で終わります。

○9番（中倉広文議員） 答弁いただいたように、住民の皆さんへの浸透、理解というのはなかなか進んでいないのかなと、私自身もなかなか進んでいないんですけども、そういった状況かなというふうに思いますので、是非ともこういったイメージ図を皆さんで共有できるような進め方というか、循環型社会ですね、そういったものの最先端を本町は行くんだ、そのモデルとして進んでいただければなと思います。

次の項目に入ります。地域の力を活かすまちという部分に入りますけれども、先ほど同僚議員からもこの部分については御質問がありましたので、重なる部分については割愛いたします。集落農道の環境整備、いろいろその部分についてもありましたけど、特に草払い等で一生懸命集落の皆さんが道路清掃をやってくださる、そういった集落も結構あるようでございますが、御承知のように、人口減、あるいは担い手がなかなかいなくなったということで、作業に携わる方々が少なくなったということでいろいろ苦慮されている部分がありますが、そういったマンパワーが不足している地域にはやっぱり行政が支援していく必要があるんじゃないか。恐らく町長の答弁の中にもこれまでであったと思うんですが、そういった部分について支援の在り方について、町長の見解をお伺いします。

○町長（中野伸一君） 地域活動につきましては、人口減少や高齢化の進行に伴い、これまで地域で担われてきた共助の仕組みが維持しにくくなっており、集落の維持活動そのものが難しくなっている課題があると認識しております。

そのために、地域の実情を踏まえながら地域活動を支える仕組みについて見直しを進める必要があると考えております。具体的には、本年度、8年度の予算でお願いしております自治公民館の運営補助金の見直しを行うとともに、集落内の道路や生活環境の整備など地域活動の基盤となる部分についても予算の拡充を図ったとこ

ろでございます。

また、地域ごとに状況や課題が異なることから、地域の皆さんとの意見交換の機会を設けながら、ほかの地区に先駆け菱田地区においては新たなコミュニティの在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上が、運営組織に対する、地域活動に対する支援策の考え方でございます。以上でございます。

○9番（中倉広文議員） この部分についても実態を把握されて、必要な部分については支援をしていくというような行政の在り方かなというふうに思います。

仮にそういった支援をした場合に、例えばこれまで自治会等で一生懸命やって、これからもやっぱり人間がそろってやっていかれるというところとの不公平感というのがやっぱり出てきようかなというふうに思いますけれども、実際、自分たちの自主的な活動、自助努力でそういった集落環境の整備をされている集落等については、何らかの支援もあっていいのかなと、それが公平な行政の対応かなというふうに思いますが、その部分について回答を求めます。

○町長（中野伸一君） これにつきましては、現在、建設課、担当課と検討をしているところでございます。

おっしゃったように、まだ若い世代がいるといいますか、そういう自治公民館においては集落内の美化活動とかそのようなものが今もちゃんと行われているところもあるというところと、全く高齢化が進んでしまって担い手がいなくなってできていない、いろんな自治会の姿があって、それを同じようにやってくださいというのはなかなか難しいところです。かといって、自分たちの集落は自分たちでやるんだというところを、わざわざ行政が取り上げてやるというのは、本来の自治とはかけ離れていくんだろうと思っておりますので、本来の公益的な事業について、先ほど御提案のありました費用弁償というんですか、油代とかそのようなものがどういう形で支出できるのか。今回、運営補助金という形で自治公民館の運営補助金は計上させていただきましたけれども、どういう形で支援ができるかというのは検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（中倉広文議員） 是非ともそういった対応を進めていただければというふうに思います。

次の項目に入ります。子育てしやすい住みよいまち、この部分についても御質問がこれまでありました。回答いただいた部分もございますが、住民への皆さんへの周知も兼ねておりますので、令和8年度に向けての新たな子育て支援策ということについて、再度この部分について説明をいただければと思います。

○町長（中野伸一君） 令和８年度における新たな取組について、主なものを御紹介いたします。

まず、子ども・家庭センターの設置でございます。これは、これまで保健福祉課、健康増進係が担っていた子育て包括支援センターとこども家庭係が担ってございました子ども・家庭総合支援拠点の機能を統合し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築するものでございます。

具体的には、妊娠、出産、子育てをはじめ、子どもの発達、貧困、児童虐待などの課題に対する相談・対応を行い、必要に応じて定期的な訪問や面談を実施するほか、関係機関や支援事業所と連携しながら、悩みや不安を抱える家庭に寄り添った支援を行ってまいります。

次に、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度でございます。これは、生後６か月から３歳未満の保育園等に通っていない子どもを対象に、１時間単位で月１０時間以内、保育施設等で預かることができる制度であり、子育て家庭の負担軽減や子どもの健やかな育ちを支えることを目的として実施するものでございます。

また、妊産婦への支援策といたしまして、片道１時間以上の遠方の分娩施設への移動に要する交通費等への補助を行い、安心して出産できる環境づくりを進めてまいります。

さらに、教育分野でございますが、町独自の取り組みとして、現行の小中学生の英語検定料補助に加え、新たに漢字検定や算数・数学検定についても補助対象とするなど、子どもたちの学びを支援してまいります。加えて、中学校入学援助金につきましては、これまで１人当たり３万円としていたものを１０万円に拡充し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

今回御紹介した取組は、制度的に令和８年度から実施するものや、既存事業の見直しにより拡充したものが中心でございますが、今後も子育て世代の声を丁寧に伺いながら、医療、教育、地域の支え合いを含めた総合的な子育て支援の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○９番（中倉広文議員） わかりました。

子育てしやすい住みよいまちの中で空き家改修の部分も説明があったかと思えます。私、確認なんですけれども、空き家改修で子育て世代の定住支援というものがございました。今までは民間の方が空き家を改修して、例えば空き家バンクに登録して必要な方がお借りするというような流れだったんですけど、この空き家改修は、最初で行政のほうで借り受けて行政がリフォームを実施するという流れ、その確

認をさせていただきます。

○町長（中野伸一君） 昨日も若干申し上げたかと思いますが、空き家改修などで子育て世代の定住を促進ということで施政方針にも書かせていただきました、述べさせていただきました。

これにつきましては、ほかの自治体でも既に行っているところがございます、中間管理住宅といわれる制度を参考にしようかと思っております。どういうことかといいますと、大崎町内に6校小学校がありますけれども、そのうち4校が複式学級があると思います、複式学級になっているところは民間の貸家というか民間資本がなかなか入っていない地域でございますので、そういうところを中心に、地域の方々のお声を聞きながら、空き家を町が借り受けて、そこを町内業者でリフォームをかけて、小学校とかに通えるお子さんたちがいらっしゃる家庭に安価な家賃という形でお住まいいただくことによって複式学級の解消とか、そこに住む担い手の人が増えるという人口増とかそのようなことをできれば、地域の工務店さんにも経済効果があるでしょうから、空き家対策と学校の複式学級阻止と経済対策と一緒にできることがいいなというふうに考えているところでございます。

大崎小学校区とかは、もちろん野方小学校区もそうですけど、民間の資本が入っている貸家等もございますので、民業圧迫にならないような形でのことは考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（中倉広文議員） 複式の学校を想定しているということでございます。

物件の選択方法とか、あるいは予算規模等について、わかっている範囲で構いませんけれども、示される部分がありましたら示していただきたいと思います。

○町長（中野伸一君） まだ具体的な政策として金額が幾らぐらいとか決まったわけではございませんが、若干古くなった空き家、程度にもよりますけれども、今、水回りとか触ると500万はくだらないのかなと思っております。そこがどれぐらいの規模感になるのかわかりませんが、やっぱり若い世代が住むとなると水回りと内装の壁紙、それから通信環境、Wi-Fi、電話回線のそういうところはやっぱり今の若い世代には必需品だと思っておりますので、そういうところの環境整備を行うのにどれぐらいの経費が、今、物価も高騰しておりますのでどれぐらい上がっていくのかわかりませんが、有利な財源があればそういうところで率先してやりたい。

空き家の発掘に対しては、もちろん空き家等バンクも活用しながら、地域の方から、そういう小学校区の方から、大家さんとの調整という作業が入ってくるものですから、そういう地域から声が上がってくると事業としては進めやすくなるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（中倉広文議員） わかりました。

総じてですね、本町の子育て支援策もですが、移住定住施策も含めてですけども、PRが足りないというふうに感じるようです。実際、本町に移住された方からの感想なんですけれども、こんないい制度があるのにもっともっとPRが足りない、いろんな媒体を使ってPRするべきじゃないかという感想をいただいたことでもございましたので、人口増に向けた施策というものを進めるのであれば、もっとその部分にも留意していただいて力を入れていただければと思います。要望をしておきます。

最後の項目に入ります。地域と将来へ投資するまちについてお聞きをいたします。施政方針の中で物価高対策としてオオサキポイントの部分について触れてありました。ポイント事業については同僚議員も質問されましたけれども、当面、既存事業のままの継続でいくのか、あるいは新たな展開の何か計画があるのかどうか。その部分について答弁があれば求めます。

○町長（中野伸一君） 投資するまちの真意ということでございます。新規事業があるかどうかという話ですけども、私が公約や施政方針で申し上げております地域と将来へ投資するまちという考え方は、単に支出を増やすという意味だけではなくて、将来にわたり持続可能な地域をつくるための基盤づくりであると考えております。本町はこれまでふるさと納税という制度があることによって多くの寄附をいただき、一定の財源が確保でき、ただいまの行政サービスが行われているところでございます。

しかし、この制度は、税制上の特例的な制度でありまして、恒久的な財源とはいえない側面もあると認識しております。そのため、この貴重な財源を単年度の事業に消費するのではなくて地域への投資、昨日から申しておりますが、企業誘致とか産業の振興につなげることで固定資産税などの恒久的な財源へと転換していくことが重要であろうと考えております。

また、企業活動の活性化によりまして雇用が生まれ、人口の維持確保につながることは、地方交付税を含めた財政基盤の安定にも寄与するものと考えております。さらに、本町では、これまで建設業を中心とする皆様に公共インフラの整備や維持管理を担っていただいているところでございますが、建設業関連業の減少によって将来的には災害時における対応力など、地域の安全を支える体制が弱まることも懸念しているところでございます。そのため、公共インフラの維持管理の在り方も含めて地域産業の持続可能性を高める視点を持ちながら循環を生み出す投資を進めていければと考えております。

このように、投資するまちという考え方には、地域の将来に必要な基盤を整え、持続可能なまちづくりにつなげていくための取組であるというふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○9番（中倉広文議員） 投資については理解したところで、地域経済循環も含めてですねいろんな産業に波及できるようなという考え方だろうかと思います。

私が注視して聞いたのはポイント事業のことを聞きたかったところです。この事業にもですねもっといろんなものに活用されていけばいいのかなと、せっかく住民の皆さんが関心を持って使っていただいて、これは便利だよねというような声もいっぱい聞いているところです。

ちょっと前ですけども、防災無線で保健福祉課の関係で、元気度アップの関係のポイントの商品券との交換のアナウンスが流れたことがありました。私もなかなかその部分について理解していなかったものですから、役場に行って、あるいは野方支所に行って商品券と交換するんだと、なかなか手間な部分もあるのかなと思ったところでした。人によってはですね、例えば公民館に歩いてこられたりとか、車がなくてですね、電動カーで来られたりとかする方もやっぱりいらっしゃるのも見受けておりましたので、そういった部分にもこういったポイント事業を活用できないのかと思いますが、素朴な疑問ですがいかがですか。

○町長（中野伸一君） オオサキポイントの活用につきましては、今までも議会と語る会で住民の皆さんから寄せられた御意見とか、こちらにもこういうのでポイント事業ができないのかというお声はいただいているところでございます。

今行っております保健福祉課関係の事業につきましては、保健福祉課長の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、先ほどありました防災無線で放送させていただいたのが、高齢者元気度アップポイント事業の商品券の件だったと思います。それにつきましては、介護保険事業と一般会計と、それぞれ元気度アップポイントの付与の予算を計上しておりますが、そのうち介護保険事業特別会計で組んでおりますポイントにつきましては、高齢者の皆様がサロンとかマッサージとかそういったものの活動に参加していただくことでポイントを付与いたしまして、それがたまった時点で商品券と交換させていただくという事業を以前からさせていただいております。

その点についても、今後検討させていただきたいというふうには思っているところでした。これまでは、参加していただいてポイントをたまった時点で、そのサロンの代表者などがポイントの付いたカードを持ってきていただいて商品券と交換す

るというやり方をやっていたところなんです、今言われるように、それをオオサキポイントの付与という形もできないかというのは、今後、検証させていただきたいと思います。

ちなみに、そのほかにも、保健福祉課としましては介護保険のほうでも在宅医療介護連携のほうでACPですね、人生会議という部分の啓発を目的とした、今回は一応川柳の応募をさせていただいて、その応募に対するポイントをオオサキポイントでとか、保健福祉課としては健康とか介護予防とかそういったところでポイントをうまく活用しながら健康のまちづくりができればと考えておりますので、今後またいろいろ勉強させていただきながらポイントを活用した事業を進めていきたいと思っています。

以上です。

○9番（中倉広文議員） 是非とも、活用できる部分については前に進めていただければというふうに思います。

次に、暮らしを支えるインフラ整備への投資という言葉がございました。もちろん道路も随時いろいろ舗装とかいろいろやっていただいているところですが、私がやっぱり心配するのは上下水道の管ですね、前も水道課のほうにお願いしたことがありましたけれども、老朽化によって全国各地いろんな災害級の事故につながっているというような部分もございますので、そういった部分への投資ですね、布設替え更新等のスピード化を図れないかという部分について、町長はどのように考えていますか。

○町長（中野伸一君） ただいまの御質問につきましては、老朽化、布設替え等を行っているところでございますが、もちろん健全経営を含めながら老朽化した管については更新していかなければならないだろうと思っております。

ただいま、更新の状況、現状については、担当課長の答弁とさせていただきます。

○水道課長（川越龍一君） それでは、御説明させていただきます。

上水道につきましては、ここ数年来、一般質問でもいただいております石綿管の更新とか、老朽化の進んだ管の布設替えを中心に、一般会計からの援助をいただきながら進めているところでございます。

管はもちろんなんですけれども、上水道、施設が多数ございます。施設の耐震化という意味で、令和8年度予算で、中沖の高架水槽がございます、あれが昭和54年の構築物だったと思っております。ですので、現在の耐震化の基準には当てはまらない建物となっております、倒壊のおそれがあるかということになりますとちょっと疑問がありますけれども、あそこが万が一倒壊をすれば中沖地区、一瞬のうちに断水という状況に陥る。それと併せて、中沖地区の水圧が弱いという話

も以前から聞いておりましたので、その耐震化と低水圧の対策というところで8年度に実施設計を行い、9年度以降で工事をするという予定にしております。これにつきましても一般会計からの支援を賜りまして行う予定としております。

また、下水道についても御質問がありましたけれども、下水道につきましても、管自体はまだまだ耐用年数には余裕がございますが、処理場のほうが電気設備、それとポンプ等の機械が耐用年数をはるかに超えたものがございますので、こちらも先に電気設備の改修を行うというところで8年度で予算計上をさせていただいているところでございます。こちら、国の交付金等を活用いたしますけれども、足りない部分につきましては一般会計の繰入れをもってさせていただくこととなっております。

以上でございます。

○9番（中倉広文議員） 今、中沖の高架水槽の件が出ましたけど、耐震基準に達していない施設というのがほかに本町にあるのかどうか確認させてください。

○水道課長（川越龍一君） 比較的規模の小さいコンクリート造りの配水池とか水源地、ちょっと今手元に資料がないものですから正確ではないかもしれませんが、大方で申しますと、半数ほどが耐震基準には達していないんじゃないかならうかというのがございます。

以上でございます。

○9番（中倉広文議員） やはり心配される部分もあるということですけど、町長どうなんでしょう、もう少し予算をここに充てるという考え方はどうなんでしょうか。

○町長（中野伸一君） かなり具体的な御質問でございます。大崎町の場合、南海トラフとか日向灘沖、30年以内に起こる可能性が80%とかという報道があって、それが出てから3年ぐらいたっているんじゃないかなと、日に日に確率は高まっているし、一昨年、家屋の倒壊ということもありまして、生命、財産がかかってくるようなことであれば、やはりそういうところは先にやらないといけないのかと、先ほど中沖の貯水タンクのこともありましたけども、何かあってからでは遅いという考え方がありますので、そういうところは注視しながら予算の配分というのは行っていくかざるを得ないだろうと考えております。

以上でございます。

○9番（中倉広文議員） こういった部分が、一番最初の質問に返りますけれども、安心して暮らせるまちですね、ここにやっぱりつながってくるのかなと私は思いますので、いろんな予算がございます、いろんな事業を行わないといけないのは十分わかりますのでバランス等も考えながら、是非とも住民の不安感を取り除く施策というのはどんどん進めていただければというふうに思います。

最後の質問になりますが、ふるさと納税もこれまで同僚議員から幾つかありましたけれども、その部分について、平成27年だったですか大きく寄附をいただいた年がですね、そこからずっと事業者や、もちろん職員の皆さんもでしょうけれども、御理解をいただいて寄附者の皆さん方から多額の寄附をいただいた経緯がございますけれども、さらなる活用というか、寄附者が寄附をしたいという新たなアイデアといえますか、町長の頭の中に何かないかなと思って、今回初めて議会の一般質問にこうやって対応されますけれども、こういったことも考えているというのがもしありましたらお聞かせください。

○町長（中野伸一君） 今、具体的に何を考えているかということは今のところないんですけれども、1つの財源獲得の手段としてはふるさと納税というのはあると思います。ガバメントクラウドファンディング、民間がやるのではなくて自治体が行うクラウドファンディングということで医療確保プロジェクトもそうやって財源を集めたということもあります。

昨日、鷺東議員のほうからありました拠点回収の施設とか、先ほどありました児玉議員からもございました児童館だとか、そういうものが、例えば大崎町外の方々の心にヒットするのがあるのであれば、1つの財源獲得の手法としては考えるべきなのかなと。もちろん、どの事業を選ぶかというのは今後検討する必要があるんでしょうけれども、まず町民のためになる施設でなければならないということは大前提なので、そこから事業を吟味しながら財源獲得の手法として使っていく方法としては非常に有効な手法であろうと考えております。

以上でございます。

○9番（中倉広文議員） 私の小さい頃といいますか、クラウドファンディングですね、聞いたこともないような言葉だったので時代が時代だなというふうに思っています。ガバメントクラウドファンディングなんて想像もつかないような制度があるんだなというふうに今、単純に思っているところなんですけれども。いろんな仕組みとか、新しい制度、仕組みがどんどん、どんどん出てくる世の中でございますのでいろんなアンテナを張り巡らして、我々ももちろんいろいろ研さんを重ねながら情報提供もやっていきたいと思っておりますのでお互いに住民のために、本町のためにがんばっていければと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（吉原信雄議員） ここで、暫時休憩いたします。2時20分から再開いたします。

—————○—————

休憩 午後2時10分

再開 午後２時２０分

―――○―――

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、３番、岡元修一議員の質問を許可いたします。

○３番（岡元修一議員） まず、中野町長におかれましては新体制のもと、新たな視点を含め漸進的な取組を求めます。また、質問においても重なる部分もあると思いますがよろしくお願いいたします。

今日、私は、地域作業班の可能性と取組への評価及び竹林整備・放棄地対策に向けた体制強化と機械導入について、中野町長の考えを問います。

地域を歩いていますと、草が伸びて見通しが悪くなっていたり、側溝に落ち葉や土がたまって水の流れが悪くなったりと、暮らしに身近なところで気になる場面に会うことが増えてきました。

こういった小さな変化は、日常の安心感に直結するものであり、地域の皆さんからも、以前から手が回らなくなってきた、気づいていても作業に取りかかれないことが増えたといった声が聞かれるようになっていきます。これまで地域の維持管理は、地域の方々が日々の暮らしの中で気かけ、気づいたところを自然に補い合うことで支えられてきました。草が伸びれば、誰かが声をかけ合い、側溝が詰まれば道具を持ち寄って掃除をする、そうして当たり前のように続けられてきた集落美化作業が地域の安全や暮らしの安心を守ってきたのだと思います。地域のつながりや互いの気遣いが、行政の手の届きにくい細やかな部分を補ってきたともいえます。

しかし、最近は、その当たり前が難しくなっています。高齢化が進み、これまで作業の中心となっていた方々が無理をされている場面も見受けられます。実際に、のり面の草刈りや側溝の清掃といった作業はこれまでのようにはできなくなった集落も増えつつあります。地域の人数そのものが減ってきたことで、同じ作業でも負担がかかりやすくなっているのが現状であり、これまでの善意と努力だけでは維持が難しい状況が少しずつ表面化しています。

さらに、竹林の荒廃や放棄地の増加といった、地域だけでは対応が難しい問題も広がりつつあります。これらは、放置すれば景観の悪化だけでなく倒竹による通行障害や獣害の増加、災害時の危険性など、生活環境全体に影響を及ぼす可能性があります。地域の皆さんも危機感を持ちながら、体力的・時間的に対応しきれない声が増えています。こういった状況を踏まえたと、これまでのやり方では対応が難しくなっており、今後は何らかの新たな取組が必要になってくるのではないかと感じています。行政側も限られた人員や予算の中で対応されていることを思えば、さらなる支援の拡充は現状では簡単にいかないだろうと感じています。だからこそ、

地域の皆さんの思いや努力に頼り切るのではなく、行政と地域が一緒に状況を共有し、これらの維持管理の在り方を具体的に見直していく時期に来ているのではないかと思います。

そこで、まず、本町としての現在の状況をどのように受け止めておられるか、行政側の認識を聞きたいと思います。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

現在の状況をどのように受け止めているかという御質問でございます。岡元議員が述べられたとおり、集落内の高齢化とか人口減少による担い手不足により、従来からのコミュニティ機能が低下しつつあり、今までの当たり前だったことが当たり前というものが難しくなってきているというような状況につきましては、昨年、各地域を周り、いろんな方々とお話をする中、いろんなところを回って実際自分の目で見る中で、ひしひしとその思いについては感じているところでございます。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） それでは、生活道路の維持管理に従事できる事業者数と定期及び臨時作業日数の近年の推移をお示してください。

○町長（中野伸一君） ただいまの御質問につきましては、建設課の答弁とさせていただきます。

○建設課長（美戸博明君） 生活道路の維持管理に従事できる事業者数でございますが、定期的、臨時的作業日数の近年の推移についてということで御質問でございます。

町内の維持管理に従事できる業者数は16者ございます。町内をブロック分けして委託管理を行っている定期的作業日数は、年間延べ約600日程度で、災害時、緊急的な作業日数につきましては延べ500日ほどでございました。

近年は防草対策のメンテナンスフリーなどの効果によりまして、作業日数は年々減少傾向で推移している状況でございます。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） 町長は、現在の状況をどのように解決していくプランをお持ちですか。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

公約の中にございます、自治会などの地域の自主的な地域活動をしっかり応援する、また、集落道路環境の整備等の支援などうたっておりますので、今後、関係各課でどのような形での支援ができるのか、先ほど来、昨日からの一般質問で各議員さんからそれぞれいろいろ要望もいただいておりますので、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） 町長の認識どおり、地域の現状は厳しくなっています。是非、前向きな対応をこれから求めていきたいと思います。

それでは、できるなら地域のことは地域で守りたい、この思いは人々の暮らしの中に深く根付いた誇りのようなものであり、今も確かに息づいていると感じています。季節の移ろいとともにより草木の手入れをし、道沿いの景観を整え、集落の環境を自分たちの手で守ってきた歴史は、単なる作業ではなく、地域文化そのものであり、そうした積み重ねが住み慣れた場所への愛着や安心感を育んできました。

しかし、地域の環境を守る営みは年々難しくなっていることも否めません。担い手の減少や高齢化により、以前なら自然と誰かが行っていた作業が、気づいていても手を付けられないまま残ってしまう場面が増えています。

町長は、集落で2番目に若いと言われましたが、私も集落で2番目に若いです。こういった現状があります。こういった状況の中で、私は地域作業班という仕組みがこれからの地域を支える現実的な共助の形として浮かび上がっていると感じています。私の考える地域作業班は、校区内で草刈りや泥揚げなどの軽作業に参加できる人を募り、寄せられた要望に応じてそれぞれで作業を行う団体です。無理のない範囲で力を出し合いながら、これまで一部の方に偏っていた負担を、地域全体で分かち合うことができます。

さらに、必要に応じて会員所有のタイヤショベルやフレールモアなどの機械を活用することで人の力だけでは対応が難しくなってきた作業にも取り組むことができます。人の力と機械の力を組み合わせ、校区単位で必要な場所に出向くことで、地域の維持管理を持続可能な形に変えていくことができます。

また、全国的にも住民主体の維持管理活動を制度として位置づけ、行政が正式に支援している自治体も増えてきています。作業料や機械料の補助、保険制度の整備、活動組織の認定制度など、地域の取組を後押しする仕組みが広がっています。こういった動きは、地域作業班のような仕組みがこれからの地域づくりにおいて必要性和可能性を持つ取組であることを示していると感じます。

まず、できれば地域のことは地域で守りたいという住民の思いを行政としてどのように受け止めていますか。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

おっしゃった地域のことは地域で守りたいという住民の思いということでございますが、それについては行政としては非常にありがたい、大変ありがたいことだと思っております。

しかしながら、高齢化、人口減少に伴う集落機能の低下によって、そういう自助・共助がなかなか難しくなっていけば、まだそういうところをやれるというところ

ろはいいんですけれども、そうじゃないところにとっては、やはり公助というものが今後必要となるだろうと、既に必要となっているだろうというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） それでは、私が示した校区単位で草刈りや泥揚げなどの軽作業を行う地域作業班というような計画を、行政としてどのように評価していますか。

○町長（中野伸一君） 今日の一般質問で地域作業班という御提案を始めていただいたところでございますので、それについて、まだ行われてもいないことですので、なかなか評価という観点では難しいのかなと思っております。

今まである自治公民館の活動で区役といいますけど、そういう奉仕作業であったり、そういう作業だとか既存の多面的機能の協議会とか、そのような部分と近い部分もあったりするし、そのへんのバランス、すみ分け、そのようなものはどうするのかと、そこは大事なところなのかなと思っているところでございます。

今回、菱田地区で行われるコミュニティ協議会とかそういう形で公民分館の強化であるとかそういう中で対応できる部分もまたあるのかなと思ったりもしておりますので、今の段階で、考え方としては非常にすばらしいと思っておりますが、地域作業班そのものに対する評価ということはここでは控えさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） 従来、集落による作業で出た伐採くずは、寄せておけば本町で回収していただけると聞きました。これからは地域作業班というような制度が整った場合、同じような体制が可能ですか。

○町長（中野伸一君） 各集落におきます、ただいま、毎年行っています年3回の町内一斉ボランティアという清掃作業において発生しました草木等については、集落内での処分等が困難な場合には回収処分しております。

今回の地域作業班といわれる組織がボランティア的な立ち位置なのか、それによってもちょっと違うのかなと思いますけども、ボランティアであればもちろん対応できるかと思いますが、請負的な形で町から業務委託的な形になった場合は、対価が発生する、事業となった場合は事業系一般廃棄物という形でありまして、町での回収処分というのは適切ではないのかなと、請負金額に処分場まで含める形で頼む形になろうかと思っておりますので、法律的にはそういう取扱いになるのではないかなと思っております。ただ、個別具体のまだできあがっていませんから、制度を設計する段階でそういうものは考えていく必要があるのかなとは思っております。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） まだつくりあげてはいないんですけれども、こういった取組を地域で根付かしていくためには行政の役割もより明確になってきます。地域作業班が持続的に活動できるためには、住民の善意や自主性に依存するだけでなく、行政が一定の責任を持って環境を整えることも不可欠です。まずは、作業料や機械使用料への財政支援を通じて住民の皆さんが無理なく参加できる仕組みを整えることが求められます。地域維持管理は季節や天候に左右されやすく、作業量も一定ではありません。だからこそ行政が安定した支援を行うことで参加者の負担を軽減し、活動の持続性を高めることができます。

また、作業中の事故を防ぐためには安全対策や傷害保険、賠償責任保険などの加入を含む保険制度の整備も行政が行うべき重要な役割とも思います。地域の方々が安心して活動に参加できるようヘルメットや安全ベストの着用、危険箇所の事前確認、作業手順の共有など安全管理の基準を行政が示すことも必要になってきています。万が一の事故に備えた保険制度が整っていれば、参加者の心理的負担も大きく軽減されます。

さらに、作業場所が私有地に係る場合には、地権者との承諾を得るために手続や調整を行政がサポートすることで地域作業班が安心して活動できる体制も整います。地域の方々だけでは対応が難しい法的な手続や境界確認なども、行政が関与することでスムーズに進めることができます。

加えて、地域作業班が担う軽作業と専門性や高度な技術を擁する建設業者が担う作業とのすみ分けも欠かせません。地域作業班は地域住民が無理なく取り組める範囲の軽作業を行い、危険性の高い作業や専門的な工事は従来どおり建設業者が担う、この役割分担を明確にすることで安全性を確保しながら地域と業者が互いに補完し合う協働体制が整っていきます。

さらに、こうしたすみ分けを明文化することで地域作業班の活動範囲が曖昧にならず、行政、地域、業者の三者が共通認識を持って取り組むこともできます。結果として、地域の維持管理がより効率的かつ安全に進むだけでなく、地域の負担軽減と行政サービスの補完という両面で大きな効果が期待できます。

それでは、傷害保険や賠償責任保険など、地域作業班という方たちが加入すべき保険制度を行政として支援、設計はできませんか。

○町長（中野伸一君） 地域作業班というものが組織できたとして仮定した場合でございます。町内一斉ボランティア清掃作業は、町において奉仕活動補償保険というもので対応できると思いますけれども、賠償責任保険については再度検討が必要なのかなと考えております。

また、県が実施しておりますふるさと道サポート推進事業におきましては、美化

活動に必要な経費 3 万円とボランティア活動保険 1 人当たり 3 5 0 円という助成を行っているようでございます。

このようなことから地域作業班というものがどのような団体でどのような活動を行うのかにもよりますけれども、今後、行政としてどのような形での支援ができるのかということについては、今後の検討とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○3 番（岡元修一議員） 私どもが地域づくり協議会という組織を立ち上げていますが、私たちは既に県道サポート団体に在籍しており、上限 3 万円の助成対象となっています。しかし、これはあくまで県道での作業が対象となる制度であります。

それでは、機械を使用する際の安全講習や操作手順を行政として整備はできませんか。

○町長（中野伸一君） 対価が発生する場合の機械等の安全講習については、例えば草刈り機を業務で使用する場合に、刈払機取扱い作業安全衛生教育の受講が義務づけられております。地域作業班というものの業務の請負形態、設立形態にもよるんですけれども、あくまで仮定の話でございますが、行政において安全講習、操作基準も含めて、今のところ整備する、しないというお答えをすることが非常に難しいという段階でございます。

以上でございます。

○3 番（岡元修一議員） 仮定の場合になるんですが、それでは、作業場所が私有地に係る場合、地権者との承諾を得るための手続や調整を行政は支援できますか。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

地域内の私有地を作業する場合でございます。逆に、私たちとしましては、地域を一番知っておられる地域の方々に承諾を得る方法が適切ではないのかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○3 番（岡元修一議員） それでは、地域作業班の活動を制度として位置づける考えはありませんか。また、その際の行政の責任範囲をどのように考えますか。

○町長（中野伸一君） お答えいたします。

地域作業班的なものというのが、どの地域で組織化できて、どのような活動が実際にできるのか、また、乗り越えないといけないようなハードル、クリアしないといけない課題も多々あるかと思います。ですので、この場において、制度として位置づけるということは非常に難しく思うところでございます。

また、行政の責任範囲というものにつきましても、前の答弁と一緒に現段階での答弁は非常に難しいところでございます。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） この地域作業班というような私の提案を、将来、本町ではどのようにもってるの考えていけるでしょうか。

○町長（中野伸一君） この提案につきましては、今回の一般質問で初めて御提案いただいたところでございます。

今後、各地域においては高齢化や人口減少が進み、ますますコミュニティの機能低下が予測される中で、このような共助につながる団体ができるということについては非常に地域の活性化にもつながることとっておりますので、是非、将来的に実現できればいいなということはしております。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） 感想は最後に述べたいと思います。

それでは、竹林整備・放棄地対策に向けた体制強化と機械導入について質問します。竹林整備や放棄地管理は地域の安全確保や農地保全に直結する重要な課題です。近年は竹林の拡大や管理放棄が進み、農地への侵入、集落道の見通し悪化、倒竹による通行障害など、住民生活への影響が一層深刻化しています。特に台風や豪雨の際には、倒竹が道路を塞ぎ、緊急車両の通行に支障を来すおそれも指摘されています。地域からも手が回らず放置するしかない、危険だとわかっていても対応できないといった切実な声が聞こえており、地域の努力だけでは対応しきれない状況は明らかになっています。

こうした現状を踏まえると、町が主体となって竹林整備や放棄地の管理に取り組む体制づくりが必要だとも考えます。地域の高齢化や担い手不足が進む中、従来の地域の善意と努力に依存した維持管理では限界が見えつつあります。だからこそ、行政が計画的に関与し、地域と協働しながら持続可能な管理体制を構築することが求められています。その上で、私が考える地域作業班の作業支援として活用できるようにショベルカー用の竹粉碎アタッチメント、マルチャーといいますが、町で導入し、計画的に運用していただきたいと思います。マルチャーは竹をその場で細かく粉碎できるため、伐採後の処理に係る時間と労力を大幅に減少できます。導入により作業の効率化、安全性の向上、放棄地管理の強化など、町全体として大きな効果が期待できます。

また、地域作業班が人力では対応しきれない範囲の作業を補完することで、地域の負担軽減にもつながります。さらに、国の森林林業木材産業グリーン成長総合対策のうち、林業木材産業循環成長対策では高性能林業機械の導入に対して、原則2分の1の補助が可能とされています。竹粉碎アタッチメントも対象となり得る機械であり、国の支援を活用することで導入コストを大幅に抑えることもできます。加

えて、本町には森林環境譲与税も交付されており、これらを組み合わせることで町の財政負担を最小限にしながら必要な機械整備を進めることもできます。これらの財源を戦略的に活用することで町として持続可能な森林整備体制を構築できると考えています。

以上を踏まえ、次の点に伺います。国の補助制度や森林環境譲与税を活用し、ショベルカー用の竹粉碎アタッチメントの導入を町として検討できませんか。

○町長（中野伸一君） 昨日も同じような質問があったかと思いますが、国の補助制度や森林環境譲与税を活用して竹粉碎のアタッチメントの導入を町として検討できないだろうかという御質問でございます。

林業木材産業循環成長対策のメニューの中に高性能林業機械等の整備に対して補助というものがありますけれども、事業概要が森林整備の効率的かつ円滑な実施、林業の担い手育成及び林業生産コストの低減を図るために必要な高性能林業機械等導入とされております。また、森林環境譲与税を活用しての機械導入についてですが、国が示している実施可能な取組事例として人工林の整備等とあることから、竹粉碎アタッチメントの導入については、この補助事業もしくは森林環境譲与税の活用という点では現時点では困難であると判断しているところでございます。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） 町長の触れましたとおり、先日、同僚議員からの質問からも、アタッチメント導入の必要性が伝えられました。私も、地域の課題解決の観点からもぜひ取り組むべき事柄であると思います。さらなる検討をお願いします。

それでは、地域作業班のような団体の作業支援として活用する仕組みづくりについての考え方はどのように考えますか。

○町長（中野伸一君） 地域作業班のような団体についての作業支援として活用する仕組みづくりについての御質問でございます。

本町の現状におきまして、校区単位等で組織的かつ継続的に軽作業や機械操作を担う地域作業班に相当する団体というものは、現時点では設立されていないと認識しております。

支援の仕組みづくりを検討するに当たりましては、その受皿となる団体の組織形態がボランティア団体なのか地域コミュニティを基盤とした組織なのか、あるいは企業によるものなのか、社会貢献活動の一環なのかなど、その性格によって行政が果たすべき責任範囲とか支援の在り方も多岐にわたっていくだろうと思っております。

その活動の主体となる具体的な団体がまだ存在しておりませんので、現時点におきましては利用頻度とか安全管理体制を含めた具体的な支援の仕組みづくりを検討

することは、先ほども申しましたとおり、いろいろ乗り越えないといけないハードルも多々ありますので、まだまだ時期尚早ではないのかなと考えております。

町といたしましては、今後、地域において自発的にこういう作業班的な団体が立ち上がった際には、その組織形態とか活動計画を十分に把握した上で関係各課とも緊密に協議をしていきたいと考えております。私の公約でも地域への支援ということとはうたっておりますので、方向性としてはすごくありがたい話なんですけども、ただ、どういうふうにやっていくのかという具体的な仕組みの部分がまだ、御提案いただいた段階で初めてですので、まだ結論を出せる状況にないということだけは御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○3番（岡元修一議員） 各集落が置かれている厳しい現状については、昨日からの同僚議員の答弁を通して町長も同じ認識を共有されていると感じています。また、地域作業班という形についても、地域の肌感覚に近いものとして理解を深めていただけたと思っております。

ただ、一方で、具体的な支援の在り方については組織の形が見えないということから、踏み込んだ方向性が示されなかった印象を受けました。現場では重大の枠組みだけでは対応しきれない課題が確実に増えています。宮崎椎葉村をはじめ、全国の先進地事例では地域が主体的に動く仕組みを行政が制度として支え、実効性の高い支援を行っています。だからこそ、今後、地域の意思を持って立ち上がろうとする団体が表れた際には、こうした先進地事例も参考にしながら、これまで以上に実効性のある支援策を創設し、地域の力を確実に後押ししていただければと思います。

行政と地域が同じ方向を向いて歩むためにも、是非、前向きな検討をお願い申し上げます。では、終わります。

—————○—————

○議長（吉原信雄議員） 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

以上をもって、本日の日程を全部終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

—————○—————

散会 午後2時52分

第 4 号

3 月 1 8 日 (水)

令和 8 年第 1 回大崎町議会定例会会議録（第 4 号）

令和 8 年 3 月 1 8 日

午前 1 0 時 0 0 分開議

於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（1 番，3 番）
- 日程第 2 議案第 1 3 号 大崎町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する
条例の制定について
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 3 議案第 1 5 号 大崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の制定について
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 4 陳情第 1 号 医療確保プロジェクトに係る予算及び事業経緯の慎重
審議並びに今後の大崎町の医療確保方針の十分な
検討を求める件
(特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第 1 7 号 令和 8 年度大崎町一般会計予算
(令和 8 年度大崎町一般会計予算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第 1 8 号 令和 8 年度オオサキポイント事業特別会計予算
(文教経済常任委員長報告)
- 日程第 7 議案第 1 9 号 令和 8 年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 8 議案第 2 0 号 令和 8 年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 9 議案第 2 1 号 令和 8 年度大崎町介護保険事業特別会計予算
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 1 0 議案第 2 2 号 令和 8 年度大崎町水道事業会計予算
(文教経済常任委員長報告)
- 日程第 1 1 議案第 2 3 号 令和 8 年度大崎町公共下水道事業会計予算
(文教経済常任委員長報告)
- 日程第 1 2 議案第 2 4 号 大崎町過疎地域持続的発展計画の策定について
(大崎町過疎地域持続的発展計画審査特別委員長報告)
- 日程第 1 3 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について

- 日程第 14 同意第 2 号 副町長の選任について
 日程第 15 選任第 1 号 大崎町議会改革等調査特別委員会の設置について
 日程第 16 発議第 2 号 緊急燃油高騰対策に関する発議の提出について
 日程第 17 議員派遣の件
 日程第 18 閉会中継続審査・調査申出書

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1 番 藤 田 香 澄	8 番 宮 本 昭 一
3 番 岡 元 修 一	9 番 中 倉 広 文
4 番 富 重 幸 博	10 番 中 山 美 幸
5 番 児 玉 孝 徳	11 番 鷲 東 慎 一
6 番 稲 留 光 晴	12 番 吉 原 信 雄
7 番 神 崎 文 男	

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第 121 条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	中 野 伸 一	農林振興課長	鎌 田 洋 一
副 町 長	千 歳 史 郎	建 設 課 長	美 戸 博 明
教 育 長	穂 園 正 幸	農委事務局長	松 元 昭 二
会 計 管 理 者	岡 留 和 幸	水 道 課 長	川 越 龍 一
総 務 課 長	宮 本 修 一	教委管理課長	相 星 永 悟
企画政策課長	渡 邊 正 一	教委社会教育課長	西 竹 信 也
商工観光課長	上 野 明 仁	税 務 課 長	谷 迫 利 弘
町 民 課 長	本 松 健一郎		
環境政策課長	竹 本 忠 行		
保健福祉課長	岩 元 貴 幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	久 保 健一朗
次長兼調査係長	上 橋 孝 幸
次長兼議事係長	松 元 幸 紀
庶務係主任	西 ゆ か り

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（吉原信雄議員） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、1 番、藤田香澄議員及び 3 番、岡元修一議員を指名いたします。

-----○-----

日程第 2 議案第 13 号 大崎町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（吉原信雄議員） 日程第 2、議案第 13 号「大崎町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（稲留光晴議員） ただいま議題となりました議案第 13 号、大崎町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、3 月 2 日の本会議において当委員会に付託されたもので、3 月 3 日に委員会を開催し、総務課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

本条例は、国家公務員等の旅費に関する法律が一部改正されたことに伴い、現行の法に準拠する形で改定するものであります。

主な改正の内容は、旅費支給について、定額支給から、原則実費支給に改めたこと、旅行代理店等に対する直接払いを可能とし、職員の立替払をなくし、職員の負担軽減を図ること、適正な支出を確保するため過大に旅費を受給した旅行者等に対しては、旅費返納義務や旅行者の給与等から控除できる規定を設けたことでありました。

附則として、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行することとなっております。

特筆すべき質疑はなく、その後、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第 13 号、大崎町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定については原案のとおり可決すべきものと、出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。

議案第 13 号「大崎町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定に

ついて」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第13号「大崎町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について」、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号「大崎町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第15号 大崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（吉原信雄議員） 日程第3、議案第15号「大崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（稲留光晴議員） ただいま議題となりました議案第15号、大崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、3月2日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月3日に委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

本条例は、国が進める乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を実施するために制定するものであります。

内容については、本会議において説明がありましたので、委員会での主な質疑について報告いたします。

乳児等通園支援事業における補助基準単価について、障害児、医療的ケア児、要支援児童に係る加算があるということだが、この加算額は市町村で決められるのか

との問いに対し、加算については、障害児は1時間当たり600円、医療的ケア児については2,500円など、国から公定価格が示されているとの答弁。

さらに、委員から、医療的ケア児を受け入れられる施設はあるのかとの問いに対し、医療的ケア児の受入れについては、看護師等の資格者が配置されている必要があるため、各事業所で取扱いが違ってくるとの答弁でありました。

以上、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第15号、大崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと、出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。

議案第15号「大崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第15号「大崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号「大崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 陳情第1号 医療確保プロジェクトに係る予算及び事業経緯の慎重審議並びに今後の大崎町の医療確保方針の十分な検討を求める件

○議長（吉原信雄議員） 日程第4、陳情第1号「医療確保プロジェクトに係る予算及び事業経緯の慎重審議並びに今後の大崎町の医療確保方針の十分な検討を求める件」を議題といたします。

本案について、特別委員長の報告を求めます。

○特別委員長（鷲東慎一議員） ただいま議題となりました陳情第1号、医療確保プロジェクトに係る予算及び事業経緯の慎重審議並びに今後の大崎町の医療確保方針の十分な検討を求める件について、特別委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

陳情者は、大崎町永吉3237番地2、草原正和氏であります。

本陳情は、3月2日の本会議において、当委員会に付託されたもので、3月6日に全委員出席のもと委員会を開催し、審査いたしました。

陳情の趣旨について申し上げます。大崎町が進める医療確保プロジェクトについては、町民の生活基盤に直結する重要施策である一方、予算規模が大きく、また事業の進め方や説明の在り方について、町民の間で不安の声が生じている。については、町民の理解と信頼を得た上で、将来に責任ある医療体制の構築を進めるため、次の事項について陳情する。

1、医療確保プロジェクトに係る予算審議について、事業の目的、必要性、費用対効果等を含め慎重に審議すること。

2、制度設計、公募、周知方法、審査手続及び、これまでの経緯について、十分に確認し、必要に応じて資料提出、説明を求めた上で慎重に審議すること。

3、今後の大崎町の医療確保について、診療体制、検査体制、救急連携体制、将来需要等を踏まえ、十分に検討すること。

4、必要に応じて町民への説明機会を設け、意見を反映した医療確保等となるよう努めること。

この4項目が陳情の内容となっております。陳情内容の審査に当たり、担当課である保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、医療確保プロジェクトの概要等について説明を受け、審査いたしました。

本委員会における質疑及び答弁については、全議員出席のため割愛いたします。

その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、陳情第1号、医療確保プロジェクトに係る予算及び事業経緯の慎重審議並びに今後の大崎町の医療確保方針の十分な検討を求める件については、採択すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、特別委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。

陳情第1号「医療確保プロジェクトに係る予算及び事業経緯の慎重審議並びに今後の大崎町の医療確保方針の十分な検討を求める件」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。陳情第1号「医療確保プロジェクトに係る予算及び事業経緯の慎重審議並びに今後の大崎町の医療確保方針の十分な検討を求める件」は、委員長報告のとおり、採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第1号「医療確保プロジェクトに係る予算及び事業経緯の慎重審議並びに今後の大崎町の医療確保方針の十分な検討を求める件」は、採択されました。

—————○—————

日程第5 議案第17号 令和8年度大崎町一般会計予算

○議長（吉原信雄議員） 日程第5、議案第17号「令和8年度大崎町一般会計予算」を議題といたします。

本案について、令和8年度大崎町一般会計予算審査特別委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（鷲東慎一議員） ただいま議題となりました、議案第17号、令和8年度大崎町一般会計予算について、令和8年大崎町一般会計予算審査特別委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。本議案については、3月2日の本会議において本特別委員会に付託されたもので、3月4日から3月6日までの三日間、全委員出席のもと委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億6,807万3,000円と定めるものであります。

本委員会における説明と質疑及び答弁については、全議員出席のため割愛しますが、委員より追加要望事項がありましたので、次のとおり報告いたします。

款6商工費、項1商工費、目3観光費、節12委託料、地域おこし協力隊業務委託料について、くにの松原キャンプ場において、今後の運営の在り方が十分整理されていない状況にあると認識している。そのような中で地域おこし協力隊を採用することについては、任用後の役割やミッションが不明確となることが懸念される。既に地域おこし協力隊の募集が開始されているところではあるが、応募があった際

には、現状や想定される活動内容などについて十分に説明を行い、応募者と行政側との認識に齟齬が生じないように配慮されることを要望する。

次に、款４衛生費、項１保健衛生費、目３環境衛生費、節１８負担金、補助及び交付金、環境美化推進交付金について、その地域に住む方が広くごみステーションを利用できるようにするという制度の趣旨が伝わるよう、各単位衛生自治会への丁寧な説明を行うとともに、交付目的に沿った活用がなされているか確認できるような報告の仕組みづくりなど、適切な運用を行うよう求める。

以上、委員からの追加要望事項を報告いたします。

各課の質疑終了後、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第１７号、令和８年度大崎町一般会計予算については、原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、令和８年度大崎町一般会計予算審査特別委員会における審査の経過と結果について、報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。

議案第１７号「令和８年度大崎町一般会計予算」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

議案第１７号「令和８年度大崎町一般会計予算」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原信雄議員） 起立多数。

したがって、議案第１７号「令和８年度大崎町一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第６ 議案第１８号 令和８年度オオサキポイント事業特別会計予算

○議長（吉原信雄議員） 日程第6、議案第18号「令和8年度オオサキポイント事業特別会計予算」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（中山美幸議員） ただいま議題となりました議案第18号、令和8年度オオサキポイント事業特別会計予算について、文教経済常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、3月2日の本会議において当委員会に付託されたものです。3月3日に、全委員出席のもと委員会を開催し、商工観光課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億8,313万4,000円とするものです。内容については、3月2日の本会議において提案説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、スマートフォンの操作に不慣れな方は、これまでの紙の商品券のほうが使いやすいという意見を聞くが、経過措置として紙の商品券と併用する考えはないかの問いに対し、操作に不慣れな方に対しては、今後も担当職員が丁寧に説明を行っていく。デジタル地域通貨オオサキポイントを推進していくため、紙の商品券を併用する計画はないとの答弁であります。

次に、他の市町村のプレミアム商品券では、地域外の住民や観光客も購入できるというところがあるが、大崎町ではそういった考えはないかの問いに対して、地域通貨は外貨獲得の効果もあるため、今後は町内の事業者と協議し、検討していきたいとの答弁であります。

なお、担当課の説明の中で、令和8年度においてポイント利用期間の設定を7月から12月まで計画しているということであったが、委員からはポイント付与の時期を4月に前倒しできないかという要望もありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第18号、令和8年度オオサキポイント事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する文教経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。

議案第18号「令和8年度オオサキポイント事業特別会計予算」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより議案第18号「令和8年度大崎町オオサキポイント事業特別会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉原信雄議員） 起立多数です。

したがって、議案第18号「令和8年度オオサキポイント事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第19号 令和8年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算

日程第8 議案第20号 令和8年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算

日程第9 議案第21号 令和8年度大崎町介護保険事業特別会計予算

○議長（吉原信雄議員） 日程第7、議案第19号「令和8年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」について、日程第8、議案第20号「令和8年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」について、日程第9、議案第21号「令和8年度大崎町介護保険事業特別会計予算」について、以上3件を一括議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（稲留光晴議員） ただいま議題となりました議案第19号、令和8年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、3月2日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月3日に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ18億9,073万9,000円とするものであります。

予算の内容については、本会議での説明のとおり、一般被保険者の療養給付費や高額医療費が主なものであります。

特筆すべき質疑はなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第19号、令和8年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと出席委員の全員の意見の一致をみた次第であります。

以上、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

続きまして、議案第20号、令和8年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、3月2日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月3日に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億7,173万4,000円とするものであります。

予算の内容については、本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

歳出の款1、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金、節18負担金、補助及び交付金の後期高齢者医療広域連合納付金及び保険基盤安定分担金が増額している理由はとの問いに対し、増額の理由は、団塊世代の方々が後期高齢者医療保険へ移行したこと、及び高額医療が増えている傾向にあるため、医療費が増加したものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第20号、令和8年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、議案第21号、令和8年度大崎町介護保険事業特別会計予算について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、3月2日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月3日に、全委員出席のもと委員会を開催し、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ20億2,504万8,000円とするものであります。

予算の内容については、本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

歳出の款3、項2、目1一般介護予防事業費、節18負担金、補助及び交付金の介護予防教室送迎負担金384万円について、この事業はマスターズプロジェクトなど介護予防教室に通う高齢者の移動支援として、町と契約したタクシー会社による送迎支援とのことだが、何名ぐらいを見込んでいるのかとの問いに対し、20名を想定しているとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第21号、令和8年度大崎町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。

議案第19号「令和8年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」の委員長報告
に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

議案第19号「令和8年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」の委員長報告
は、原案可決であります。

委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原信雄議員） 起立多数です。

したがって、議案第19号「令和8年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算」
は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号「令和8年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」の委員長
報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

議案第20号「令和8年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」の委員長報告は、
原案可決であります。

委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原信雄議員） 起立多数です。

したがって、議案第20号「令和8年度大崎町後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号「令和8年度大崎町介護保険事業特別会計予算」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

議案第21号「令和8年度大崎町介護保険事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原信雄議員） 起立多数です。

したがって、議案第21号「令和8年度大崎町介護保険事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第22号 令和8年度大崎町水道事業会計予算

日程第11 議案第23号 令和8年度大崎町公共下水道事業会計予算

○議長（吉原信雄議員） 日程第10、議案第22号「令和8年度大崎町水道事業会計予算」について、日程第11、議案第23号「令和8年度大崎町公共下水道事業会計予算」について、以上2件を一括議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（中山美幸議員） ただいま議題となりました議案第22号、令和8年度大崎町水道事業会計予算について、審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、去る3月2日の本会議において当委員会に付託されたもので、3月3日に、全委員出席のもと委員会を開催し、水道課長並びに関係職員の出席を求め、説明を受け、審査いたしました。

予算書の第1ページ、業務予定量は、給水戸数6,351戸、年間総給水量13万5,000立方メートル、1日の平均給水量3,712立方メートルであります。

主な建設改良事業では、町道三文字西迫線配水管布設工事であります。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入が第1款水道事業収益2億3,827万4,000円で、支出は、第1款水道事業費用2億2,372万8,000円であり、予算書の2ページ、予算第4条の資本的収入及び支出の予定額は、第1款資本的収入が3,802万2,000円で、第1款資本的支出が2億6,542万1,000円であります。資本的収入額が支出額に対して不足する額2億2,739万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,921万6,000円で、当年度分損益勘定留保資金6,605万2,000円、減債積立金327万2,000円、建設改良積立金1億4,213万1,000円で補填するものであります。

本予算の提案理由、内容につきましては、本会議において担当課長より説明がありましたので省略いたします。

それでは、委員会での質疑の主なものについて報告いたします。

委員から、水道料金について長年据え置かれていると認識しているが、人口減少や施設老朽化が顕著になってきている中、今後の水道事業は料金体制の見直しの必要性についてはとの問いに、昭和63年3月使用分から現在の料金体系となっているようである。予算にも計上しているが、施設の耐震化、併せて配水管・給水管の耐震化なども必要になってくる。数年後には、新たな料金体制、基本料金並びに従量料金の見直しがなってくるものと考えているとの答弁であります。

以上で質疑を集結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第22号、令和8年度大崎町水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、令和8年度大崎町水道事業会計予算の審査の経過と結果について報告を終わります。

引き続き、議案第23号、令和8年度大崎町公共下水道事業会計予算について、審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、去る3月2日の本会議において当委員会に付託されたものです。3月3日に、全委員出席のもと委員会を開催し、水道課長並びに関係職員の出席を求め、説明を受け、審査いたしました。

予算書の1ページ、業務予定量は、接続戸数1,530戸、年間総排水量28万4,709立方メートル、1日平均排水量780万立方メートルであります。

主な建設改良事業は、大崎クリーンセンター電気設備改築1億1,300万円であります。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入が第1款下水道事業収益2億7,988万9,000円で、支出は、第1款下水道事業費用1億8,063万1,0

〇〇円であります。

予算書の２ページ、予算第４条の資本的収入及び支出の予定額は、第１款資本的収入が１億５,４６２万７,０００円で、第１款資本的支出が２億４,５２３万６,０００円であります。資本的収入額が支出額に対して不足する額９,０６０万９,０００円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額５１４万５,０００円及び過年度分損益勘定留保資金５,４９６万４,０００円及び当年度分損益勘定留保資金３,０５０万円で補填するものであります。

本予算の提案理由については、本会議において担当課長より説明がなされておりますので省略いたします。

それでは、委員会の質疑の主なものについて報告いたします。

委員から、大崎町クリーンセンター電気設備改築工事はどのようなものかとの問いに対し、大崎クリーンセンター供用開始されてから２４年が経過しており、設備の長寿命化計画に基づき電気関係を中心に、火災報知器の受電盤や管理等の総合盤、高圧受電を受ける際の開閉器、電気室内のＵＰＳ無停電装置、流量計などを令和８年度から令和９年度にかけて改修する計画であるとの答弁であります。

その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第２３号、令和８年度大崎町公共下水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、議案第２２号、議案第２３号の文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。

まず、議案第２２号「令和８年度大崎町水道事業会計予算」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

議案第２２号「令和８年度大崎町水道事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉原信雄議員） 起立多数です。

したがって、議案第22号「令和8年度大崎町水道事業会計予算」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号「令和8年度大崎町公共下水道事業会計予算」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

議案第23号「令和8年度大崎町公共下水道事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉原信雄議員） 起立多数です。

したがって、議案第23号「令和8年度大崎町公共下水道事業会計予算」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第24号 大崎町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（吉原信雄議員） 日程第12、議案第24号「大崎町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題といたします。

本案について、大崎町過疎地域持続的発展計画審査特別委員長の報告を求めます。

○大崎町過疎地域持続的発展計画審査特別委員長（鷲東慎一議員） ただいま議題となりました議案第24号、大崎町過疎地域持続的発展計画の策定について、大崎町過疎地域持続的発展計画審査特別委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、3月2日の本会議において当特別委員会に付託されたもので、3月6日に全委員出席のもと委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

本議案は、令和3年に設定された大崎町過疎地域持続的発展計画の期間が本年度で期間満了となることから、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間

とするものであります。

内容については、3月2日の本会議において執行部から説明があり、委員会には全委員が出席しておりましたので、質疑内容については省略いたします。

討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第24号、大崎町過疎地域持続的発展計画の策定については可決すべきものと、出席委員全員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、大崎町過疎地域持続的発展計画審査特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。

議案第24号「大崎町過疎地域持続的発展計画の策定について」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

議案第24号「大崎町過疎地域持続的発展計画の策定について」の委員長の報告は、原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原信雄議員） 起立多数です。

したがって、議案第24号「大崎町過疎地域持続的発展計画の策定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 同意第1号 教育委員会委員の任命について

○議長（吉原信雄議員） 日程第13、同意第1号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中野伸一君） 本案は、現在、教育委員会委員であります二見いすず氏の任期が、本年3月31日で満了となるため、その後任を任命する必要がありますが、引き続き、同氏を大崎町教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでござい

ます。

氏の住所は、大崎町仮宿 6 6 4 番地 1 で、昭和 3 1 年 9 月 1 7 日生まれの 6 9 歳でございます。

氏は、昭和 5 2 年 3 月に学習院女子短期大学を卒業され、その後、同年 4 月に株式会社南日本放送に入社し、アナウンサーとして活躍されておりましたが、昭和 6 0 年 7 月に退職されております。現在は、フリーアナウンサーとしてラジオを中心に活躍される傍ら、町内外での講演活動や話し方教室の講師、司会など幅広く活動されております。平成 2 6 年 4 月から本町教育委員会委員に任命されて以来、3 期 1 2 年、町民からの信頼も篤く、精力的に活動されており、大崎町教育委員会委員として適任と思われますのでよろしく御審議賜り、御同意くださるようお願い申し上げます。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第 1 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第 1 号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（吉原信雄議員） ただいまの出席議員数は 1 0 人であります。

会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番、藤田香澄議員、3 番、岡元修一議員、4 番、富重幸博議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願

います。

[投票用紙配付]

○議長（吉原信雄議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（吉原信雄議員） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（久保健一朗君） それでは、議席番号、氏名の順で読み上げます。

1 番、藤田香澄議員、3 番、岡元修一議員、4 番、富重幸博議員、5 番、児玉孝徳議員、6 番、稲留光晴議員、7 番、神崎文男議員、8 番、宮本昭一議員、9 番、中倉広文議員、10 番中山美幸議員、11 番、鷺東慎一議員。

[投票]

○議長（吉原信雄議員） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。1 番、藤田香澄議員、3 番、岡元修一議員、4 番、富重幸博議員、立会いを願います。

[開票]

○議長（吉原信雄議員） 投票の結果を報告いたします。

投票総数10票。有効投票10票。無効投票0票。

有効投票中、賛成、10票、反対、0票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

————○————

○議長（吉原信雄議員） ここで、暫時休憩いたします。再開は11時5分再開いたします。

————○————

休憩 午前10時55分

再開 午前 11 時 05 分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

-----○-----

日程第 14 号 同意第 2 号 副町長の選任について

○議長（吉原信雄議員） 日程第 14、同意第 2 号「副町長の選任について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中野伸一君） 御説明いたします。

本案は、現副町長の千歳史郎氏が令和 8 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますが、その後任として佐藤一郎氏を選任したいので、地方自治法第 162 条の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

氏の住所は、大崎町永吉 7770 番地で、昭和 34 年 5 月 1 日生まれの 66 歳でございます。

氏は、昭和 58 年 10 月 1 日に大崎町の職員に採用され、平成 28 年、出向により鹿児島県後期高齢者医療広域連合事務局総務課長、令和元年に本町総務課長を歴任した後、令和 2 年 3 月に定年退職され、その後も再任用職員、会計年度任用職員として主に町長秘書を務められ、現在、大崎町シルバー人材センター事務局長として勤務されております。知性闊達で、長年培われた公務員としての知識や経験から信頼も厚く、人望、識見ともに高く、副町長として最適任と思慮されますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第 2 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第2号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○議長（吉原信雄議員） ただいまの出席議員数は10人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、児玉孝徳議員、6番、稲留光晴議員、7番、神崎文男議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

[投票用紙配付]

○議長（吉原信雄議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（吉原信雄議員） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（久保健一郎君） 1番、藤田香澄議員、3番、岡元修一議員、4番、富重幸博議員、5番、児玉孝徳議員、6番、稲留光晴議員、7番、神崎文男議員、8番、宮本昭一議員、9番、中倉広文議員、10番中山美幸議員、11番、鷲東慎一議員。

[投票]

○議長（吉原信雄議員） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。5番、児玉孝徳議員、6番、稲留光晴議員、7番、神崎文男議員、立会いをお願いします。

[開票]

○議長（吉原信雄議員） 投票の結果を報告いたします。

投票総数10票。有効投票10票。無効投票0票。

有効投票中、賛成、10票、反対、0票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

—————○—————

日程第15 選任第1号 大崎町議会改革等調査特別委員会の設置について

○議長（吉原信雄議員） 日程第15、選任第1号「大崎町議会改革等調査特別委員会の設置について」を議題といたします。

お諮りします。特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、1番、藤田香澄議員、3番、岡元修一議員、5番、児玉孝徳議員、6番、稲留光晴議員、10番中山美幸議員、11番、鷲東慎一議員、以上6名の諸君の指名をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名の諸君を、大崎町議会改革等調査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長が共にいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めてその互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控室でしていただきます。

これより暫時休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前11時16分

再開 午前11時19分

—————○—————

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。

委員長に11番、鷲東慎一議員、副委員長に6番、稲留光晴議員が選任されました。

ここで、さらにお諮りします。本案につきまして、閉会中の継続審査といたしたいところでありますが、このことについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案につきまして閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

—————○—————

日程第 16 発議第 2 号 緊急燃油高騰対策に関する発議の提出について

○議長（吉原信雄議員） 日程第 16、発議第 2 号「緊急燃油高騰対策に関する発議の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

○11 番（鷺東慎一議員） 発議第 2 号、緊急燃油高騰対策に関する発議の提出について。大崎町議会議長、吉原信雄殿。提出者、大崎町議会議員、鷺東慎一。令和 8 年 3 月 18 日。

上記の議案を、地方自治法第 112 条及び大崎町議会議事規則第 14 条 2 項の規定により提出します。

ふるさと納税寄附額を原資として、重油等燃料を使用する事業者の燃油高騰対策に活用し、重油価格が一定基準を超えた場合に事業者の購入費の一部を補助する仕組みを検討すること。

提出の理由として、大崎町の基幹産業及び地域経済を支える事業者の経営安定を図るため、燃油価格高騰に対する町独自の支援策について検討していただきたく提出するものです。

近年、国際情勢の変化等により原油価格が高騰しており、重油等燃料を使用する事業者の経営に大きな影響を及ぼしています。大崎町においては、養鰻業をはじめ食品加工業、農林水産業、各種製造業など重油を使用する事業者が地域産業を支えており、燃料価格の上昇は事業継続や雇用の維持に深刻な影響を与えるおそれがあります。

また、本町のふるさと納税は多くの寄附をいただいております、その返礼品の多くがウナギをはじめとした地域産業によって支えられています。こうした状況を踏まえ、寄附財源を地域産業へ還元し、持続可能な地域経済の循環を構築することが重要であると考えます。

つきましては、重油等の燃料を使用する事業者の経営安定を図るため、町独自の燃油高騰対策を講じていただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第 2 号は、会議規則第 39 条

第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、採決に入ります。

お諮りします。

発議第2号「緊急燃油高騰対策に関する発議の提出について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、発議第2号「緊急燃油高騰対策に関する発議の提出について」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第17 議員派遣の件

○議長（吉原信雄議員） 日程第17、「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定いたしました。

—————○—————

日程第18 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（吉原信雄議員） 日程第18「閉会中継続審査・調査申出書」についてを議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4委員長から申出があります。

お諮りします。

4委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、4 委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は決定しました。

—————○—————

○議長（吉原信雄議員） 以上をもって、本日の日程の全部を終了しました。会議を閉じます。令和8年第1回大崎町議会定例会を閉会いたします。

—————○—————

閉会 午前11時25分